

ISSN 1343-4225

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 52

キーパーソンインタビュー

「北東アジアにおける北朝鮮の政治動向」

防衛庁防衛研究所 主任研究官 武貞秀士氏に聞く

自治体ODAの経済学:自治体連携円借款の可能性と課題 吉田均

拡大するシベリア横断鉄道の国際利用:日本は蚊帳の外 辻久子

Growing International Use of the Trans-Siberian Railway: Japan is Being Left Out of the Loop Hisako Tsuji

Foreign Direct Investment and Technology Transfer in Russia David A. Dyker

ロシアにおける外国直接投資と技術移転 デビッドA.ダイカー

An Energy Community for Northeast Asia: From a Dream to a Strategy

Vladimir I. Ivanov

韓国の地方財政() :自治体の自主財源と歳出構造 鞠重鎬、沈政郁

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(5) 三村光弘

2003
JUNE
vol. 52

目 次

キーパーソンインタビュー（日）	
「北東アジアにおける北朝鮮の政治動向」	
防衛庁防衛研究所 主任研究官 武貞秀士氏に聞く	1
自治体ODAの経済学 自治体連携円借款の可能性と課題（日/英抄）	
The Economics of ODA by Local Authorities: Possibilities for Yen Loans in Collaboration with Local Authorities (Summary)	
ERINA調査研究部客員研究員 吉田均	11
Hitoshi Yoshida, Visiting Researcher, Research Division, ERINA	
拡大するシベリア横断鉄道の国際利用 日本は蚊帳の外（日/英）	
Growing International Use of the Trans-Siberian Railway: Japan is Being Left Out of the Loop	
ERINA調査研究部主任研究員 辻久子	19
Hisako Tsuji, Senior Economist, Research Division, ERINA	
Foreign Direct Investment and Technology Transfer in Russia（英/日）	
ロシアにおける外国直接投資と技術移転	
David A. Dyker, Reader in Economics, University of Sussex	
サセックス大学経済学講師 デビッドA.ダイカー	27
An Energy Community for Northeast Asia: From a Dream to a Strategy（英）	
Vladimir I. Ivanov, Senior Economist, Research Division, ERINA	40
韓国の地方財政（ ） - 自治体の自主財源と歳出構造 -（日/英抄）	
Non-tax Revenue and Expenditure Structure of Local Governments in the ROK (Summary)	
横浜市立大学商学部助教授 鞠重鎬	
Joong-Ho Kook, Associate Professor, Yokohama City University	
一橋大学経済学研究科博士後期課程 沈政郁	
Jung-Wook Shim, Graduate School of Economics, Hitotsubashi University	46
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（5）（日/英抄）	
Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK（5）(Summary)	
ERINA調査研究部研究員 三村光弘	53
Mitsuhiro Mimura, Researcher, Research Division, ERINA	
会議・視察報告	
図們江輸送回廊調査と東春フェリー乗船記（日）	
ERINA調査研究部研究員 川村和美	69
韓国港湾視察記（日）	
ERINA特別研究員 三橋郁雄	72
北東アジアにおけるエネルギー協力に関する専門家会議（日）	
ERINA経済交流部部長代理 佐藤尚	75
・発表原稿 “Capacity-Building and Effective Information Exchange Between Japan and the Russian Federation”	
Hisashi Sato, Deputy Manager, External Relations Department, ERINA ...	78
北東アジア動向分析	80
Book Review	87
北東アジア関連ホームページ紹介	88
ERINA新オフィスのご紹介	90
研究所だより	91

(キーパーソンインタビュー)

「北東アジアにおける北朝鮮の政治動向」

防衛庁防衛研究所 主任研究官 武貞秀士氏に聞く



- イラク戦争をおそらくテレビで見っていた北朝鮮の指導者は、何を感じ、何を学び、どのような次の政策に出てきたのでしょうか。

(武貞) 北朝鮮の首脳がイラク戦争を見ながら、衝撃を受けたというのは間違いありません。北朝鮮は1948年の建国以来、戦争から教訓を学び、国家の建設や軍の建設をやってきた国です。朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、そしてユーゴ戦争から空軍力、陸軍力のどこを強化すべきか、どのような外交努力が必要か、何に重点を置くべきかということたくさん学んできた国です。38度線のあのトンネルも実は、ベトナム戦争で北ベトナムが補給路として使用したトンネルからヒントを得たという話もあるくらいです。

今回のイラク戦争は、それがブッシュ政権が「悪の枢軸」と名前を挙げた3つの国の1つに対して向けられた戦争であったゆえに、最初から強い関心を持っていました。北朝鮮の朝鮮中央放送、労働新聞でも詳しく毎日報道しておりましたし、米国・イギリスが戦争に向かうプロセスを厳しく非難もしていたわけです。北朝鮮は、イラク戦争を自ら向けられた戦争と同じくらい強い関心を持って見ていた

ことは間違いありません。

そのイラク戦争から3点を北朝鮮は学んだとみていると思います。

1つは、米国の戦闘能力が非常に高いものであるといったことを認識しました。労働新聞等でも米国の具体的な兵器、どういうものが使われているかということに関心を持っていました。精密誘導兵器、特にクラスター爆弾やバンカーバスターです。地中深く潜り込んで爆発し、地中の色々な設備を破壊する能力のあるもの、或いは、点じゃなくて面を破壊するクラスター爆弾とか、そういったものがどういう形で使われるか、どういう被害が及ぶか注意を向けていたというのは間違いありません。米国の戦闘能力を再認識していたことに関連して、今回の戦争は、目標物を破壊するだけではなくて、その地域を支配している体制の意思を喪失させ崩壊させるものでした。体制の交代のことまで目標にしていたから、地上軍を派遣したわけです。地上軍として、海兵隊、歩兵師団を派遣したこと、そしてその戦闘に関して強い関心を持っていたことは間違いありません。北朝鮮は、地上軍の派遣を連日詳しく報道していました。これまで、軍事革命(RMA)が始まり、軍事技術がハイテク化した今の時代では、地上軍は必要ないという見方が一部の専門家の間であったわけですが、体制を崩壊させ、指導者の意思をなくしてしまうために、歩兵師団と海兵隊の役割が大きかった。このようなタイプの戦争は他になかったのです。「悪の枢軸」として名指された体制のひとつとして北朝鮮はそこに注目していたことは間違いありません。

2つ目に、国連の役割が思ったほど大きくはなかったということに北朝鮮が注意を向けていたことは間違いありません。米国が国連を舞台にして、フセイン政権に対して「査察を受け入れる、受け入れなければ深刻な事態になる」と迫った。これは国連を舞台にして行われた決議が根拠になったものです。決議を基にして、色々な違反行為に対してそれが違反かどうか、違反行為にはどういう方法で対処するかということが話し合われるという経緯をたどった。イラク問題ではもう少し国連を舞台にしたやり取りが続くだろうと国際世論も考えていたわけです。ロシア・中国・フラン

ス・ドイツ等の考えと米国、イギリスの考えが違っている
ので、色々な議論が行われるだろうと思われていました。
膠着状態のまま軍事行動に移行できない状態でイラクの問
題が終わるのではないかという見方も一時あったわけす
けども、しかし、そうではなかった。国連の役割が非常
に限定されていたのです。そのあと、米国が簡単に軍事行動
に移行してしまったという事実がそこにあります。その点
について北朝鮮が非常に強い関心を持っていたことは、間
違いないですね。「査察を受け入れたから、あの体制が崩
壊した」という言葉さえ北朝鮮では公式にメディアが報道
しました。国連の役割が思ったほど小さくなくて、いとも
簡単に米・英が軍事行動に移行したことを注目していたで
しょう。

3つ目は、サダム・フセインの体制があつという間に崩
壊し、バグダットの市街ではフセインの像が倒壊してい
ま、民心が、その直前まで崇拝していたと皆が思っていた
サダム・フセインに対して反旗を翻した。フセインに対す
る民心が離反してしまったということを目撃したわけす
が、北朝鮮は非常にショックを受けているでしょう。特に、
北朝鮮内には金日成の像の数、サダム・フセインの像よ
りもはるかに多くあり、大きなもので2百、あるいは全部
で3千という話があります。その像が倒壊し、民心が離反
していく映像を北朝鮮指導者はテレビを通じて見たはず
です。北朝鮮は像を通じて指導者に対する崇拝を鼓舞する
体制にありますから、衝撃は大きかったでしょう。

以上述べたように、「米国の精密誘導兵器能力は正確で
あり、破壊力がある」、「国連の役割には限界がある」、「民
心が簡単に離反する」の3点が、イラク戦争から北朝鮮指
導者が学んだことです。

**- これに関連して思い出したのですけれども、あの北朝鮮
でも金日成の像はあちこちあるのですが、必ず、右か左の
手を上げているのですよね。サダム・フセインも同じ格好
をしていますね。イラクで出てくる話とか映像を見ると両
国はよく似ていますね。**

(武貞) 非常によく似ていますね。政策決定を一握りの
人がする。銅像とか偶像というものを崇拝する。そういう
手法とか、国民をまとめ上げるための色々な心理戦を活用
する。負けそうになっても、負けていない、自分達が
勝ったということ流布することによって民心の離反を一
生懸命防ぐ心理戦の活用とか、メディアを通じた民心の掌
握というのにも似ていますね。

- 北朝鮮では、スターリンから真似たという話があるので

**すが、こういうやり方というのは、原点というか学ぶべき
バイブルがあるのですか。**

(武貞) 映像を通じた民心の掌握とか心理戦を活用する
というものは、もともとナチスドイツが非常に得意で、心
理戦を立案し遂行する機関を持っていました。それに学ん
だのがソ連軍です。そのソ連軍の機構を相当たくさんコ
ピーしたのが朝鮮人民軍ですから、やっぱり必然性があり
ます。心理戦の手法が世界に拡散してゆくにはひとつの流
れがあります。イラクも北朝鮮関係者が行って指導した可
能性が十分あります。もともとイラクというのは、弾道ミ
サイルも「アル・フセイン」というミサイルは、北朝鮮の
「スカッドBミサイル」3つを解体して2つの「スカッドC
ミサイル」にして、「アル・フセイン」と名づけたもので
す。このミサイルを湾岸戦争の時に使い出した。イラクと
北朝鮮は軍事分野では、非常に密接な関係があります。

**- 北朝鮮は、査察を受け入れたから体制が崩壊したと言っ
ているとのことですが、IAEAの査察はそんなに力がある
ものなのですか。**

(武貞) IAEAの査察がなにか万能であるかのように言
われていますが、IAEAというものは、相当形式的な査察
でしかない、と言ってしまう言い過ぎですけど、限界が
あるというのは専門家が指摘しているとおりです。いず
れにしても、完璧じゃないです。ですから、結局そのIAEA
の査察だけじゃなくて、核開発をしている可能性のある国
に対して、どういう物資が流入したかどうかとか、核関連
じゃなくて化学兵器とか生物兵器も一緒にやっていた形跡
がないかどうか、そういう検証・査察ですよ。核だけじ
ゃない、そういうものも周辺の関連領域のものも合わせて
見ていく必要があるわけですよ。IAEA流の査察が完璧
であると思えるわけにはいかない。

北朝鮮が「イラクは査察を受け入れたので崩壊した」と
いうのは、「査察を受け入れたので外交オプションが狭ま
り、米国に乗せられた」という意味でしょう。

**- 色々な教訓を得て、北は対外政策をどう変えてきたので
しょうか。**

(武貞) 北朝鮮は、イラクの戦争の後、いくつか政策を
修正してきたと見ていい。米国を含めた協議には応じるが、
それは2国間じゃなくて多国間の方が良いと考え始めた。
米国との2国間の協議であれば、リスクが大きい。米国は
イラクに対して迫ったように、「いつまでに査察を受け入
れるべきであって、受け入れなければこういう事態にな
る」、或いは制裁という方向に移行するというのを北に

示すでしょう。ということは、米国と2国間協議だけをやっていると、いつ米国の軍事行動の引き金になるかわからない。こういうヒントも北朝鮮はイラク戦争から得たはずです。すなわち、米国を含めた協議に応じるけれども多国間の協議をやる、そして、査察の受入れ等につながるような決議は一切回避する、というのが北朝鮮の考え方でしょうね。つまり、限りなく膠着状態が続く、協議の中には、北朝鮮の立場を理解してくれる中国、韓国が含まれるのが、北朝鮮にとり望ましい。そこで日朝交渉が続いていけば、「日本も米国の軍事行動に対しては楯になるかもしれない」と北朝鮮は考えるでしょう。ですから、中国、韓国、日本も含めた多国間協議の方が北朝鮮の安全という観点からは、有利だと考えた可能性があります。ですから、多国間協議に出てきたのが北京での4月23日の三者会談であったと見て良いと思います。

2つ目は、南北対話を対米外交に絡ませようという考えでしょう。三者会談に応じた直後に、北朝鮮は南北閣僚級会談を平壤で開催することを提案した。韓国が応じて4月下旬に開催されました。日本では、あまり詳しく報道されてなかったのですが、三者会談直後に行われた平壤での第10回閣僚級会談では具体的なことがいくつか決まっています。北朝鮮が核保有宣言をしたことに対して、韓国が放棄を北朝鮮に対して迫るという姿勢をとったので、核の問題に関連して南北が決裂したとか、対話が十分に行われないうまま終わったというような報道が多かった。しかし、北朝鮮に対して核を止めなさいと韓国が言って、北朝鮮は韓国がそのように言ったから止めましょうという話にはならない。それをお互いわかっている。国際世論、とくにワシントンの関心を見ながら原則論をお互い主張して終わるくらいのことは、両者の間で暗黙の了解があったと見ていい。重要なことは、このときに、5月から7月にかけて南北間でいくつかの交流をすることが決まったことです。5月19日から22日に向けて南北経済協力推進委員会を平壤で開催することが決まりましたし、6月15日前後に南北首脳会談3周年の記念行事をやるということで、金剛山での離散家族再会行事とか「統一大祭典」をやることを協議した。どういう形でやるというのは未定ですけども、話し合いがあった。7月の9日から12日にかけては第11回南北閣僚級会談も日程まで決まりました。これは大変なことで、第10回の会談が物別れではなかったということを示しています。中国・北朝鮮・米国の三者会談ですら、次の会談の約束をできないまま終わったわけですから、それに比べると、南北閣僚級会談を7月9日からの4日間行うことを決めたこと自体、大変なこと。8月の大邱での

ユニバーシアード大会への北朝鮮の参加をどうしようかと協議することになりました。これは、昨年の9月から10月にかけての釜山でのアジア大会で北朝鮮からの応援団を巡って韓国の関心が非常に強まったことがあった。北にとってもスポーツ交流を通じて一緒に応援し共同入場をするというイベントを通じて「南北同民族同士の波長」というものを強調したいという考えがあります。北としては、この機会に是非ユニバーシアード大会に参加をして、同民族同士の共同入場の打診をしたいところでしょう。こういったこと全体を通じて、南北間の対話は北京会談で核保有宣言をして直後の話として、突出していると見た方がいいでしょう。あまり大きく日本では報道していないのですが南北間の動きを注目しておくべきだったと思います。もちろん、5月15日の米韓首脳会談で韓国が「米韓相互防衛条約50周年」を祝う立場を鮮明にしすぎたとき、北朝鮮が南北交流を一時棚上げすることもありえますが。

3つ目は、今まで以上に中国の役割をもっと重視しよう、という考えが北朝鮮に出てきたことです。日本では、「北京での北朝鮮の核保有宣言に対して、中国が気分を悪くして、あまり北朝鮮を面倒看きれない、という方向に中国が出る」という見方が多数です。しかし、北朝鮮は三者会談の直前には国防委員会副委員長の趙明祿総政治局長を北京に派遣しています。また、中国の北京という場所で、中国も当事者として参加していた三者会談の日程中に、中国代表が不在の場で、米国の代表に対して北朝鮮の関係者が核保有の事実をささやいたということ自体、中国と全く調整無くやったとは思えない。むしろ中国の役割を重視する方向に北が出てきたということと矛盾する話では全然ないと思います。事前に何らかの話が通っていたと見るべきです。話が通っていたかどうかを知る1つの材料として趙明祿総政治局長の北京訪問をヒントとして考えるべきだと思いますね。だから、中国は、北朝鮮の核発言を受けて、「北朝鮮の安全保障も考えてやるべきだ」と発言したのです。中国代表が不在のときに核保有発言があったあとの中国の対応がこれです。中国にとり青天の霹靂であったと説明するのは難しい。むしろ、中国外交官が不在のときにささやくことで、北朝鮮が中国の面子を守ったとさえ言える。米国に対抗する上で中国が役割を果たすことを北が期待しており、中国がその北朝鮮の期待に応じて、「北朝鮮も北朝鮮なら、米国も米国だ」とあたかも中間に位置して仲介をする役割を始めたニュアンスがあるエピソードです。

- 従来の北朝鮮の手法である関係諸国間を分断する。アメリカが冷たいなら、韓国にやさしくしてもらい、韓国が冷

たいなら日本に歩み寄る。中国やロシアには甘えていくという方針は変わっていないのですね。

(武貞) その通り。北の立場から見れば、核問題解決のプロセスでの外交資源は、ふんだんにあると映っているでしょう。韓国と米国と日本の間にある北に対する温度差を利用する考えです。中国・ロシアは決してアメリカの側にはつかないという計算がある。シベリア鉄道と朝鮮半島鉄道の連結のためにはこの地域が現状固定されるのがプーチン大統領にはいいに決まっている。そういう時に北に対して軍事を誇示するプッシュ政権を「そうだ、そうだ」とプーチン大統領が言う可能性は高くない。そういったことも、平壤は読み取っているような気がします。

- アメリカは、どうするつもりなのでしょうか。ラムズフェルドさんは厳しいことを言う。アメリカの国務省はまた違う立場のようですし。

(武貞) まず、国務省と国防総省が考えが全然違って対立している、という見方が日本でも報道されていますけれども、言われているほど深刻な対立というものはない。ワシントンポストでも4月下旬にそういう記事が出ました。実務担当者レベルで国務省と国防総省が情報を共有していないとか、北朝鮮が放射能再処理施設再稼働をしたという通告を受けたけれども、一部の部署が米国の政府内の他の部署に情報を提供していなかったとかの報道があった。そのようなことがあったというのは事実でしょうけど、政策決定に責任をもっているパウエルさんとラムズフェルドさんが、情報を共有してないということはない。重要な政策の基本的な部分のところでは、トップクラスは情報を全て共有しています。ただし、北朝鮮政策に対する若干の温度差はあるでしょう。国務省と国防総省の違いは何かと言えば、経済制裁をちらつかせながら北朝鮮を追い込んでいくべきだし、経済制裁もある程度、期限を区切って、回答を求めながら北に迫るべきだという国防総省と、そういう時期じゃなくて経済制裁を日程に上げる時期ではないとする国務省の違いです。それを政府内の対立と考えては間違いです。ましてや、軍事行動を考えるべきという国防総省とそれをしてはいけないという国務省の対立では全然ない。先週はワシントンに行き、米政府や民間研究所の専門家と意見交換をしましたが、そのような印象を持ちました。もうひとつは、米国の考えは、北朝鮮に対して最低限必要なことというのは、核開発計画を放棄させることであり、その手段として、北朝鮮に見返りを約束することなく、検証可能な方法で北朝鮮に対する疑惑施設の査察を実施することです。それから、核の問題だけでなく包括的な要

求を出し、そのロードマップ作りをすることです。それも北朝鮮を含めた場で協議していく考えです。包括的というのは、核開発計画の有無、それはプルトニウム型とウラン型の両方の核開発計画を意味しますけども、それ以外に、通常兵器の脅威の削減、ソウルを狙っている8,000門の火炮の削減、破棄、移動です。ソウルから45km行ったところにそういう火炮がありますけども、60km以上離すともう届きません。

北の方は38度線の北の方にずっと下げて、ソウルを狙っているけども、南の方は平壤を狙っているわけではなく届かない。この非対称性を解消しなくてはいけないというのが1つあります。その他に、訓練するために部隊を移動する時には、「こういう部隊を移動しますよ」ということを事前通告したりする信頼醸成措置の導入問題があります。また、弾道ミサイルの開発とその技術と本体・部品等の外国への移転を止めることも米国が重視しています。また、拉致問題の解決を含む人権問題、北朝鮮の中にあると言われる収容所等で人権が侵害されているのであれば、そういったことがないように協議をしよう、という包括的な協議をする。それを、北朝鮮、米国、韓国、日本を含む多国間で議論をしよう、というのがアメリカの考えです。

- 全部米国からの要求ばかりで、よほど代価を与えないと北が応じないんじゃないかという内容ですね。

(武貞) 代価を示さないのは、プッシュ政権が「北朝鮮が枠組み合意の約束を破った」と見ているからです。また、大量破壊兵器開発を断念させるのに、代価は不要だという考えです。米国は「いまの北朝鮮に核がなぜ必要なのか」と考えています。ジム・ケリー国務次官補が昨年10月に平壤に行った時に、「核の開発の放棄をしなさい。そうすれば、色々な支援も可能になり、人民が飯を食べていけますよ」と言った。翌日に姜錫柱第一外務次官が「武器を売って食べていきます」と答えたと言う。北朝鮮のこの姿勢は一貫していて、今年の1月1日の3社共同社説では、「経済的困難を打開していくために国防産業を強化していこう」と主張をしています。「経済の向上のために国防産業を強化する」ということは、「経済困難を打開するために、武器、それは大量破壊兵器、特に弾道ミサイルが中心ですけども、それを外国に売って外貨を稼いで経済向上に充てます」ということです。それは、「武器を売って、大量破壊兵器を売って人々を食わせる」という言葉と符合します。4月の三者会談でも「大量破壊兵器を売る」とまで発言したようです。そういう発言が増えている。それを米国が目撃していて、北朝鮮は経済困難の打開のために大量

破壊兵器を輸出して外貨を獲得して、経済を挺入れようとしていると見なし始めています。それが、最近のブッシュ大統領の言葉、5月3日ですけども、「北朝鮮が何を持っているかではなくて、それがどこへ向かうかとういことが大事だ」という言葉の背景にある。米国は、北朝鮮が経済的な苦しさのあまりに大量破壊兵器を無制限に外国に輸出することによって、世界の不安定に繋がる行為をしていることには許せないんだと強調し始めています。

- では、許せない時はどうするんでしょうか。北が核を止めるとも思えないし、よほどニンジン（代価）を与えないといけないという感じですね。

（武貞）先にニンジンを与えて北朝鮮の対応を待ち、ニンジンが足りないと言われればまたニンジンを出すというのがクリントン政権だったわけですけども、ブッシュ政権は、それを一切否定しています。核開発計画の放棄が前提です。また、放棄という紙1枚ではなくて放棄したと納得できる査察を受諾して、放棄を確認しないと物は送らないでしょう。しかし食糧支援はあり得るでしょうね。食糧に関しては米国では安全保障上の配慮とやや離れたところで決めるという傾向があります。重油を送るというのはできない。いずれにしても、検証可能な方法で査察を受け入れる。そして、それが核開発計画を止めたと納得するものであるというのが、米国の北朝鮮政策の入口にあります。

- 米韓の間でも温度差と言いましたけれども、何かかなりの違いが読み取れるわけですね。

（武貞）韓国と米国の間にはやはり、温度差がある。韓国は、「ブッシュ政権が世界におけるイニシアチブを取りたいという気持ちで、必要以上に北朝鮮に対して鞭をちらつかせている」と見ています。しかし、それは米国の国益に基づくもので、韓国は違う。北朝鮮に対し、支援をする、立場を理解するという姿勢を先にした方が、むしろ北の誠意ある回答を引き出せるという考えです。そこには同族意識があり、「同族だからきっと誠意は通じる」という意識が盧武鉉政権にはあります。韓国のこの発想と米国のそれとは構造的な違いがある。「核を放棄させなければ困る」と言う点では、米韓は全く同じです。最終ゴールは同じですが、そのプロセスで、鞭を見せたのでは餉の政策は元も子もないと言うのが韓国です。鞭を見せるからこそニンジンが効力を発するというブッシュ政権との間でプロセスが相当違いますね。この違いというのは、これから相当続くのでしょうか。5年間の盧武鉉政権の間続く可能性もあると見た方がいいでしょう。

核問題だけではなくて、北朝鮮のミグ戦闘機が米国の偵察機に急接近した事件の直後、韓国では「米国がああいう風な行動を取るから、ミグ戦闘機のインターセプトという行動が起きてしまう」という見方がありました。米国の行動が、北朝鮮の過敏な反応の引き金になっているという見方です。私は、その直後に大統領側近にソウルで聞いたのですが、大統領がそのように発言したことはなかったそうです。事実関係はわかりません。

- 盧武鉉さんは大統領になった前と後で、どう変わったのですか。

（武貞）12月の大統領に当選した次の日あたりが、「米国との対等の関係」を強調するという点ではクライマックスでした。その後トーンが変わってきて、3月中旬にはガラッと変わりました。3月中旬には米韓同盟の精神に則るのとの発言の下、イラクに工兵部隊を送り込む決定をしました。その間、私は韓国の高官の何人かと会いましたが、彼らはそれまでの盧武鉉さんの発言と政権発足後の政策との違いを指摘するのが印象的でした。人事的にも国防補佐官に米韓同盟関係を重視する元将軍を登用することを決めました。在韓米軍をこれからどうするのかを協議するチャンネル創設に米韓で合意した。4月に行われた第1回米韓安保協議では立場が逆転してしまいました。つまり、米軍を再配置したい米国と、それをいま話さないでほしいと言う韓国の違いが鮮明になった。トリップワイヤーという言葉があります。ソウルの北に米第2歩兵師団を置いておけば、北が奇襲攻撃をかけたなら自動的に米歩兵師団が巻き込まれるから、アメリカの自動的な介入を保証するという考えです。この米軍がいなくなれば、韓国としては危ない。米軍の自動介入が無くなるという見方が韓国にある。でも自動的に巻き込まれるのはまっぴらだから、減らしてしまえという見方も米国にある。しかし、米歩兵師団削減については米韓の間で話し合われたことがない。第2歩兵師団の漢江より南への引き下げには米韓同盟の根本に関わる問題です。米国側が下げたいと言えば、韓国側はトリップワイヤーの役割を果たしてくれる米軍が下がったら、北に攻めても大丈夫というシグナルを与えてしまって、米国が介入しないかもしれないということになる。ですから、しきりに韓国が米国に再配置とか削減とかを言わないでくれと言ったのです。米国は、軍事技術が発達してきたのだから、いざというときにはいつでも介入できるから、再配置とか削減ということも含めて、在韓米軍については、これから大胆に議論をするようにしましよと言ったようです。結論は、米国は、再配置とか削減とかいうことは言及しない。

韓国は在韓米軍に継続駐留してください、いま削減しては困りますといった。米国が「韓国の立場を理解する」という言葉を入れて共同声明が出たということです。

このように立場が逆になってしまっていたのが4月なのです。そこまで盧武鉉さんの対米姿勢というのが12月の当選直後からみると変わったのです。

- 盧武鉉さんは大統領になった後どうしてそこまで変わったのですか。

(武貞) どうしてそこまで変わったのかは不明です。大統領になると、選択肢は意外と少ないことがわかったということかもしれない。一部の評価では、大統領はリアリストだということです。韓国では、リアリストであり、地盤、地縁、学閥、係累がない人が社会で上昇するのは、弁護士になることだそうです。経歴を考えても、盧武鉉さんはリアリストかもしれない。リアリストは豹変するの早いわけです。米韓同盟ということに対する態度にブレがあるというのは、リアリズムという点では一貫しているのです。

ただ、盧武鉉さんを当選までずっと押し出していった20代30代のインターネット世代と、世論が剥離してしまうという現象が起きています。700人の工兵部隊を送ると決めた後、すぐ国会で決まると思ったら、デモが起こった。結局派遣が決まりましたが、国民の間では、当選後の盧武鉉さんは当選まで押し出したエネルギーとは違うのではないかという見方がでてきています。盧武鉉政権の課題の一つは、当選まで押し出した国民世論の思惑と米韓同盟に対する盧武鉉さんの思惑の違いが起きてくると同時にそれをどうマネージするか、政治家としての最初の試練がきているのでしょね。

- それでは日本はどのようなのでしょうか。国交正常化等いろいろあります。新潟には拉致問題もあります。

(武貞) 拉致問題の解決は日本の北朝鮮政策で最優先課題です。米國務省は以前から拉致をテロの1つに分類しています。これは日本社会の最大関心事です。日本での北朝鮮に対する関心増大も拉致問題がきっかけです。拉致問題の解決はとりえず5人の方の家族を日本に戻すことが先決です。日帰りで政府の特別機を使い北の空港まで行って家族を迎え入れる。それをきっかけにして残りの拉致事件の事実関係については継続の調査ということにして、国交正常化交渉と日朝安保協議を立ち上げるという方法はどうでしょうか。ただ、これは色々な事情があり簡単ではない。北朝鮮側が「日本政府が日朝国交正常化交渉を進めたくないの、拉致問題をこじらせている」と考えているのであ

れば、これは誤解です。民主主義の日本では、世論があって外交があるのです。日朝関係改善を北朝鮮が真剣に考えるなら、日本でこの半年の間に草の根レベルで北朝鮮イメージがいかに悪化してしまったかを知るべきです。草の根の変化が先行したのです。日朝関係に尽力されてきたかたは、いまこそ、この事実を北朝鮮に説明するべきではないでしょうか。

- 独裁政権に対する包容政策が成功したことは無いと歴史学者は言っていますが、そういう点からいうとどうでしょうか。

(武貞) 独裁政権に対する包容政策が成功した例は無いというのはその通りだと思います。独裁政権というのは往々にして、我々と協議とか取り決めとか条約とかをしても、それを遵守するときの意識が違います。北朝鮮にとって韓国の包容政策とは、北朝鮮に対して妥協する姿勢に見えていでしょう。「これを支援するので、何かを約束してほしい」と言うのは、北朝鮮には通じない。「支援をする側に弱みがあるから支援する」と映っているのだし、「次に何を支援してもらえるか」と考えるのが大抵の独裁政権です。1994年10月の枠組み合意にしても、北朝鮮にとって「両者が合意してサインをした」という米国式の契約をしたという気は全然ないでしょう。米国は米国式の契約意識に基づいて合意をしたが、北朝鮮にはその意識がない。北朝鮮にとってはとりえず、査察期限を伸ばすためのモラトリアムであり、「次に何がとれるか」を見定めるための時間稼ぎだった。またそういった戦略を立てられるのが独裁政権のスタイルです。独裁政権の持つ法とか協議とか交渉とかいう言葉のイメージが我々のそれとは違うということから、誤解や不信が出てきているのです。これからも、北朝鮮とはどんな約束をしてもダメだと思いますよ。そもそも北は嘘をついた感覚がないでしょう。米朝枠組み合意についてもブッシュ大統領が北朝鮮に対して約束を果たしていないと言っていますが、北は「義務を約束したし、履行しなければならぬ」などとは考えていないと思いますよ。

- 金正日総書記が言った「体制の保証」というのはどういう意味でしょうか。

(武貞) 北で「体制の保証」といったときの「体制」という意味です。これは、南を含めて体制とっている可能性があります。「体制の保証をしてくれますね」というのは38度線の北側だけでなく、南も含めて南北の問題に介入しないでくれという意味です。北朝鮮は「南は一時的に傀儡が支配して、米軍が統一の邪魔をしているところであ

る」と考えている人たちです。だから、「体制の保証をしてくれますね」と彼らが使うときには、「南半分はチュチェ思想が及ばない状態で占領されているのを正しい姿にしてほしい」、「一時的にいびつな状態にしている原因である在韓米軍は出て行ってくれ」というニュアンスがあるのです。労働党規約は全社会のチュチェ化という言葉を使う。自分達の社会というときに、韓国まで含めていることを暗示しています。「体制の保証をしてくれ」というのは彼らの辞書では、「同族同士で統一について話をしているときに、介入しないで傍観しててください」という意味がある。北朝鮮が使用する「体制」という言葉を、我々は誤解しています。韓国のテレビでも明日の天気予報で、「北朝鮮の平安北道は、曇り後晴れ」とか言っていますから、韓国人も北朝鮮を外国とは思ってはいない。あの感覚というのは分断国家ならではのものです。韓国人の人が「我が国」というときは、北朝鮮を異質なものと感じながら、「同族の半分が住んでいるところ」という意識があります。北だったらもっとそういう意識があるでしょう。北には「大同江の奇跡」という経済発展の経験はない。「漢江の奇跡」を経験した韓国よりももっと、50年代60年代の意識を引きずっています。北朝鮮が「わが国、わが領土、わが土、わが社会、わが体制」といったときには、釜山まで含んでいるのです。

- 今後の北朝鮮核問題はどのような方向が考えられえと思われませんか。

(武貞) その点について、3点述べたいと思います。

第一に、韓国というファクターが北朝鮮の核問題を解決する上でどのように影響するかという問題です。誤解を恐れずに言うなら、韓国がワシントンに向いているのか平壤に向いているのかということです。米韓同盟と南北対話の間で韓国がどのように整合性ある政策を立てるかということになります。

今年は米韓相互防衛条約が締結されて50周年です。北朝鮮では「今年は記念すべき年」としていますが、朝鮮戦争の休戦協定から50年目でもあり、北朝鮮では「対米戦争勝利の日」として休戦協定締結の1953年7月27日を祝っています。休戦協定というのは、国連軍司令官のマーク・クラークと中国人民義勇軍の彭徳懐、朝鮮人民軍の金日成司令官の3者が署名した協定です。北朝鮮は大々的なセレモニーを7月27日に向けて「対米戦争勝利50周年記念」として企画しています。北朝鮮と韓国の間では、同じ50周年でも別々の50周年を準備しているあたりが同床異夢なのです。しかし、不思議なことに第10回閣僚級会談では交流の

プログラムが幾つか決まってしまう状況にある。米韓同盟50周年を祝う姿勢を韓国は示しているが、南北首脳会談3周年や南北閣僚会談の意義を強調する北朝鮮に配慮をする姿勢をとっている。そして、韓国というファクターが北朝鮮の核問題解決にどう絡むかという点です。

第二に、米国の考えはどこにあるのかという点です。米国は一貫して「不可侵条約の締結は応じない」と言ってきました。米朝間の直接の取引で不可侵条約を締結することはまずあり得ません。米国は多国間でやる。日本も加える。拉致問題の重要性は高まっている。日本の世論を日本政府がバックアップする形で外交の舞台で拉致問題が取り上げられるようになってきている。米国もこの問題に強い関心を持つようになってきている。米国の考えは核兵器開発問題、生物化学兵器開発の問題、通常兵器の脅威の問題、ミサイル開発と拡散の防止、人権問題そして拉致問題といった色々の問題を包括的に協議をし、多国間の場で協議をしていきたいというものです。不可侵条約の締結は絶対やらないという方針で検証可能な査察を実施するのが最低のラインです。これを2年足らずのブッシュ政権の任期中にやろうとするのは間違いないですね。米国の次の政権がどうなるかわからないので、1年あまりが勝負です。そもそも米大統領選では、フロリダ州の票の数え方によっては今ブッシュ政権でなかったかもしれませんが、「悪の枢軸路線」という言葉さえなかった可能性も十分にありました。したがって、北朝鮮から見れば、次の大統領選挙でブッシュ政権が替わってくれないかと思っているのは想像に難くないわけです。それまでは協議が膠着状態で推移することを北朝鮮は図っているでしょう。

包括協議をしていく中で重要なことは、核の問題、とくに検証可能な査察の実施ということです。しかし、厳密な査察を実施しようとして難しいという状況はこの10年間でわかってきたわけです。1個か2個の核兵器があるのかわからないかという点です。1989年に黒鉛減速炉を停止して、そこから燃料棒を取り出しプルトニウムを抽出した可能性のあるところから核兵器を開発していた可能性は十分にあります。場所は特定できていませんが、高濃縮ウラン型の核兵器を作っている場合、遠心分離機がどこに置かれているか米国の専門家に聞いても皆わからないそうです。つまり、検証可能な査察の実施というのは色々な困難がある。長崎型の核兵器を阻止できても広島型を開発しているかもしれない。そうなると膨大な情報が新たに必要になり、検証する方法も必要になってきます。

そして、その前に「検証可能な査察の実施をしようとしても受け入れなければこれだけの制裁を受けますよ」と北

朝鮮に受諾させなければならない。同意を求める時には「受け入れなければこんな怖いことがありますよ」と言おうとしたら、韓国、中国、ロシアが賛成する可能性は少ないでしょう。査察を受諾させようとしたら非常に膨大な外交的努力が必要になってくる。これらのことを考えると、1個か2個或は4個くらいと言われ始めていますが、それらの核兵器を開発したか白か黒か決着するのに1年、2年浪費するよりは核技術と核弾頭そのもの、伝達手段である弾頭ミサイルを中東などに輸出するのを監視の目を光らせる。そこに違反がないか重点的に監視する方が重要なのではないかとブッシュ政権が考え始める可能性が十分にあります。

5月3日ブッシュ大統領が「北朝鮮が何を持っているかではなく、それがどこへ向かうかとういことが大事だ」と発言してニューヨークタイムズが取り上げ、「核開発の有無の検証よりは、核拡散防止の方に政策をシフトさせた」と報道されました。米国は1歩下がったか、政策を修正しつつあるのではないかという見方が出てきました。私は、変わったというのではなくいくつかの政策を重層的・複合的に構築するプロセスにあると思います。つまり、核開発をしていたか有無を検証する努力をする。国連の中で決議を行えるかどうか外交を展開して模索する。それと並行して多国間の協議で北朝鮮に検証を呑ませる方法を打診する。中国の協力は不可欠ですが、査察が可能かどうか追求していく。

そして、大量破壊兵器を拡散しているかどうかをチェックする体制を作る。技術的にはこれは難しくない。北朝鮮の貨物船がどの港からいつ出航して何が積まれているか、おかしい時にはその船が到着する直前に港の前の公海上で強制的に臨検を行う。そして、スカッドBミサイルの部品と本体が積まれているのをイエメン沖で発見されたのが、昨年12月の事件だったわけです。こういった方法で監視して、違反している事項が国際法では合法的な取引であっても、大量破壊兵器を紛争地域や紛争が起こりそうな地域に流出させている事実がこれだけありますということをファイルしていこう、米国のインテリジェンスの力でファイルしていこうということです。並行していくことによって、「国連の決議が難しくなっても大量破壊兵器の物資の拡散についてこれだけの事実がある」ということで、米国としては国連の決議がなくても北朝鮮に対する制裁の国際世論のムードを盛り上げていく根拠を作ろうという考えでしょう。国連を舞台に査察を打診する。そして多国間協議の色々な努力もする。スペイン海軍の艦船にイエメン沖で臨検をさせたような連携プレーで大量破壊兵器移転を監視す

る。この3本柱で北朝鮮の大量破壊兵器拡散に対応していこうということだと思います。大量破壊兵器拡散問題に対処するには、それだけ米国にとってイラク以上に難しい条件があるとワシントンが考えているだろうと思います。

第三に、ラムズフェルド長官が一昨日言いましたけれども「94年も米国は軍事作戦を検討した」と小出しに言うことによって「いつでも軍事的オプションはある」という無言の圧力をかけておくことです。

北朝鮮に対する軍事行動はイラクよりは遥かに難しいと思います。バンカーバスターは数十m地下に潜って爆発しますが、北朝鮮は70m、80m深く掘ったところに色々なものが格納してあると言われています。バンカーバスターでさえ届かないかもしれない。また、朝鮮半島は花崗岩質ですから砂漠に精密誘導爆弾を使うより遥かに目標破壊は難しい。それに、よく言われているように、米国が限定的な攻撃で核関連施設を破壊しようとした場合、北朝鮮に設置された38度線の北側の8,000門の火砲の内90%を事前に破壊しても残り10%でソウルに発射した時には、ソウルは致命的なダメージを受けるでしょう。北朝鮮の核開発施設をほとんど壊滅できたけれども同時にソウル市民の3分の1の命を落としたというのは計算が合わない。ましてや、こういったことを米国が韓国の同意なくしてできるかどうかという問題は常にあります。もう一つ言えば、今ソウル市の北側にはアメリカ軍の第2歩兵師団が駐留していますが、それらの人達の頭上にも同じ火砲の弾頭が落ちてくるわけです。イラク戦争が画期的な戦争であったと言われているのは百数十名の死者しか出さずにサダム・フセイン体制を崩壊させたからです。北朝鮮の問題は第2歩兵師団がそこにいる限り何千という損失が起きます。イラク戦争と違った問題が米国に起きてくる。北朝鮮というワシントンから見れば地球の反対側にある国の疑惑施設を壊滅させるために米軍兵士の命が何千も失われるのなら、米議会や世論が耐えられるかという問題が起きてくる。

北朝鮮の考えはどうかと言いますと、査察をあくまでも回避して、査察も核問題も含めて南北間で色々なことを決めていこうという考えではないかと私は見えています。多国間協議を続けて米国の単独軍事行動を阻止する狙いがあることは先ほど述べましたけれども、北朝鮮にとって最善のシナリオというのは、限りなく多国間協議が続き結論が出ないまま膠着状態に陥り、2年後のアメリカの大統領選挙で民主党候補が当選し、悪の枢軸路線が終焉して、クリントン大統領時代の北朝鮮政策が復活するのがベストでしょう。

そして、限りなく膠着状態が続き多国間協議が続き、南

北関係が進展していくことも考えられます。実は南北関係で色々なことを決めてしまうというのは珍しいことではありません。南北間には1991年の南北非核化共同宣言、不可侵宣言というものがあります。南北基本合意書では相当細かなことで、南北間の軍同士の信頼醸成に関わることで合意をしています。南北基本合意書の精神がそのまま踏襲されて南北間の信頼関係がそのまま構築されていけば、その後の西海海軍衝突事件や1996年9月18日に東海の海岸で北朝鮮の潜水艦が座礁した事件や、釜山沖での北朝鮮潜水艇撃沈事件は起きなかったはずで、南北間では、南北基本合意書が守られていたのであれば薔薇色の朝鮮半島の緊張緩和が訪れたはずで、この先例があるのですからブッシュ政権と金正日体制の対決状態が続いているときでも、南北間でやろうと思えばたくさんのできる構造になっています。核の問題に関連しても、ブッシュ政権に約束しなくても「再処理施設をもう1回再封印してもいいですよ」と金正日総書記が盧武鉉大統領に約束するシナリオは十分あり得る。そうすれば、韓国はブッシュ大統領ができなかったことを盧武鉉政権ができた。これは大変なことで、やっぱり同族同士だという話になります。北朝鮮に見れば、その展開になって韓国が北朝鮮との対話を重要だと考えれば、悪いシナリオじゃない。この観点から見れば、金正日総書記が厳重な警備陣に守られてソウルにやってきて第2回首脳会談をする可能性はある。南北鉄道が連結され、金正日総書記がその列車に乗ってソウルにやってくるというシナリオもあり得ないことではない。「なぜ金正日さんはソウルに来ないか」と韓国の専門家に聞きますと、やっぱりセキュリティの問題が一番心配だからという話でありました。しかし、「韓国が米国と距離を置いて南北対話をいかに重要かを北朝鮮が十分説明をして、その説明が通じれば金正日総書記はいつでもソウルに来るだろう」と私は思います。盧武鉉さんは、「自分の方から第2回会談として平壤に行ってもいい」と述べたことがあります。2000年6月15日の南北共同宣言の文言に違反するような発言でありましたけども、盧武鉉大統領自身が平壤に行く可能性もあると思います。いずれにしましても、南北の対話と米朝、米韓の関係が非常に密接に絡み合った3本の紐のような形で朝鮮半島の情勢というものが推移し始めたと思います。

- 今後のシナリオはどうでしょうか。

(武貞) 3つあると思います。

平和的解決は最初のシナリオです。私は「1番望むべきは平和的解決の道である」というのを強調してきました。

「北朝鮮が査察を受諾して改革開放に踏み出す」というのがベストであるのは間違いありません。イラクの問題も誰も戦争を望んでいませんでしたし、戦争を早くやりたいとか、人の血が流れるのを別に悪いと思っていない人もいられるかもしれませんが。我々一般の人は戦争を望んでいませんし、「サダム・フセインが大量破壊兵器開発を止めた」となぜ言えないのか。開発をしていたのであれば南アフリカがそうしたように、「これからやらない。国際社会の一員となって外国との交流を中心にやっていきたい」というシナリオもあったわけです。しかし、最後の最後は戦争という道を選んだわけでありますので北朝鮮はそうならないのを望みます。北朝鮮が核開発をやっていたのであれば、「やった」と言ったんですけども核兵器を持っていてもそんなに利益になると私は思いませんので「放棄をする」という宣言をすればいいわけです。

北朝鮮が核開発をしていないのであれば見せて困るものはないわけですから、検証可能な方法で査察を受け入れればいいわけです。改革開放に踏み出せば日朝国交正常化交渉も再開され、拉致問題も解決される。日本からの支援も具体化するでしょう。そのためには、拉致問題を早く解決しなければなりません。少なくとも「金正日政治軍事大学」は対日工作要員を教育する場でもあると言われています。この機関や清津、元山、南浦なんかの工作員連絡所というのは改革開放政策の中では不要だと思いますので解体するぐらいの考えで経済再建に踏み出すのがいいと私は思います。このシナリオになれば、金正日総書記が金正日総書記でなくなる時です。本当にその選択肢をとるのであれば、10年前にそうなっていたでしょう。10年前というのは1994年10月21日の「米朝枠組合意」が1つの出発点となったときです。しかし、そうでなかったわけです。

平和的解決のもう1つのシナリオは、ブッシュ政権が査察や制裁を断念してしまい、もう1つの新しい枠組合意を締結して新たなモラトリアム政策を立てる場合です。これも非常に難しい。米国の専門家と議論して「ブッシュ政権とクリントン政権の北朝鮮政策についてどういう点が違うのですか」と言ったら、細かな点は説明しないで「クリントン政権の北朝鮮政策と違う政策をとるのがブッシュ政権だ」と言われました。ブッシュ政権がクリントン政権のような「解決先送り、支援優先、核問題解決は10年後」という政策をとることはまずない。米国が新しいモラトリアム政策をとる場合は、ブッシュさんがブッシュさんでなくなる時です。平和的解決は「金正日が金正日でなくなる時」と「ブッシュさんがブッシュさんでなくなる時」の2つしかないと考えれば、平和的解決の道は非常に難しいと考え

なければならぬ。

第2のシナリオですが、朝鮮半島で軍事衝突という可能性も残っていると思います。北朝鮮が査察を拒否してしまい、米国主導の多国間で協議をしようという話になります。そうすると時間を区切って査察を受諾するようにと求めて、それが難航するとき制裁案を具体化するというプロセスをたどるでしょう。北朝鮮が大量破壊兵器拡散については、米国の文脈で言うところの「違反行為」と考えていない。ワシントンの文脈における「違反」ですけれども蓄積されて制裁が検討され、有志連合による制裁という事態もあり得る。その過程で当然軍事衝突も浮上してくるわけです。その時に韓国がそれを支持するか、支持なくして軍事オプションというのは難しいと思います。中国、ロシア、韓国の「黙認」があれば軍事行動ということも十分考えられます。

第3のシナリオは、平和的解決でもない、軍事的衝突でもない、緊張を含んだまま膠着状態が続くが、政治的には一部解決してこの地域の国際関係の構造が大きく変化するというシナリオです。北が「検証可能な査察」を拒否し、米国が制裁を検討する。このときに、韓国、中国、ロシア

の反対に直面する。韓国、中国、ロシアの各国の思惑は違って温度差があるけれども、米国の「片手に鞭、片手に人参」という政策と一線を画するという共通の政策になる。米国とそれらの国々との調整は難航する。すると、米国は核疑惑解明をぎしぎし実行するよりは核拡散防止政策優先に移行して、大量破壊兵器拡散防止のための秩序作りに重きを置く方向にシフトする可能性がある。プッシュ政権が「核疑惑解消」「白か黒か」をあまり追求しない方が良いという選択です。そのときには、米国は在韓米軍を撤退させ、朝鮮半島の問題は南北の民族同士の対話にまかせて、日米関係を強化しつつ、朝鮮半島の問題にはあまり首を突っ込まないという政策をとるようになるでしょう。

- 本日は、ありがとうございました。

(2003年5月9日 新潟市にて)

聞き手：ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

記録：ERINA経済交流部研究員 久住正人、
ERINA調査研究部研究員 尾暮克文

プロフィール

武貞秀士（たけさだ・ひでし）

〔学歴・職歴〕

1949年神戸市生まれ

1972年3月 慶応義塾大学法学部政治学科卒業

1973年4月～75年6月 外務省外交史料館外交文書編纂室、嘱託

1975年7月 防衛庁防衛研修所（防衛研究所の前身）教官

1977年3月 慶応義塾大学大学院政治学専攻博士課程修了

1990年6月～02年3月 防衛研究所第2研究部第3研究室長

2002年4月から 防衛研究所第2研究部主任研究官

自治体ODAの経済学

自治体連携円借款の可能性と課題

ERINA調査研究部客員研究員 吉田均

1. はじめに

世界は今、グローバル化と地方分権が同時進行するパラダイムの転換期にあり、今後地方自治体の重要度は中央政府に対して相対的に高まる。このような時代にあつて、欧州諸国やカナダなど一部の国々は、国際主体 (international actor)¹ を多元化させること、つまり「国際機関」「中央政府」「地方自治体」「非政府機関 (NGO)」などに外交権を分権化することで、多くの団体を国際関係に参加させる新たな外交政策を選択し始めている。

このような世界的潮流の影響を受け、日本でも外交分野のうち、特に国際協力で大きな変化が見られるようになった。特に90年代末以降、日本では地方自治体による政府開発援助 (ODA) の実施に対する肯定的見解が急増し、ODAで一定の役割が期待されるようになった。もちろんこの変化は、開始されたばかりであり、今後検討されなければならない課題も多いが、外交政策上画期となる変化が進んでいるといえる。

本稿の題名、「自治体ODAの経済学」とは、以上の状況下で、今後の自治体連携によるODAのあり方を考えるため、開発経済学的な視点から国際協力機関が実施する連携プログラムを評価することをさす。本稿では、日本においても国際協力主体の多元化が進み、日本の地方自治体はODAにおける国際主体の1つとしてその役割を発揮しつつあるとの仮説に立っている。したがって本稿の目的は、本仮説の成否を評価5項目にしたがって分析し、今後の自治体連携協力における課題を検討することにある。

以上の仮説と目的にしたがい本論では、まず日本のODAの概念的整理と本稿の分析視角である評価5項目の定義を行う。次いで90年代後半より開始された自治体関連のODA改革の動向を概観し、その後国際協力銀行

(JBIC: Japan Bank for International Cooperation)² をサンプルに、同行での自治体連携協力の現状を把握する。そして最後に評価5項目にしたがってJBICのプログラムを分析し、その成果と課題について考えていく。

2. 分析視角

(1) 日本におけるODAの定義

まず日本におけるODAの定義とその内容について整理する。ODAとは、政府開発援助 (official development assistance) の頭文字で、日本政府などによる発展途上国への国際協力の総称をさす。現在では、以下の3つを満たすものを経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) ではODAと呼んでおり、この定義が日本をはじめ世界の多くの国々で採用されている³。

- 1) 中央および地方政府も含む公共部門ないしその実施機関により発展途上国および国際機関に提供されるものであること。
- 2) 発展途上国の経済・社会開発に寄与することを主たる目的とするものであること。
- 3) グラント・エレメント⁴が25%以上であること。

日本におけるODAの主な予算源は、国民の税金と郵便貯金・国民年金など財政投融资であり、2002年現在の日本のODA予算は9,106億円であった。この予算規模は、世界のODA予算の約4分の1に相当する。日本のODAを資金の流れから分類すると、二国間援助と多国間援助とに分けられる。二国間援助には贈与と借款があり、このうち贈与はさらに無償資金協力と技術協力とに分類される。多国間援助とは、国際機関に対する出資拠出のことをさす。以上を個別に解説すると次の通りである。

¹ 国際主体とはinternational actorの訳語であり、本稿では「国際的に自ら認識・評価・決定・実行する能力もつもので、組織として一定期間存続し、他の単位と相互作用し影響を与えあうもの」と定義する。

² 国際協力銀行 (JBIC) とは、企業活動を支援する日本輸出入銀行と、ODAを担当する海外経済協力基金が統合し1999年に設立された銀行。財務省と外務省が監督官庁であり、国際協力では円借款などを実施している。詳細については、次を参照。<http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php> (2003年5月1日)

³ ODAの定義については、小浜裕久、2002年、『ODAの経済学 第2版』、日本評論社、7～8頁。

⁴ グラント・エレメント (GE: Grant Element) とは、援助条件 (金利や返済条件) を計る指標。条件が緩やかになるほどGEの割合は高くなり、贈与の場合は100%となる。GEの算出式は次の通り。

$$GE = 100 \left[1 - \left(\frac{a}{1+a} \right)^d \right] \times \left[1 - \frac{1}{(1+d)^a} \right] \times \left[\frac{1}{1+d} - \frac{1}{(1+d)^{a+1}} \right] \times \left[\frac{1}{d} \right] \times 100$$

GE = グラント・エレメント、 $\frac{a}{1+a}$ = 金利、a = 年間支払い回数、d = 返済期間当り割引率、G = 据置期間、M = 償還期間

1) 無償資金協力

無償資金協力とは、資金の贈与をさす。協力分野としては、保健・医療など基礎的生活分野（Basic Human Needs :BHN）や人材育成などが中心となっており、外務省や国際協力事業団（JICA）⁵が実施している。

2) 技術協力

開発途上国の人材育成と技術向上を目的とした援助で、具体的には専門家派遣、研修員受入れ、技術移転に必要な機材の贈与、そしてこれら3つを組み合わせたプロジェクト方式技術協力や青年海外協力隊員の派遣、開発調査などの形態で実施されており、主にJICAが担当している。

3) 借款

借款とは、開発途上国政府に対して経済社会インフラの建設のため、低利で長期の開発資金を貸付けることをさす。通貨に日本円が使用される場合、円借款と呼ばれ、この割合が大きい。主に財務省・経済産業省・国際協力銀行（JBIC）が協議して実施している。

4) 国際機関への出資拠出金

国際機関を2つに大別すると、世界銀行など開発に必要な資金を融資する「国際開発金融機関」と、経済・社会・人道問題に関連する活動を行う「国連諸機関」に分かれる。国際開発金融機関への出資拠出は主に財務省が、国連諸機関への分担金拠出は主に外務省が実施している⁶。

(2) 分析方法

欧米主要先進諸国や国際機関では、早くから効果的な開発援助を実施するため、ODAにおける事業評価を重視し、評価に必要な体制・組織を整備してきた。OECDのDACでも、開発協力における評価の重要性に着目し、DAC加盟国などが参加する評価専門家会合を1983年より毎年2回開催し、評価手法・評価原則・評価結果の活用方法などについて意見交換を行ってきた。そして以上の活動に基づきDACは、1991年に「Principles for Evaluation of Development Assistance（開発援助における評価原則）」を発表し、事業評価の根幹となる基準として、1) 妥当性

（Relevance）、2) 有効性（Effectiveness）、3) 効率性（Efficiency）、4) インパクト（Impact）、5) 自立発展性（Sustainability）の5つを評価5項目として提示し、評価の推進を呼びかけてきた。

日本でもDACの活動を受け、1998年に「21世紀に向けてのODA改革懇談会」が最終報告書で評価システム確立の重要性を指摘し、その後も外務省経済協力局長の諮問機関である「援助評価検討部会」が、「評価研究作業委員会」を設置し検討を続けてきた。そして同委員会は、2000年に『「ODA評価体制」の改善に関する報告書』を発表し、評価手法として上述の評価5項目を基準とすべきであるとの報告を行い今日に至っている。

では次に、上述の評価5項目について、2002年にDAC援助評価作業部会が発表した『Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 - Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management（『評価と援助の有効性評価および結果重視マネジメントにおける基本用語集』、以下『基本用語集』と省略）』⁷を引用しつつ、各項目の定義と解説を加える。

1) 妥当性

『基本用語集』では、妥当性を「開発活動の目標が、受益者の要望、対象国のニーズ、地球規模の優先課題、パートナーおよびドナーの政策と合致している程度」⁸と定義している。つまりプロジェクトの目標が、日本および被援助国の政策と適合しているか否かを問う項目である。具体的には、日本の援助政策として妥当であるか、受益者のニーズと合致しているかなどの質問として問われることになる。

2) 有効性

同書では有効性を「開発活動の目標が、実際に達成されたか、またはこれから達成される見込に対する度合い、目標の相対的な重要度も勘案し判断する」⁹としている。つまりプロジェクトの実施により実現された目標の達成度を評価する項目であり、具体的には対象に対して便益をもたらしたかなどの質問として問われる。

⁵ 国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency : JICA）は、主にODA予算を使い、技術協力・無償資金協力・青年海外協力隊員の派遣など、開発途上国に対する国際協力を実施するための組織。詳細については、次を参照。<http://www.jica.go.jp/Index-j.html>（2003年4月30日）。

⁶ 資金の流れからの分類は、主に国際協力銀行のホームページの「ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）とは」を参考とした（<http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/oda/index.php>2003年4月19日現在）。

⁷ OECD - DAC Working Party on Aid Evaluation. 2002. Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 - Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management. OECD.

⁸ 外務省経済協力局評価室などが作成した邦訳『評価と援助の有効性評価および結果重視マネジメントにおける基本用語集』を参考に、より簡明な日本語にした。原文は次の通り。“The extent to which the objectives of a development intervention are consistent with beneficiaries' requirements, country needs, global priorities and partner's and donors' policies.” Ibid,pp.17-18.なお「intervention」については適切な訳語がみつからなかったため、「活動」と意訳した。

⁹ 同上、原文は次の通り。“The extent to which the development intervention's objectives were achieved, or are expected to be achieved, taking into account their relative importance.” Ibid,p.8.

3) 効率性

同書では効率性を「資源・投入(資金、専門技術、時間など)が、いかに経済的に結果を生み出したかを示す尺度」¹⁰と定義している。全てにおいて費用対効果で分析ができるとは限らないが、プロジェクトの資源が効率的に活用されたか否かを問う項目である。具体的には、投入コストは適当であるか、投入はタイミングよく実施されたかなどの質問として問われる。

4) インパクト

同書ではインパクトを「開発活動によって引き起こされる、直接または間接、意図的または非意図、肯定的または否定的、一次的または二次的な長期的効果」¹¹と定義している。つまりプロジェクトの実施によりもたらされる、長期的かつ間接的な波及効果が評価される。なおこの概念には、正のみではなく負のインパクトも含まれる点に留意する必要がある。

5) 自立発展性

同書では自立発展性を「開発援助の終了時における、開発活動からの便益の持続性。長期的に便益が継続する可能性。時間の経過に伴う純益の流出というリスクに対する回復力」¹²と定義している。つまり協力プロジェクトが終了して一定期間が過ぎた後、そのプロジェクトの効果が持続するか否か、もしくはする可能性があるか否かが評価される。

3. JBICにおける自治体連携プログラム

(1) 日本における自治体関連でのODA改革

90年代末以降、日本では特に政府内部で地方自治体との連携ODAに対する肯定的見解が急増してくる。この自治体関連でのODA改革の動向を、1) 政府、2) 国会、3) 国際協力機関に分けてみると、その概要は右記のとおりである(表1)。

1) 政府の変化：

日本政府では、1998年に内閣府(旧経済企画庁)の「経済協力政策研究会」が「経済協力の一層の改革に向けて」を発表し、地方自治体などとの連携推進、評価システムの確立、情報公開の徹底など、新たな方針を提唱する。また同年外務省でも、「21世紀に向けてのODA改革懇談会」が、最終報告書を発表し、一括委託方式の採用など、自治体側の要望も取り込んだ双方向の協力を提唱する。以上の報告を受け、1999年に小淵総理が「政府開発援助に関する中期

表1 政府・国会・国際協力機関における新たな動向
- 自治体連携ODAに肯定的な見解を述べた事例 -

年月日	事項
1997. 6	経済企画庁の経済協力政策研究会、「持続可能な経済協力に向けて」を提出。
1998. 1	経済企画庁の経済協力政策研究会、「経済協力の一層の改革に向けて」を提出。
1998. 1.27	21世紀に向けてのODA改革懇談会(外務大臣諮問機関)「最終報告書」を提出。
6.3	参議院国際問題調査会(第4期)ODAに関する国会の関与の強化、ODA基本法案の骨子の提起等を提言した最終報告書を斎藤議長に提出。
1998. 9.17	参議院自民党ODA基本法検討プロジェクトチーム(座長山本一太)、ODA基本法案(山本試案)を発表。
1998. 10	国際協力事業団国際協力総合研修所、「平成9年度国民参加型協力推進基礎調査、地方自治体の国際協力事業への参加」第1フェーズ報告書を発表。
1999. 8.1	「政府開発援助に関する中期政策」を公表。
2000. 11	国際協力事業団国際協力総合研修所、「地方自治体の国際協力事業への参加」第2フェーズ報告書を発表。
2003. 3	国際協力銀行、「円借款業務における地方自治体と国際協力銀行との連携強化に向けて」を発表。

政策」を閣議決定し、地方自治体との連携により国民参加型の国際協力を促進し、地方自治体の利益にも配慮した支援や情報提供が開始されることになる。

その後この方針は、「第2次ODA改革懇談会」などでも検討が加えられており、その成果は2003年に対外経済協力関係閣僚会議が発表した「政府開発援助大綱見直しについて」で、地方自治体など様々な主体による国民参加型援助の推進として反映されている。

2) 国会の変化：

1998年「参議院国際問題に関する調査会(第4期)」が、ODAに関する20項目提案とODA基本法の骨子を含む最終報告書をまとめ、地方自治体との連携強化を提言する。これを受け初めて自民党内にODA基本法検討プロジェクトチーム(山本一太座長)が設置され、同法の検討作業が開始される。なお、同チームが中間発表した「ODA基本法案骨子(山本試案)」には、「地方自治体、民間援助団体等との連携、必要な調整を図る」という項目が検討対象として含まれている。

3) 国際協力機関の変化：

政府および国会でのODA改革案を受け、政府系の国際協力機関でも、組織改組や新しいプログラムの開始など大きな変化が起きている。例えば、99年にJICAは地方自治体とNGOとの連携を強化するため組織を大改組し、新た

¹⁰ 同上、原文は次の通り。“A measure of how economically resources/inputs (funds, expertise, time, etc.) are converted to results.” Ibid,p.9.

¹¹ 同上、原文は次の通り。“Positive and negative, primary and secondary long-term effects produced by a development intervention, directly or indirectly, intended or unintended.” Ibid,p.11.

¹² 同上、原文は次の通り。“The continuation of benefits from a development intervention after major development assistance has been completed.The probability of continued long-term benefits. The resilience to risk of the net benefit flows over time.” Ibid,p.20.

に国内事業部を創設している。これにともない外務省の「ODA改革懇談会」が提言した一括委託方式を採用し、地方自治体やNGOからの事業提案をODA化する道を切り開くなど連携が強化されている。事業名としては、地域提案型研修¹³・開発パートナー事業¹⁴・小規模開発パートナー事業・開発調査¹⁵・プロジェクト方式技術協力事業¹⁶などにより、環境保全・医療保健・教育・人材育成分野で、北九州市・埼玉県・東京都・大分県・沖縄県など多くの地方自治体との連携事業を増加させている。

本稿のサンプルであるJBICも、2001年から自治体連携のための調査研究を開始すると同時に、岐阜県や北九州市などとの連携による円借款を始めている。詳細は以下で詳しく述べるが、提案型案件形成調査¹⁷などを通じて、地方自治体との連携事業を強化している。なおJBICが実施している円借款を被援助国の側からみると、中国では地方政府がODAの実施機関となるケースが急増しており、住民サービスを対象とする環境保全（100％）、治水（85％）、上水道（57％）で圧倒的な割合を占めている。

(2) JBICにおける自治体連携

1) 自治体連携プログラム

では次に、前掲の評価5項目により、JBICにおける地方自治体との連携方法とその事例について評価していく。本稿でJBICをサンプルとした理由は、次の2点による。第1にJBICは自治体連携では後発ながら、2002年以降急速に日本の地方自治体との協力を拡大させていること、そして第2に業務範囲が円借款であるため、JICAに比べその事業形態から地方自治体との接点を持ちにくいことである。つまりJICAに比べ後発で、かつ自治体連携が困難であると思われるJBICでの連携事例を評価することが、日本での自治体連携協力の実態を検討する上でより適切と考えたためである。

2003年にJBICが作成した地方自治体との連携のためのパンフレットである、『円借款業務における地方自治体と国際協力銀行との連携強化に向けて』¹⁸によると、現在同行は次の5つのカテゴリーで自治体連携協力が実施可能な体制をとっている。

A) 案件形成促進調査

被援助国から円借款の要請や打診があった案件で、被援助国側で十分な事業計画作成が困難なプロジェクトに対して、相手国のプロジェクト形成を支援するための調査。

B) 案件実施支援調査

JBICが実施しているプロジェクトで、事業目的の達成や円滑な実施を図るため、何らかの追加的・補完的な調査や活動が必要と認められた際に実施する調査。

C) 援助効果促進調査

円借款プロジェクトの終了後、何らかの改善措置が必要となった場合や、期待した事業効果がない場合、被援助国側からの協力要請により実施する調査。

D) 提案型案件形成調査

途上国における協力ニーズの多様化や国民参加型の国際協力に対応するため、従来の被援助国からの要請だけではなく、協力事業の案件形成段階から日本の地方自治体やNGOなどの提案を受け入れて実施される調査。

E) その他の委嘱・委託調査

この項目は、上記の4つの公募による調査の他に、特定の課題や分野について、地方自治体を持つ経験やノウハウを活用するため、JBICが個別に地方自治体やNGOに対して調査への参加などを依頼すること。

2) 自治体連携実績

JBICは、主にこの5つの調査項目とセミナーなどの広報活動を通じて、自治体連携を推進する体制をとっている。しかしながらJBICは業務範囲が既述のように借款業務であるため、その事業規模がJICAに比べ大きく、かつ借款であるため地方自治体との接点が希薄であるというマイナス要因がある。また同行は、2002年以降に自治体連携事業を急増させたため、まだ事業報告書などの関係資料が揃っておらず、現時点ではその全容や効果が十分に把握できないという評価上のマイナスも存在する。しかしこれらのマイナス要因はあるものの、既存の資料だけでも次の自治体連携協力が実施されている。

¹³ 地域提案型研修とは、地方自治体などが独自に企画する専門家の派遣や研修の受け入れ事業を支援する事業。

¹⁴ 開発パートナー事業は、地方自治体・NGO・大学等との連携強化をはかり、各団体が持つノウハウを積極的に活かすために、総合的なプロジェクトの実施を一括して委託する事業。なお予算規模が1000万円以下の事業は、小規模開発パートナー事業と呼ばれている。

¹⁵ 開発調査とは、JICAが調査団を派遣して、相手国の担当者とともに実施可能性調査を行い、開発プロジェクト計画を作成する援助形態。開発調査の実施後、多くの事業が円借款・無償資金協力・技術協力などとして実施されている。

¹⁶ プロジェクト方式技術協力事業とは、専門家の派遣・研修員の受入・機材の供与という3つの協力形態を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして実施する協力形態。実施期間は通常5年で、社会開発、保健医療、農林水産業、産業開発分野での協力が実施されている。

¹⁷ 提案型案件形成調査とは、円借款案件の形成段階で、地方自治体・NGOなどから事業や調査研究の公募を行うプログラムで、500万円～3000万円程度の資金が提供されている。

¹⁸ 国際協力銀行・2003。「円借款業務における地方自治体と国際協力銀行との連携強化に向けて」、国際協力銀行、4頁。

A) 案件実施支援調査における事例

案件実施支援調査における地方自治体との連携事例としては、「タイ王国における『道の駅』立地可能調査における岐阜県との連携事業」がある。この事業は「道の駅」事業に関心を持ったJBIC職員と岐阜県職員が、タイの地方幹線道路拡幅での円借款事業で、「道の駅」のノウハウを活用することを提案したことに始まる。その後2000年からJBICと岐阜県で公式協議が開始され、最終的にはJBICが、「『道の駅』立地可能性調査」を岐阜県国際交流センターに委託し実施された。

岐阜県からタイに派遣された調査団は、県職員、「道の駅」での成功事例として知られる明宝村の(株)明宝レディース社長、清見村の関係者、岐阜県の地域おこしマイスターなど計11名で組織された。この調査団は、国内での4回の調査検討委員会での研究を経て、タイ・ピサヌローク県に派遣され、企業や行政官・コミュニティーグループを訪問し、道の駅の設置条件やタイの食生活、農村コミュニティーでの特産品加工や販売方法などについて調査を実施した。さらに現地で行行政や地域コミュニティー関係者に対して、岐阜県での事例を紹介すると同時に、商品開発方法などに関する提案を行っている¹⁹。

B) 提案型案件形成調査における事例

提案型案件形成調査における地方自治体との連携事例としては、「北九州市の提案による廃棄物処理システムの確立に係る案件形成調査」があげられる。本件は、2001年度の提案型案件形成調査における公募案件で、2002年に採用・契約されている。北九州市の調査企画は、中国重慶市とインドネシア・スラバヤ市を対象とした協力で、廃棄物の減量化、リサイクルの促進および廃棄物処理システムの確立を目的としており、社会経済状況などの基礎情報の確認、廃棄物処理の現状および課題の整理、廃棄物の適正処理および減量化資源化のためのシステム構築の提案、日本の廃棄物処理に関する技術の紹介および助言から構成されている。

なお4月16日付JBICプレスリリースによると、同企画が採用された理由は、円借款の実施段階で、廃棄物処理について日本の地方自治体を持つ行政面での運営手法・地域住民の啓蒙といった経験が活かされ、その知見が中国重慶

市やインドネシアのスラバヤ市に移転されることへの期待からであったという²⁰。

C) その他の委嘱・委託調査における事例

2002年度以降の円借款では、本カテゴリーを利用して国民参加型協力を推進するため、環境保全や上下水道などの社会インフラ分野で、多くの地方自治体職員が事業形成段階から円借款調査団に参加するなど、外部専門家として被援助国へ派遣されている。

具体例をあげると「河南省大気環境改善事業」と「安徽省大気環境改善事業」では、大阪府・大阪市と同市の地球環境センターが、中国重慶市と実施した天然ガスへの転換のための共同研究を活用するため、環境専門家を両省に派遣している。また「宜昌市水環境整備事業」では、神戸市から同市に環境保全に関する専門家が派遣され、長江の水質汚染での総合的水管理に関するアドバイスを行っている。さらに「南寧市水環境整備事業」では、友好姉妹県である熊本県が洪水制御専門家を円借款調査団に同行させ、市内の河川に対する水質改善と洪水対策について提言を実施している。その他「湖南省ザオシ洪水対策事業」では、滋賀県の水質管理の専門家が琵琶湖の総合保全整備計画「マザーレイク21」について紹介をし、「陝西省地方浄水事業」では、友好姉妹都市である京都府が水道の専門家を派遣し、地方上水道の運営・維持管理などについて助言を行っている²¹。

D) 自治体関係者に対する事業発掘・広報活動

JBICは、地方自治体関係者やNGOなどを対象に、国内では2002年から毎年1回「地方自治体 - 国際協力銀行連携促進フォーラム」を開催し、海外では2003年から「国民参加型援助促進セミナー」を実施することで、地方自治体関係者とネットワークを形成し、連携事業の発掘やJBICへのヒヤリングを実施している。

「地方自治体 - 国際協力銀行連携促進フォーラム」は、2002年(岐阜市)、2003年(大阪市)で開催され、20~30団体の自治体関係者に対して、JBICにおける地方自治体との連携方法と事業例を紹介している。あわせて同会議では、参加自治体から地域での協力事例やJBICへの質問・要望に関するヒヤリングが行われている。

また2003年から開始された「国民参加型援助促進セミ

¹⁹ 同上、5頁、および国際協力銀行「国際協力銀行ニュースレター Development & Cooperation」(No.12)2002年、6頁。

²⁰ 002年4月16日JBICプレスリリース「円借款に係る提案型案件形成調査契約の締結～地方自治体・NGOからの提案に基づく円借款調査の契約締結について～」。

²¹ ここで紹介する事例は、2003年3月31日JBICプレスリリース「中国の環境保全・人材育成・地方開発を支援～2002年度対中円借款を供与～」と、2003年3月10日に開催された「第2回地方自治体-国際協力銀行連携促進フォーラム」(大阪市)での配布資料による。

ナー」では、上記フォーラムと同様の目的ながら事業をさらに深めた活動が国内外で実施されている。2003年度の同セミナーでは、JBICとの連携に関心を持つ地方自治体、NGO、企業などが参加し、タイで円借款事業などを視察し理解を深めた後、タイ側参加者（中央政府・地方行政関係者・住民代表など）と、「地域主導型の地域開発～地域資源を活用した地域活性化～」をテーマとしたワークショップを開催し、タイ側参加者に日本の地域での経験を紹介し提案を行っている²²。

4. 結論

(1) JBICにおける自治体連携協力の評価

1) 総合評価

本稿冒頭で提示したように、本論は日本でも国際協力主体の多元化が定着しつつあり、日本の地方自治体はODAにおける国際主体の1つとして、その役割を發揮しつつあるとの仮説に立っている。この仮説は、第1に3(1)で述べた通り、90年代末以降自治体関連でのODA改革が、政府・国会・国際協力機関に急速に波及し、自治体との連携プログラムが整備されてきたこと、そして第2に3(2)で述べたように、借款という地方自治体とは接点の少ない業務を担当しているJBICでも、自治体連携協力が実績をあげはじめていることから、その正しさが十分に実証できる。

特にJBICでの自治体連携プログラムに焦点を絞り、評価5項目にしたがって検討した場合、それぞれ課題は存在するが、プログラムに十分な妥当性が認められ、有効性、インパクト、自立発展性についても効果が見込める。つまり現時点でJBICにおける自治体連携プログラムは、国際協力主体の多元化という世界的潮流と合致し、援助効果も十分に期待できる協力形態であると結論付けられる。

2) 評価5項目の検討結果

2(2)で述べた評価5項目、すなわちA)妥当性、B)有効性、C)効率性、D)インパクト、E)自立発展性に対する個別の評価は次の通りである。なお評価にあたり、JBICの基本政策との整合性を検討する必要がある場合は、『海外経済協力業務実施方針（以下『実施方針』と省略）²³をその根拠とした。

A) 妥当性

3(1)1)で述べたように、JBICにおける地方自治体との連携協力の推進は、内閣が策定したODA中期政策や

ODA改革の動向とも合致しており、日本のODA政策として十分な妥当性が認められる。またこの点はJBICの『実施方針』における「1.円借款業務の基本的方向」の「(3)開かれた円借款業務の推進」²⁴で述べられている点とも合致しており、JBICの協力方針に対しても妥当性が認められる。

今後の課題としては、JBICと同じ政府系国際協力機関であるJICAが、速やかに大規模な組織改組を実施し、地方自治体との間で多くの連携プログラムを作成したのに対し、JBICは自治体用に特化したプログラムも少なく、その実施体制の整備も不完全である点があげられる。

B) 有効性

現時点では事業報告書など関係資料が不足しているため、JBICの自治体連携協力が有効であるか否かを完全には評価できない。しかし日本側の地方自治体が得意とする協力分野である環境保全・社会インフラの整備・人材育成・地域開発計画の策定は、全て『実施方針』で「2.重点分野」²⁵として提示されている項目であり、これらの分野での有効性は十分期待できる。また3(1)3)で述べた通り、円借款を被援助国の側からみると、中国では地方政府がODAの実施機関となるケースが急増しており、その分野も日本の地方自治体が業務領域とする環境保全・治水・上水道などに集中している。これはJBICでの自治体連携実績とも合致しており、被援助国にとっても日本の自治体との連携円借款は十分有効であると推量できる。

今後の課題は、JBICにおける5つの連携プログラム、すなわちA)案件形成促進調査、B)案件実施支援調査、C)援助効果促進調査、D)提案型案件形成調査、E)その他の委嘱・委託調査のうち、実際にはE)に地方自治体との連携実績が集中しており、A)C)には実施例が認められなかった点にある。これは一部のプログラムが有効ではないことを示しており、今後地方自治体側の需要も勘案した検討が望まれる。

C) 効率性

効率性は、プロジェクトの資源が効率的・経済合理的に活用されたか否かを事後的に評価する項目であるが、現時点では自治体との連携事業に関する資料が不足しているため、今回は残念ながら評価することができなかった。

D) インパクト

上記同様インパクトも、現時点では資料が不足している

²² 2003年1月14日JBICプレスリリース「国民参加型援助促進セミナーを新たに実施～円借款業務における国民参加の一層の促進を目指して～」。

²³ 国際協力銀行・2002『海外経済協力業務実施方針』。国際協力銀行。これは「国際協力銀行法」の第26条に基づき、2002年から2005年までのJBICの海外援助政策の基本方針を定めた文書である。

²⁴ 同上、5～6頁。この節の第3項では、地方自治体との開発パートナーシップの強化が述べられている。

²⁵ 同上、7～9頁。7つの重点分野の内、上記との関連では、2)経済成長に向けた基盤整備、3)環境改善・公害防止への支援、5)人材育成の支援、7)地方開発への支援が該当する。

ため評価できなかった。しかし3(2)2)D)で述べたように、JBICが地方自治体と連携するために実施している「地方自治体 - 国際協力銀行連携促進フォーラム」や「国民参加型援助促進セミナー」は、『実施方針』における「4.業務運営に当たって配慮すべき事項」の「(7)国民参加の運営」²⁶や「(8)広報の強化」²⁷と合致し、かつその参加団体も安定しているため、日本国内への一定のインパクトは期待できる。

E) 自立発展性

上記同様、自立発展性も資料が不足しているため評価ができなかった。しかし3(2)2)C)で述べたように、「南寧市水環境整備事業」の熊本県や「陝西省地方浄水事業」の京都府のように、友好姉妹都市間での協力の場合、JBICの事業が完了した後も交流は当然維持され、さらに完了後の運営ノウハウの移転や人材育成などフォローアップ事業も期待できるため、他の事業に比べ自立発展性は高いと思われる。

(2) 今後の展開に向けて

JBICによる地方自治体との連携協力は、そのプログラムの成果が明確になるまでに、まだ数年の時間を要する。したがって現時点での評価には、実施不能な項目もあり無理がある。しかし今回の整理からも、いくつか予測され得る課題が存在するため、最後に提言として要点のみを述べたい。

今後JBICにとって最も重要な作業は、地方自治体との連携方針の策定である。もし今後地方自治体との連携を拡大するのであれば、下記の3点に留意しながら、JBICの自治体連携方針を策定することを通じて、国民、特に自治体関係者に対してJBICの姿勢を明確に示し、理解を求める必要がある。

1) JBIC・JICA・CLAIRでの連携調査グループの組織

外務省系のJICA、そして総務省系の自治体国際化協会(CLAIR)²⁸の2者は、それぞれ独自に地方自治体との連携事業を進展させてきている。したがって今後最後発であるJBICが自治体連携事業を強化した場合、JICAやCLAIRと重複するプログラムが増加するものと推量される。

しかし現在ODAのおかれた厳しい環境を考えると、重複プログラムという非効率な連携は、地方自治体との連携がODA中期政策と合致したとしても許されない。したがってJBIC・JICA・CLAIRの3者に外部有識者を加えた

協議会あるいは調査グループを組織し、相互補完のための制度・プログラム研究や、共有のリソースマップなどをやるなどの共同作業が必要となると考える。

2) 自治体向けプログラムの開発

地方自治体との連携は、単に地方公務員との連携ではなく、地方自治体を通じ大学・研究機関・NGOなど地方の諸団体との連携を強化することが望ましい。しかし地方自治体とこれらの諸団体が大きく異なるのもまた確かなことである。特にNGOとは、その組織規定・行動理念・会計システムも大きく異なるため、現行の自治体とNGOとの併用プログラムは、すぐに問題に突き当たると考えられる。ここに地方自治体のみを対象としたプログラムの必要性が存在する。

自治体の持つ技術を活用することに焦点をおきつつ、地方自治体を主体とした国際交流の要素も入れたプログラムを検討する必要がある。つまりプログラム作成にあたっては、地方自治体にとって人的交流費や事業開発経費が補填でき、かつ地方自治体側のイニシアチブが確保できる地域提案型調査の需要が高い。具体的には、下記の4点のうち、複数の要件を満たす支援プログラムが望まれていると考えられる。

- A) 地方自治体側が事業を企画提案することができる地域提案型事業であること。
- B) 対象とする地方自治体は、都道府県、政令指定都市に限らず、国内で直接に住民サービスを担当している市町村も申請可能なものとする。
- C) 研修生の受入れや専門家の派遣など人的交流経費が全額カバーされること。
- D) 調査研究費などの事業開発経費の他、機材など小規模な物品購入費もカバーされること。
- E) 申請および連携方式が簡便で小規模であること。

3) JBIC内での自治体連携体制の整備

JBICでは、JICAのように大幅な組織改組が無理だとしても、新たに出張コンサルティングが可能な自治体連携担当官を各部署ごとに設置したり、自治体向けメールニュースの発行や、関連調査や連携事例報告書の出版など、きめ細やかな広報コンサルティングが開始当初は必要となる。そのような方法を通じて、自治体職員とのネットワークを強化し、JBICに対する理解を促進させることが、自治体と

²⁶ 同上、18～19頁。ここでは、協力案件の形成や実施段階でのモニタリングでの地方自治体との連携など、幅広い業務範囲で国民の意見や知見を業務に反映させる体制作りにも努力することが述べられている。

²⁷ 同上、19頁。ここでは、国内広報を的確に行うため地方自治体と連携することが述べられている。

²⁸ 自治体国際化協会(Council of Local Authorities for International Relations: CLAIR)は、地方自治体の国際交流・国際協力・地域の国際化を支援するため、海外共同事務所の運営・助成事業・情報提供・調査研究などを実施している総務省系の財団法人。詳細は、次を参照。<http://www.clair.or.jp/>(2003年4月25日)。

の連携事業実施にあたり極めて重要となると考えられる。

5. 参考文献

- * OECD - DAC Working Party on Aid Evaluation. 2002. Evaluation and Aid Effectiveness No. 6 - Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management. OECD
- * 小浜裕久. 2002年. 『ODAの経済学 第2版』. 日本評論社
- * 国際協力事業団企画・評価部評価監理室. 2002年. 『実

践的評価手法 JICA事業評価ガイドライン』. 国際協力出版会

- * 国際協力銀行. 2003. 「円借款業務における地方自治体と国際協力銀行との連携強化に向けて」. 国際協力銀行
- * 国際協力銀行. 「国際協力銀行ニュースレター Development & Cooperation」(2002年、No.12)
- * 国際協力銀行. 2002. 『海外経済協力業務実施方針』. 国際協力銀行

The Economics of ODA by Local Authorities: Possibilities for Yen Loans in Collaboration with Local Authorities (Summary)

Hitoshi Yoshida

Visiting Researcher, Research Division, ERINA

The aim of this article is to evaluate from the perspective of development economics the program of collaboration with local authorities being implemented by the Japan Bank for International Collaboration (JBIC), in order to identify ways in which local authorities can collaborate in providing ODA. We outline trends in ODA reforms relating to local authorities, which began in the latter half of the 1990s, and analyze JBIC's local authority cooperation program in terms of the five evaluation criteria designated by the Development Assistance Committee of the Organization for Economic Cooperation and Development, viz. 1) relevance; 2) effectiveness; 3) efficiency; 4) impact; and 5) sustainability, as well as examining the programs achievements and relevant issues.

Since the late 1990s, attitudes within the Japanese government towards cooperation with local authorities have become increasingly positive, and a policy turnaround can be seen in the Medium-Term Policy on ODA, which is ultimately determined by the cabinet. In 1999, in response to this u-turn, the Japan International Cooperation Agency (JICA) embarked upon a major reorganization program in order to strengthen its collaboration with regional governments and other bodies, establishing a new section in the form of the Domestic Partnership and Training Department. At the same time, it also initiated a new program of collaboration with local authorities and is boosting the number of its collaborative projects with such administrations as Kitakyushu City, Saitama Prefecture, Tokyo Metropolitan Government, Oita Prefecture and Okinawa Prefecture, in fields that include environmental protection, medical and health services, education and the nurturing of human resources.

Although JBIC started somewhat later, in 2002, it is also strengthening its cooperation with regional authorities,

having initiated yen loans through its collaboration with Gifu Prefecture and Kitakyushu City. More specifically, it has undertaken collaboration in the following four categories: A) special assistance for project implementation (for a regional development support project undertaken by Gifu Prefecture); B) pilot study contracts for ODA loans (for an environmental conservation project undertaken by Kitakyushu City); C) other commissioned studies (for environmental conservation projects undertaken by Osaka Prefecture, Shiga Prefecture, Kumamoto Prefecture, Osaka City and Kobe City, and a water supply development project conducted by Kyoto Prefecture); and D) seeking projects for local authorities and undertaking PR activities (holding such events as the JBIC-Local Government Collaboration Forum).

Various issues arose in evaluating JBIC's activities according to the aforementioned five criteria. The final analysis is that sufficient relevance was discerned in the program, and it is also likely to bear fruit in terms of effectiveness, impact and sustainability. In other words, at this point in time, JBIC's program of collaboration with local authorities is consistent with the worldwide trend towards the diversification of international cooperative actors and we can conclude that this is a form of cooperation that can be expected to yield sufficiently effective assistance.

One issue to be tackled by JBIC in the future is the formulation of a strategy for its collaboration with regional administrations. In the event that it embarks upon this, it is likely to become necessary for JBIC to clarify its stance vis-a-vis local authorities and gain their understanding, while paying attention to A) the organization of the JBIC, JICA and CLAIR (Council of Local Authorities for International Relations) joint study group; B) developing a program aimed at local authorities; and C) creating a framework within JBIC for cooperation with local authorities.

拡大するシベリア横断鉄道の国際利用 日本は蚊帳の外

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

シベリア横断鉄道(TSR)を利用した国際コンテナ輸送における日本の存在が小さくなって久しい。日本の利用が激減する中で、韓国や中国の利用が増大している状況については昨年本誌で紹介した¹。その中で、韓国・中国のフィンランド向け及び中央アジア向け輸出貨物のTSR利用が増加傾向にあるが、日本の利用は低迷していること、韓国・中国の利用の拡大には対ロシア・中央アジア輸出の急成長に加えてフォワーダーや船社の努力があること、TSRの武器はスピードにあること、日本の利用が低迷している要因として日本発輸出の減少と荷主の不信感が払拭されていないことがあること、CLB(China Land Bridge)などTSRルートの代替ルートが競争力をつけていることなどについて述べた。本稿では2002年のデータを基にTSRルートの利用動向について分析する。

2002年のTSRルート利用状況

2002年のTSR利用の国際コンテナ貨物は前年比で1.5倍という高成長を見せている。ポストーチヌイ港の荷役会社VICS(Vostochny International Container Services)の資料によると、2002年の総取扱コンテナ量は133,804TEUで、前年比49%増であった(表1)。2000年に比べると84%増である。内訳を見ると、トランジット貨物が7%増と微増に留まったのに対し、バイラテラル貨物が85%増と飛躍的に伸びた²。そのため、トランジットとバイラテラルの比率は2001年の61:39から2002年には48:52と半々になった。一方、西航バイラテラルの急増と東航トランジット貨物の微減を受けて、西航対東航の比率は2001年の66:34から2002年は72:28と歪な割合となった。特にバイラテラル貨物の場合は、西航対東航が82:18というアンバランスである。

気になるのは空コンテナの量が大幅に増加したことである。総貨物に占める空コンテナの比率は、2000年が6.2%、2001年が11.1%、2002年が18.4%と鰻のぼりに上昇している。空コンテナの増加はコンテナ使用コストに跳ね返るばかりでなく、ポストーチヌイ港においては作業能率に影響

し、鉄道路線の有効利用という点からも深刻な問題となる。

これらの数字が示す2002年の状況は次のように解釈できよう。まず、西航バイラテラル貨物の大幅増加は、韓国発中央アジア向け輸出や中国発ロシア国内向け輸出の増加を意味する。韓国企業はウズベキスタンやカザフスタンに自動車や家電の組立工場を持っており、部品輸出などが多いと見られる。尚、韓国のフォワーダーの話では、韓国発中央アジア向け輸出の約9割はTSRを利用しており、CLBはあまり利用されていないとのことである。中央アジアからの帰り荷は少ないため、空コンテナを鉄道で戻さざるを得ない。このコンテナのポジショニングは韓国フォワーダーの頭痛の種である。中央アジア向け貨物の増加を受けて、2003年2月27日よりポストーチヌイ～アルマトイ間に直行コンテナ列車の運行が始まった。中央アジアからの帰り荷開拓の必要性は益々高まるものとみられる。

中国の上海や寧波とポストーチヌイを結ぶコンテナ航路は2000年秋に開設され、その後急成長を続けている。船社関係者の話によると、大連、天津、煙台などからも釜山トランジットでポストーチヌイへ運ばれている。主な貨物は中国各地で生産された衣類、靴、日用品、韓国系工場で生産された家電製品などで、フィンランド経由ないしは直接ロシアへ輸出されている。ロシアへの直接輸出先としてはモスクワの他に、ノボシビルスク、イルクーツクなどの大都市も含まれる。なお、ロシア・CIS以外の欧州向け貨物は扱っていない。輸送コストはAll Waterと同程度で日数の短縮を考えると十分競争力がある。問題は西航が90%と片荷傾向にあることである。

表1 ポストーチヌイ港取扱コンテナ量の推移(2000～2002)

単位: TEU

	2000	2001	2002	2002 / 2001
トランジット: 西航	25,219	27,731	31,148	1.12
東航	17,512	20,996	20,940	1.00
バイラテラル: 西航	19,748	24,854	46,626	1.88
東航	5,684	6,146	10,406	1.69
空コンテナ	4,514	10,044	24,654	2.45
その他	24	146	30	0.21
合計	72,701	89,917	133,804	1.49

出典: VICS (Vostochny International Container Services)

¹ 辻久子「シベリア鉄道利用の国際コンテナ輸送における日本と韓国」、ERINA REPORT Vol. 46、2002年6月

² トランジット貨物はフィンランドのロシア国境に近い保税倉庫に一旦納められ、ロシア側の支払いを待ってロシアへ出荷されるシステムになっている。フィンランドのハミナ、コトカ、コブラなどに韓国・日本メーカーは保税倉庫を置いている。

貨物の発着国別データは得られていないが、2001年の韓国77%、中国12%、日本11%に比較して、中国の比率が上がり、日本の比率が下がったと推測される。

TSRの利用は2003年に入り更に上昇中である。2003年第1四半期の取扱量は、前年同期の1.48倍に達した(表2)。特にトランジット貨物の増加率が64%増と目立つ。

表2 ポストーチヌイ港取扱いコンテナ量の推移(2002・2003年第1四半期)
単位: TEU

	2002年第1四半期	2003年第1四半期	2003/2002
トランジット	11,517	18,940	1.64
バイラテラル	10,237	13,240	1.29
合計	21,754	32,180	1.48

出典: CCTST(シベリア横断鉄道調整評議会)

2003年1月からロシア鉄道省はフィンランドまでのトランジット運賃を約30%値上げした。貨物量の順調な増加傾向が続いたことからロシア鉄道省が強気の姿勢に出たものと見られている。突然の一方的発表に各国の船社や日本のフォワーダーは猛反対した。昨年のCCTST総会合意に違反する一方的決定と非難し、これで貨物は無くなるだろうとまで言った。確かに日本発着貨物はゼロに収斂しそうな雰囲気である。しかし韓国・中国の貨物が値上げ後も相変わらず増勢にあるところを見ると、ロシア鉄道省の読みは当たっていたことになる。これについて韓国のフォワーダー関係者は、TSRの値上げと時期を同じくしてAll Waterも値上げしたので値上げの効果はなかったと言っている。韓国フォワーダーの話では、釜山～ヘルシンキ間西

航についてはTSRとAll Waterに価格差は無く、むしろTSRの方が速いから好まれているとのことである。昨年12月にTSRの電化工事が完了し、走行がスムーズに行われるようになった³。現在釜山～フィンランドまで16～18日間で到着する。また、釜山～ポストーチヌイ間海上部分については独占が排除され、4船社で競争的に行われているため、料金も低く抑えられている。これは未だ独占構造にある日本と大きな違いである。

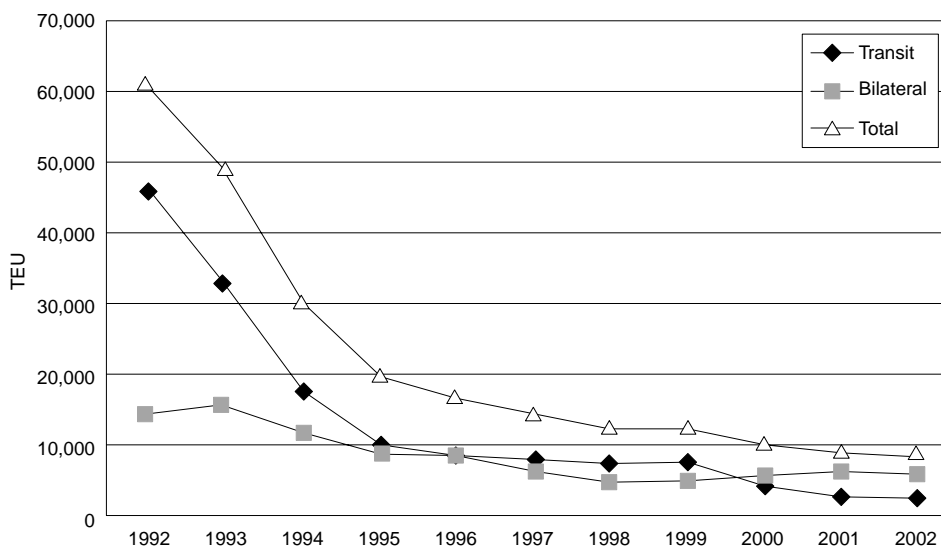
日本のTSR利用状況

年率で1.5倍の成長を続けるTSRルートだが日本は蚊帳の外に置かれており、その存在は益々小さくなっている。2001年の日本発着トランジット貨物量は最盛期(1983年)の2%まで下落したが、2002年は更に減少した。

業界の推定では、2002年の日本発着TSR利用貨物は約8,450TEUで、前年比8%であった。内訳は、トランジットが約2,550TEU、うち西航が約950TEU、東航が約1,600TEUとみられる。西航の約40%がフィンランド向け、約60%がアフガニスタン向けである。東航はフィンランドから輸入されるログハウスなどが主である。一方、バイラテラルは約5,900TEU、うち西航が約3,500TEU、東航が約2,400TEUも推定されている。バイラテラル貨物の約9割がロシア発着で、対中央アジア貨物は非常に少ない。

これを裏付けるのが日ロ間海上輸送を独占的に担当してきた(株)商船三井の資料である(図1)⁴。これによる

図1 日本発着TSR貨物の推移



出典: (株)商船三井

³ 沿海地方のスピヤギノ～グペロボ間(175km)の電化工事が進められてきた。

⁴ 日ロ間航路は(株)商船三井とFESCOの共同配船となっている。

と、2002年の日本発着TSR貨物は、トランジットが2,548TEU（前年比 7%）、バイラテラルが5,910TEU（前年比 8%）、計8,458TEU（前年比 8%）と減少傾向が続いている⁵。この数字を前述のVICISの統計と比べると、総量に占める日本発着貨物の割合は6.3%、実入りコンテナに限れば7.8%ということになる。

2002年の貨物量は1992年に比べると、僅か14%に過ぎない。特にトランジットの減少が目立ち、2002は10年前の5.5%まで下がってしまったことになる。日口航路は今やバイラテラル中心に動いている。

トランジットに限定すれば、日本トランスシベリヤ複合輸送業者協会（TSIOAJ）の長期間にわたるデータがある（図2）。但し、このデータにはTSIOAJのメンバー企業が取り扱った貨物しか含まれていないため、ノンメンバー企業の取扱量が漏れている。しかし、長期間にわたるデータはトレンドを理解する上で貴重である。このデータによると、2002年の貨物量は、西航が887TEU、東航が1,108TEU、計1,995TEU（前年比 11%）と下落に歯止めが止まらない。この数字は最盛期（1983年）の1.8%に過ぎない。

日本企業がTSRルートを利用しないのにはいくつかの理由がある。

第一にイメージの問題がある。90年代前半に貨物の紛失・盗難が相次いだため、現在は正常化されているにも関わらず、シベリア鉄道は信頼できないと感じている荷主が

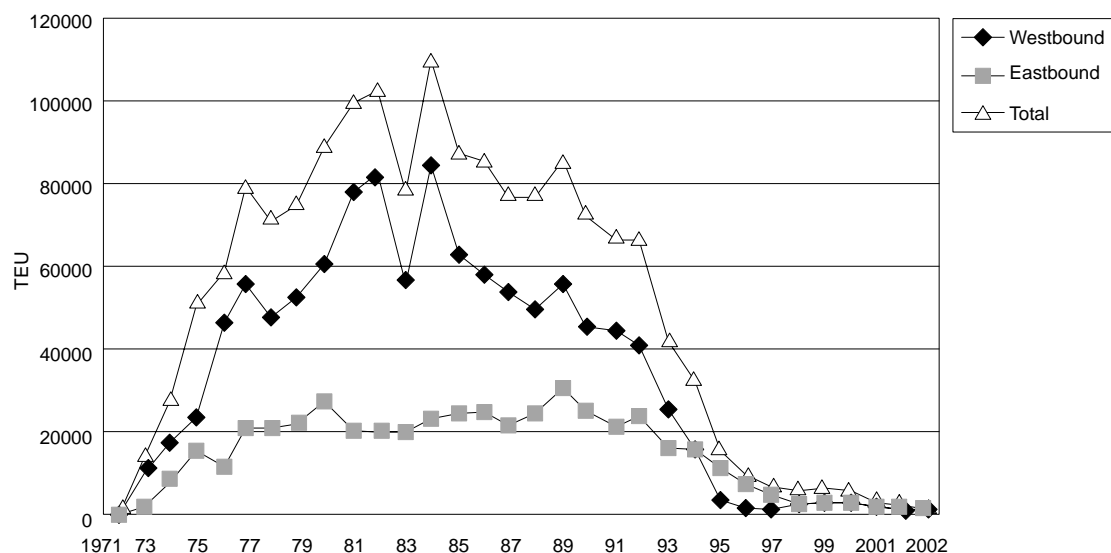
少なくない。特にTSRルートは到着日数が不安定とのイメージがある。日本のビジネス界に根強いロシア不信信仰とも関係あると見られる。

第二に、コストの問題がある。日本の荷主に聞くとTSRルートはAll Waterに比べて高くつくと言う。1980年代にTSRルートを多用したのはAll Waterに比べて非常に安かったからであって、今の高い料金では使えないと言う。今では少々時間がかかっても安い方がいいというのが日本の荷主の声である。一方、韓国では少々高くついても速い方が好いとTSRルートのスピードを評価する荷主が多い。また、韓国のフォワーダーは料金の変動が激しいAll Waterに比べてTSRルートは固定運賃なのが良いとみている。

第三に、日口間海上輸送サービスの頻度が月2便しかなく、利便性が劣っている⁶。これに対し、釜山～ポストーチヌイの場合は週に2便ある。一方、日本港湾からCLBへ接続する配船は週に3便ほどあり、中央アジア向けに便利とされている。

第四に、日本企業が製造拠点を中国・東南アジアなど海外に移転したため、日本発の輸出貨物が減少した。特に、ロシア向け家電製品などの場合、日本製よりも韓国製が価格競争力に優れている。なお、トランジットでフィンランドまで運ばれたコンテナは再びロシアに引き取られるが、フィンランドに置かれた日本発コンテナの、どの程度がAll Waterで運ばれているかについては近年のデータが無

図2 日本発着TSRトランジット貨物の推移



出典：TSIOAJ

⁵ なお、バイラテラルには一部台湾発着時日本経由貨物が含まれている。

⁶ 船社は貨物量の減少を受けて、2002年1月から、配船頻度を月2便に減少した。日口間を運航する船の容量のうち40%程度しか使われていない。

い。もしAll Waterでフィンランドへ輸送されている日本発コンテナの量が多いようなら、TSRルートへの転換へ向けて何らかの努力をする必要がある。

今後の課題と日本の対応

前述したように、2003年1月1日、ロシア鉄道省が突如としてトランジット貨物運賃の値上げ（約30%）を発表したときには各国のフォワーダーが慌てた。しかし韓国のフォワーダーは「影響はありません」と言い切った。All Waterも上がっているからというのが理由だったが、そこにはゆるぎないTSRへの信頼が感じ取られた。そして、結果はむしろ貨物量が増加している。

中国貨物の増加も著しい。年々1.5倍になる爆発的増加は今後も続くのだろうか。

各国のフォワーダーの話では、今後All Waterのタリフが下がるようなことになれば、TSRも顧客を失うことになるだろうと言われている。すなわち、タリフの値上げは命取りになることもある。

中央アジア向けの競合ルートであるCLBは、トレースができないことや、カザフスタンでの税関審査に時間がかかるなどの問題点が指摘されているが、中国鉄道がサービス向上や料金面などの競争力強化に乗り出せば、TSRの手ごわい競合ルートとなる。現在、日本の中央アジア向けコンテナは殆どがCLBルートを利用している。一方、韓国の場合にはTSRルートが圧倒的である。両者の条件に差はあまり無いと言われているが、改善を進めた方がシェアを拡大する可能性がある。

CCTSTの作業部会でも幾つかの問題が指摘されている。

先ず、ポストーチヌイ港における通関時間が長いとの不満がある。貨物が増えればそれだけ待ち時間も長くなる計算だ。係員を増やすなど税関当局の努力が必要だろう。また、台車不足も指摘されている。貨物量が増えればそれに合った施設の拡充や投資が必要ということのようだ。

日本の荷主はなぜ現在もTSRに関心を示さないのだろうか。韓国や中国の荷主が満足して利用しているところを見ると、TSRルートに信頼性や定時性で大きな問題は無いと判断できよう。日本の荷主も過去の悪いイメージを拭い去り、食わず嫌いを止めて、客観的な眼で今のTSRルートを評価してみてもどうだろうか。「旅に出てレストランに入る時には、よくはやっている店の行列に並ぶべし」と言われる。それならば現在のTSRルートはよくはやっている店である。試してみないことは無い。

VICS社長のMichal Frydrych氏は「日本企業にTSRを売り込むことは不可能である」と諦めの言葉を吐く。VICSがどのようなマーケティング努力をしたのかは知らないが、世界中で最も入り難い市場と見ているようだ。ロシア側関係者の対日感情が悪化するのを心配するこのごろである。私はFrydrych氏が今後も諦めることなく日本市場開拓に力を入れ、その結果日本企業が偏見を捨ててロシアルートを利用するようになることを期待している。VICSだけでなく、ロシア鉄道、ロシアのフォワーダーなどがタグを組み、この保守的で偏見に満ちた市場を開拓してはどうだろうか。例えば、トライアル輸送に特別割引料金を適用するとか、日口間配船サービスを臨時に増便することなどが考えられる。釜山経由もあり得る。ロシア大使館で一回セミナーを開いただけでは不十分である。

Growing International Use of the Trans-Siberian Railway: Japan is Being Left Out of the Loop

Hisako Tsuji

Senior Economist, Research Division, ERINA

For quite some time, Japan's presence in international container transportation on the Trans-Siberian Railway (TSR) has been diminishing. Last year, the increase in use by the ROK and China and the slump in Japanese use were described in an article in this publication.¹ Amongst other

things, the article stated that i) use of the TSR by the ROK and China for export cargo destined for Finland or Central Asia was on the increase but Japanese use was sluggish; ii) efforts by forwarders and shipping companies, as well as rapid growth in exports to Russia and Central Asia, were

¹ Hisako Tsuji, *Japan and the ROK's Involvement in International Container Transportation Using the Trans-Siberian Railway*, ERINA REPORT Vol. 46, June 2002.

behind the expansion in Chinese and South Korean use; iii) the TSR's speed is its greatest weapon; iv) the decrease in exports from Japan and a failure to dispel Japanese consignors' sense of mistrust are factors in the stagnation in Japanese use; and v) the China Land Bridge (CLB) and other routes have become competitors to the TSR as alternative routes. This article will analyze trends in the use of the TSR route, based on data for 2002.

Use of the TSR route in 2002

International container cargo using the TSR demonstrated high growth in 2002, increasing 1.5 times on the figure for the previous year. According to data published by the cargo handling company Vostochny International Container Services (VICS), the total volume of containers handled in 2002 was 133,804 TEU, an increase of 49% on the previous year (see Table 1). Moreover, this represented an 84% increase on the figure for 2000. Looking at a breakdown of the figures, while transit cargo remained almost the same, showing only a slight increase of 7%, bilateral cargo increased dramatically, rising 85%.² Accordingly, the ratio of transit to bilateral cargo shifted from 61:39 in 2001 to become almost equal at 48:52 in 2002. On the other hand, due to the rapid rise in westbound bilateral cargo and the marginal decrease in eastbound transit cargo, the ratio of westbound to eastbound cargo became distorted in 2002, shifting to 72:28 from 66:34 in 2001. In the case of bilateral cargo, the west-east ratio is particularly unbalanced at 82:18.

What is disquieting is the fact that the volume of empty containers has increased substantially. The share of cargo accounted for by empty containers is growing by leaps and bounds, reaching 6.2% in 2000, 11.1% in 2001 and 18.4% in 2002.

The situation in 2002, as depicted in these figures, can be interpreted as follows. First of all, the huge increase in westbound bilateral cargo signifies an increase in South Korean exports to Central Asia and Chinese exports to Russia. South Korean businesses have assembly plants for automobiles and household electrical goods in Uzbekistan and Kazakhstan, so we can see that there would be a great deal of exports of components. Furthermore, according to forwarders in the ROK, about 90% of South Korean exports destined for Central Asia use the TSR, while the CLB is not used very often. As there is little cargo heading east from Central Asia, empty containers inevitably have to be returned by rail. The positioning of these containers is a thorn in the side of South Korean forwarders. Due to the increase in cargo bound for Central Asia, a direct container train service began operating between Vostochny and Almaty on 27th February 2003. The importance of cultivating eastbound cargo from Central Asia is thought likely to increase further.

Container shipping routes linking Vostochny with Shanghai and Ningbo in China were established in the autumn of 2000, and these have shown sustained rapid growth since then. According to a source at one shipping company, cargo from such cities as Dalian, Tianjin and Yantai is also

shipped to Vostochny via Busan. The main cargo includes clothing, shoes and everyday items produced in various parts of China and household electrical goods produced in South Korean-owned factories, and is either exported via Finland or sent directly to Russia. The destinations of direct exports to Russia include such large cities as Novosibirsk and Irkutsk, as well as Moscow. Moreover, it does not handle cargo bound for anywhere else in Europe other than Russia and the CIS. Given that transportation costs are about the same as the All Water route but the journey time is cut, it is sufficiently competitive. The problem is the one-sided direction of cargo, with 90% being westbound.

Data about the country of origin and destination of cargo are unavailable, but comparing the 2001 shares of the ROK (77%), China (12%) and Japan (11%), we can surmise that China's share has increased, while Japan's has fallen.

Table 1: Changes in the Volume of Containers Handled at Vostochny Port(2000 - 2002)

	2000	2001	2002	2002/2001
Transit: Westbound	25,219	27,731	31,148	1.12
Eastbound	17,512	20,996	20,940	1.00
Bilateral: Westbound	19,748	24,854	46,626	1.88
Eastbound	5,684	6,146	10,406	1.69
Empty containers	4,514	10,044	24,654	2.45
Other	24	146	30	0.21
Total	72,701	89,917	133,804	1.49

Source: VICS (Vostochny International Container Services)

Use of the TSR has risen further in 2003. The volume of cargo handled in the first quarter of 2003 was 1.48 times the volume recorded in the same period of the previous year (see Table 2). The growth rate in transit cargo was particularly noteworthy, reaching 64%.

Table 2: Changes in the Volume of Containers Handled at Vostochny Port(1st Quarter of 2002 and 2003)

	1 st Quarter of 2002	1 st Quarter of 2003	2003/2002
Transit	11,517	18,940	1.64
Bilateral	10,237	13,240	1.29
Total	21,754	32,180	1.48

Source: CCTST (International Coordination Council on Trans-Siberian Transportation)

In January 2003, the Russian Ministry of Railways increased the charges for transit to Finland by about 30%. It is thought that the ministry took this aggressive stance because of the sustained upwards trend in cargo volumes. Shipping companies in various countries and Japanese forwarders vehemently opposed this sudden unilateral announcement. They criticized it as a unilateral decision in contravention of the accord adopted at last year's general meeting of the CCTST and even went as far as to say that it was likely to result in the cessation of cargo transit through Russia. Certainly, there is an atmosphere in which cargo originating in or destined for Japan taking this route seems likely to disappear altogether. However, given that cargo from the ROK and China continued to rise unabated even after the increase in charges, we can see that the Ministry of Railways

² There is a system in which transit cargo is stored temporarily in bonded warehouses near the Finnish border with Russia, awaiting payment by the Russian side, after which it is shipped to Russia. South Korean and Japanese manufacturers have bonded warehouses in such Finnish places as Hamina, Kotka and Kouvla.

has read the situation correctly. With regard to this, an insider at a South Korean forwarding company said that the All Water route raised its charges at the same time as the TSR increase, so the rise had no effect on use. According to forwarders in the ROK, there is no difference between the TSR and All Water in the charge for westbound transport between Busan and Helsinki, and the TSR is preferred because it is faster. Electrification work on the TSR was completed in December last year, and services now run a lot more smoothly.³ Currently, cargo takes between 16 and 18 days to travel between Busan and Finland. In addition, as the monopoly on the marine transport section between Busan and Vostochny has been eliminated and four shipping companies are operating competitively on the route, charges have been kept down. This is in marked contrast to Japan, which still has

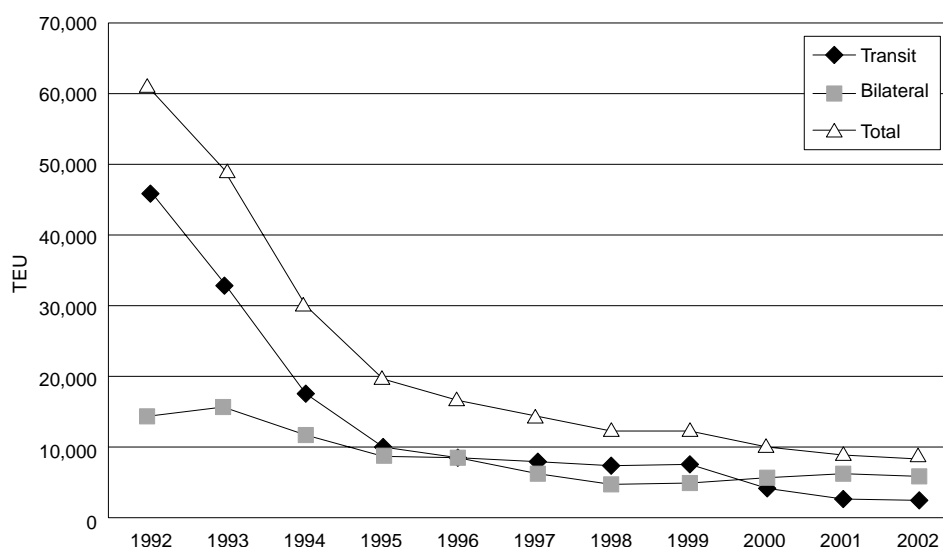
a monopolistic structure.

Japanese use of the TSR

Japan is being left out of the loop when it comes to the TSR route, which has demonstrated a sustained annual growth rate of 1.5 times, and its presence is steadily diminishing. The volume of transit cargo originating in or destined for Japan in 2001 fell to 2% of the level it had reached when transport on this route was in its heyday (in 1983) and declined further in 2002.

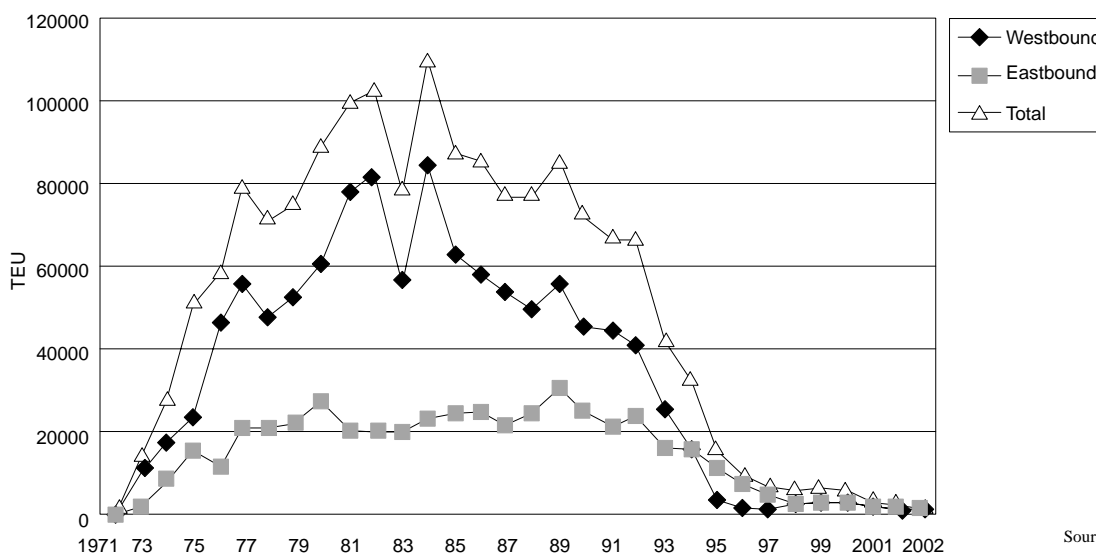
According to industry estimates, the volume of TSR cargo originating in or destined for Japan in 2002 was about 8,450 TEU, down 8% on the previous year. This is thought to include about 2,550 TEU of transit cargo, of which about 950 TEU is westbound and about 1,600 TEU eastbound. About

Figure 1: Changes in TSR Cargo Originating in or Destined for Japan



Source: Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.

Figure 2: Changes in TSR Transit Cargo Originating in or Destined for Japan



Source: TSIOAJ

³ Electrification work has taken place on the 175km-long stretch between Sviyagino and Guberovo in Primorsky Territory.

40% of westbound cargo is destined for Finland, with the remaining 60% or so bound for Afghanistan. Most of the eastbound cargo consists of log houses imported from Finland. On the other hand, bilateral cargo is estimated to account for about 5,900 TEU of TSR cargo, with westbound cargo totaling about 3,500 TEU and eastbound about 2,400 TEU. About 90% of bilateral cargo originates in or is destined for Russia, with extremely little bound for Central Asia.

Data from Mitsui O.S.K. Lines, Ltd. (Figure 1), which has the monopoly on marine transportation between Japan and Russia, bears this out.⁴ According to these figures, in 2002, TSR cargo originating in or destined for Japan continued to decline, totaling 8,458 TEU (down 8% on the previous year), with transit cargo accounting for 2,548 TEU (a 7% fall on the previous year) and bilateral for 5,910 TEU (falling 8% on the previous year).⁵ If we compare these figures with the aforementioned VICS statistics, we can see that cargo originating in or destined for Japan accounts for 6.3% of the total volume, while if we consider only containers that have been filled, the Japanese figure is 7.8% of the total.

The cargo volume in 2002 was a mere 14% of that in 1992. The decline in transit cargo is particularly pronounced, falling in 2002 to 5.5% of the level of ten years previously. Shipping routes between Japan and Russia mainly deal with bilateral cargo these days.

The Trans-Siberian Intermodal Operators Association of Japan (TSIOAJ) has some long-term data for transit cargo (Figure 2). However, as these data only include cargo handled by TSIOAJ member companies, the volume handled by non-member companies is missing from the picture. Nevertheless, long-term data are still of value in understanding trends. According to these data, the volume of cargo handled in 2002 continued to decline unchecked, totaling 1,995 TEU (down 11% on the previous year), of which 887 TEU was westbound cargo and 1,108 eastbound. This figure is just 1.8% of the level recorded when transport on this route was at its peak (in 1983).

There are several reasons why Japanese companies are not using the TSR route.

Firstly, it has an image problem. In the first half of the 1990s, there was a spate of losses and thefts of cargo, so although the situation has now been rectified, a not insignificant number of consignors feel that they cannot trust the Siberian railways. In particular, there is an impression that the time taken for cargo on the TSR route is rather changeable. In addition, the deeply rooted mistrust of Russia on the part of the Japanese business community is also thought to be a factor.

Secondly, there are problems relating to costs. Japanese consignors say that the TSR route is expensive compared with the All Water route. They say that the reason why the TSR was heavily used in the 1980s was that it was extremely cheap in comparison with All Water, but that they cannot use it at the high prices now charged. It is now Japanese consignors

who say that they prefer the cheaper option even if it takes a little more time. On the other hand, in the ROK, there are many consignors who praise the speed of the TSR, saying that faster is better, even if it costs a little more. Furthermore, forwarders in the ROK like the fixed charges on the TSR route, as opposed to the All Water route, on which there are sharp changes in fares.

Thirdly, marine transport services between Japan and Russia operate at a frequency of just twice a month, so are inferior in terms of convenience.⁶ In contrast, there are two sailings per week between Busan and Vostochny. On the other hand, there are as many as three sailings per week from Japanese ports that link up with the CLB, making this route convenient for cargo bound for Central Asia.

Finally, as Japanese companies have shifted their manufacturing bases overseas, to China and Southeast Asia, export freight from Japan has diminished. In particular, in the case of household electrical goods bound for Russia, South Korean-made products are more competitive in price than Japanese-made ones. In addition, containers transported to Finland as transit cargo are then sent back to Russia, but there are no recent data regarding the degree to which containers in Finland that originated in Japan are being transported using All Water. If the volume of containers originating in Japan that are transported to Finland via the All Water route were high, some kind of effort would have to be made in order to achieve a shift in favor of the TSR route.

Future issues and Japan's response

As stated above, forwarders in various countries were rattled when the Russian Ministry of Railways suddenly announced a rise (of about 30%) in cargo transit fees. However, South Korean forwarders have stated that it had no effect. The reason for this was that charges had also risen on the All Water route, but one could sense from this the trust they had in the reliable TSR, and the result was that cargo volumes have actually risen.

There has also been a marked increase in Chinese cargo. Will its explosive growth of 1.5 times annually continue in the future?

According to forwarders in various countries, if All Water tariffs fall in the future, the TSR is also likely to lose customers. In other words, a rise in tariffs could also prove to be a fatal blow.

Problems that have been pointed out regarding the CLB, which is a competing route for cargo bound for Central Asia, include the fact that cargo cannot be traced along its journey and the time taken for customs inspections in Kazakhstan. Nevertheless, if China's railways improved the service they provide or their competitiveness, including in terms of their charges, the route could become a formidable competitor with the TSR. At present, almost all Japanese containers destined for Central Asia use the CLB route. In contrast, in the case of the ROK, use of the TSR is dominant. It is said that there is very little difference between the conditions on both routes,

⁴ Mitsui O.S.K. Lines, Ltd. and FESCO (Far Eastern Shipping Company) jointly operate routes between Japan and Russia.

⁵ The bilateral figure includes some cargo originating in or destined for Taiwan that is transiting Japan.

⁶ Due to the fall in cargo volumes, the shipping company reduced the service to twice monthly in January 2002. Only about 40% of the capacity of the ships sailing between Japan and Russia is being used.

but whichever makes improvements has the potential to expand its share.

A number of problems were also pointed out during the CCTST working group meeting. First of all, there is dissatisfaction about the length of time taken to clear customs at Vostochny Port. If cargo volumes rise, then waiting times will also lengthen accordingly. It is necessary for customs checkpoints to make greater efforts, for example by increasing the number of staff. Moreover, the dearth of bogies was commented upon. If cargo volumes increase, investment and an improvement in facilities commensurate with this is likely to be required.

Why are Japanese consignors still not showing an interest in the TSR even now? Given that consignors in the ROK and China are content to use it, we can judge there to be no major problems regarding trustworthiness and punctuality on the TSR route. Japanese consignors should try to erase their adverse impressions of the route arising from its past, stop rejecting it out of hand and evaluate the TSR of today with an objective eye. There is a saying: "When choosing a restaurant while on one's travels, one should choose the most

popular one, which people are queuing up to get into." If this is the case, the modern TSR is the popular restaurant. There is nothing to be lost by trying it.

Michal Frydrych, General Director of VICS, said resignedly that, "It is impossible to pitch the TSR to Japanese businesses." I do not know what kind of marketing efforts VICS has tried, but he seems to see it as the world's most difficult market to enter. Recently, I have begun to worry that Russian feelings toward Japan are deteriorating. I hope that Mr. Frydrych will not throw in the towel, and will devote his efforts to cultivating the Japanese market, leading Japanese companies to abandon their prejudices as a result and begin to use the Russian route. Not only VICS, but also the Russian railways and Russia's forwarders should join hands and cultivate this conservative, unenlightened market. Possible initiatives include the application of special discount rates for trial shipments and temporarily increasing the number of marine services between Japan and Russia. Shipments via Busan are also a possibility. It is not sufficient just to hold a single seminar at the Russian embassy.

Foreign Direct Investment and Technology Transfer in Russia

David A. Dyker

Reader in Economics, University of Sussex

Introduction: Foreign direct investment (FDI) as a vehicle of technology transfer

Today, it is universally recognized that FDI is one of the main instruments for the dissemination of new technology through the international economy. More specifically:

The transfer of technology and its efficient application and diffusion are...some of the most important benefits sought by developing countries from FDI. TNCs tend to be leading innovators. They are leading suppliers of technology to developing countries and economies in transition, through FDI and other (externalized) forms of transfer. They can also stimulate the development of innovatory capacities in host economies, thereby supplementing technology development that takes place through R&D in domestic firms and publicly funded institutions. (UNCTAD, 2000, p.172)

World Bank economists have perceived a fundamental change in the pattern of international economic activity in recent decades, with

...more and more multinational corporations (MNCs)...adopting integrated regional or even global strategies, using both subsidiaries and strategic allies to locate interdependent facilities in various countries so as to maximize their competitive edge worldwide. This is a change from the dominant behavior of 10 or 20 years ago, when MNC subsidiaries in foreign countries were operating more or less independently of each other and were located anywhere there was a market and without regard to whether the locale offered the conditions necessary for world-competitive price and quality production. (Bergsman et al., no date, p.3)

In more concrete terms, there has been a shift away from FDI focused purely on exploitation of natural resources, or of a large domestic market (often behind protective barriers which have since been lowered with the progress of world trade liberalization), towards FDI which seeks to harness human capital resources to the development of worldwide technology and supply networks. This has paralleled the emergence of intra-industry trade as one of the most dynamic categories of international exchange.¹ And it has been reflected, at the sectoral level, in the rapid globalization of the automotive and electronics industries, two of the sectors with the most ramified supply linkages.

FDI in Russia: the basic picture

Among the countries of the world, Russia has not been a leading recipient of FDI. More specifically, it is well

below the transition country average in terms of FDI inflows (see Table 1). In absolute terms, inflows into Russia have been comparable to those into Slovakia, a country with a population some 3% of the Russian population. Relative to GDP, FDI inflows into Russia have been well below those of the countries due to enter the EU in 2004, and even those of other CIS countries.

Table 1: Inflows of FDI to transition economies, 2000-01

	Inflows (\$m)		Inflows as % of GDP	
	2000	2001	2000	2001
Countries due to accede to the EU in 2004				
Czech Republic	4,595	4,500	9.1	8.0
Hungary	1,649	2,443	3.6	4.7
Poland	8,294	6,929	5.3	3.9
Slovakia	2,075	2,000	10.8	9.8
Slovenia	176	442	1.0	2.4
Estonia	387	600	7.7	11.0
Latvia	408	257	5.7	3.4
Lithuania	379	600	3.3	5.0
CIS countries				
Russian Federation	2,714	2,921	1.0	0.9
Ukraine	595	800	1.9	2.1
Asian CIS	1,804	3,050	3.7	5.7

Source: ECE, 2002, p.154

In terms of the World Bank taxonomy, the FDI that has gone into Russia seems, at first sight, to have been mainly of the 'old' variety. Investment has been predominantly in the hydrocarbons industries, and in projects aimed at serving the domestic market. Despite the importance of investment in hydrocarbons, Russian subsidiaries of MNCs export on average only 12% of their output. If subsidiaries that do not actually produce in Russia are factored out, this figure falls to 7% (Ahrend, 2000, p.28). The comparable figure for Hungary in 1999 was 88.8% (Hunya, 2001). The survey of 46 companies conducted by Ahrend in 2000 found that size of the Russian market, desire to enter the Russian market and the avoidance of trade barriers were the main motivations for direct investment in Russia (Ahrend, 2000, p.28).

Table 2: Cumulative foreign direct investment in Russia to mid-1999

	\$m	%
Total	11,692.5	100.0
Fuel	2,138.7	18.3
Communications	2,208.5	18.9
Food	2,317.7	19.8
Trade and public catering	1,153.0	9.9
Mechanical engineering	470.4	4.0
General commercial activities	375.3	3.2
Non-ferrous metallurgy	292.4	2.5
Wood and paper	465.4	4.0
Transport	341.5	2.9

Source: Foreign Investment Promotion Center (FIPC), Ministry of Economics, Russian Federation

¹ There is evidence to suggest that technology transfer between trading partners intensifies as intra-industry trade passes the benchmark of 70% of total trade. See Hakura & Jomotte, 1999.

Key new developments in 2002-03 reflected a continuation of the same pattern, with Danone buying 4% of food producer Wimm-Bill-Dann, Heineken buying 100% of the Bravo International brewing concern and Scottish and Newcastle Breweries buying Hartwall, which has a 24.3% stake in the leading Russian brewery Baltika. (The other main shareholder is Carlsberg.) BP has acquired a 50% stake in the Russian oil firms Sidanco and TNK, and the Hungarian oil and gas company Mol has entered into a joint venture to develop the West Malonalykskoe oil field. Russian oil company Sibneft has expressed an interest in acquiring a foreign strategic investor.

While the pattern is clear enough, however, the interpretation of the pattern is a more complex matter. Hydrocarbon extraction is an area of comparative advantage for Russia, and Russia's enormous oil and gas reserves mean that the country can play a key role in the global policies for energy supply security of the oil multinationals, and indeed of the governments and supranational authorities of the developed industrial world. International oil companies have, furthermore, played an important role as disseminators of state-of-the-art oil technology to the Russian industry. While this enabled the Russian industry to do much to close the technological gap through the 1990s (Dyker, 2001a, pp.864-5), the continued interest of Russian oil companies in the possibility of foreign strategic investment suggests that the gap has still not been completely closed. The interest of foreign investors in the Russian domestic market is hardly surprising, given the size of that market as reflected in a population of nearly 150 million. Moreover, foreign investment in the Russian food industry has targeted a sector of the Russian economy that suffers from a range of historically conditioned structural and organizational problems which more than a decade of transition has done little to resolve. In that context, incoming food firms have, in practice, played an important role as technology disseminators, though the technology in this case has been largely the 'soft' technology of management, including financial management, procurement, distribution and marketing. In hydrocarbons, too, transfer of soft technology has been an important factor of upgrading, particularly in relation to the technology of organizing complex projects (Dyker, 2001a, *ibidem*). With a weighted average tariff on agricultural imports of 17%, tariff-hopping may have been an factor in the decisions of some of the international food firms which have invested in Russia. But it has not necessarily been the main one.

It is possible, therefore, to explain the pattern of FDI into Russia in Heckscher-Ohlin terms (as seeking to exploit Russia's factor endowments and compensate for Russia's factor deficiencies through a process of 'asset creation'²), or in terms of Dunning's OLI paradigm (Dunning, 1988) (as

seeking to exploit Russia's location-specific advantages and bring to Russia the ownership-specific advantages the companies concerned can offer). But Russia's factor endowments/location-specific advantages go beyond oil and gas. Russia has large concentrations of scientific and technological capability, and a literate workforce with good levels of basic training, available for hiring at wage rates a fraction of comparable wage rates in the developed industrial economies. In this respect, Russia is not very different from the transition countries of Central-East Europe. A number of those have seen a very substantial flow of FDI into manufacturing in recent years. Does this mean that Russia is missing out on something important, that Russian FDI flows really are sub-optimal, that Russia really is trapped in an 'old' pattern of FDI? To try to answer this question, we have to go beyond broad sectoral analysis, and look at some of the company-level research that has been done on the subject.

The impact of FDI on the Russian economy: the microeconomic evidence

Research done on the basis of the Registry of Foreign-Owned Firms of the Russian Federation and the Russian Enterprise Registry Longitudinal Database (RERLD)³ has yielded a number of important general results. The regional pattern of FDI tends to be correlated with the educational levels of the regions concerned (i.e. with the quality of the labor force), but regional variations in labor costs are not a significant factor. The quality of institutions and the progress of reform in the given regions, presence of other firms from the same country in the region, international risk rating of regions, and regional climate are also important. In terms of the sectoral dimension, FDI is strongly correlated with the degree of concentration in the given industry, suggesting that the quest for market power has been an important motive of investing firms. Even more telling, tariff-jumping emerges as a major determining factor (Manaenkov, 2000). In terms of our earlier analysis the implications are clear; quality of Russian human capital is an important determinant of FDI patterns, but so is access to the domestic market. The evidence on tariff-hopping does, furthermore, suggest that in many cases, the market-access motive may have been relatively free of any asset-creating complications. Manaenkov did not test for raw-material location factors. If he had, he might have obtained inconclusive results, since there is clearly no need for a foreign oil company to locate its Russian office in the region of extraction. Overall, however, his results tend to confirm and fill out the more impressionistic findings of Ahrend cited earlier; to support the thesis that much of Russia's FDI is of the 'old' variety, while hinting that there may be some elements of 'new' FDI. To go further in the investigation, we have to look at what has been happening

² See Dyker & Kubiela, 2000

³ *The registries contain company-level information on output, number of employees, book value of capital, total costs, export and import, and some other variables. The Registry of Foreign-Owned Firms includes all fully or partially foreign-owned firms operating in Russia. The RERLD includes all Russian industrial firms with over 100 employees, all state-owned firms, and non-state firms with fewer than 100 employees that are up to 75% privately owned. It excludes firms with fewer than 100 employees that are more than 75% privately owned.* (Yudaeva et al., 2001, pp.7-8) The combined dataset covers 42,000 firms.

inside firms hosting foreign equity, and between those firms and domestic Russian firms.

FDI and the host firm: technology, capability and productivity

Let us again take Central-East Europe as a point of reference. Notably in the automotive and electronics industries, FDI has revolutionized process and product technology in the CEECs. Investing firms have taken concrete measures to raise levels of capability amongst the local workforce, and to reduce, progressively, the proportion of management workers coming from the home country. The result is that labor productivity has increased sharply. In Hungary, for instance, average productivity in firms hosting foreign ownership is nearly three times the level found in wholly Hungarian-owned firms (ECE, 2001, p.212). These patterns have not been repeated in Russia. There have been significant foreign investments in the Russian car industry - by Daewoo, Renault, Fiat, Iveco, Ford, GM, etc. But these investments have failed to revolutionize technology and productivity, or build social capability in line with the Hungarian model. Agreements with foreign companies have helped to transfer main production line technology, to introduce new models, and to develop particular parts of the automotive supply chain. GAZ (the Gorky Automobile Plant), probably the best managed of the Russian car firms, has taken a notably leading role in this from the Russian side. But the kinds of deals that have been signed have been insufficient to fill all the gaps that prevent the creation of an integrated system. It is not surprising that, in a number of cases, joint ventures merely involve the assembly of imported knocked-down kits, which is the lowest form of cooperation in terms of scope for technology transfer and network-building.

The reasons for these problems have been essentially two-fold. Firstly, foreign firms have found it difficult to impose their production culture on Russian workers, and it has accordingly been difficult to develop *technological congruence* with the home firm. It is noteworthy that the general pattern is for productivity gains from FDI in Russia to decrease with the size of companies (Melentyeva, 2000, p.15). Bigger companies in Russia tend to be inherited from the old Soviet Union, and the productivity pattern is consistent with the hypothesis that it is more difficult to crack the established production culture of such companies. Secondly, foreign firms have found it difficult to build supply networks in the Russian environment. Foreign suppliers have been far away, and reluctant to follow the lead investors into Russia.⁴ Significantly, there has been very little foreign investment in Russian small companies (Pripisnov, 1999), even though the impact of foreign investment on productivity levels in smaller Russian companies is large relative to that in large companies. Furthermore, domestically-owned suppliers have generally proven unable to guarantee the levels of quality and

specification required by global leaders in manufacturing. Thus, Ford's St. Petersburg plant, for example, imports 95% of its components. In response to the problem, the International Finance Corporation set up a project in 2002 to help Ford develop a supply chain in Russia (involving Russian and foreign companies). In the next section, we try to dig deeper into the underlying reasons for the difficulties in building supply chains in Russia.

FDI and the host firm: building supply networks

Yudaeva et al. (2001) find that intra-industry, i.e. horizontal, spillovers from FDI are substantial, and are an increasing function of levels of educational attainment in the region of the host enterprise (see also Ponomareva, 2000). This is consistent with a pattern of sectoral upgrading which proceeds primarily through the mechanisms of competition and imitation, and which is the stronger, the higher the existing regional endowment in social capability. But vertical spillovers are found to be negative, both upstream and downstream. The interpretation of this result is obvious - *'that foreign-owned firms in Russia rarely have Russian partners, and therefore their entry leads to break-up of production chains.'* (Yudaeva, 2001, p.5) This kind of reasoning has led, in the case of the Russian ship-building industry, to the promulgation of a government program for the development of 240 complex components, to be developed and produced in Russian-owned companies (von Hirschhausen & Bitzer, 2000, p.153). A slightly different angle on the same set of facts produces the conclusion that traditional, Soviet-type production chains hold back rather than facilitate the emergence of networks in the Western/Far Eastern sense (Harter, 1998). Bringing in the supply network dimension also helps to explain why FDI has less impact on productivity in big companies in Russia. Ahrend, in his survey, found that bigger companies tend to have bigger problems with local suppliers (Ahrend, 2000, p.32)

All of this would seem to confirm a general pattern of FDI under transition conditions, whereby Russian companies seem unable fully to exploit the potential effects of FDI, whether direct or indirect, in direct contrast to her Central-East European neighbors. In fact, the contrast between Russia and the CEECs in relation to supply network-building is not nearly so stark as it is in relation to lead foreign-owned enterprises. The integration of domestically-owned companies into supply networks in CEE has been at best patchy. Many foreign-owned companies in that region prefer to obtain their supplies from the home country (which is, of course, very close, if it happens to be Germany, Austria or Italy). Even when they use local suppliers, those suppliers turn out, in many cases, to be wholly or partly foreign-owned themselves. Thus, Soreide reports that while foreign-owned firms in Hungary buy 43% of their industrial supply from firms located in

⁴ Exceptions within the automotive industry include Bosch, whose joint venture in Saratov supplies 82% of the Russian ignition plug market; Lear, which has a car seat production facility located inside the GAZ plant at Nizhnii Novgorod; Ingersoll Rand, which makes steering columns in a factory near Nizhnii Novgorod; and Delphi, which manufactures wiring harnesses at its plant in Samara.

Hungary, one-third of these actually come from foreign-owned firms (Soreide, 2001). Within the framework of the kind of *supply hierarchies* which dominate industries like the automotive and electronic, it is possible to sort suppliers into three types:

first-tier suppliers, supplying complex parts like engines or gear boxes involving a significant level of design inputs;

second-tier suppliers, providing advanced single components to first-tier suppliers;

third-tier suppliers, making simple components for second-tier suppliers.

In those terms, local suppliers in CEECs are largely relegated to the status of second- and third-tier suppliers. In the automotive industry, at least, *'it is not feasible to "raise" - or keep alive - "national" first-tier suppliers.'* (Havas, 1999, p.37) In Russia the situation is the same, but simply more starkly delineated. Thus, despite the program for the development of local first-tier suppliers as discussed above, domestically-owned Russian shipyards do, in fact, obtain 70% of their complex components from foreign sources (von Hirschhausen & Bitzer, 2000, p.154). What this implies, in terms of our initial taxonomy of FDI, is that the scope of the 'new' FDI, as a drive to absorb and then develop local resources with a view to the implementation of global objectives, does come up against limits, certainly in the transition region.⁵ Investing companies do not generally extend their upgrading mission to suppliers, whether in CEEC or the former Soviet Union, and it would be naive to believe, in the Russian case, that multinational behavior vis-à-vis suppliers would change dramatically as a result of substantial changes in the business environment. If the benchmark is Central-East Europe, then the best Russian suppliers can hope to do in the medium term is to creep into the global networking business at the lowest rung, i.e. as third-tier suppliers.

FDI in sectors where Russian technology is at the leading edge

The Soviet Union was generally, and increasingly, obsolescent from a technological point of view. But there were exceptions to that generalization, mainly in military-related sectors. One such exception is lasers (Bzhilianskaya, 1999). Another is aerospace and space-launching. The latter sectors have featured the following types of inward FDI:

Joint ventures aimed at remedying a specific weakness in the capabilities of the Russian industry, e.g. the agreement between GE Aviation and Rybinsk Motors to produce the CE Aviation CT7 aero engine at the Rybinsk plant, for use in the new Sukhoi-80 executive jet, and also for export (Ivanova, 1998, p.15). A similar agreement has been concluded between Pratt and

Whitney and Perm Motors in relation to the PS-90A engine (Ivanova, 2000, pp.15-16)

Alliances designed to transfer specific pieces of Russian hard technology to the Western partner, such as the agreement between Pratt & Whitney and Energomash whereby the latter will initially make the 'low-cost and robust' RD-180M engine for the Lockheed Martin Atlas III space-launch vehicle, with production (under license) gradually moving to the USA over an eight-year period (Ivanova, 2000, pp.6-7).⁶

Joint ventures designed to market a particular piece of Russian technology worldwide, e.g. the LKEI (Lockheed-Khrunichev-Energiya International) joint venture, which has sole rights in relation to the use of the Proton booster rocket, designed by Khrunichev (Bzhilianskaya, 1999).

Joint ventures designed to develop a particular piece of peculiarly Russian/Soviet technology for the Western market, like the SL (Sea Launch) joint venture, involving Energiya, Yuzhnoe from Ukraine, Kvaerner of Norway (building the rig) and Boeing (doing the finance and marketing), dedicated to the launching of satellites from platforms floating in the Pacific Ocean;⁷ and Sea Launch Services (SLS), a joint venture between the Russian association RAMCON and the US Sea Launch Investors, with a booster rocket specially adapted for sea launches, the Priboi, being expressly designed by the Russian side. (Bzhilianskaya, 1999)

Technological alliances like that between Boeing, DASA and Airbus and the Zhukovskii Central Aerohydrodynamics Institute relating to specific research projects being carried out by Zhukovskii for its Western partners.

A central theme in this varied picture is the recognized value of Russian hard technology. A less obvious but no less central theme is the essential role of Western soft technology in bringing Russian technology to the global market (Ivanova, 2000). That transfer of soft technology is essentially a learning process is highlighted by reports that Khrunichev may now be considering ending its partnership with Lockheed, on the grounds that it has now learned enough to 'go it alone' (Ivanova, 2000, p.5). Only time will tell how accurate this assessment may be. The evidence on the westwards transfer of elements of the Soviet technological legacy confirms the operational importance of this kind of technology transfer, but also confirms that, even here, technologies cannot simply be taken off the shelf - they have to be redeployed, and in some cases specific elements may have to be newly developed from scratch. There are elements of the 'Bangalore' system⁸ in some of the case studies from the space and aerospace sectors,

⁵ Magyar Suzuki presents an interesting exception, partly driven by EU local-content rules. See Havas, 1997

⁶ The first commercial launch of an Atlas III launch vehicle powered by an RD-180M engine was successfully completed in May 2000. An improved Atlas IIIb vehicle was successfully launched for the first time in February 2002.

⁷ SL ran into serious problems in March 2000 with a failed launch. The problem was almost certainly a software one. Since then, five successful launches have been carried out.

⁸ Whereby companies from the leading industrial countries hire highly skilled specialists from poorer countries to work on a sub-contracting basis; the specialists stay in their own country, and receive wages comparable to the general level of wages in those countries.

notably in relation to the Boeing-Zhukovskii partnership, but these elements do not seem to be dominant.

Foreign investment in leading-edge Russian technology is generally a matter of putting to commercial use technologies originally developed for military or space research purposes. There are, however, also some cases where 'new' leading edge technology has emerged from an East-West joint venture. An example is the US-Russian joint venture Polar Lights, the leading firm in the world in the field of environmentally sensitive ice pad drilling technology for the hydrocarbons industries (*Financial Times*, 1999; *Petroleum Economist*, 1999). Here, the technology transfer is bilateral - without the joint venture, the world at large would simply not dispose of this category of innovations.

These elements of FDI in Russia involving two-way technology transfer are important for the sectors concerned, and provide striking confirmation of the technological potential of Russian manufacturing. But they form a very small proportion of total FDI and involve virtually no linkages with other sectors of the Russian economy. In the transition period, as in the Soviet period, Russian prowess in space research represents a small island in a sea of obsolescence, making virtually no impact on the wider environment of Russian manufacturing. They are, quite simply, the exception that proves the rule.

How is EU enlargement likely to affect future trends?

It is inherently difficult to estimate the likely impact of EU enlargement on investment flows into Russia, simply because investment is one of the biggest unknowns in relation to the impact of enlargement on the new member states⁹ themselves. In their seminal work on the effect of enlargement on the GDP of the CEECs, Baldwin et al. (1997) simply assumed that joining the EU would produce a sharp fall in risk premiums on investments in CEEC. It is that assumption which lifts their (calibrated general equilibrium model) estimate of the enlargement-induced growth bonus in those countries from 1.5% to 18.8% of GDP. Other authors, including the present one (Dyker, 2001b), have argued that reductions in risk premiums are not automatic, and that institutional weaknesses in the CEECs, notably in the banking system, may conspire to keep risk premiums significantly higher than they are in western Europe. The whole issue is complicated by the question of anticipation. Thus, Bevan and Estrin (2001, p.26) suggest that announcements about accession may have a big effect on FDI flows, but that the effect may be limited to '*the psychically close nations which were frontrunners in the accession process at the time.*' It is certainly the case that the great bulk of transition region

FDI has gone to the Visegrad countries, the first group of transition countries to begin formal negotiations for accession to the EU. But in terms of political stability, technological congruence and social capability, the Visegrad countries are arguably significantly more attractive to international investment than the other transition economies, including Russia, irrespective of the issue of EU accession. Of course, these same factors make them more attractive from the point of view of EU accession as well. On balance, it is probably prudent to assume that accession will help to sustain the secular upward trend in FDI in CEEC and the Baltic countries, rather than producing a dramatic upward shift in the trend line.¹⁰

Similar arguments can be applied to the case of the countries that will not be joining the EU in 2004, including Russia. As we saw at the beginning of this article, Russia has a much lower level of FDI per capita than the countries due to join the EU in 2004. But, again, those levels of investment have more to do with perceptions of political stability, social capability and technological congruence than with the absence of EU-candidate status. In relation to technological congruence, experience with the automotive industry, as discussed above, is particularly noteworthy. Here, international companies have found it as difficult to establish their firm-specific production line and supply network 'cultures' in Russia (a country with a strong engineering tradition) as they have found it easy in the Visegrad countries and Slovenia. There is, therefore, a simple and plausible argument to the effect that EU enlargement will not affect the general perception of investment possibilities in Russia in any way.

There is, of course, a difference between investment *possibilities* and investment *decisions*. EU enlargement will certainly improve the perception of the investment possibilities of the countries joining in 2004, although to what exact extent is unclear. Thus the *relative* perception of investment possibilities in Russia and the other non-acceding countries will, other things being equal, worsen. That is only a problem for Russia if the total international investment 'budget' for the transition countries is in some way constrained. In that case, there would be a real danger of Russia being 'crowded out'. But it is not clear that there is any good reason to believe that such constraints exist, at least in a hard form. Total investment expenditures, whether globally or within particular countries, vary sharply between different time periods and between firms, depending on a whole range of variables, including current profitability, the stage in the business cycle, the state of business confidence, the rate of interest, etc. In the case of Russia, the international price of oil, and likely future trends in that price, are of particular importance in relation

⁹ Of the transition countries, Estonia, Latvia, Lithuania, Poland, the Czech Republic, Slovakia, Hungary and Slovenia are due to accede to the EU in May 2004.

¹⁰ Buch and Piazzolo find, on the basis of gravity model analysis, that Poland, the Czech Republic and Hungary are already close to predicted levels of capital flow assuming EU membership, so that actual accession would not be expected to produce a dramatic increase. For the other seven accession countries they find a much bigger gap between actual and predicted levels of capital flow, and Buch and Piazzolo therefore forecast a much bigger increase in capital flow for these countries when accession actually happens. See Buch & Piazzolo, 2001, p.211.

to investment decisions, by foreign and domestic firms alike. It is not clear that any of this is likely to be significantly affected by enlargement. While, therefore, it would be dangerous to ignore the possibility of crowding out investment in transition countries not joining the EU in 2004, there are no strong *a priori* reasons for placing special stress on this issue. Finally, it must be noted that, in the case of Russia, WTO accession could do a great deal to improve the perception of investment risk because of the implications of accession to that body in terms of investment regulation, IPR regulation, technical standards, etc.¹¹ It is not clear that the combination of WTO accession and EU non-accession would necessarily worsen the relative perception of investment possibilities in Russia.

The transition countries due to join the EU in 2004 are all committed to joining EMU at some undefined point in the future. If there is a significant crowding-out effect in relation to investment, it will certainly be reinforced by EMU, and the impact on capital flows to the non-applicant countries will surely be substantially negative. It must be repeated, however, that there are no compelling reasons for assuming that there will be such an effect. More speculative, but possibly more important, is the idea proposed by Buch and Piazzolo (2001, p.211), namely that EMU, by flattening out the range of risks and interest rates within Western and Central-East Europe, may drive risk-loving investors out to other regions, including the 'outer' transition region. On that basis, monetary enlargement could actually *increase* capital flows to Russia. It must be said that in a perfect financial market, a lowering of the interest rate/risk premium baseline would not stop risk-loving investors finding high-risk/high-return investments at the top end of the investment spectrum within that market. The EU reality, however, is that financial markets are far from perfect, and the investment spectrum is not complete. In particular, venture capital institutions are weakly developed. Thus, consideration of the institutional structure of EU financial markets would tend to reinforce the Buch/Piazzolo argument. But while the Buch/Piazzolo factor might increase *aggregate* investment into Russia, it would not necessarily increase 'new' direct investment into that country. International oil companies invest in Russia because they are security-loving, not because they are risk-loving. In any case, CEEC is not an alternative theatre of investment for them, for resource endowment reasons. Thus, changes in the regional pattern of risk premiums would probably not affect the pattern of their investments in Russia at all. The kinds of engineering- and electronics-based companies that do most to transfer technology are concentrated in sectors which rarely offer high, short-term profits. To the extent that eastwards enlargement of EMU strengthens the incentive for investors to 'fish in troubled waters' in Russia, therefore, the effect is unlikely to be an underpinning of the drive to transfer technology; rather, it is likely to nudge FDI in Russia back towards investment oriented to overcoming trade barriers and conquering domestic markets, with minimal technology transfer. But eastwards enlargement of EMU is a medium- rather than

short-term prospect, and it is unlikely that any of these issues will become pressing before 2010.

Conclusions

Despite the richness of the Russian resource base, natural and human, and the size of the Russian market, levels of FDI in Russia are comparatively low. In addition, within the modest totals for inflow, only a small proportion could be categorized as 'new' FDI. Thus, the scope for technology transfer through FDI has been, *ipso facto*, restricted. But the pattern of causation here has been two-way, for one of the reasons why there has been so little 'new' FDI is precisely the operation of a number of factors in the Russian economic system which are inimical to effective technology transfer. Of these, the factors hindering the building of modern supply networks are among the most important. The importance of this issue has been recognized by the Russian government, as well as by foreign companies, and concrete plans to address it have been set in motion. The experience of Central-East Europe suggests, however, that we should not be too sanguine about the outcome of these plans. EU eastwards enlargement is unlikely to generate a critical 'crowding-out' problem in relation to investment in Russia. Eastwards enlargement of EMU could produce a significant change in the structure of foreign investment going into Russia, in such a way as to reduce the proportion of 'new' investment. This, however, will be a problem for the decade 2010-20, not for the present decade.

References

- Ahrend, R., "Foreign direct investment into Russia - Pain without Gain? A Survey of Foreign Direct Investors", New Economic School, VIII Conference, *Transforming Government in Economies in Transition*; Moscow, November 2-4, 2000
- Baldwin, R.E., Francois, J.F. & Portes, R., "The costs and benefits of eastern enlargement: the impact on the EU and eastern Europe", *Economic Policy*; April 1997, pp.125-70
- Bergsman, J, Broadman, H.G., Drebtentsov, V., *Improving Russia's Policy on Foreign Direct Investment*; World Bank, Washington DC; mimeo, no date (2000?)
- Bevan, A.A. & Estrin, S., *The Determinants of Foreign Direct Investment in Transition Economies*, Centre for New and Emerging Markets, London Business School; March 2001, p.26
- Buch, C.M. & Piazzolo, D., "Capital and trade flows in Europe and the impact of enlargement", *Economic Systems*, Vol.25, 2001
- Bzhilianskaya, L. (1999), "Foreign direct investment in the science-based industries of Russia", in ed. D.A. Dyker, *Foreign Direct Investment and Technology Transfer in the Former Soviet Union*; Cheltenham, Edward Elgar, 1999
- Dunning, J.H., *Multinationals, Technology and Competitiveness*; London, Unwin Hyman, 1988
- Dyker, D.A., "Technology exchange and the foreign business sector in Russia", *Research Policy*, Vol.30, 2001a, pp.851-868

¹¹ Russia is expected to join the WTO around 2007.

Dyker, D.A., "The dynamic impact on the Central-Eastern European economies of accession to the European Union: social capability and technology absorption", *Europe-Asia Studies*, Vol.53, No.7, 2001b, pp.1001-1021

Dyker, D.A. & Kubiela, S., "Technology and structure in the Polish economy under transition and globalisation", *Economic Systems*, Vol.24, No.1, 2000, pp.1-24

Economic Commission for Europe (ECE), *Economic Survey of Europe 2001*; No.1, New York & Geneva, United Nations, 2001

Economic Commission for Europe (ECE), *Economic Survey of Europe 2002*; No.1, New York & Geneva, United Nations, 2002

Financial Times, "Polar lights wins Russian environment award", *East European Energy Report*, No.92, May 1999, p.27

Hakura, D. & Jaumotte, F., *The Role of Inter- and Intra-Industry Trade in Technology Diffusion*; IMF Working Paper WP/99/58, Washington DC, April 1999

Harter, S., *The Civilianisation of the Russian Economy: a Network Approach*, D.Phil. thesis, University of Birmingham, 1998

Havas, A., "Foreign direct investment and intra-industry trade: the case of the automotive industry in Central Europe", in ed. D.A. Dyker, *The Technology of Transition: Science and Technology Policies for Transition Countries*; Budapest, Central European University Press, 1997

Havas, A., *Changing Patterns of Inter- and Intra-Regional Division of Labour: Central Europe's Long and Winding Road*; Budapest, mimeo, 1999

von Hirschhausen, C. & Bitzer, J., "Eastern European shipbuilding's cruise towards world markets", in eds. von Hirschhausen, C. & Bitzer, J., *The Globalization of Industry and Innovation in Eastern Europe*, Cheltenham, Edward Elgar, 2000

Hunya, G., "Uneven competitiveness of industries in

the wake of foreign penetration of advanced transition economies", *Transnational Corporations*, Vol.10, No.2, August 2001, pp.35-66

Ivanova, N., *Strategic Technology Alliances (STA) in the Russian Innovation System*; IMEMO, Moscow, mimeo, 1998

Ivanova, N., *Strategic Alliances in Russian Aerospace Industry: Cooperate to Survive*; IMEMO, Moscow, mimeo, 2000

Manaenkov, D., *What Determines the Region of Location of an FDI Project? An Empirical Assessment*; Rossiiskaya Ekonomicheskaya Shkola (New Economic School); Working Paper # BSP / 00/036 E; Moscow, 2000

Melentyeva, N.Yu., *Yavlyaetsya li Inostrannoe Predpriyatie bolee Priuzvoditel'nyim?*; Rossiiskaya Ekonomicheskaya Shkola (New Economic School); Working Paper # BSP / 00/041; Moscow, 2000

Petroleum Economist, "Small might be beautiful", Vol.66, No.1, January 1999, p.36

Ponomareva, N., *Are there Positive or Negative Spillovers from Foreign-Owned Firms to Domestic Firms?*; Rossiiskaya Ekonomicheskaya Shkola (New Economic School); Working Paper # BSP / 00/042; Moscow, 2000

Pripisnov, V., "Foreign direct investment in relation to small enterprises in Russia", in ed. D.A. Dyker, *Foreign Direct Investment and Technology Transfer in the Former Soviet Union*; Cheltenham, Edward Elgar, 1999

Soreide, T., *FDI and Industrialisation: why Technology Transfer and New Industrial Structures may Accelerate Economic Development*; Michelsen Institute of Development Studies and Human Rights, Bergen, Norway, Working Paper No.3, 2001

UNCTAD, *World Investment Report 2000*; New York & Geneva, United Nations, 2000

Yudaeva, K., Kozlov, K., Melentjeva, N. & Ponomareva, N., *Does Foreign Ownership Matter? Russian Experience*; Moscow, CEFIR, mimeo, December 4, 2001

ロシアにおける外国直接投資と技術移転

サセックス大学経済学講師 デビッドA.ダイカー

はじめに：技術移転の手段としての外国直接投資

今日、国際経済の中では、外国直接投資が新技術の普及の主要な手段の一つであることが広く知られている。これについては次のように説明できる。

「技術移転とその効率的な応用・普及は、発展途上の国々が外国直接投資に求める最も重要な利点である。多くの場合、多国籍企業がその先導的革新者になる。彼らは、移行期にある発展途上国に対して、外国直接投資やその他の（外部化された）移転形態を通じて主要な技術を提供する。また受入国の技術革新能力の発展を刺激し、それに

よって地元企業や公的支援を受けた機関が研究開発を通じて行う技術開発を補う。」(UNCTAD、2000、p.172)

世界銀行の経済専門家は、近年の国際経済活動の形態に根本的な変化を見出している。

「より多くの多国籍企業が統合された地域戦略・世界戦略を採用し、子会社や戦略上重要な提携関係を利用して、多くの国に相互依存の諸機能を配置し、世界規模で競争力を極大化している。これは、10～20年前、多国籍企業の海外子会社の経営が幾分独立的で、価格・品質などで世界的に競争力を有するに必要な条件を提供できるか否かにかかわら

ず、市場のある所にならどこでも進出するのが主流だった頃とは違っている。(Bergsman ほか、日付なし、p.3)

具体的に言うと、外国直接投資が純粋に天然資源開発あるいは巨大国内市場(しばしば保護障壁により守られているが、世界的な貿易自由化が進むにつれて障壁は低くなった)を開拓することに焦点を当てていたころから、世界的技術・供給網の展開のために人的資源を活用しようとする外国直接投資へと変化した。これは国際交流の最も活発な分野の一つとしての産業内貿易の出現と並行して起こった¹。そして、個々の分野別では、最も細分化された供給連鎖をもつ自動車・エレクトロニクス産業の急速なグローバル化に表われている。

ロシアにおける外国直接投資：基本状況

世界の中で、ロシアは外国直接投資の主要な受け入れ国ではない。具体的には、外国直接投資の流入は移行経済諸国平均を大きく下回る(表1)。ロシアへの流入は、人口がロシアの3%にしかすぎないスロバキアと同じであった。ロシアに流入する外国直接投資はGDP比で2004年にEU加盟を予定している各国やその他CIS諸国をも下回っている。

表1. 移行期経済諸国への外国直接投資の流入額(2000 - 2001年)

	流入(百万ドル)		GDPに占める割合(%)	
	2000年	2001年	2000年	2001年
2004年EU加盟予定国				
チェコ共和国	4,595	4,500	9.1	8.0
ハンガリー	1,649	2,443	3.6	4.7
ポーランド	8,294	6,929	5.3	3.9
スロバキア	2,075	2,000	10.8	9.8
スロベニア	176	442	1.0	2.4
エストニア	387	600	7.7	11.0
ラトビア	408	257	5.7	3.4
リトアニア	379	600	3.3	5.0
CIS 諸国				
ロシア連邦	2,714	2,921	1.0	0.9
ウクライナ	595	800	1.9	2.1
アジア地域のCIS諸国	1,804	3,050	3.7	5.7

出所：ECE、2002年、p.154

世界銀行の分類で見ると、ロシアが受け入れた外国直接投資は、一見、主に「古い」分類に属するよう見える。主に化石燃料産業や、国内市場指向の事業に投資されてきた。化石燃料への投資は重要ではあるものの、多国籍企業のロシア国内子会社は、平均して生産高の12%しか輸出していない。実際にロシアで製造しない企業を除くと、この数字は7%に落ちる(Ahrend、2000、p.28)。参考までにハンガリーでは1999年に88.8%であった(Hunya、2001)。2000年にAhrendによって行われた46社に対する調査によれば、ロシアへの直接投資の主な動機は、ロシア市場の規

表2. 1999年半ばまでの対ロシア外国直接投資累計

	百万ドル	%
合計	11,692.5	100.0
燃料	2,138.7	18.3
通信	2,208.5	18.9
食糧	2,317.7	19.8
商業及び公共飲食業	1,153.0	9.9
機械	470.4	4.0
一般営利活動(取引仲介等)	375.3	3.2
非鉄金属	292.4	2.5
木・紙	465.4	4.0
輸送	341.5	2.9

出所：ロシア連邦経済省、外国投資促進センター(FIPC)

模、ロシア市場に参入する意欲、貿易障壁の回避であった(Ahrend、2000、p.28)。

2002~2003年の主要な新規案件でも、同様の傾向が続いていることを示している。ダノン社は食品製造のウィム・ビル・ダン社の株式の4%を取得し、ハイネケン社はブラボー・インターナショナル・ブリューリング関連会社の株式の100%、スコッティッシュ・アンド・ニューカッスル・ブリューワリーズ社がロシア大手酒造会社バルティカ社の株式の24.3%を所有するハートウォール社(その他の主要株主はカールスバーグ社)をそれぞれ買収した。プリティッシュ・ベトロリアム社はロシア石油会社のシダグコ社とTNK(チュメニ石油会社)の50%を獲得し、ハンガリーの石油ガス会社モル社は西マロナリクスコエ油田開発のための合弁企業に参加した。ロシアの石油会社シブネフチ社は戦略的外国投資家の獲得に関心を示した。

この傾向は明白だが、その解釈はもっと複雑な問題である。化石燃料採掘はロシアにとっては比較優位のある分野であり、その膨大な石油・ガスの埋蔵資源ゆえに、石油多国籍企業やさらには先進国の政府・超国家的権力のエネルギー供給安全保障に関する世界的な政策の中で、ロシアは主要な役割を果たすことができる。さらに国際石油企業は最先端の石油技術をロシアの産業に普及させるという重要な役割を果たした。これによりロシアの同産業が1990年代の技術格差を埋めることができたが(Dyker、2001a、pp.846-5)、ロシア石油企業が外国の戦略的投資の可能性に関して継続して関心を持っていることをみると、この格差はまだ完全に埋まっていない。人口約1億5千万人を擁する市場規模を考えれば、ロシア国内市場に対する外国投資家の関心は驚くに値しない。また、ロシア食品産業への外国投資は、10年以上に亘る経済移行でもほとんど解決できなかった旧来の構造的・組織的問題に苦しむロシア経済の一部門に照準を合わせたものである。こうした状況の中で参入してくる食品企業は、財務管理、調達、配送、マーケ

¹ 貿易相手国同士の産業内貿易が貿易全体の70%という基準を越えると、技術移転が強化されることを示唆する調査結果がある。Hakura & Jomotte、1999年参照。

ティングなど経営の「ソフト」面の技術が大半ではあるが、現実に技術の普及に重要な役割を果たしている。化石燃料部門においても、ソフト技術の移転は、特に複雑なプロジェクトの組織技術に関して重要な改善要素となっている（Dyker, 2001a, ibidem）。加重平均で17%に達する農業輸入にかかる関税率と頻繁な関税率変更が、ロシアに投資する国際食品企業数社の判断要素だったかもしれないが、必ずしも主な理由だともいえない。

従って、ロシアへの外国直接投資の形態を、ヘクシャー＝オーリンの用語を用いて「『資産創出』の過程においてロシアの賦存生産要素の利用と不足生産要素の補填を希求するもの²」として説明したり、あるいはDunningのOLIパラダイム（Dunning, 1998年）の用語を用いて「ロシアの地理に特有の優位性の利用及び、当該企業が提供しうる所有者特有の優位性を希求するもの」として説明することが可能である。しかし、ロシアの生産要素賦存量や地理に特有の優位性は石油・ガスにとどまらない。ロシアには、科学技術能力の巨大な集積があり、先進工業国の賃金のわずかの額で雇える良好な基礎訓練を受けた識字能力のある労働力がある。この意味で、ロシアは中央・東ヨーロッパの移行経済諸国と大きくは違わない。近年、これらの国々では外国直接投資が製造業にかなり流れている。このことは、ロシアが何か大事なことを見逃し、外国直接投資の流れが最適化されず、本当に「古い」外国直接投資の形態に捕われているということの意味するのか。この質問に答えるためには、分野別レベルの分析を通じて、この問題について行われた企業レベルの研究を見つめる必要がある。

ロシア経済における外国直接投資のインパクト：ミクロ経済的証拠

ロシア外資系企業登録並びにロシア企業登録時系列データベース（RERLD³）を基に行われた調査は、数多くの貴重な全般的成果を生み出した。外国直接投資の地域分布は、当該地域の教育レベル（すなわち、労働力の質）に関連する傾向にあるが、労働力コストの地域毎のばらつきは主要な要因ではない。各地域における制度の質や改革の進展、その地域における同じ国の他社の存在、地域リスクの国際的格付け、地域の気候なども重要である。部門別の視点で

は、外国直接投資は特定の産業の集積度と強い連関を持ち、これは市場の活力への希求が投資企業の重要な動機であることを示している。さらには、関税の急上昇が主要な決定要素として現れる（Manaenkov, 2000年）。上述の我々の分析と重ねると、その意味するところは明らかである。ロシアの人的資源の質は外国直接投資のパターンを決める重要な要素であるが、国内市場へのアクセスもまた重要である。さらに、関税急上昇の例からわかるように、多くの場合、市場アクセスの動機はどのような資産創出の複雑な問題からも比較的影 響を受けなかったといえよう。Manaenkovは原材料所在地の要因について考査しなかった。もし、考えていたら、海外の石油会社がロシア事務所を採取の現場に置く必要は明らかでないから、結論は出なかったかもしれない。しかし、全体的に彼の出した結果は、先に引用したAhrendが指摘した、どちらかと言えば印象に近い発見を確認し、精緻化するようなものであった。つまり、ロシアの外国直接投資の多くは「古い」種類であるものの、何らかの「新しい」外国直接投資の要素の存在も示唆している。さらに追求するには、我々は外国株をもつ企業の内部、そして、これらの企業と地元ロシア企業との間で何が起きているかを調べなければならない。

外国直接投資と受け入れ企業：技術、能力、生産性

参考までに中央・東ヨーロッパを再び例にとろう。特に自動車・エレクトロニクス産業では、外国直接投資は中・東欧諸国の生産過程と製品技術を革命的に変えた。投資企業は地元労働力の能力レベルを上げ、本国から派遣される管理者の比率を徐々に減らすための具体的な対策を立てた。その結果、労働生産性は著しく増加した。例えば、ハンガリーでは、外国所有企業の平均的な生産性は、100%ハンガリー所有企業の生産性レベルの約3倍である（ECE, 2001年, p.212）。このような傾向はロシアでは見られない。ロシア自動車産業には、大宇、ルノー、フィアット、イベコ、フォード、GMなどから相当の額の外国投資が行われている。しかし、これらの投資は技術や生産性の革命的改善、あるいはハンガリー型の社会的能力形成にはつながらなかった。外国企業との合意は、主要製造ライン技術の移転、新モデルの導入、自動車産業の供給連鎖の中の特定部品の開発には役立った。おそらくロシアで最も良い経営を

² Dyker & Kubiela, 2000年参照。

³ 「ここには、生産高、従業員数、資本簿価、総費用、輸出入、その他企業レベルの情報が登録されている。外資系企業登録には、ロシア内の100%もしくは一部外資企業がある。ロシア企業登録時系列データベースには、ロシア工業企業のうち、従業員100名以上、100%国営企業、及び従業員100名未満で民間資本比率75%以下の非国営企業が含まれる。従業員100名未満でかつ民間資本比率75%以上の企業は含まれない」（Yudaeva et al., 2001年, pp.7-8）全てのデータを合わせると42,000社になる。

行っている自動車会社GAZ（ゴリキー自動車工場）は、これについて明らかにロシアで先導的な役割を担った。しかし、現実に取り交わされた契約は、統合されたシステム作りを妨げるあらゆるギャップを埋めるには不十分なものであった。合併企業の多くが、技術移転とネットワーク構築という視点から見て最低レベルの協力の形である輸入部品組立だけを行っていることは、驚くに当たらない。

これらの問題に対する理由は基本的に二つある。第一に、外国の製造文化をロシア人の労働者に課するのは難しいこと、よって現地企業と技術融合するのは難しいことに外国企業が気づいたことである。ここで述べておかなければならないのは、ロシアで外国直接投資から生産性を得るために一般的に行われているのは、企業の規模を縮小させることである（Melentyeva、2000年、p.15）ということである。ロシアの大企業は旧ソ連時代の遺産を引き継いでいることが多く、その生産性のパターンは、このような企業の製造文化を壊すのはもっと難しいとの仮説に合致している。第二に、外国企業はロシアの現環境下で供給網を形成するのは容易でないことに気がついた。外国の部品供給者は、遠くにあつて、しかもロシアへの先導的投資家の後に従うのをためらっている⁴。注目すべきは、小企業の実生産性レベルに対する外国投資の影響は大企業のそれに比べて大きいものであるにもかかわらず、ロシアの小企業に対する投資は非常に少額である（Pripisnov、1999年）点である。さらに、一般的に国内資本の部品供給者は、世界の主要製造企業が求める品質と規格基準を保証できないことが明らかとなっている。だから、例えば、フォードのサンクトペテルブルク工場は部品の95%を輸入している。この問題に対して、国際金融公社（IFC）は、フォードがロシアで（ロシア企業と外国企業双方を含む）供給連鎖を築くことができるよう、2002年に事業を立ち上げた。ロシアに供給連鎖を作ることがなぜ難しいかを、次の項でさらに掘り下げてみる。

外国直接投資と受け入れ企業：供給ネットワークの構築

Yudaeva他（2001）は、外国直接投資からの産業内（水平的）波及効果は大きく、受け入れ企業の地域の教育的達成度にも影響していると述べている（Ponomareva、2000年）。これは、主に競争と模倣の仕組みを通じて進む産業部門の強化パターンと一致し、これが強いほど、その地域は社会全体としての資質も高い。しかし、垂直的波及については、上流も下流も否定的である。この結果の解釈

は明白である。「ロシア内の外資企業は、ロシアにパートナーをほとんど持たないため、その参入は生産連鎖を壊す」（Yudaeva、2001年、p.5）のである。ロシアの造船産業の場合、この種の理由により、ロシア資本の企業内で240の複合部品を開発・製造させる政府プログラムが発表された（von Hirschhausen & Bitzer、2000年、p.153）。同じことを多少違うアングルから見ると、従来のソ連型の製造連鎖は、西欧や極東的な意味でのネットワークの出現を促進するというよりは、むしろ後退させるという結論が導かれる（Harter、1998年）。供給網の側面を加えることで、なぜロシア大企業の実生産性に対して外国直接投資のインパクトが少ないかについて説明がつく。Ahrendはその調査の中で、企業規模が大きくなるにつれ、地元供給者との問題も大きくなりがちであると述べている（Ahrend、2000年、p.32）。

これらはすべて、移行状態下の外国直接投資の一般的な形態を確認するものである。こうしたことから、ロシア企業は近隣の中・東欧諸国とは正反対に、直接であれ間接であれ、外国直接投資の潜在的効果を十分に活用することができていないようだ。事実、供給ネットワーク構築におけるロシアと中・東欧諸国の違いは、代表的外国企業に関する違いに比べればそんなに際立ったものではない。国内経営企業を中央・東ヨーロッパの供給網に組み込むのは単なる継ぎ接ぎであった。この地域の外資企業の多くは、供給部品を本国（それがドイツ、オーストリア、イタリアなどであれば、当然非常に近い）から持ち込むことを好む。国内の供給部品を使う場合でも、その供給者自体が100%または一部外国資本のものであることが多い。Soreideによれば、ハンガリーの外資企業はその工業供給部品の43%をハンガリー国内の企業から購入しているものの、その1/3は実際には外資企業のものであるという（Soreide、2001年）。自動車・エレクトロニクスのような産業で支配的な階層型の供給構造の枠組みの中で、供給者は3タイプに分けられる。

第一段階の供給者。重要な設計提案も含む、エンジンやギアボックスのような複合部品を供給する。

第二段階の供給者。第一段階の供給者に対し、高度な個別部品を提供する。

第三段階の供給者。単純部品を第二段階の供給者に提供する。

ここで、中・東欧諸国の国内供給者の多くは第二、第三段階の供給者の立場に追いやられている。少なくとも自動車産業においては、『『国産』』第一段階供給者を、『『養成』』

⁴ 自動車産業内のいくつかの例外は、サラトフの合併会社がロシアの点火プラグ市場の82%に供給しているボッシュ社、ニジニ・ノボゴロドのGAZ工場内に車のシート製造工場施設をもつリア社、ニジニ・ノボゴロド付近の工場ステアリング・コラムを作るインガソル・ランド社、サマラの工場配線用ハーネスを作るデルフィ社である。

または生かし続けることは不可能である」(Havas、1999年、p.37)。ロシアでも状況は同じだが、よりはっきりと線引きされている。従って、上述の通り国内第一段階供給者の発展プログラムがあるにもかかわらず、実際は、ロシア国内の地元資本の各造船所は複合部品の70%を外国から入手している(von Hirschhausen & Bitzer、2000年、p.154)。ここでわかるように、外国直接投資に関する冒頭の我々の分類でいう、グローバルな目的の実現を視野においた国内資源の摂取とその後の開発の火付け役としての「新しい」外国直接投資の分野は、明らかに移行経済諸国地域において限界に直面している⁵。投資企業は、中・東欧諸国であれ旧ソ連であれ、一般的に改善の対象を部品供給者までは広げないし、ロシアの場合に多国籍企業の部品供給者に対する行動がビジネス環境の大幅な変化によって劇的に変化すると思うのは単純すぎる。中・東欧を尺度にするなら、ロシアの部品供給者が中期的に望みうる最善のことは、最も低い段階、つまり第三段階の供給者としてグローバルなネットワークに参入することである。

ロシアの技術が最先端にある部門の外国直接投資部門

ソ連では、技術的視点から見て、全般的にまた加速的に陳腐化していた。しかし、主に軍関係の部門を中心として、この一般化には例外があった。その中の一つが、レーザーである(Bzhilianskaya、1999年)。もう一つが、航空宇宙産業と宇宙開発計画である。後者の部門では次のタイプの外国直接投資受入れが推進されている。

ロシアの同産業の能力における特定の弱点の改善を目的とする合弁事業：例えばGE アビエーション社とルィピンスク・モーターズ社の間で交わされた、新型スホイ80用ジェット機や輸出に向けたルィピンスク工場でのCE Aviation CT7航空エンジン製造に関する合意(Ivanova、1998年、p.15)。似たような例として、PS-90A エンジンに関連してプラット・アンド・ホイットニー社とペルミ・モーターズ社の間でも同様の合意がされた(Ivanova、2000年、pp.15-16)。

特定のロシアのハード技術を西側のパートナーへ移転するための企業同盟：例えば、プラット・アンド・ホイットニー社とエネルギーゴマシ社との合意により、エネルギーゴマシ社は当初「ロッキード・マーチン・アトラス」宇宙打ち上げロケットのための「低価格で頑

丈な」RD-180Mエンジンを生産し、その後その製造は(ライセンスのもと)8年間で徐々にアメリカに移転する(Ivanova、2000年、pp.6-7⁶)。

特定のロシア技術を広く世界の市場に出すための合弁事業：例えば、フルニチェフ設計の「プロトン」ブースターロケットの使用に関して独占権を持つ合弁会社、ロッキード・フルニチェフ・エネルギー・インターナショナル(LKEI)社など(Bzhilianskaya、1999年)。

ロシア・ソ連固有の特定の技術を西側市場向けに開発するための合弁事業：例えばエネルギー社、ウクライナのユズノエ社、ノルウェーのクバーナー社(掘削装置製造)、ボーイング社(資金調達とマーケティング)などからなる太平洋に浮かぶプラットフォームからの人工衛星の打ち上げに特化したシー・ローンチ合弁企業⁷、ロシア側より明確に設計された海上打ち上げのための特別仕様のブースターロケット「プリボイ」を備えるロシアのRAMCOM協会と、アメリカのシー・ローンチ・インベスター社との合弁企業シー・ローンチ・サービス(SLS)社(Bzhilianskaya、1999年)。
技術協力：ボーイング社、DASA、エアバス社と特定の調査事業に関連するジューコフスキー中央空水力学研究所の協力で、ジューコフスキーの西側のパートナー向けの特定の研究プロジェクトを推進するといった例。

この多様な構図のテーマの中心にあるのは、ロシアのハード技術の価値に対する認識である。それ程明確ではないが、同様に、ロシアの技術を世界市場に持ち込むのに不可欠な西側のソフトテクノロジーの役割も中心的テーマである(Ivanova、2000年)。そのソフトテクノロジーの移転は、フルニチェフ社が「独力で行く」のに充分なほど学習したという理由から、ロッキード社との関係を終わらせようとしていると報じられている例に見られるように、本来的に学習の過程である(Ivanova、2000年、p.5)。この評価がどれだけ正しいかは、時間が経たなければわからない。ソ連の技術的遺産の個別要素の西側への移転という現実により、このような技術移転作業の重要性が確認されるが、また、この点においてさえ、技術は単純に柵から移せるものではなく、再配置し、場合によって特定の要素をゼロから新しく開発する必要があるかもしれないことも確

⁵ Magyar Suzuki氏は、EUの現地調達規定などにより実現した興味深い例外を示している。Havas、1997年参照。

⁶ RD-180Mエンジンを搭載した最初の商業打ち上げアトラス 打ち上げロケットは、2000年5月に打ち上げ成功した。改良されたアトラス bロケットの打ち上げは、2002年2月に初めて成功した。

⁷ SLは2000年3月に打ち上げを失敗し深刻な問題となった。これは、ほぼソフトウェアの問題であった。それ以降、5回の打ち上げが成功している。

認される。宇宙、航空部門のケーススタディーの中には、とりわけボーイング社とジューコフスキー研究所の協力関係において、「バンガロー」システム⁸の要素があるが、これらの要素はあまり支配的ではない。

ロシア最新技術への外国投資は、一般的に、本来軍事もしくは宇宙研究の目的で開発された技術を商業用に使うという問題である。しかし、東西の合併事業から「新しい」最新技術が浮上しているケースもまたある。一つの例として、化石燃料産業で環境配慮が必要なアイスパッド掘削技術分野における世界の先進的企業であるアメリカとロシアの合併ポラー・ライト社がある（Financial Times、1999年。Petroleum Economist、1999年）。ここでは双方向で技術移転が行われた。この合併企業がなければ、世界はこの分野の技術革新を実現できなかったであろう。

このように、双方向の技術移転を含むロシアの外国直接投資の要素は、関連部門にとって重要であり、ロシア製造業の技術的可能性を顕著に表している。しかし、総外国直接投資に占める割合は非常に小さく、ロシアの他部門とのつながりは実質的にない。ソ連時代同様、移行期において、宇宙研究におけるロシアの優れた能力は、陳腐化の海に浮かぶ小島のように、実質的には、幅広いロシア製造業の状況に対してはどのような影響も与えない。これらは単純に、例外があることを以って規則の存在を証明するような例に過ぎない。

EUの拡大は将来の形態にどのような影響を与えるか

EU拡大がロシアへの投資の流れに与える影響を推測するのは、本質的に難しい。理由は単純に、新しい加盟国⁹自体にとってさえ、拡大による影響という点で、投資は最大の不透明要素の一つだからである。中・東欧諸国のGDPに対するEU拡大の影響に関する独創性に富んだ研究の中で、Baldwinほか（1997年）は単純に、EU加盟により中・東欧諸国への投資に対するリスク・プレミアムが著しく低下すると仮定した。この仮説により、これらの国々における拡大による成長率増分の（応用一般均衡モデル）予測がGDPの1.5%から18.8%に引き上げられることになる。私を含め（Dyker、2001b）、その他の著者たちは、リスク・プレミアムの削減は自動的ではなく、銀行制度に見られるような中・東欧諸国内の組織的弱点により、西ヨー

ロッパに比べて著しく高いままになるかもしれないと論じている。この問題全体は、どのような予測をするかという問題によって複雑になる。従って、BevanとEstrin（2001年、p.26）は、加盟発表は外国直接投資の流れに大きな影響を与えるかもしれないが、効果は「現時点で加盟プロセスの先頭を進んでいる心理的に近い国」に限られるかもしれないと述べている。確かに、大量の移行経済諸国の外国直接投資が、EU加盟の正式な話し合いを始めた最初の移行経済諸国グループであるヴィシェグラード諸国に流れた。しかし、政治的安定、技術的調和、社会的能力の観点から、EU加盟問題に関わりなく、ヴィシェグラード諸国は間違いなくロシアなど他の移行期経済諸国よりずっと国際投資にとって魅力的である。もちろん、この同じ要因は、EU加盟においても同様に各国の魅力を高める。結局のところ、加盟は中・東欧諸国及びバルト諸国における外国直接投資の長期的上昇傾向を持続させるのに役立つだろうと考える方が、トレンドライン自体が劇的に上方に移動すると考えるよりもおそらく賢明であろう¹⁰。

同様のことは、2004年にEUに加盟しないロシアその他の国々にも当てはまる。この論文の冒頭でも述べたように、ロシアは2004年にEU加盟予定の各国よりも、一人当りの外国直接投資レベルはずっと低い。しかし、ここで再度述べたいのは、それらの投資レベルは、EU候補国でないということよりも、政治の安定、社会能力、技術融合に関する認識と密接に関連しているということである。技術融合に関しては、これまでに述べたように、自動車産業での経験が特に注目に値する。ここにきて、国際的企業は、（工業技術の伝統が強い）ロシアにその企業独自の製造ラインや供給網「文化」を醸成することは困難であるが、ヴィシェグラード諸国やスロベニアでは容易であることを認識した。それゆえに、EU拡大はどのみちロシアの投資可能性に対する一般の認識に影響を与えないという簡潔でもっともらしい意見がある。

もちろん、投資可能性と投資決断の間には相違がある。程度は明確でないが、EU拡大は2004年に加盟予定の諸国の投資可能性に関する認識を確実に改善する。従って他の事項が同じであれば、ロシアなど非加盟国の相対的な投資可能性の認識は低くなる。移行経済諸国への総国際投資「予算」が何らかの方法で制約されれば、これはロシアだ

⁸ それによって、先進工業国の企業は、貧困国の優秀な専門家を雇い、下請けとして働かせる。こうした専門家は自国にいて、その国の一般的なレベルに見合う賃金を受け取る。

⁹ 移行国の中で、エストニア、ラトビア、リトアニア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリー、スロベニアが、2004年5月、EUに加盟する予定である。

¹⁰ BuchとPiazoloは、重力モデル分析を元に、ポーランド、チェコ共和国、ハンガリーの資本移動はすでにEU加盟を前提とした予測レベルに近いため、実際の加盟が劇的な増加を生み出すことは期待できないと述べている。その他の加盟7カ国については、資本移動の実態と予測レベルに大きな開きがあると指摘し、加盟が現実になれば資本移動も大きく伸びると予想している。Buch & Piazolo、2001年、p.211、参照。

けの問題である。その場合、本当にロシアが「クラウドディング・アウト(締め出)される」危険性がある。しかし、このような制約の存在を信じるだけの理由が少なくとも堅固な形であるかどうかは明確でない。総投資額は世界規模であれ特定の国内であれ、期間や企業によって著しく変化し、現在の収益性、ビジネスサイクルの段階、景況感、利率など様々な変数の影響も受ける。ロシアの場合は、国際石油価格及びその価格の将来動向が、国内外の企業による投資決定に関してとりわけ重要である。これらのどれかがEU拡大によって大きく影響されるかどうかは定かではない。それゆえ、2004年にEUに加盟しない移行期経済諸国への投資締め出しの可能性を無視することは危険である一方、この問題を特に強調する事前の理由もない。最後に、ロシアの場合はWTO加盟により、投資関連規則、知的財産権規則、技術基準などの面で、投資リスクの認識が大きく改善される可能性があることを述べておく¹¹。WTO加盟とEU非加盟という組み合わせが、ロシアの投資可能性に関する認識を必ず悪くすると言いきれるかどうかは不明である。

2004年のEU加盟予定の移行経済諸国は、いずれ将来的には全て経済通貨同盟(EMU)に加盟する。もし深刻な投資締め出し効果が起これば、それは明らかにEMUによって強められることになり、非加盟国への資金の流れは確実に大きくマイナスの影響を受けることになる。ただし、繰り返すが、このような影響を確証する説得力のある理由はない。BuchとPiazoloの提案(2001年、p.211)すなわち西欧及び中・東欧内の一連のリスクと利率を平らにならすことで、EMUがリスクを求める投資家を経済移行地域「外周部」など他の地域に追いやるかもしれないというのが、より不確かではあるが恐らくより重要な点である。これに基づけば、通貨面での拡大は、実際にロシアへの資金流入を増加させることになる。完成度の高い金融市場では、利率やリスク・プレミアムのベースラインを下げても、その市場内の投資選択範囲の最上部でリスクを求める投資家のハイリスク・ハイリターン投資の探求を止めさせることはできない。しかし、金融市場がまだ完成には至っておらず、投資選択範囲は確定していないのがEUの現実である。特に、ベンチャー・キャピタル組織はほとんど成長していない。従って、EU金融市場の制度構造についての考察は、Buch・Piazoloの意見を補強することにつながる。

しかし、Buch・Piazoloの要因がロシアへの投資総額を増加させるとしても、必ずしも「新しい」直接投資を増やすことにはならない。世界の石油会社がロシアに投資するのは安全保障を求めるからで、リスクを求めるからではない。いずれにしても、資源賦存の理由からすれば中・東欧諸国は投資家らにとっては代替投資先にはならない。従って、リスク・プレミアムの地域的傾向の変化は、恐らくロシアへの投資傾向に何の影響も与えないだろう。最も活発に技術移転を行うエンジニアリング、エレクトロニクスを基盤とする企業は、短期間で高い利益を生みそうにはない部門に集中している。EMUの東方拡大で「どさくさに紛れて儲けようとする」投資家をますますロシアに引きつける限り、その効果は技術移転の推進力の下支えには至らず、むしろ、ロシアの外国直接投資を、最小限の技術移転で貿易障壁を克服して国内市場を征服するための投資に戻してしまう恐れがある。しかし、EMUの東方拡大は短期というより中期の予測で、これらの問題のいずれも、2010年以前に緊迫化するとは考えにくい。

結論

天然資源、人的資源の豊かさや、市場規模にもかかわらず、ロシアの外国直接投資レベルは比較的低い。加えて、ささやかな総流入量のうちのわずかの部分のみが「新しい」外国直接投資に分類されるに過ぎない。このように、外国直接投資を通じた技術移転の範囲は、事実上限定されている。しかし、この因果関係には双方向の面がある。「新しい」外国直接投資がこれほど少ない理由の一つは、効果的な技術移転の阻害要因がロシア経済制度内に数多く存在していることである。とりわけ、新しい部品供給網の確立を妨げる要因が最も重要である。ロシア政府や外国企業はこの問題の重要性を認識し、それに取り組む明確な計画も進められている。しかし、中・東欧の経験から、このような計画の結果についてあまり楽天的になり過ぎてはいけない。EUの東方拡大が、ロシアの投資に関して重大な「クラウドディング・アウト」問題を生じさせるとは思えない。EMUの東方拡大は、「新しい」投資の割合を減らすなど、ロシアへの外国投資の構造に大きな変化をもたらす可能性もある。しかし、これは2010~2020年に問題になることで、これから先の10年間では問題にならないと思われる。

(英文の原稿をERINAにて翻訳した。)

¹¹ ロシアのWTO加盟は2007年ころの見込。

An Energy Community for Northeast Asia: From a Dream to a Strategy

Vladimir I. Ivanov

Senior Economist, Research Division, ERINA

Introduction

From 2001-2003, in cooperation with experts from the United States and Northeast Asia,¹ ERINA has been working on a research and dialogue project entitled Energy Security and Sustainable Development: Prospects for Cooperative Policies. This project has proved to be a very successful exercise, thanks to our principal collaborator - the Northeast Asia Economic Forum (NEAEF) and its Chairman Dr. Lee-Jay Cho - as well as the vital support provided by the Japan Foundation Center for Global Partnership.

The project's goal was to identify obstacles for cooperation in the energy-environment realm and propose viable approaches to overcome them. Participating institutions and experts have been trying to put together a vision for coordinated efforts in a very sensitive area of energy policies, where the economies of the subregion have been operating completely independently thus far. A further project objective was to assess the prospects for cooperative approaches to energy security, outlining an institutional framework that could reduce the vulnerability arising from the region's high dependence on energy imports and its predominant reliance on the Middle East for the supply of oil.

The ultimate objective of the dialogue has been to lift the "strategic sights" of governments and the public above the limits of traditional approaches, proposing a path for cross-border energy cooperation. Our assumption was that such cooperation could play a role as an efficient tool of regional development, providing a stable, cost-effective and environmentally sound way of diversifying energy supply and serving as a cohesive confidence-building device.

Indeed, the critical energy security interests of the economies of the subregion overlap. Similarly to Europe, the complementarity of large energy markets and untapped energy reserves available in relative geographic proximity means that multilateral, cross-border partnership in the energy sector is possible. The technologies, engineering skills and managerial experience needed to achieve success in various energy ventures are available, but have rarely been applied in a bilateral or multilateral format. The exceptions have been limited to the Sakhalin oil and gas projects and the Korean Peninsula Energy Development Organization (KEDO). The KEDO framework was formerly seen as a

symbiosis of energy needs and security provisions attained via multilateral efforts, but unfortunately this approach has failed.

In 2001-2002, the list of new and large-scale projects expanded to include an oil pipeline to China promoted by YUKOS and an oil pipeline to Nakhodka proposed by Transneft. Recently, the Russian Energy Ministry revealed a plan to build a dual Trans-Siberian oil-and-gas pipeline system. Moreover, in January 2003, during the Japan-Russia Summit, Japan revealed its intention to support the construction of Trans-Siberian delivery infrastructure.

Cooperative policies

Whilst it has not yet gone as far as producing a "grand design," the project has provided a valuable forum for communications and new ideas. The deliberations have also improved our understanding of Northeast Asia, helping to define both the benefits of and obstacles to a subregional energy-environment regime that, if established, could be called an "energy community".

Over the last two years, the participants of the project have come to form a "community" within their own multinational and professionally diverse group. It is worth noting that there was no disagreement that energy cooperation should be seen as an opportunity to promote regional integration, given that both markets and significant energy resources are available within the subregion. In summary, the project findings have demonstrated that subregional energy cooperation could be viable, if it meets the following criteria:

- Serves national interests in general
- Enhances energy security in particular
- Promotes competition in energy prices
- Supports international competitiveness
- Assists development of regional economies
- Strengthens regional stability and security
- Provides benefits to local communities
- Facilitates environmental management

For the project group, some fundamental conceptual underpinnings of the dialogue were quite obvious from the outset: if the energy security challenges that the energy-importing economies of the Northeast Asian subregion are facing are held in common, their management could involve coordinated responses and solutions, which would

¹ Geographically, Northeast Asia includes China, Chinese Taipei, the Hong Kong SAR, Japan, the Democratic Peoples Republic of Korea (DPRK) and the Republic of Korea (ROK), Mongolia and Russia. This subregion is part of the larger Asia-Pacific area. Some of the economies, including China, Hong Kong, Taiwan (Chinese Taipei), Japan, the Republic of Korea, and Russia, belong to the Asia Pacific Economic Cooperation (APEC) forum, while others, such as Mongolia and the Democratic People's Republic of Korea, are not affiliated to this regional body.

involve Russia. Examples of such solutions among importers and exporters of energy resources and services can be found in North and South America, Europe and Southeast Asia.

If adopted in Northeast Asia, similar approaches would lead to an expanded intra-regional oil and gas supply, putting new sources in competition with existing, tried-and-tested channels. However, to make it all possible, the economies of Northeast Asia need more flexible and effective decision-making regarding cross-border infrastructure development and exploration efforts, as well as a major adjustment of energy policies.

Furthermore, the old-style price bargaining among the consumers and producers of energy should give way to comprehensive, mutually supportive relationships based on mutual benefits and long-term interdependence. On the production and supply side, Russia is expected to play a central role. However, for the foreseeable future, Russia can only play such a role in a partnership with its neighbors. In this context, "geopolitical access" to Russian reserves of hydrocarbons must be complemented by "geopolitical willingness" on the part of the economies of Northeast Asia to rely on these reserves.

On the other hand, the economies of Northeast Asia need Russia and its energy riches for their own sakes. Access to oil and gas reserves in Eurasia is a matter of vital importance. These reserves, particularly those located within reasonable proximity, could serve as an energy security device and a catalyst for fair pricing, as well as subregional economic integration. In the long term, region-wide energy infrastructure could become the foundation for a subregional system of stable, cost-efficient energy supply and environmental management - dual pillars of a proposed subregional "energy community".

Priority Goals

Although the environmental impact of energy use seems to come a poor third to energy security and energy costs, the so-called "Three E's" - Energy Security, Economic Growth and Environmental Protection - must be seen together as the guiding principles for the energy policies of the economies of the subregion. Formally speaking, Japan and the ROK have adopted this "policy triad" as members of the International Energy Agency (IEA), which is linked to the Organization of Economic Cooperation and Development (OECD). These two economies were joined in recognizing these principles by Russia and China as they adopted the Declaration of the 5th Energy Ministers Meeting of the Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) Mexico forum of July 23, 2002. This should serve as common ground for further cooperative steps.

On the other hand, managing energy security at the national level involves policy choices and the setting of priorities. These choices are made by states, normally involving a balance between continuity and innovation in policy. The innovative solutions available within the Northeast Asian subregion may not be free of risk (nor free of cost), but they could substantially ease existing burdens and irrationalities in the realm of energy supplies. Cooperative actions in the field of energy promise to reduce

the cost of energy, enhance the efficiency of energy use and its sustainability, and promote economic and social development, thereby contributing to the wellbeing and overall security of the societies of Northeast Asia, a subregion with many problems. On the other hand, in the contemporary world, there is no region (or subregion) without problems and contradictions. In this regard, Northeast Asia is not unique. The difference is in the capacity of the region's component countries to manage multiple interests and what might be termed "historical problems", finding some future-oriented alternatives. In contrast to Europe and ASEAN, the economies of Northeast Asia have yet to acquire such a capacity.

In Europe, the Second World War provided the impetus for cooperation based on coal and steel. This gradually led to economic integration and unity. What could perhaps work for Northeast Asia is the concept of a competitive, efficient and region-wide energy sector that serves the needs of both consumers and national economies. Quite similarly to Europe, the energy security of Northeast Asian countries could potentially serve as common ground for a dialogue, followed by adjustments in policies and economic and investment decisions. Indeed, an interest in achieving energy security and competitive pricing could potentially be the catalyst for cooperative approaches in a number of fields.

Moreover, again similarly to Europe, the overall external dependence of Northeast Asia on hydrocarbons cannot be reduced and Russia can only play a somewhat balancing role as a supplier. However, policies that promote new subregional energy links could reduce energy security risks and the economic costs of managing those risks.

It is well known that the cost of both imported and domestically produced energy influences the rate of economic growth, balance of payments and real incomes. By promoting energy cooperation within the subregion, the leaders of Northeast Asia can create a path towards improving the investment attractiveness of the subregion, enhancing the competitiveness of its economies, industries and enterprises.

On a number of occasions, Japan and the ROK have discussed the "Asian premium" phenomenon that their industrial and individual consumers, as well as the public sector, must absorb. The economies of Northeast Asia combined pay about US\$10 million on a daily basis (about US\$1 per barrel of crude oil) more than importers in Europe and North America. Experts agree that subregional oil cooperation could improve the importing economies' bargaining power vis-a-vis the currently dominant oil exporters.

On the other hand, an "energy mix" that optimizes the basket of fuels, lowering both the share of oil and its cost, could help to improve energy security. In Europe and North America, the share of natural gas in the energy mix is much higher than in Northeast Asia. Moreover, in addition to the world's largest reserves of natural gas, Eastern Russia offers its neighbors unique hydroelectric power potential.

In other words, if an "energy community" is to be formed, it will encompass the most significant components of energy security, including oil supply security and the cost of imported oil, natural gas supplies and their

competitiveness with existing sources, the enhancement of nuclear safety, and cross-border power interconnection, including the economic and environmental benefits of untapped hydroelectric power reserves, not to mention such other issues as partnerships in the exploration and development of new energy sources.

Oil Security

The higher price paid for imported oil is only one source of concern. Both Japan and the ROK experienced the dramatic economic impact of the two oil shocks of the 1970s. Hence, they have adopted capital-intensive national programs of oil stockpiling as a means of alleviating any future supply disruption. However, the expansion of strategic oil stocks in the ROK, their management in Japan and their establishment in China represent only part of the solution. For Japan and the ROK today, and for China tomorrow, oil supplies from new supplementary sources are the key to ensuring equitable energy prices, reduced dependence on the Middle East and the long-term stability of supplies.

Over the next five to ten years, China should set up a strategic oil stockpile, diversify its oil imports and promote oil substitutes. However, China's overall pressure on the oil market will be massive, given rising living standards and the prospects for increased car ownership. To remedy the possible oil security imbalances of tomorrow, decisive policy moves are required today, followed by massive investment in exploration and development, as well as the construction of high-capacity delivery infrastructure between eastern Russia and the importers of energy.

The first step to be taken is to explore new sources of oil in the vicinity, including Eastern Siberia. For example, the national oil companies of Japan, the ROK and China tried for many years to secure access to complementary sources of oil all over the world, investing billions of dollars in oil exploration and development in distant regions, including the North Sea and South America. Investing in similar activities involving Eastern Russia, other than Sakhalin 1, should become a priority. Closing this gap would require national governments to reverse the trend of avoiding major policy and investment decisions. Furthermore, a regional agreement on a scheme for multilateral oil stockpiling and the lease of oil stockpiling facilities could be an important step in right direction.

Prospects for Natural Gas

There is no question that the energy-importing economies of Northeast Asia will significantly expand their reliance on natural gas. The price of LNG, which is currently imported, is linked to oil and significantly exceeds the price of pipeline gas imported, for example, by European economies. This situation can be partially explained by the fact that LNG is more expensive than pipeline gas and also by the "Asian premium" paid for Middle Eastern oil.

Eastern Russia is capable of supplying at least half of the incremental projected natural gas demand of the entire subregion. There are, however, many difficult decisions to make regarding infrastructure that integrates diverse domestic and external interests, responds to technological

developments and facilitates the mobilization of investment. In addition, market access for pipeline gas cannot be assured without major adjustments to the domestic circumstances in Japan, the ROK and China.

In Japan, pipeline infrastructure for transporting natural gas should be promoted. On the other hand, regional energy companies have enormous influence in determining the future of the power industry. If these companies, following global trends, reduce their emphasis on nuclear power, leveling off its current share in electricity generation, the market for natural gas will grow rapidly. Natural gas share in power generation could rise from the current level of 24% to 30% or more, which would justify the construction of a gas pipeline from Sakhalin to Sendai or Niigata.

In the ROK also, official forecasts still maintain that nuclear and coal-fired plants will account for 77% to 83% of total power generation by 2010 and 2015 respectively, with natural gas remaining marginal. A gas pipeline from Sakhalin could allow the use of less expensive gas. On the other hand, given the current state of inter-Korean relations, an inland trans-Korea gas pipeline seems unlikely.

In China, on the other hand, the prioritization of the West-East pipeline over imports may have a negative impact on gas penetration. The project is very expensive and the pipeline's capacity is comparatively low, if the transportation distance involved is taken into consideration. These factors would inevitably result in very high prices for natural gas that would have to be absorbed by customers. In addition, imported LNG will also be expensive compared with pipeline gas that could be imported from Russia or Central Asia. Both these factors are likely to hold back the pipeline segment of gas market development, potentially curbing gas demand and cross-border pipeline projects.

Conversely, in Northeast Asia, Russia need not rely on pipeline projects alone, as it does in Europe. Its gas producers should seriously consider LNG technology in combination with pipeline projects, which are bound to be more expensive, considering the distances and terrain involved, not to mention the necessity for submarine pipeline segments. A number of new technological trends and innovative marketing concepts could further enhance the advantages of LNG.

Furthermore, advanced gas transformation (gas-to-liquid) technologies could help to moderate the region's high dependence on oil, using competitive sources of natural gas transmitted via pipelines. It is also possible that in Northeast Asia natural gas will be used not only for power generation, but also for newly-designed 'natural gas supported cities', particularly those located in northerly latitudes.

Hydroelectricity in Far Eastern Russia

Despite the critical significance of oil and natural gas, the most advantageous area for cross-border energy cooperation appears to be hydroelectric power. As of today, electric power is the only exportable energy resource in Eastern Siberia. The regional electric power systems in Krasnoyarskiy Krai and Irkutskaya Oblast have excess capacity, capable of producing about 16-18 billion kWh (TWh) of electricity. Annual power generation by all Far

Eastern hydroelectric power plants is 11 TWh. After the completion of four new projects, power output will grow to a combined total of 23.4 TWh a year.

Eastern Russia's unique hydroelectric power potential presents an opportunity for efficient projects both in economic and environmental terms. Moreover, the gradual deregulation of natural gas tariffs in Russia is likely to make hydroelectric power more competitive in the future. By 2010, the total newly commissioned capacity in both areas is likely to reach 4 GW, including 1.5 GW in Eastern Siberia and 2.5 GW in the Far Eastern region. During the following decade, new capacity is expected to total just 2.2 GW, including 1.4 GW in Eastern Siberia. After the completion of these projects, the hydroelectric power utilization rate in the Far Eastern region will be 6%.

The potential for electric power exports will be further enhanced with the commissioning of the Bureyskaya HPP. The Bureyskaya HPP project is the top priority for the Far Eastern region. Its commissioning will reduce the demand for coal from other regions and allow electricity exports to China and the Koreans. By 2020, if adequate investment is secured, the seven hydroelectric power projects currently under construction and those at the planning stage will generate up to 50 TWh of electricity at competitive prices. In the optimistic scenario, electricity exports from the eastern regions of Russia to neighboring countries may be estimated at 20-22 TWh by 2010 and 50-60 TWh by 2020. The Chinese market could provide an opportunity for electricity exports of about 15-25 TWh a year from Irkutskaya Oblast alone.

However, as of today, there are only 110 kV and 220 kV power lines extending to Mongolia and Northeastern China, and these have a limited transmission capacity. Discussions are underway concerning the formation of cross-border electric power network infrastructure, with Russia playing the role of the electricity supplier. This is not an easy task, considering the distances and costs involved, not to mention access to neighboring markets. The practical steps proposed by electricity experts include a 2,600 kilometer-long 600 kV "Bratsk-Beijing" 3GW (18TWh) capacity line, and a 470 kilometer-long 600 kV "Sakhalin-Japan" 4GW (22TWh) capacity line.

The Role of Governments

A strategy for energy cooperation cannot be devised if nobody wants such a strategy. In this respect, national governments should promote greater understanding of rational choices and carry out economically viable programs that could facilitate a major policy shift towards an "energy community" in Northeast Asia. Energy cooperation - both bilateral and multilateral - largely depends on political leaders and their government's capacity to sustain decisions that support the building of new energy delivery infrastructure and the facilitation of cross-border energy links.

The complication is that, in the longer-term, liberalization will force governments to lower their profile in the energy sector. The private sector will have more important roles to play, albeit with fewer resources and reduced profits due to increased competition. In some cases, the distancing of the state from the energy sector has

created uncertainty, reducing the value of investment portfolios.

The new situation affects the capacity of energy companies to participate in large investment undertakings, cross-border energy ventures in particular. Governments have yet to assume responsibility for facilitating such undertakings, not to mention adopting policies that support multilateral cost-reducing schemes. Indeed, large-scale projects require huge investment and their feasibility improves, if the energy resources to be delivered - natural gas, electricity and other forms of energy - are destined for multiple markets. In practical terms, it should be reiterated that such coordination would require fundamental changes to policies and energy planning.

Furthermore, the governments of energy-importing countries can adjust institutional frameworks, reducing barriers to the trading of energy. On the other hand, Russia, as a major energy exporter, should launch effective commercial and diplomatic policies to support cross-border energy links. It should also act as an "honest broker" in designing, selecting and promoting large-scale energy ventures, emphasizing multilateral options over bilateral ones, if the project's economics allows.

It is worth noting in this context that energy planners in Moscow need to employ greater imagination, but must also exercise great care and be realistic in their proposals. Although some of the concrete overtures made thus far (such as the Sakhalin-Honshu Power Bridge) are helpful in envisaging the "bigger picture" for export-oriented energy industry development, proposals and ideas must not ignore existing barriers and/or viable and cost-effective alternatives.

Realism is a greatly needed quality when it comes to considering both the political and investment feasibility of the projects currently under consideration. For example, Transneft's ambitious export plans involving an oil pipeline to Nakhodka require the expansion of oil reserves in Eastern Russia. On the other hand, Eastern Siberia and the Far Eastern region in particular have yet to become "energy surplus" areas. A proactive stance on cross-border energy ventures should involve more focus on the projects' economics, markets, development and environmental impacts, rather than on reserves and construction costs alone.

As far as natural gas is concerned, a cross-border pipeline network for its transmission to consumption centers requires certainty and stability on both the supply and demand sides, and governments should find viable ways of promoting much needed confidence in a multilateral fashion. Regional gas delivery infrastructure should be seen as something more than a simple transportation facility; it should be the product of the coordinated aspirations and efforts of industries, provinces, municipalities and centralized administrative bodies. Such infrastructure will become a public asset for the entire Northeast Asian subregion, promoting more efficient and cleaner energy policies and new development opportunities. It must be carefully designed, accounting for all possible alternatives and economically feasible additions, integrating them into a larger regional picture encompassing energy production, transmission and rational use.

The focused application of existing cooperative structures relevant to the subregion, including such inter-governmental frameworks as APEC, the IEA and the UN, could help. New government-level initiatives that reshape the Northeast Asian 'energy landscape' would complement the energy initiatives endorsed by APEC. However, Northeast Asia could also benefit from existing and already proposed frameworks, including the "Recommendations Concerning Accelerating Investment in Natural Gas Supplies, Infrastructure and Trading Networks in the APEC Region" proposed by APEC energy ministers at their third meeting in Okinawa. This could become an extension of the APEC Natural Gas Infrastructure Initiative, promoting its implementation on a subregional level.

It is important to start working together towards the harmonization of relevant national legislation (for natural gas and electric power, for example), including an assessment of national laws and international best practices. Such work does not require much money, but it should create a "professional constituency" of interests that, at the appropriate moment, will be ready to supply politicians with economically sound initiatives.

Finally, community formation requires stability and therefore cannot tolerate military confrontation. Subregional energy cooperation in Northeast Asia could serve as a vehicle and provide an opportunity for resolving the DPRK's energy and economic deadlock. A stable DPRK economy and reduced tensions on the Korean Peninsula would ensure the security of the whole of Northeast Asia. Meaningful trade and investment cooperation with the DPRK is impossible without first resolving its chronic energy supply shortages. It is important that neighboring countries cooperate in involving the DPRK in the new scheme of energy dialogues. They should also pursue policies aimed at assisting the DPRK to overhaul its energy infrastructure. The North-South gas pipeline project could be a path to institutionalized, long-term economic cooperation in the subregion. Connecting the DPRK to the ROK via a gas pipeline and power transmission grid would provide a development opportunity, forging closer ties between Pyongyang and its neighbors.

An Agenda for Action

Compared with other major energy-importing regions of the world, the current oil supply situation in Northeast Asia is particularly complex. Growing oil imports by China are likely to exacerbate this situation further. These developments require focused action to be taken today, leading to investment in economically viable "alternatives" in Eastern Russia tomorrow.

Similarly, coordination among all interested agencies and groups is needed in the field of natural gas transportation and market penetration, cross-border power transmission projects and environmentally sound options for electricity production and trade. The following points underline the proposed priorities for energy sector development and trade in Northeast Asia, primarily including energy exports from Eastern Russia to this subregion:

Enlargement of reserves

New pipelines and expanded oil production
Large-scale GTL production
R&D links in the energy sector
Development of local gas markets
Expanded LNG production
Reduction of barriers to energy trade
Environmentally sound projects
Nuclear power safety
Support for investment financing

In summary, in order to move towards an "Energy Community", the countries of Northeast Asia should prioritize a shift towards energy policies based on a "new energy interdependence", rather than "energy policy continuity". Gradual geographical diversification in favor of subregional oil and gas sources is both desirable and possible. The challenge is to demonstrate to the large, influential group of "skeptical outsiders" that energy cooperation and large-scale cross-border energy flows are politically feasible, not to mention realistic in economic terms.

Governments in Japan and the ROK seem realize that effective measures to counter various energy security risks and challenges are perhaps beyond any one country's control. Workable schemes by an individual country to reduce exposure to the risk of oil supply disruptions are limited. To mitigate these risks and address environmental concerns, countries in Northeast Asia need to search for solutions within the subregion itself, launching workable cooperative schemes in key fields.

Conclusions

In conclusion, investment in "alternative options", including exploration, development, transportation and conventional hydropower projects involving Eastern Russia, is likely to improve the overall economic efficiency of new and planned investment in the energy sector and the effectiveness of measures supporting the energy security of the economies of Northeast Asia.

Indeed, the subregional energy demand-supply equation could be managed differently, if politically and economically viable opportunities were fully exploited. There are two key points on which the economies of Northeast Asia should focus. Firstly, in the oil sector, there must be an improved capacity for enhancing price competition and mitigating possible supply disruptions. Collective measures in this field should include a strategic shift towards oil sources in Eastern Russia. Secondly, cooperation in cross-border energy transportation (natural gas, electricity) must be seen in the context of promoting more efficient energy trade and development opportunities for all parties. Furthermore, advanced natural gas transformation technologies could help to further moderate the region's high dependence on oil.

Active interaction should take place in the fields of technology and research. Information sharing and research into the functioning of the energy market could assist governments with policy formulation. The important point in promoting energy-environmental cooperation is a common desire for the simultaneous achievement of the 3E's. Much depends on how the economies of Northeast Asia define the efficiency and environmental soundness of

the new and proposed power projects, balancing domestic priorities with the Kyoto targets.

It is important that intellectual resources are combined to study and evaluate the long-term prospects for energy sector development in Northeast Asia. A "track two" dialogue to prepare the ground for an inter-governmental process could be usefully established to run in parallel with meetings of APEC energy ministers.

Symbolic steps could help begin a formal process. It may be possible, for example, to make a joint statement to APEC or parallel requests from each government, asking for APEC's support in promoting energy cooperation within the subregion. Interested governments could be encouraged to consider APEC Facilitation Assistance Team visits in order to make assessments of cross-border energy links.

It is worth noting that recently, the Russian Energy Minister was invited to the discussion table at the International Energy Agency ministerial meeting. At the meeting, the Japanese and ROK energy ministers stressed the importance of Northeast Asia and energy cooperation. The Russian participant took note of both their views and their willingness to discuss prospects for cooperation with Russia. The ROK minister even mentioned that his country plans to establish an organization to contribute to Northeast Asian energy cooperation and urged the IEA to assist with this process.²

It is important to note that NEAEF is likely to have been the source of advice regarding this idea, transmitted to the new administration in Seoul. ERINA and other institutions, intellectual groups and associations should take heart from this, if that is indeed the case. The truth is that, similarly to Europe, the prospects for the formation of a

community in Northeast Asia depend on individuals and their capacity to recognize the genuine interests of their nations. They will need to convince their fellow citizens, as well as those in neighboring countries that, being in the same boat, everybody would be better off rowing in the same direction: towards rationality. Most important is that all these groups work together closely, demonstrating the merits of an "intellectual community" that aspires to achieving the betterment of Northeast Asia.

Indeed, Northeast Asia's potential to rely on regional sources of crude oil and natural gas, as well as hydroelectric power is huge. The problem is that the price tag of cross-border infrastructure projects is high, improvements in the investment climate are still inadequate and markets are neither easily accessible nor sufficiently secure to justify huge investment. Moreover, many of the proposed cross-border projects require multilateral financing and concerted implementation efforts. The worst aspect, however, is the lack of long-term, comprehensive strategies that enable partnership, both in negotiating and implementing the proposed mega-projects.

All these factors make the economies of the Northeast Asian subregion a unique case study for observing both the domestic economic and political hurdles, as well as the external obstacles impeding cross-border cooperation in the energy sector. The various obstacles and sources of uncertainty are wide-ranging and have yet to be fully accounted for and analyzed. Nevertheless, they amplify the necessity of working together to obtain the economic and political benefits of cooperation that could lead to a subregional "Energy Community."³

² "We affirm the increasing importance of IEA non-Member countries in world energy markets and warmly welcome the participation of Russian Energy Minister Igor Yusufov at this meeting. We will engage Russia and other key countries more actively in our dialogue on energy policy, and we direct the Secretariat to reinforce a world-view in its work. In particular, we encourage the acceleration of energy security co-operation with international organisations and IEA non-Member countries, especially those critical to global energy supply and demand. We recognise that only through a more global framework can security be assured." See Promoting International Co-operation, Communique, International Energy Agency, Meeting of the Governing Board at Ministerial Level, 28-29 April 2003.

³ Some points included in this overview contain ideas and proposals made by the project participants not only in the framework of the project activities, but also in their publications and presentations outside the project's framework. The author would particularly like to thank Susumu Abe, Kengo Asakura, Bradley Babson, Norio Ehara, Jianyi Hu, Victor Ishaev, Amy Jaffe, Yonghun Jung, Sang-Gon Lee, Chan Woo Lee, Robert Manning, Alexei Mastepanov, Pavel Minakir, Masana Minami, Boris Saneev, Tatsujiro Suzuki, Takehiro Togo, Xiaojie Xu, Susumu Yoshida, Daojiong Zha and Fenqi Zhou for their insight and advice.

韓国の地方財政（ ）

自治体の自主財源と歳出構造

横浜市立大学商学部助教授 鞠重鎬
一橋大学経済学研究科博士後期課程 沈政郁

1. 自治体の自主財源

前号では、韓国の地方財政について、国と地方の財政関係と歳入構造を中心に扱った。本号では韓国自治体における自主財源と歳出構造に焦点を当てて調べる。

まず、自治体の自主財源についてである。自主財源とは地方税と税外収入の合計をいう¹。ここでは税外収入に焦点を当て、その実態について調べる。韓国の場合、前号で述べたように地方歳入に占める税外収入の割合が非常に高い。税外収入の割合が高くなるのは繰越金や純歳計余剰金が多く発生しているためであると述べた。なぜ韓国の税外収入においては、毎年多額の繰越金や余剰金が発生するのだろうか。

その主な理由としては、第1に政府からの移転財源が年度中や年度末近くに自治体へ移転されるため当該年度に使われなかった分が多いこと、第2に継続事業費の繰越額が多いこと、第3に当初計上した歳入推計額と実際額との差による余剰金（純歳計余剰金）が多いことが挙げられる。この繰越金や余剰金は単年度ではなく毎年多額が発生しており、それが次年度の税外収入の項目となる仕組である。その結果、実際には税外収入の中に他の歳入項目（移転収入や地方税など）も含まれることになる。このように、韓国の税外収入には本来の税外収入とは言い難い繰越金が多く含まれていることに注意を要する。

日本の場合、地方歳入項目のうち、韓国の税外収入に相当する項目は分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、及び繰越金である²。2000年度のこれらの項目が地方歳入に占める割合は16.8%である。韓国の場合も税外収入から繰越金や余剰金を差し引いて調整すると、地方歳入に占める本当の意味での税外収入の割合は大幅に下落する。以下では繰越金や余剰金を調整したときの自治体の自主財源について述べる。

韓国の地方財政の純計規模で見ると、税外収入が特別会計までを含めた地方歳入に占める割合は40.9%（2000年度）であり、地方税の26.4%よりもむしろ高い割合を見せる。一般会計の場合、税外収入の割合は28.9%で地方税の35.4%よりは低いとはいえ依然として高い。特別会計を含む地方歳入であれ一般会計であれ、韓国の税外収入のデータには本来の税外収入とは言い難い多額の繰越金や純歳計余剰金が税外収入の項目に含まれている。

安（1997）の研究では、韓国の税外収入の項目をIMF分類基準に沿って再分類し、実質的な税外収入の規模を計算している。ここで再分類した計算結果によると、地方歳入に占める実質的な税外収入の割合は10.9%（1995年の数値）であるという。また、毎年多額に発生する純歳計余剰金と繰越金が、税外収入の規模を大きく見せかける最も重要な要因と指摘している³。ここでは税外収入に含まれる項目のうち、最も規模の大きい純歳計余剰金と繰越金の合計である総繰越金を調整し、自治体の自主財源の再計算を試みる⁴。

表1 広域自治団体の自主財源依存度（2000年度）

	地方税 ¹⁾	一般会計歳入に占める割合		税外収入に占める 総繰越金の割合 ⁴⁾
		地方税+純税外収入 (繰越金を除く) ²⁾	地方税+税外収入 (繰越金を含む) ³⁾	
全体	44.2	55.2	64.2	69.3
ソウル特別市	80.2	94.6	95.3	51.6
広域市	54.0	72.9	75.7	37.9
道計	31.6	39.4	54.0	80.3

1) 地方税 / (一般会計歳入 - 総余剰金) * 100

2) (地方税+税外収入 - 総余剰金) / (一般会計歳入 - 総余剰金) * 100

3) (地方税+税外収入) / 一般会計歳入 * 100

4) 総余剰金 / 税外収入 * 100

出所: 行政自治部(2001)『地方財政年鑑』より作成

表1は自治体別にまとめた一般歳入に占める地方税の割合や、地方税と税外収入の合計（自主財源）の割合、及び税外収入に占める総繰越金の割合を示している。以下では税外収入から総繰越金を調整した（差し引いた）額を純税

¹ 韓国の歳入項目として地方債もある。しかし、韓国の地方歳入において地方債への依存度は非常に低いので、地方債については具体的に扱わない。韓国の地方債に関する議論は鞠（2000）を参照されたい。

² 総務省『平成14年度版地方財政白書』（2000年度決算値）

³ このような繰越金や余剰金の存在が、韓国における歳入と歳出との規模格差を生じさせる最も重要な要因である。例えば、2000年度一般会計歳入は57.6兆ウォン、歳出規模は42.0兆ウォンであり、その差額は15.6兆ウォンにのぼる。

⁴ 『地方財政年鑑』における繰越金の項目は、国庫補助金使用残額、市道費補助金使用残額、及び前年度繰越金からなる。

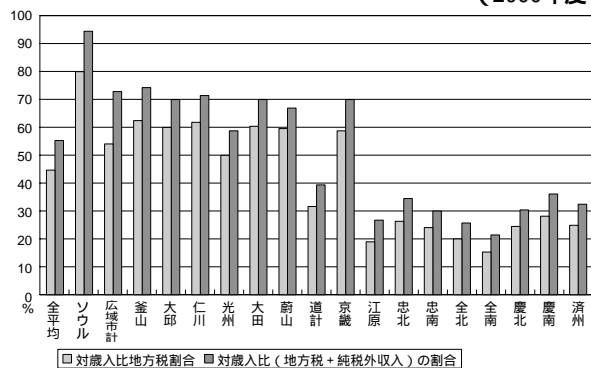
外収入と呼ぶ⁵。

最右列の税外収入に占める総繰越金の割合を見ると、韓国の場合、膨大な総繰越金が発生していることがわかる。全体的にみると税外収入の69.3%が総繰越金である（2000年度）。総繰越金を調整すると、地方税と純税外収入の合計が一般会計に占める割合は55.2%であるのに対して、それを調整しなかった場合にはその割合は64.2%となり、9%の差が生じている。特に、道の場合を見ると在外収入に占める総繰越金の割合が80.3%と大きいため、総繰越金を調整した地方税と純税外収入の合計が一般会計に占める割合は39.4%であるのに対して、それを調整しなかった場合にはその割合が54.0%となり、14.6%という大きな差が生じている。

また総繰越金を調整した場合、一般歳入に占める地方税の割合は全体的に44.2%となる。この値と総繰越金を調整しなかった場合の地方税の割合35.3%とを比べると、調整したときが地方歳入の大きさが小さくなるため、地方税の割合は8.9%上昇する。その反面、調整後の税外収入の割合は急落する。税外収入の割合は調整前の割合が28.9%から調整後には11.0%に、17.9%ポイントも減少する。この数値は、日本の16.8%よりも低い水準である。

最後に、自治体種類別の自主財源の割合について見てみよう。地方税の平均割合はソウル特別市が80.2%、広域市が54.0%、道が31.6%である。また、地方税と税外収入の合計の平均割合はソウル特別市が94.6%、広域市が72.9%、道が39.4%である。この数字より道の自主財源がソウル特別市や広域市に比べ非常に低いことがわかる。

図1 広域自治団体の自主財源（地方税+純税外収入）依存度（2000年度）



出所：行政自治部（2001）『地方財政年鑑』。

図1 一般歳入に占める自主財源、すなわち地方税や税外収入の割合を自治体別にグラフに描いたものである⁶。ソウ

ル特別市が全ての広域市や道よりも自主財源の依存度が高いことがわかる。広域市の中では光州広域市が地方税や税外収入への依存度が低い。これはもちろん光州広域市が他の広域市に比べ地方税や税外収入を収める環境が整っていないこと、言い換えると、中央政府からの移転財源への依存度が高いことを意味する。

道の場合を見ると、ソウル特別市や仁川広域市を囲んでいる京畿道が他の道に比べ飛びぬけて自主財源への依存度が高い。末尾の参考表に載っているように、総繰越金の調整後、地方税が一般歳入に占める割合の道平均が31.6%であるのに対して、京畿道のそれは59.1%である。地方税と税外収入とを合わせたものが一般会計歳入に占める割合は道平均が39.4%であるが、京畿道は70.0%にのぼる。これに対して京畿道以外の道の場合、一般会計における地方税の依存度は30%を下回っている。図1を見ると、道の中でも全羅南道（全南）、全羅北道（全北）、江原道の地方税の依存度は20%を下回る。これらは他に比べ相対的に経済発展が遅れている地域である。ここから経済発展が遅れている地域が、地方税の依存度も低くなっていることが読み取れる。

2. 地方財政歳出項目の分類とその推移

歳出の分類は、日本と同様に機能別（または目的別）分類と性質別分類に行われる。機能別分類と性質別分類の日本との比較については後述することにし、ここでは歳出項目の最近の推移について述べよう。

まず、機能別分類とその推移について見てみよう。韓国の行政自治部発刊の『地方財政年鑑』では、歳出の項目を大きく5つに分類し掲載している。その5つの分類項目は、一般行政費、社会開発費、経済開発費、民防衛費、支援及びその他であり、表2はこれらの分類による最近の地方歳出の推移を示したものである。

表2 地方財政の機能別歳出の推移（韓国）

		(%)				
年 度	1996	1997	1998	1999	2000	
一般行政費	18.7	17.6	17.2	16.5	16.9	
社会開発費	36.5	39.3	40.9	43.0	45.2	
経済開発費	41.6	39.8	36.6	36.8	34.5	
民防衛費	1.9	2.2	1.9	1.9	1.9	
支援及びその他	1.3	1.1	3.3	1.8	1.5	
合計(兆ウォン)	100(44.4)	100(51.0)	100(51.6)	100(54.0)	100(56.1)	

出所：行政自治部、『地方財政年鑑』1997、1998、1999、2000、2001。

表2を横断面的に見ると、社会開発費（2000年度45.2%）、経済開発費（同34.5%）が主な支出項目であることがわかる。これらの項目だけで全体の約80%を占めている。社会

⁵ より正確にいうと、税外収入から差し引かれる総繰越金は当該年度の数値ではなく前年度（またはその以前の年度）からの収入である。

⁶ データは参考表に掲げた。

開発費には、教育及び文化、保健及び生活環境改善、社会保障、住宅及び地域社会開発が含まれ、地方公共財の中で対人サービス部分と言える。一方、経済開発費には農水産開発、地域経済開発、国土資源保存開発、交通管理という項目が含まれる。

次に時系列でみると、社会開発費は1996年度の36.5%から2000年度の45.2%に支出の割合が上昇したのに対して、経済開発費は1996年度の41.6%から2000年度の34.5%にその割合が下がっている。5年の間にその割合が逆転している。社会開発費の支出が相対的に上昇して来たことは韓国が成熟社会へ向かっていくにつれ、生活環境改善や社会保障などの支出が増加していることを物語っている。つまり社会インフラが整っていくにつれ、公共投資などの経済開発費の比重が減り、対人サービスの社会開発費の比重が高くなっているとの解釈もできよう。しかしそれとともに、1995年地方自治の実施以降地域代表者の得票を意識した支出が社会開発費の形として現れた性格も強いと言える。

一方、機能別構成で見ると、1998年の経済危機は歳出にあまり大きな影響を及ぼしていない。支援及びその他の項目が1998年に若干上昇した点と、経済開発費が1998年から99年に減少せず上昇したことを除けば変化は見当たらない。また、表2は地方教育費特別会計が含まれていない数値であることに注意を要する。この点を考慮すると、社会開発費と経済開発費に加え、教育費も主な支出項目となる。

次に2002年度地方財政白書に基づいて日本の機能別歳出の推移を求めると表3のようになる。

表3 地方財政の機能別歳出の推移（日本）

年 度	1996	1997	1998	1999	2000
総 務 費	9.8	8.9	8.6	9.0	9.4
民 生 費	12.3	13.0	13.4	14.8	13.7
衛 生 費	6.7	6.9	6.6	6.5	6.7
労 働 費	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
農林水産業費	6.9	6.6	6.4	6.1	6.0
商 工 費	5.4	5.5	6.2	5.9	5.6
土 木 費	22.7	21.8	21.9	20.6	20.0
消 防 費	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
警 察 費	3.4	3.5	3.4	3.4	3.5
教 育 費	19.0	19.2	18.6	17.9	18.5
公 債 費	9.6	10.6	10.9	11.6	12.7
そ の 他	1.8	1.6	1.6	1.8	1.5
合計（兆円）	100(99.0)	100(97.6)	100(100.1)	100(101.6)	100(97.6)

出所：総務省、『地方財政白書』平成14年度。

横断的にみると、土木費（20%）、教育費（18.5%）、民生費（13.7%）、公債費（12.7%）、総務費（9.4%）が主な目的別歳出を構成していることがわかる。一番割合が高い土木費の約70%を占めるのが普通建設事業費である。要するに日本では公共投資などの建設事業が歳出の大きな部分を占めている。また、公債費が占める割合が高いのも一つの特徴である。

時系列でみると、民生費と公債費の増加傾向と土木費の減少傾向がみられる。ただ、民生費の割合が2000年度に下落したのは、介護保険制度の実施に伴い老人福祉費の扶助費の大部分が介護保険事業会計から保健給付費として支出されるようになったからである。これからわかるのは日本も韓国と同じく、公共投資から対人サービスへと地方公共財の重点が移っていることである。ただ違うのはインフラ整備が実現したので公共投資を減らしたのではなく、今まで景気対策として行われてきた慣習的な無駄な投資を減らしたという点である。しかし過去の無駄な投資のつけである公債費は、まだ上昇している局面にあり当分続くと予想される。

歳出は人件費、物件費などの性質別に分類することもできる。表4は最近の韓国自治体全体の歳出を性質別に分類して、各項目の割合を示したものである。

表4 地方財政の性質別歳出の推移（韓国）

年 度	1996	1997	1998	1999	2000
人件費	12.0	11.6	11.5	11.0	11.0
物件費	12.1	11.8	13.1	12.0	11.8
移転経費	11.9	12.4	13.5	18.1	19.4
資本支出	54.1	55.1	51.8	49.2	48.8
融資及び出資	2.2	2.1	2.2	1.7	2.2
補填財源	4.2	3.2	4.3	4.6	3.2
内部取引	3.0	3.1	3.1	2.9	3.2
予備費及びその他	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3
合計（兆ウォン）	100(44.4)	100(51.0)	100(51.6)	100(54.0)	100(56.1)

出所：行政自治部、『地方財政年鑑』1997、1998、1999、2000、2001。

横断的にみると、特に目立つのが資本支出である。2000年度の場合、48.8%を占めている。資本支出とは自治体が資本形成のために支出する投資的経費であり、この項目には施設費、資産取得費などの直接支出だけではなく、民間への資本移転も含まれている。この性質別の分類から、韓国の地方財政では資本形成のための支出が活発に行われていることが読み取れる。次に高い割合を占めているのが移転経費で、これは自治体から国及び他の地方自治体、個別家計または企業に支出されるものであるが、資本移転経費は除外される。補償金、賠償金、社会团体への補助金、自治体への移転金（交付金）等がこの移転経費に含まれる。時系列にみると、資本支出は1996年度の54.1%から2000年度の48.8%に支出の割合が下落しているのに対して、移転経費は資本支出と逆に1996年度の11.9%から2000年度の19.4%にその割合が上昇している。この傾向は機能別分類において社会開発費が上昇し、経済開発費が下落したと同様に解釈できる。すなわち、経済開発費には相対的に投資的経費が多く、社会開発費には移転経費のような経常的経費が多いので、成熟社会に向かっていくにつれて資本支出は相対的に減少し移転経費が増加してきたと言える。

う。しかし移転経費の1998年から99年の急な上昇はこれだけでは説明できない点であり、経済危機が絡んでいる。すなわち経済危機に対して韓国政府は効果が長い資本支出よりは、効果がすぐに現れる移転経費を持って対処したと言える。

次に平成14年度地方財政白書に基づいて日本の性質別経費の割合を示したものが表5である。

表5 地方財政の性質別歳出の推移（日本）

（％）					
年 度	1996	1997	1998	1999	2000
義務的経費	42.1	44.4	44.4	45.0	46.4
人 件 費	26.7	27.6	27.0	26.6	27.5
扶 助 費	5.8	6.3	6.5	6.8	6.2
公 債 費	9.5	10.5	10.8	11.6	12.6
投資的経費	31.0	28.9	28.8	26.4	25.0
普通建設事業費	30.2	28.4	28.2	25.7	24.5
補助事業費	12.0	11.3	11.9	11.5	10.8
単独事業費	16.9	15.8	14.6	12.7	12.1
そ の 他	26.9	26.7	26.8	28.6	28.6
合計（兆円）	100(99.0)	100(97.6)	100(100.1)	100(101.6)	100(97.6)

出所：総務省『地方財政白書』平成14年度。

ここでは性質別支出は大きく義務的経費と投資的経費に分けられている。義務的経費に含まれるのが職員への給与などから成る人件費、生活困窮者、老人、児童及び身体障害者への支援に充てる扶助費、地方債の元利償還に要する経費である公債費である。いずれも、カットすることが容易ではないという意味で義務的経費とみなされる。一方、投資的経費は普通建設事業費のほか、災害復旧事業費、失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が約97%を占めている。

表5を横断的にみると、義務的経費は1996年度の42.1%から2000年度の46.4%に増加しており、投資的経費は1996年度の31.0%から2000年度の25.0%に減少している。義務的経費では人件費と公債費が大きな部分を、投資的経費では普通建設事業費が大部分を占めている。

時系列にみると、義務的経費は増加傾向にあり、投資的経費は減少傾向にある。義務的経費が増加傾向にあるのは人件費の増加と公債費の増加による。特に公債費はまだ増加することが予想され地方財政の硬直化が進むと予想される。投資的経費が減少しているのは普通建設事業費が減少しているからである。その中でも特に単独事業費の減少が目立つ。これは厳しい財政状況を反映して事業の重点化などの無駄な公共投資が減少している要因もあるが、公債費などの義務的経費が相対的に増加した要因もある。

3. 日韓歳出構造特徴の比較

日本と韓国における歳出項目の分類は、目的別でも性質別でも異なっている。したがって、比較のためには各項目の内容を検討し、それらがどのように係わっているかにつ

いて考慮しなければならない。

日本の場合、歳出の目的別分類を見ると以下の表6のように総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、議会費等、比較的項目を細分して掲載している。それに対して韓国は既に述べたように、一般行政費、社会開発費、経済開発費、民防衛費、支援及びその他の5つに分類している。この5分類だけでは日本の歳出分類と差が大きく比較は難しい。したがって、比較のための工夫が必要となる。5つの分類をさらに細分類した項目を検討することによって、日本の歳出項目と対応させることができる程度可能になる。例えば、韓国の一般行政費には立法及び選挙管理と一般行政費とが含まれる。前者の立法及び選挙管理は日本の議会費に相当し、一般行政費は日本の企画、広報など総務的に使われる総務費に相当する。

また、性質別の分類においても日韓の分類方法が異なる。表6は目的別及び性質別歳出分類におけるこのような対応関係を考慮し日本と韓国の歳出を対比して表したものである。

表6 日韓の目的別及び性質別歳出比較（2000年度）

（％）			
目的別（機能別）分類			
日 本		韓 国	
項 目		項 目	
総 務 費	9.4	一 般 行 政 費	16.5
民 生 費	13.7	社 会 保 障	12.7
衛 生 費	6.7	保 健・生 活 環 境 改 善	11.0
商 工 費	5.6	地 域 経 済 開 発	4.0
土 木 費	20.0	国 土 資 源 保 存 開 発	18.4
		住 宅・地 域 社 会 開 発	6.2
消 防 費	1.9	消 防 管 理	1.6
教 育 費	18.5	教 育 及 び 文 化	7.4
公 債 費	12.7	地 方 債 償 還	1.9
議 会 費	0.6	立 法・選 挙 関 係	0.5
労 働 費	0.5		
農 林 水 産 費	6.0	農 水 産 開 発	9.0
災 害 復 旧 費	0.5	民 防 衛 管 理	0.3
諸 支 出 金 等	0.4	諸 支 出 金	0.3
警 察 費	3.5	交 通 管 理	3.1
		交 付 金	6.9
合 計	100.0	合 計	100.0

性質別分類			
日 本		韓 国	
項 目		項 目	
人 件 費	27.5	人 件 費	13.7
物 件 費	7.9	物 件 費	12.7
維 持 補 修 費	1.1		
普通建設事業費	24.5	資 本 支 出	48.4
災害復旧事業費	0.5		
失業対策事業費	0.0		
扶 助 費	6.2	移 転 経 費	18.3
補 助 費 等	6.8		
公 債 費	12.6	補 填 財 源	0.8
繰 出 金	4.0	内 部 取 引	3.8
積 立 金	2.0		
貸 付 金	6.1	融 資・出 資	2.0
投資及び出資金	0.6		
前年度繰上充用金	0.0	予 備 費 他	0.3
合 計	100.0	合 計	100.0

注：日本は普通会計を、韓国は一般会計の歳出規模を表したものである。

出所：総務省編『地方財政白書』平成14年度版。行政自治部『地方財政年鑑』2001。

まず、目的別に分類した表6の左側を見ると日本の場合、民生費の支出平均が13.7%となっている。また、民生費の支出は道府県の広域自治団体よりも、基礎自治体である市町村において歳出の比重が高い項目である⁷。民生費は韓国の社会保障という項目に相当すると言える。表6より韓国の歳出に占める社会保障への支出割合を見ると12.7%である。韓国の社会保障の支出は、第2節で見たように最近になってその支出の割合が高くなった項目である。また、表6から日本の土木費の割合は自治体歳出の20.0%であるが、それに相当する韓国の国土資源保存開発、住宅・地域社会開発の支出は24.6%であり、両国共に土木関連支出が高く現れている。このほかの項目もだいたい似た割合を持つ。

韓国が日本と大きく異なっているのが公債費と教育費に関する支出である。日本の場合、地方債の償還等に使用される公債費支出の割合は12.7%である。これに対して、韓国における全自治体平均の地方債償還への支出は1.9%に過ぎない。

また、日本の教育費支出の割合が18.5%に対して、韓国の支出項目のうちそれに相当する教育と文化の割合を見ると7.4%に過ぎない。しかし、この数値は地方教育財政以外の（普通の）地方財政における教育と文化への支出であることに注意を要する。2000年度の韓国の地方教育費特別会計の規模は22兆6千億ウォンであり、これを合わせて地方教育費支出の割合を計算するとその値は23%である。2000年度の日本の地方歳出に占める教育費の割合が18.5%であることからすると韓国がむしろ日本より地方教育費への支出が高いことがわかる。とはいえ、両国ともに教育サービスの提供が地方政府の主な機能となっていることがうかがえよう。

次に、地方歳出を性質別に分類し両国の歳出の特徴について述べよう。この分類も日韓両国の分類方法は異なる。したがって、上記の目的別分類のケースと同じく性質別分類においても両国の歳出項目を検討して、それぞれの項目に相当するものを対比する必要がある。表6の右側は両国

の性質別項目を対比して表したものである。

歳出を性質別に分類するとき、大きく投資的経費と義務的経費とに区別することができる。投資的経費は主に社会資本ストックの形成のために使われるため、その支出の効果が長期に及ぶものである。日本の場合、普通建設事業費、災害復旧事業費、及び失業対策事業費がこの投資的経費に含まれる。表6の右側からすぐ計算できるように、2000年度の投資的経費が地方歳出に占める割合は25%である。韓国の歳出の中で、この投資的経費に相当するのが資本支出費である。この資本支出費は自治体が資本形成のために支出する投資的経費であるが、既に述べたように、この項目には施設費、資産取得費などの直接支出だけではなく民間への資本移転も含まれている。したがって韓国の資本支出費は日本の普通建設事業費よりもその内容が包括的になっている。このような差があるとはいえ、表6の右側に見るように、韓国の資本支出費は地方歳出の48.4%で、割合が高くなっている⁸。

一方、義務的経費とは義務付けられている支出であり、任意に節減することが難しい支出である。日本の義務的経費には人件費、扶助費、公債費が含まれる。ここで、扶助費とは社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者などを援助するための支出を意味する⁹。日本社会の高齢化に伴い、義務的経費は第2節で見たように増加傾向にある。その中でも公債費は1996年度の9.5%から2000年度の12.6%へ上昇する。過去に発行した公債の償還が尾を引いていると言えよう。日本の公債費に相当する韓国の項目が補填財源であり、借入金償還、地方債償還、有価証券買入など国内借入金の償還、借款償還のために支出される経費である。この割合は低く、表6にあるように2000年度には0.8%に過ぎない¹⁰。

日本の扶助費や補助金等¹¹に該当する経費が韓国の移転経費である。自治体から国及び他の地方自治体、個別家計または企業への支出である韓国の移転経費は日本の扶助費や補助金等に比べ包括的な支出となっているため、分類を一致させた比較は難しいのが現状である。韓国の場合、こ

⁷ 地域経済の振興に使われるのが商工費であり、教育、スポーツ振興に使われるものが教育費である。また、保健衛生、ごみ処理に使われるものが衛生費である。この衛生費の場合、市町村が道府県よりもその割合が高い。

⁸ もちろん、地方教育財政を含めたものを分母にした場合には資本支出の割合は小さくなる。このことは地方教育支出以外の他の支出項目についてもあてはまる。

⁹ 林（2000）、p.61。

¹⁰ ここで歳出を性質別に分類したとき、表6に現われる韓国の他の歳出項目について簡単に説明しよう。融資及び出資金とは自治体が民間、企業会計、及び穀物管理基金などの非金融公企業に対して融資及び出資のために支出されるものである。また、内部取引とは自治体間の会計間の繰り出し金、預託などのために支出されるものであり、繰出金及び預託金、積立金、当期純利益などが内部取引の項目をなす。予備費及びその他は予備や返還金、過誤納金、雑損金などのために支出されるものである。韓国の歳出項目がこのように分類されることを考慮し、表6のように日本の歳出項目と対応させているのである。

¹¹ 補助費等は産業奨励などを目的に民間に交付されるものや、地方公営企業法が適用される公営企業に対する負担金及び補助金が主なものである。これに対し、繰出金は地方公営企業法が非適用される公営企業に対する負担金及び補助金のようなものである。林（2000、p.61）

参考表 広域自治団体別の自主財源依存度（2000年度）（％）

	一般会計歳入に占める割合			税外収入に 占める 繰越金の割合 ⁴⁾
	地方税 ¹⁾	地方税+純税外収入 (繰越金を除く) ²⁾	地方税+税外収入 (繰越金を含む) ³⁾	
全体	44.2	55.2	64.2	69.3
ソウル特別市	80.2	94.6	95.3	51.6
広域市計	54.0	72.9	75.7	37.9
釜山	62.7	74.3	78.6	63.4
大邱	59.9	70.4	76.8	72.5
仁川	61.6	71.3	76.1	67.1
光州	49.9	58.8	68.5	77.4
大田	60.4	70.1	74.7	64.9
蔚山	59.7	67.0	74.9	80.8
道計	31.6	39.4	54.0	80.3
京畿道	59.1	70.0	79.3	80.3
江原道	18.9	26.6	45.7	82.0
忠清北道	26.3	34.7	49.7	78.0
忠清南道	24.0	30.1	45.5	82.3
全羅北道	20.1	25.6	39.6	80.7
全羅南道	15.2	21.2	37.4	81.1
慶尚北道	24.4	30.6	45.0	80.9
慶尚南道	28.3	36.1	50.5	79.0
済州道	25.0	32.6	42.4	69.1

注：純歳計剰余金と繰越金を繰越剰余金と呼ぶと、上記の表は繰越剰余金の実態と繰越剰余金
が自主財源（地方税と税外収入の合計）の規模に及ぼす影響を示している。

具体的な計算式は以下の通りである。

- 1) 地方税 / (一般会計歳入 - 繰越剰余金) * 100
- 2) (地方税 + 税外収入 - 繰越剰余金) / (一般会計歳入 - 繰越剰余金) * 100
- 3) (地方税 + 税外収入) / 一般会計歳入 * 100
- 4) 繰越剰余金 / 税外収入 * 100

出所：行政自治部（2001）『地方財政年鑑』より作成

の移転経費の割合が2000年度18.3%をも占めており、既に述べたように資本支出とは逆に増加傾向にある。これは韓国も投資的支出より経常的支出の割合が高い財政構造になりつつあることを意味する。

参考文献

Kook、Joong-Ho（2001）, "A Comparative Study of Tax Systems between Korea and Japan" The Korean Journal of Public Finance, The Korean Society of Public Finance. 15-2, 251-286.

Moon、Chang-Soo（1999）, eds. Local Government in Korea, Korea Local Authorities for International Relations.

安鍾錫（1997）『地方税外収入の現状と政策示唆点』韓国租税研究院。

横浜商工会議所税制問題研究会（2001）『横浜商工会議所税制問題研究会答申 - 抜本的な税制改革の方向性と問題 -』4月。

加藤治彦編（2001）『図説日本の財政』東洋経済新報社。

韓国銀行（各年）『経済統計年報』。

韓国都市行政研究所（2000）『地方行政区域年鑑』。

韓国統計庁、<http://www.nso.go.kr/>

鞠重鎬（2000）「韓国の地方債制度について」『地方債月報』第249号（4月）地方債協会、pp.34-41.

教育部（各年）『教育統計年報』。

経済企画庁（各年度）『国民経済計算年報』。

吳然天（1993）『韓国地方財政論』博英社。

行政自治部（各年）『地方財政年鑑』。

国税庁（各年）『国税統計年報』。

財政経済部『財政金融統計』2001、1/4半期。

財政経済部『租税概要』2000、2001。

自治省財政課編（各年）『地方財政要覧』、財団法人地方財政協会。

総務省編（2002）『地方財政白書』財務省印刷局。

大蔵省（財務省）各年度『財政金融統計月報』（租税特集）。

地方財務協会（2001）『地方財政統計年報』平成12年度。

地方分権推進委員会（2001）『地方分権推進委員会最終報告 - 分権型社会の創造：その道筋』6月14日。

池田篤彦編（2000）『図説日本の税制』財経詳論社。

林宜嗣（2000）『地方財政』有斐閣。

Non-tax Revenue and Expenditure Structure of Local Governments in the ROK (Summary)

Joong-Ho Kook

Associate Professor, Faculty of Economics and Business Administration, Yokohama City University

Jung-Wook Shim

Graduate School of Economics, Hitotsubashi University

1. Non-tax Revenue

Looking at a breakdown of local government revenue in the ROK, we can see that the share of non-tax revenue is very high: for example, 40.9% of local revenues in 2000. However, local governments in the ROK do not obtain high revenues from non-tax revenues, such as users' fees, charges, and interest revenues.

Non-tax revenue in the ROK has the distinguishing feature that it includes a very high share of surplus revenue not used that year, which is carried over to the next. This surplus reaches 60.5% of net non-tax revenues. In contrast,

the sum of property rent revenue, revenue from rents, revenue from fees, business revenue, and interest revenue remains at best 17.6% of net non-tax revenues.

Why is the surplus so high? There are a number of reasons for this. Firstly, local governments in the ROK cannot make outlays from transfers received that year. This is because the central government makes a large number of transfers near the end of the year. It should also be noted, however, that not all of the surplus originates from the transfers not used that year.

Revenue from the previous year amounted to 69.3% in

2000, in the case of the general account. Of course, this figure denotes the surplus from 1999. However, carrying over a large surplus from 2000 to the following year could also not be avoided. For example, the share of revenue from the previous year carried over in 1998 amounted to 68.1% of the surplus, in the case of the general account.

Secondly, local governments tend not to make concrete estimates of the increase in local revenue resulting from policy changes, such as local tax reform. In the ROK, it is usual for the central government uniformly to decide policy reforms in order to increase local tax revenue. This deprives local governments of an incentive actively to estimate the effect of policy reforms on their revenue.

Thirdly, there is a political reason. Until 1995, the central government of the ROK appointed local government executives itself. Local government executives had a tendency to implement surplus budgets, which were praised more highly than deficit budgets. Even under the present direct election system, a large amount of local revenue is carried over as a result of the influence of this custom.

Judging from such practices, it can be said that non-tax revenue actually includes, to some extent, tax revenue and transfer revenue from past years. This means that the real share of non-tax revenue could be much lower. In other words, the real share of transfer revenue or local tax revenue could be higher. Therefore, it would be wise to ensure that the points discussed above are taken into account in interpreting the non-tax revenue of the ROK.

2. Expenditure Structure in Brief

The expenditure structure at each level of local government differs somewhat from the revenue structure. In lower-level local government, the shares accounted for by expenditure are higher than those of revenues because of upper-level local government transfers to the lower level.

A major characteristic is that lower-level local government accounts for a relatively higher share of expenditure than of revenue. The share of lower-level government was 61.7% of total expenditure in 2000. This figure is much higher than that for revenue: 45.6% of total revenue. Transfers from the province to counties are particularly noticeable among the figures. The provinces accounted for 11.7% of total expenditure in 2000, but 23.6% of total revenue.

The expenditure structure of local government can be seen in Table 1.

Table 1: Expenditure Structure of Local Government (2000)

Expenditure Items I	%	Expenditure Items II	%
Personnel	11.0	General Administration	16.9
Articles	11.8	Social Development	45.2
Transfers	19.4	Economic Development	34.5
Capital Expenditure	48.8	Civil Defense	1.9
Loan & Investment	2.2	Support & Other	1.5
Financing	3.2		
In-Transaction	3.2		
Contingency & Other	0.3		
Total	100	Total	100

Source: Ministry of Government Administration and Home Affairs, *Financial Yearbook of Local Government 2001*.

As shown in the right-hand side of Table 1, when excluding local education finance, economic development and social development account for 45.2% and 34.5% of total expenditure in 2000, respectively. In order to investigate the expenditure structure of local government, however, it is

necessary to take into consideration the expenditure of the special account for local education as well. Local education finance expenditure, which is not shown in Table 1, is also high, as shown in our article in the previous issue of ERINA Report. Given this expenditure structure in the ROK, we can see that local governments mainly provide public services in the fields of social development, economic development, and education. In addition, as shown in the right-hand side of Table 1, the share of capital expenditure, which is closely related to economic development, is high.

3. Concluding Remarks on the Two Articles

This article has discussed the following characteristics of local public finance in the ROK. Firstly, local education finance is separate from 'ordinary' local finance, being operated as a special account under the control of the Ministry of Education. In contrast, 'ordinary' local finance is strongly controlled by the Ministry of Government Administration and Home Affairs. Local education finance is highly dependent on transfers from the central government.

Secondly, local governments have little power to decide their own tax rates and tax bases. In addition, local tax revenue accounts for a very low share of total revenue items, while there is also a severe imbalance between national tax and local tax revenues. For example, only 26.4% of local government revenue was collected from local taxes in 2000. Furthermore, the elasticity of local tax revenue to GRDP is not high because local taxes are heavily reliant upon property taxation.

On the other hand, the issue of bonds by local governments is extremely limited for two reasons: 1) when local governments want to issue new bonds, they have to obtain approval from the central government, and 2) the taxation power of local governments is severely restricted.

Thirdly, though non-tax revenue accounts for the highest share among all the local revenue items (40.9% of local revenues in 2000), it does not mean that the share of non-tax revenues, such as users' fees, charges, and interest revenues, is high in reality. In contrast to this, the share of surplus carried over is very high, and this surplus is classified as the one item of non-tax revenue. For example, the surplus has reached 69.3% of non-tax revenues in the general account. However, the sum of property rent revenue, revenue from rent, revenue of fees, business firm revenue, and interest revenue is at best 17.6% of net non-tax revenue.

Fourthly, there are large amounts carried over to the subsequent year that cannot be spent that year. The reasons for the large surpluses include: 1) the central government's tendency to carry out many transfers near the end of the year, 2) a tendency to underestimate the effects of policy reforms that will lead to an increase in local government revenue, because the central government is inclined to decide policy reforms uniformly, and 3) surplus budgets have historically been considered more desirable than deficit budgets, for political reasons.

Finally, on the expenditure side, local governments mainly provide local public services such as social development, economic development, and education. Moreover, capital expenditure accounts for the highest share, equal to 48.8% of local expenditure. Remembering that transfers are an essential part of local government revenue, it can be argued that capital expenditure plays an important role in regional economic policy.

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(5)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に主要な対外経済関係法の改正が行われ、海外直接投資に関する多くの法規に改正が行われた¹。この改正に前後して、対外経済関係を規定する各種法規が改正された。

今回はこれらの法規の中から、税関法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定（旧、外国投資企業労働規定）について、その内容と、主要な改正点を指摘する。

1. 税関法

税関法は北朝鮮の税関検査、関税適用、対外貿易における規律と秩序の確立を規定する法律である。1983年に初めて制定され²、1987年、1990年、1993年の改正をへて、1999年1月28日に再度改正された。現行の関税法は、5章51条で構成されており、第1章は関税法の基本、第2章は税関手続、第3章は税関検査、第4章は関税、第5章は制裁および申訴を規定している。この法律では、関税の適用において、「国家は、輸入および輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入および輸出を制限する物資には高い関税を適用する」原則を持っている（第4条）。税関事業に対する指導は、「中央税関指導機関が統一的に行う」ことが予定されている（第5条）。また、税関事業の分野において「外国、国際機構との交流および協力を発展させる」（第6条）との条項が存在する。

税関手続は、「荷物および運輸手段を我が国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う」（第8条）か、船舶の場合、船長が行うことになっている（第11条）が、外国への中継輸送については、中継輸送する機関が行う（第10条）。航空機での輸出入については、特段の規定が設けられていない。

税関検査は、「国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他指定された場所」で行われる（第14条）。税関は、通過する外国の荷物の検査を行うことができ、該当

する料金を徴収することができる規定がある（第14条）。「国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資」という表現（第17条）から、北朝鮮においては、国家計画に基づく物資とそれ以外の物資に分けて管理されていることがわかる。また、引越し荷物と相続財産については、統制品でない限り、輸出入の許可は必要ないという規定がある（第27条）。

関税については、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合（携帯品など）は、小売価格で行うとされている。また、関税は内閣が定めることになっている（第32条）。関税を適用しないものには、1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物、2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品、3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資、4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資、5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資、6. 国家が別途に定めた物資となっている（第34条）。ただし、1に関しては、定められた基準を超過した場合、3については外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の国内に販売する場合、4については、加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を国内で販売する場合には、関税が適用される（第35条）。関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ使用することを義務づける条項があり、関税が免除された物資を販売する場合には、税関に通知し、関税を納付した後販売することが許される（第44条）。

関税率に関しては、二国間条約で関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用し、関税率が別途定められている場合には、その税率を適用する。それ以外の場合には、普通関税率を適用すると規定されている（第37条）。また関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の累税率を適用するとの規定がある（第38条）。

保税については、保税工場、保税倉庫においては2年、保税展示場では税関が定めた期間、保税が認められ（第45条）、やむを得ない場合には、保税期間終了の10日前までに申請すれば、6ヶ月以内の保税期間延長を税関は認める

¹ 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号(2002.10)15～19頁を参照。

² 1980年の朝鮮労働党第6回大会では、貿易を拡大する方針が決定された。貿易の拡大は規模だけではなく、範囲も社会主義国から第三世界へと拡大された。税関法制定の背景には、北朝鮮の対外経済関係拡大に伴う、貿易規模の拡大と、国家間の貿易協定によらない、商業的な貿易の増加があると考えられる。

ことができる（第46条）。また、保税物資の加工、包装、組み立てのために保税地域外に搬出する場合には、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けることが義務づけられている（第47条）。

制裁として予定されているのは、定められた期間内に関税を納付しない場合の延滞料（料率は規定されていない）と、税関法規に違反して搬出した荷物及び運輸手段の抑留、没収と状況が重大な場合の「責任あるもの」に対する行政的または刑事的責任である。

税関手続き、検査及び関税納付に関連して、当局と意見が異なる場合は協議を行い、協議が整わない場合には、上級税関への申訴を行うことができるとされている（第50条）。申訴は受理した日から20日以内に処理せねばならず、その結果に意見がある場合には、申訴処理日から10日以内に訴訟を提起することができるとしている³（第51条）。

税関法は、前回の改正からそれほど時間がたっていないこともあり、小幅の改正にとどまっており、そのほとんどは政府機関の改編や名称変更に伴う字句上の修正である。税関検査を行わない対象として、これまで党及び政府の代表団のメンバーが規定されていたのが、国家の代表団のメンバーが追加されたのが実質的な内容上、唯一の変更点である（第30条）。

関税については、関税率表が公表されているのが普通の姿であるが、北朝鮮の場合、関税率表が対外的に公表されていない。法規集にこの法律を含めるのであれば、関税率についても公表するのが外国からの投資を誘致する上で重要な条件となるであろう。

2. 外国人投資企業財政管理規定

外国人投資企業財政管理規定は、1999年12月4日に内閣決定により新たに制定された、外国人投資企業の経営計算に関する行政法規である。この規定における「財政管理」とは、「経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業」（第2条）として規定されている。この規定の規制対象は、「共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業」であるが、「羅先経済貿易地帯の外国人投資企業の財政管理は別に定めた法規範に従い行う」とこととされている。また、北朝鮮の法人ではない、外国企業の支店等もこの規定を適用することができる（第8条）。

これまで、外国人投資企業の財政管理は、合弁法、合作法、外国人企業法およびその施行規定に規定がおかれ、投資類型別に依拠すべき法規がある状況であった。この規則の内容は、そのほとんどが合弁法、合作法の施行規則で定められている内容と同じである。（外国人企業法は羅先経済貿易地帯のみにて成立できるので、羅先以外の地域を対象としている本規定には関係がない）

資本に関しては、「投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入資金」で構成されるとし（第9条）、「外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない」と規定している。この登録資本は、第9条の投資者の出資金に相当する。また、登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない（第10条）。

出資に関連した規定としては、「出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない」こと、「出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない」こと、「出資確認文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない」ことが規定されている（第12条）。現物資産、財産権、ノー・ハウの価格は国際市場価格に準じて契約当事者が合意して定めることになっている（第13条）が、これはこれまでも規定されてきたことである。

固定資産の取り扱いについては、登録を行った上で（第15条）「出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等」（第14条）に分けて管理することが定められているが、固定資産そのものについての概念規定は行われていない。固定資産の減価償却金については、「毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない」としている。減価償却金は流動資金としても使用することができるが、次の四半期内に補填しなければならない（第20条）としている。また、合弁、合作企業は「登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れることができる」が、その場合には、中央貿易指導機関の合意を受けることが条件である（第21条）。登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は抵当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。

外国人投資企業の資本の保護に関しては、国有化や収用をしない規定がおかれており、同時に「投資保護と関連し

³ 北朝鮮において、行政機関を対象にした訴訟がどのように取り扱われているかについての判例等の資料がなく、裁判による救済の実態がどうなっているかわからない。

⁴ 外国人企業（外資100%の企業）は羅先経済貿易地帯にのみ設立が認められている。この規定は羅先経済貿易地帯以外を規制範囲とするため、外国人企業に関する規定は含まれていない。

た協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる」ことになっている（第30条）。日本は北朝鮮とこのような協定を締結していない。

財政計画については、中央財政機関が定めた財政項目にしたがって（第33条）、経営活動内容に応じて、部門別、年間、四半期別に（第32条）自身で立てた計画を理事会又は共同協議会で討議し決定する（第31条）ことになっている。財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない（第34条）。

資金管理について、特徴的なのは、外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる（第48条）という規定である。

決算に関しては、「財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である」（第52条）という定義が行われている。財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない（第53条）、年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない（第54条）、決算文書は簿記検証機関の検証を受けなければならない（第55条）。

税金の納付、利益の送金等については、長期滞在の外国人が出国する際には、税金の納付状況を確認することが義務づけられている（第60条）。外国側投資家は、「投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる」（第62条）。

企業の精算については、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他のメンバーで精算委員会が組織され（第63条）、貸借対照表と清算案を制定する（第64条）ことになっている。企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない（第65条）。企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない（第66条）。

財政管理と関連した監督、統制については、中央財政機関が行う（第69条）。制裁としては、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁が予定されており、これに対する異議申し立ての手段として、申訴及び請願を行うことができる（第71条）。申訴及び請願の処理結果が不服な場合に、どのように取り扱うかは規定されていない。

この規定と関連した規定としては、合弁法施行規定（2000年3月11日制定）、合作法施行規定（同）がある。これらの規定の方が新しいので、一般的にはこれらの規定が優先して適用されると考えられる。ただし、運用がどのようになっているのかは、現在のところ不明である。行政法規レベルでも、規定の重複がないように、内容の整理がなされることが期待される。

3. 外国人投資企業名称制定規定

外国人投資企業名称制定規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月13日に改正された、外国人投資企業の名称制定に関する行政法規である。全15条で構成されるこの規定は、「共和国領域内に創設される合弁企業、合作企業及び外国人企業の名称」が規定の対象である。外国企業の常駐代表事務所等もこの規定に従って制定することができる（第2条）。

外国人投資企業の名称制定の承認は、企業創設審査承認機関が行う（第3条）。外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことが原則である。一つの外国人投資企業が二種類以上の異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことができる（第4条）。外国人投資企業の名称には、1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号、2. 企業の内容、3. 企業の形態、4. 債務に対する企業の責任限界が含まれなければならない（第5条）、その名称は、朝鮮語で表記しなければならない（第6条）。

外国人投資企業が持つことができない名称は、1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称、2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称、3. 数字で表記される名称、4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称、5. 外国の国名又は外国の地域名による名称、6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称、7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称である（第8条）。商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができるが、審査承認機関の承認を受けなければならない（第10条）。名称を変更しようとする場合にも、審査承認機関の承認を受けなければならない（第11条）。登録された名称は、「共和国領域内において専用権を有する」（第9条）。

制裁としては、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁と、違反行為が重大な場合に刑事的責任が予定されている。

外国人投資企業の名称制定と関連して異議がある場合には、申訴及び請願を行うことができる（第15条）。申訴及び請願の処理結果に対する不服の申し立てなどは規定され

ていない。

主要な改正点としては、旧規定が名称制定と関連した事業の管轄を中央の統一的な掌握と指導の下に、地方政府が行っていたのが、すべて中央政府の直轄となったことがまずあげられる。これは、これまで述べてきたように、1999年の対外経済関係法の改正の特徴でもある。また、「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字（朝中、朝日、朝口など）を名称にする場合には必要だった企業登録機関の承認が条文からは消えている。

4. 外国人投資企業登録規定

外国人投資企業登録規定は、1996年2月14日に制定され、1999年3月21日に改正された、「外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定」（第1条）された行政法規である。

外国人投資企業とは、合弁企業、合作企業、外国人企業の総称である。この規定は、主に外国人投資企業の登録について規定しているが、外国企業の常駐代表事務所も、本規定に従い登録することになっている（第2条）。

企業登録は道または特殊経済地帯内の人民委員会が行うことになっており（第3条）企業登録がなされていない外国人投資企業の経営活動は禁止されている（第4条）。ただし、外国企業の常駐代表事務所に関しては、特段の規定がない。

企業登録は、企業創設の承認を受けた日から30日（常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日）以内に 行わなければならない（第7条）。申請に必要な文書は、企業登録申請文書、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書もしくは投資保証書（外国銀行の支店は、経営活動過程で負った債務について、本社が責任を負うという保証書）、印鑑票等である（第8条）。

企業登録がなされてから7日以内に、企業登録証が発給される。旧規定では、外国企業の駐在代表事務所の登録証制度が規定されていたが、新規定ではこれが削除されている。「企業登録証は、共和国の法人であることを証明する法的証書」（第12条）であるので、北朝鮮の法人ではない、外国企業の駐在代表事務所には企業登録証を交付しないと解するしかない。企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地帯では地帯財政機関）が定めることとなっている（第16条）。これは、旧規定には規定されていなかった事項である。

制裁としては、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁と違反行為が嚴重な場合に刑事的責任が予定されている。企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。信組及び請願の処理結果に不服がある場合の手続きについては、規定されていない。

5. 外国人投資企業労働規定

外国人投資企業労働規定は、1993年12月30日に制定された外国投資企業労働規定が前身で、1999年5月8日に改正され、名称が一部変更になった⁵。この規定は、海外直接投資に関連する労働問題を総合的に規定する、労働分野における労働法に代替する機能をもつ、重要な規定である。この規定は8章45条で構成され、第1章が一般規定、第2章が労働力の採用、第3章が技能工の要請、第4章が労働時間と休息、第5章が労働報酬、第6章が労働保護、第7章が社会保険、社会保障、第8章が制裁および紛争解決となっている。

この規定は、「外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件の保障」を規定する。また、「共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる」（第2条）規定により、外国企業の駐在代表事務所には、この規定を適用しなくてもよくなった⁶。外国投資企業の労働力の採用は、「共和国の労働力から採用しなければならない」（第3条）ほか、労働力斡旋機関を通じて採用しなければならない（第10条）。中国などでは、企業が自ら採用を行うことができるが、北朝鮮では無理である。

外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない（第4条）規定がある。

外国人投資企業は、「共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない」（第7条）。また、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない、と規定されている（第8条）。

労働力の採用については、「企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない」（第13

⁵ 外国人投資企業と外国投資企業の違いは、後者が前者と外国企業を含んだ概念であるところにある。

⁶ 駐在代表事務所のメンバー全員を本国あるいは第三国からのスタッフで構成する場合には、この規定を適用しないですむであろう。

条)の)が基本である。解雇する場合には、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意が必要であり(第14条)解雇には様々な要件が存在する。また、「従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1か月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない」(第18条)。

技能工の養成については、外国人投資企業に「共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定」する義務を課している(第19条)。

労働時間と休息について、この規定は、労働日数は週6日、労働時間は1日8時間としている。労働の強度と特殊な条件に従い、労働時間を短縮することや、季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる(第22条)。時間外労働をさせるときには、職業同盟組織と合意しなければならない(第23条)。労働報酬について、「月賃金基準は中央労働機関が定める」(第25条)ことになっている⁷。

労働保護に関して、この規定は「労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない」と規定している(第32条)また、女性従業員のための労働保護衛生施設の完備(第34条)、北朝鮮の労働保護法規の基準を下回らない範囲での「労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資の提供(第35条)などが義務づけられている。

社会保険、社会保障について、「共和国公民である従業員」は、「病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける」と規定されている。社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する(第37条)。「社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算」(第38条)し、「社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される」(第39条)としている。社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対しては、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける(第41条)。

制裁としては、業務中止、罰金の適用等の行政的制裁と、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任が予定されている(第43条)。

この規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる(第44条)。また、執行と関連した

意見の相違が、当事者の協議で解決できない場合は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する(第45条)ことになっている。

この規則の主要な改正点は、前述したように、現地法人ではない外国企業に対して、この規則を政府が必ずしも適用しなくてもよいようにしたこと、労働報酬の基準が定額であったものが、基準制定の指針が規定されるようになったこと、託児所、幼稚園の運営が義務ではなくなったことである。

労働力の採用において、北朝鮮の労働力斡旋機関からの人員受け入れしか方法がないというのは、よい人材を集めたい外国の投資家にとっては、かなり厳しい規定であるといえよう。外国人投資企業が自ら面接を行うことのできる法的環境と、それを実現することのできる社会的環境を整備することが、北朝鮮の投資先としての魅力を上げることにつながる。また、労働報酬についても、諸外国の労働報酬よりも安い金額を提示することが、インフラ整備をはじめとする投資環境が劣っている北朝鮮に投資を誘致する上で、必要な条件である。

おわりに

以上、税関法、公証法、外国人投資企業財政管理規定、外国人投資企業名称制定規定、外国人投資企業登録規定、外国人投資企業労働規定について、その内容を紹介し、主要な改正点を指摘してきた。

北朝鮮の対外経済関係法は、諸外国から大規模な投資が行われているとは言い難い状況の中でも、改正作業が行われている。これは、北朝鮮の対外経済関係の拡大、投資誘致の推進が、時期によってかなり大きな差があるものの、一貫した政策になっていることを示している。

北朝鮮の投資環境は、法的環境だけを見たときには、それほど悪くはないが、インフラの未整備、人的交流の難しさなどを考慮に入ると、周辺の諸外国(中国、ベトナムなど)と比較してもそれほどよいとはいえない。今後、北朝鮮が外国からの資本導入を本格化しようとするれば、周辺諸国に比べて明らかに有利な条件を設定することが必要であるし、法的に保証された条件を実際的に保障する手だてが不可欠である。今回紹介した法的環境と関連して、その条件を実現するとすれば、労働力採用方法の多様化、国内経済の実勢と乖離のない、低廉な労働力の提供や関税率の公開とその実質的な遵守が鍵をにぎるようになるであろう。

⁷ 2002年9月に訪朝したときに、対外経済協力推進委員会の職員は、北朝鮮が賃金水準を月35～40米ドルに引き下げる予定である、と語っていた。

資料（筆者による翻訳）

1. 税関法

朝鮮民主主義人民共和国税関法

チュチュエ72（1983）年10月14日 最高人民会議常設会議決定第7号として採択

チュチュエ76（1987）年2月26日 最高人民会議常設会議決定第1号として修正補充

チュチュエ79（1990）年5月17日 最高人民会議常設会議決定第24号として修正補充

チュチュエ82（1993）年11月17日 最高人民会議常設会議決定として修正補充

チュチュエ88（1999）年1月28日 最高人民会議常任委員会政令第382号として修正補充

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 税関法の基本		第一章 税関法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国税関法は、税関検査を強化して関税を正確に適用し、対外貿易において規律及び秩序を確立し、民族経済の自立的発展を保障することに寄与する。
2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民の義務である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。	2	税関手続は、本法が適用される機関、企業所、団体及び公民において義務的である。国家は、現実発展の要求に即して税関手続を定め、これを正確に守らせるようにする。
3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。	3	国家は、税関検査方法を改善し、検査手段を現代化して、国境を通過する荷物及び運輸手段に対する検査を強化するようにする。
4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。	4	国家は、輸入及び輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入及び輸出を制限する物資には高い関税を適用する。
5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。	5	朝鮮民主主義人民共和国において税関事業に対する指導は、中央税関指導機関が統一に行う。
6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。	6	国家は、税関事業分野において外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。
7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。	7	本法は、わが国の国境を通過する荷物及び運輸手段を管理する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 わが国に駐在する外国、国際機構の代表機関、わが国の国境を通過する外国の公民にも本法を適用する。
第二章 税関手続		第二章 税関手続	
8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。	8	税関手続は、荷物及び運輸手段をわが国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う。 当該機関、企業所、団体及び公民は、税関手続に必要な文書を税関に提出しなければならない。
9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。	9	わが国に入国又は外国に出国する公民は、国境の通路、貿易港、国際空港に到着次第、携帯品、貨幣、有価証券及び別途に送られてきた手荷物を税関に申告しなければならない。
10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及びこれと関連する税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、政務院の承認を受けなければならない。	10	わが国の国境の駅、貿易港を通過して外国に中継輸送する荷物に対する税関手続及び税関料金の納付は、当該荷物を引き受け、中継輸送する機関が行う。 わが国に搬入することができない物資を中継輸送しようとする場合には、内閣の承認を受けなければならない。
11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。 船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。	11	わが国の貿易港を通過する外国の船舶に積載されている荷物に対する税関手続は、同船の船長が行う。この場合、船長は、船荷の明細書を税関に提出しなければならない。
12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。	12	朝鮮民主主義人民共和国の国境を通過する荷物及び運輸手段は、税関が所在するところのみ搬入又は搬出することができる。 やむを得ない事情で税関がないところを通過し、又はわが国の海上で外国と物資の受渡をする場合には、当該機関の承認を受けて税関手続を行わなければならない。
第三章 税関検査		第三章 税関検査	
13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。	13	税関は、わが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段について検査しなければならない。 税関検査を受けない荷物及び運輸手段は、搬入又は搬出することができない。
14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。	14	税関検査は、国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他の指定された場所で行う。携帯品に対する税関検査は、列車、船内でも行うことができる。 税関は、移動税関検査をし、又はわが国の領土を通過する外国の荷物の検査を行うことができる。この場合、該当する料金を徴収する。
15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。	15	税関は、国境駅、貿易港等の税関検査地点で検査することのできない荷物については、荷物到着地の当該機関に税関検査を依頼することができる。この場合、荷主は、到着地の当該機関に適時に申告しなければならない。 税関検査を依頼された当該機関は、申告を受けた荷物に対する検査を責任をもって行わなければならない。
16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。	16	税関は、運輸手段の貨物室、客室、船員室をはじめとする必要な場所を検査することができる。 税関の検査過程においてわが国に搬入できないことになっている物及び統制品を発見した場合には、それを一定の貨物室に入れ封印することができる。 封印は、税関の承認なしに解くことができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。	17	税関は、国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資をわが国に搬入し、又は外国に搬出することができないように厳格に取り締まり、統制しなければならない。
18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された国家品質監督機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。	18	税関は、国境通路、貿易港、国際空港に設置された対外商品検査機関、検査機関をはじめとする当該専門検査機関と連携を強化しなければならない。 税関は、必要な技術鑑定を当該専門検査機関に依頼することができる。
19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。	19	税関は、自らが管轄している荷物の保管状態を常に検閲して損失のないようにしなければならない。 定められた期間内に積みこまれない荷物については、税関が該当する手続に従い処理することができる。
20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。	20	わが国の貿易機関と合意なく国境駅、貿易港、国際空港に搬入された外国の荷物は、税関の承認があつてはじめて降ろすことができる。
21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。	21	誤って搬入された外国の荷物、国際郵便物、荷主のいない荷物、残った荷物は、税関の承認の下でのみ処理することができる。
22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。	22	税関検査を受ける機関、企業所、団体及び公民は、検査に必要な条件を適時に保障し、税関検査に立ち合わなければならない。
23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。	23	機関、企業所、団体及び公民は、税関が管轄する荷物及び運輸手段を移送又は他のところへ搬出しようとする場合には、税関の承認を受けなければならない。 包装を解いたり、又は再包装する場合にも、税関の承認を受けなければならない。
24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。	24	荷物を運搬する機関、荷物管理者は、荷物の運搬又は保管を行う過程において、包装が損傷し、又はその他の事故が生じた場合、直ちに税関に通知しなければならない。
25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかに手紙又は金銭を入れてはならない。	25	機関、企業所、団体及び公民は、わが国に搬入し、又は外国に搬出する手紙、印刷物のなかに貨幣、有価証券、物を入れてはならず、小包のなかに手紙又は金銭を入れてはならない。
26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。	26	わが国の国境を往来する公民は、事業及び生活に必要な物及び記念品を携行し、往来することができる。 職業的にわが国の国境を往来する公民は、職務の遂行に必要な作業用品及び生活必需品に限り携行し、往来することができる。
27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。	27	引越しの荷物、相続財産は、許可なくわが国に搬入又は外国に搬出することができる。 引越しの荷物、相続財産であっても統制品は、当該機関の承認を受けてはじめて搬入又は搬出することができる。
28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。	28	商売を目的として国際郵便物を利用し、物を搬入又は搬出する行為は行うことができない。
29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。	29	武器、弾薬、爆発物、毒薬、麻薬をはじめとするわが国に搬入することができない物又は外国に搬出することができない物及び当該機関の承認を受けていない統制品は、搬入又は搬出することができない。
30	党及び政府代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。	30	党、国家、政府の代表団員、外交官、国際機構職員、その他別途に定められた職員の携帯品及び手荷物並びに外交郵便物及び外交信書については、税関検査を行なわない。但し、わが国に搬入できない物又は外国に搬出できない物及び統制品があると認められる場合には、税関検査を行うことができる。
第四章 関税		第四章 関税	
31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。	31	税関は、関税を正確に徴収し、その納付状況を掌握統制しなければならない。 必要に応じて税関は、関税納付と関連する当該機関、企業所、団体の物を調査することができる。
32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、政務院が定める。	32	関税を徴収する基準価格は、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合には小売価格で行う。 関税は、内閣が定める。
33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。	33	関税の計算は、当該物資が輸出又は輸入された当時の関税率に従い、朝鮮ウォンで行う。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表する当該時期の外貨換算率に従い、行う。
34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資	34	次の各号に掲げる物資には、関税を適用しない。 1. 外国の政府又は国際機構から送られた贈物 2. 定められた基準を超えない旅行者の携帯品 3. 外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資 4. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資 5. 外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資 6. 国家が別途に定めた物資
35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を自由経済貿易地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合	35	次の各号に該当する場合には、本法の第34条を適用しない。 1. わが国を訪れた代表団員及び外交官、わが国に駐在する外国又は国際機構の代表機関が定められた基準を超過して物資を搬入する場合 2. 外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の共和国領域に販売する場合 3. 加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を共和国領域で販売する場合 4. 保税物資を定められた期間内に搬出ししない場合

旧条	旧条文	新条	新条文
36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。	36	税関は、物資が腐敗、変質、破損、流失した場合、状況に応じて該当する関税の一部又は全部を免除することができる。
37	わが国と外国との間で締結した貿易協定に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。貿易協定に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。	37	わが国と外国との間で締結した条約に関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用する。関税特恵条項がない場合には、普通関税率を適用する。条約に関税率が別途に定められている場合には、これに従う。
38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。	38	関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用する。
39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。	39	関税は、当該機関、企業所、団体及び公民が税関の発給した関税納付通知書を受け取った日から15日以内に、当該銀行に納付しなければならない。やむを得ない場合には、税関が直接受け取り、銀行に納めることもできる。
40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。	40	定められた基準を超過する公民の荷物及び国際郵便物は、関税を納めてはじめて引き取ることができる。但し、機関、企業所、団体で輸入する物資は、関税納付通知書を発給して荷主に引き渡すことができる。
41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請文書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。	41	当該機関、企業所、団体及び公民は、定められた期間内に関税を納めない場合、関税納付期間延長申請文書を納付期間が終了する5日前に提出しなければならない。税関は、関税納付期間を10日間延長することができる。
42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。	42	関税を超過して納付した機関、企業所、団体及び公民は、関税を納付したときから1年以内に、納めすぎた関税の還付を税関に要求することができる。この場合、税関は、15日以内に処理しなければならない。
43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。	43	税関は、関税を誤って計算し、少なく受け取った場合又は関税を賦課できなかった場合、当該物資を搬出した日から1年以内に関税を追加して納付させることができる。機関、企業所、団体及び公民の故意の行為により関税を間違えて計算し、少なく受け取った場合又は賦課できなかった場合には、当該物資を搬出した日から3年以内に、関税を納付させることができる。
44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。	44	機関、企業所、団体及び公民は、関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ利用しなければならない。関税が免除された物資を販売しようとする場合には、税関に通知し、該当する関税を納付しなければならない。関税を納付しない物資は、売買することができない。
45	保税期間には、関税を納付しない。保税期間は、保税工場、保税倉庫においては2年とし、保税展示場では税関が定めた期間とする。	45	保税期間には、関税を納付しない。保税期間は、保税工場、保税倉庫においては2年とし、保税展示場では税関が定めた期間とする。
46	やむを得ない事情で保税期間の延長を受けようとする荷主は、保税期間が終了する10日前に、保税期間延長申請文書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保税期間を6カ月まで延長することができる。	46	やむを得ない事情で保税期間の延長を受けようとする荷主は、保税期間が終了する10日前に、保税期間延長申請文書を当該税関に提出しなければならない。税関は、保税期間を6カ月まで延長することができる。
47	当該機関、企業所、団体は、保税物資を加工、包装、組み立てるために保税地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に納めなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。	47	当該機関、企業所、団体は、保税物資を加工、包装、組み立てるために保税地域の外に搬出しようとする場合、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けなければならない。税関は、物資が定められた期間内に搬入されるならば、保証物又は保証金を返還する。但し、搬出した物資が定められた期間内に搬入されないならば、税関に預けた保証物又は保証金を関税として処理することができる。
第五章 制裁及び申訴、請願		第五章 制裁及び申訴、請願	
48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。	48	税関は、定められた期間内に関税を納付しない場合、その期間が経過した翌日から毎日延滞料を徴収する。関税納付通知書を出した日から3カ月が経過して関税を納付しない場合には、関税及び延滞料に相当する物資を関税及び延滞料として処理し、又は当該銀行を通じて機関、企業所、団体及び公民の口座から関税及び延滞料を控除することができる。
49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任者に行政的、刑事的責任を負わせる。	49	税関法規に違反してわが国に搬入又は外国に搬出する荷物及び運輸手段は、抑留又は没収する。状況が重大な場合には、責任ある者に行政的又は刑事的責任を負わせる。
50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、当該税関と協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴、請願を提起して解決することができる。申訴、請願を受理した上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。	50	税関手続、検査及び関税納付と関連する意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合、上級税関に申訴を提起することができる。申訴の提起を受けた上級税関は、これを受理した日から20日以内に処理しなければならない。
51	申訴、請願の処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判所に訴訟を提起することができる。	51	申訴処理結果について意見のある場合には、申訴を処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。

2. 外国人投資企業財政管理規定

外国人投資企業管理規定

チュチェ88(1999)年12月4日 内閣決定第91号として承認

第一章 一般規定

第1条 本規定は、外国人投資企業の経営計算を正確に行い、財政管理において制度及び秩序を確立することに寄与する。
 第2条 財政管理は、経営活動に必要な貨幣資金を造成して合理的に利用し、利潤を分配し、又は投資分の償還等の事業を管轄し、処理する事業である。
 第3条 外国人投資企業の財政簿記計算は、外国人投資企業の簿記計算と関連した法規範に従わなければならない。
 第4条 外国人投資企業は、外国為替業務を行う銀行に口座を置き、財政管理を行わなければならない。
 第5条 外国人投資企業の財政管理は当該企業の財政管理者が行う。外国人投資企業の財政管理第1責任者は、企業の責任者であり、第2責任者は財政簿記責任者である。
 第6条 外国人投資企業は、財政管理事業をしっかりと行い、企業の収益性を高めなければならない。
 第7条 外国人投資企業の財政管理事業に対する統一的な掌握及び指導は中央財政機関が行う。
 第8条 この規定は、共和国領域内又は領域外で経済取引を行う外国人投資企業に適用する。
 共和国領域内にある外国企業の財政管理も本規定に従い行うことができる。
 羅先経済貿易地帯外国人投資企業の財政管理は、別に定めた法規範に従い行わなければならない。

第二章 資本の造成及び利用

第9条 外国人投資企業の資本は、投資者の出資金、企業運営過程で造成される資金、借入金で造成される。
 第10条 外国人投資企業を創設し、運営するのに必要な固定資産、流動資産は、企業の登録資本として準備しなければならない。
 登録資本は企業の存続期間に増やすことができるが、減らすことはできない。
 第11条 外国人投資企業は、操業前財政管理をしっかりと行わなければならない。
 操業前財政管理には、投資家の出資及び操業準備と関連した財政管理が含まれる。
 第12条 出資と関連した財政管理は、投資家別に行わなければならない。
 出資者は契約に従い、固定資産、流動資産、貨幣資産で出資を行わなければならない。
 出資確認書類は簿記検証機関の検証を受けなければならない。
 第13条 出資する現物資産、財産権及びノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、契約当事者が合意して定める。
 第14条 固定資産には、出資した固定資産、企業が資金で購入した固定資産、相続又は贈与された固定資産等が含まれる。
 第15条 固定資産は、取得した日から1ヶ月以内に中央貿易指導機関に登録しなければならない。
 第16条 固定資産の登録計算は、当該財政簿記部署が行い、現物管理は当該管理部署又は取扱者が行う。
 第17条 固定資産の当初価値は、取得価格に運賃、上下車費、保険料、設置費、保管費等の費用を合わせた金額で計算する。
 第18条 固定資産、流動資産を契約条件に合わせないで投資し、企業の生産及び経営活動に使用できない場合には、投資資産として計算することができない。
 第19条 生産及び経営活動に必要な原料、資材の購入は、流動資金で行わなければならない。
 第20条 外国人投資企業は、固定資産減価償却金を毎月計算し、原価又は流通費に入れ、別に積み立てた後、固定資産を更新し、又は補修する資金として使用しなければならない。減価償却金は流動資金としても使用することができる。
 減価償却金を流動資金として使用した場合には、それを次の四半期内に補填しなければならない。
 第21条 外国人投資企業(外国人企業は除く)は登録された固定資産を廃棄し、譲渡し、又は担当に入れることができる。
 登録した固定資産を廃棄し、譲渡し、又は担当に入れる場合には中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。
 第22条 外国人投資企業の資本は、操業準備資金、流動資金として利用することができる。
 第23条 操業準備資金は、外国人投資企業が創設され、営業許可を受ける時までの期間に、行政管理費、建物管理費、試作品生産費等の資金として支出しなければならない。
 第24条 操業準備期間に販売した試作品販売収入金及びその他の収入金は、操業準備資金として使用しなければならない。
 操業準備資金として使用し、残った収入金は未処分利益として積み立てを行った後、利潤分配又は投資を増やすことに使用できる。
 第25条 操業準備期間に支出された費用(自身の収入金を控除した金額)は、繰り延べ収益として計算した後、企業が操業した後、年度別に分配し、原価

に入れて補償しなければならない。

第26条 外国人投資企業は、操業準備期間に生産及び経営活動に必要な固定資産、流動資産、貨幣資産、見本品の出資を契約条件に合わせて行わなければならない。
 第27条 出資した貨幣資産及び現物資産は、承認された業種の範囲内で操業準備費、労働力費、対外事業費、税金及び使用料等を支払い、又は生産及び経営活動と関連した対象にのみ使用しなければならない。
 第28条 共和国側投資家が出資した朝鮮ウォンは、共和国領域内で原料及び資材購入費、労力費、対外事業費、税金、使用料等の資金支出に使用できる。
 第29条 投資の一方の当事者は、投資の相手方当事者と合意して、出資分の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は相続させることができる。
 第30条 外国人投資企業の資本は、国有化し、又は収用せず、企業の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。
 共和国政府と外国政府間に投資保護と関連した協定が締結されている場合には、その協定に準じて企業の資本の保護を受けることができる。

第三章 財政計画

第31条 外国人投資企業は、財政計画を自身で立て、それを理事会又は共同協議会で討議し決定しなければならない。
 第32条 外国人投資企業の財政計画は、経営活動内容に従い、部門別、年間、四半期別に作成しなければならない。
 財政計画の項目は、中央財政機関が定める。
 第33条 営業許可を受けることができなかった場合、営業許可を受けるまで支出される資金の財政計画は、操業準備費として立てなければならない。
 第34条 外国人投資企業の財政計画は、中央貿易指導機関を通じて、中央財政機関に登録しなければならない。

第四章 生産費の計算、資金管理

第35条 生産費は、生産物の生産過程で支出されるすべての費用である。
 生産費計算は、生産過程で支出される一切の費用を、その支出要素及び支出対象別に日常的に行わなければならない。
 第36条 外国人投資企業は、原料及び資材を極力節約し、生産物の原価を下げなければならない。
 第37条 外国人投資企業は、中央財政機関が定めた原価項目に基づき、指標別に生産及び経営に支出されるすべての費用を計算しなければならない。
 第38条 為替相場の変動により被った損失、企業の破産により回収できなかった債権、固定資産販売及び廃棄による損失等は、生産と関連がない費用として処理しなければならない。
 第39条 外国人投資企業は、託児所、幼稚園、技能工学校、静休養所の運営費を企業管理費に入れて使用することができる。
 第40条 物資財産の在庫調べの不足、減耗等の損失は、理事会又は共同協議会で討議し決定した後、原価に入れて補償することができる。
 第41条 外国人投資企業は、生産製品の販売及び市場拡大と関連した対外事業費を支出することができる。
 対外事業費は、中央財政機関が定めた基準に従って支出しなければならない。
 第42条 外国人投資企業は、企業の負担とする社会保険料を納めなければならない。
 企業が負担する社会保険料の割合は、外国人投資企業の労働と関連した法規範に従う。
 第43条 外国人投資企業は、生産を増やし、対外市場、販路を拡大し、非生産的の支出を減らして、経営活動を限りなく改善し財政収入を増やさなければならない。
 財政収入には、企業活動を行って得た販売収入、建設工事引き渡し収入、運賃、料金収入、作業料収入、賃加工収入等が含まれる。
 第44条 廃棄物及び副産物を利用して得られる内貨収入金は、その他の収入として別に計算して、制定された項目にのみ使用することができる。
 第45条 賃加工を業として行う外国人投資企業は、外国側投資家から受け取った賃加工費のみ、財政収入として計算しなければならない。
 第46条 合作会社は、外国側投資家の投資分を生産製品で償還する場合、定められた比率で計算した収入金を財政収入として計算しなければならない。
 第47条 外国人投資企業は、生産製品を共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)に引き渡し、代替物資を受け取り、それを対外に販売する場合、代替物資販売収入金を企業の財政収入として計算し、生産費と関連した支出金は、代替物資販売収入金から補償しなければならない。
 第48条 外国人投資企業は、機関、企業所との経済取引による資金決済を直接行うことはできず、外国人投資企業を担当する財政管理機関を通じてのみ行うことができる。
 第49条 外国人投資企業は、経営活動に必要な資金を、出資金として補償し、不足する資金は貸付を受けて使用することができる。
 第50条 外国人投資企業の銀行口座及び資金管理は、当該財政管理者のみが行うことができ、財政管理者はすべての財政取引に対して責任を負う。

第51条 外国人投資企業は、外国との経済取引と関連した資金を外貨で支出し、又は受け取らなければならない。

外国との経済取引と関連した価格は、当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。

第五章 財政決算及び利潤分配

第52条 財政決算は、財政計画の実行状況及び財政状態を一定の期間に簿記経常計算資料に基づき、数字で確定し、検討審議する経営活動総括である。

第53条 財政決算は四半期別、年間別で行わなければならない。

第54条 年間財政決算総括は、理事会又は共同協議会で行わなければならない。

第55条 年間財政決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。

四半期財政決算文書は、必要により簿記検証機関の検証を受けることができる。

第56条 四半期財政決算文書は、四半期の翌月15日までに、年間財政決算文書は翌年の2月以内に中央貿易指導機関に提出しなければならない。

第57条 年間財政決算は年間総収入から支出した費用を控除して利潤を確定する方法で行わなければならない。

第58条 外国人投資企業は、登録資本の25%に該当する金額が造成されるまで、毎年決算利潤の5%に該当する予備基金及び年間決算利潤の10%までの該当する企業の基金（生産拡大及び技術発展基金、従業員のための資金基金、文化厚生基金、養成基金）を積み立て、利用することができる。

基金の種類及び規模並びに利用対象及び範囲は、外国人投資企業の理事会又は共同協議会で討議決定しなければならない。

賞金基金、文化厚生基金、養成基金を支出しようとする場合には、中央財政機関の合意を受けなければならない。

第59条 外国人投資企業は、決算利潤から税金及び企業の基金を控除した残りの利潤を出資分又は契約に従い分配し、又は投資分を償還することに利用することができる。

第60条 外国人投資企業は、共和国の該当する法規に従い税金を納めなければならない。

出入国事業機関は、長期滞在登録を行い、又は居住登録を行った外国人が出国する場合、税金納付状況を確認した後、出国手続を行わなければならない。

第61条 外国側投資家は、償還された投資分及び分配された利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。

第62条 外国側投資家は、投資分の償還及び利潤分配で受け取った資金又は

製品、その他の合法的に得た所得を、税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。

第六章 財政清算

第63条 財政清算は、外国人投資企業が解散される場合に行わなければならない。

外国人投資企業の財政清算は、清算委員会で行う。

清算委員会は、企業の責任者、債権者代表、財政機関の代表、投資当事者、その他の必要な成員で構成する。

第64条 清算委員会は、企業が解散される日現在で、財産及び公印を譲り受け、企業の財産を確定した後、貸借対照表及び財政清算案を作成しなければならない。

財政清算案は、中央貿易指導機関の合意を受けなければならない。

第65条 企業の損失で税金を納めることができない場合には、残った現物資産で、税金額相当を納めなければならない。

第66条 企業所得税を免除されている外国人投資企業が存続期間の終了する前に解散する場合には、免除されていた企業所得税を返還しなければならない。

第67条 投資と関連した契約義務を履行せず、企業を解散する場合、被った損失は責任ある投資当事者が補償しなければならない。

第68条 財政清算事業が終了した場合には、財政清算が終了した日から10日以内に、財政採算報告文書を作成し、中央貿易指導機関に提出した後、取引銀行の口座を閉じなければならない。

第七章 監督統制

第69条 外国人投資企業の財政管理と関連した監督統制事業は、中央財政機関が行う。

中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業と関連して、偏向が生じないように、監督統制事業を強化しなければならない。

第70条 中央財政機関は、外国人投資企業の財政管理事業の状況を調査、検閲することができ、該当する資料を要求することができる。

第71条 本規定に違反した場合には、延滞料、罰金の適用、財産没収、業務中止、強制執行等の行政的制裁を与えることができる。

外国人投資企業は、中央財政機関との行政的制裁に対して意見がある場合、申訴及び請願を行うことができる。

申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

3. 外国人投資企業名称制定規定

外国人投資企業名称制定規定

チュチェ88(1999)年3月13日 内閣決定第21号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の名称制定秩序を確立するために制定する。
2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合資企業及び外国人企業の名前が含まれる。 外国人投資企業、外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店（以下、支社、常駐代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定する。	2	外国人投資企業の名称には、共和国領域内に創設される合併企業、合資企業及び外国人企業の名前が含まれる。 外国人企業の常駐代表事務所（以下、常住代表事務所とする。）の名称も、本規定に従い制定することができる。
3	外国人投資企業の名称制定と関連した事業は、政務院対外経済機関の統一的な掌握と指導の下に、当該道人民委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会（以下、企業登録機関とする。）が行う。 企業登録機関は、外国人投資企業の名称の審査及び登録並びに企業名称利用の監督、企業名称専用権の保護等の事業を行う。	3	外国人投資企業の名称制定承認事業は、企業創設審査承認機関（以下、審査承認機関とする。）が行う。
4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。 一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、企業登録機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。	4	外国人投資企業は、一つの名称のみを持つことができる。一つの外国人投資企業が二種類以上の相異なる営業活動を行う場合には、審査承認機関の承認を受け、二つの名称を持つことはできるが、二つの企業とはならない。
5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等になった商号 2. 営業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界	5	外国人投資企業の名称には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 投資家の氏名又は地名等によりなる商号 2. 企業の中心内容 3. 企業の形態 4. 債務に対する企業の責任限界
6	支社、常駐代表事務所の名称は、支社、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。	6	常駐代表事務所の名称は、常駐代表事務所を設置する企業の名称を前に付し、その後自らに商号を付して定める。
7	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。	7	外国人投資企業の名称は、朝鮮語で表記しなければならない。 外国人投資企業の名称を外国語で表記する場合には、朝鮮語による名称と同じでなければならない。
8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称	8	外国人投資企業は、次の各号の一に該当する名称を持つことができない。 1. 国家及び社会の健全な生活気風を乱すおそれのある名称 2. 他の企業の名称と重複又は混同されるおそれのある名称 3. 数字で表記される名称

旧条	旧条文	新条	新条文
8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称	8	4. 大衆を欺瞞するおそれのある名称又は大衆に理解を誤らすおそれのある名称 5. 外国の国名又は外国の地域名による名称 6. 政治及び軍事機関名又は国際機構名による名称 7. 取消登録を行なって1年にならない企業の名称
9	外国人投資企業の名称に「朝鮮」という文字又は二つの国名の頭文字を付けようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。		
10	外国人投資企業、支社、常駐代表事務所の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。	9	外国人投資企業の名称は、企業を登録した日から法的効力を有し、共和国領域内で専用権を有する。
11	外国人投資企業と支社、常駐代表事務所の印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。	10	外国人投資企業の公的文書、印鑑、銀行口座、看板、郵便物等に使用する名称は、登録された名称と同じでなければならない。 商店、食堂等のサービス機関の看板には、名称を簡略化することができる。この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。
12	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称を変更しようとする場合には、企業登録機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の名称は、特別な場合を除いて、登録されたときから1年以内に変更することができない。	11	外国人投資企業の名称を変更しようとする場合には、審査承認機関の承認を受けなければならない。 外国人投資企業の名称は、特別な場合を除いて、登録された日から1年以内には変更することができない。
13	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。この場合、企業登録機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。	12	外国人投資企業は、企業の名称を企業の財産と共に他の企業に譲渡することができる。 この場合、審査承認機関の承認を受けなければならない。 企業の名称は、一つの企業にのみ譲渡することができ、企業の名称を譲渡した外国人投資企業は、譲渡した名称を使用することができない。
14	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、企業登録機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。	13	外国人投資企業は、企業名称に対する専用権を侵害された場合、審査承認機関に侵害行為に対する回復対策を講じることを要求することができる。
15	本規定に違反して登録されていない企業の名称、他の企業の名称で企業活動を行なった場合又は承認なしに企業の名称を変更若しくは譲渡した場合には、不法所得の没収、罰金、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を適用し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。	14	本規定に違反した場合には、程度により、不法所得の没収、罰金の適用、営業中止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
16	外国人投資企業の名称制定と関連した事業に意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	15	外国人投資企業の名称制定と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

4. 外国人投資企業登録規定

外国人投資企業登録規定

チュチェ88(1999)年3月21日 内閣決定第29号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
1	本規定は、外国人投資企業と関連した法に従い、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、共和国領域内に創設される外国人投資企業の登録秩序を確立し、外国人投資企業の合法的権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国人投資企業の登録には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国人投資企業又は外国人企業の支社、代表部、出張所、代理店(以下、支社、常駐代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。	2	外国人投資企業の登録(以下、企業登録とする。)には、合併企業、合作企業、外国人企業の登録が含まれる。 外国人企業の常駐代表事務所(以下、常任代表事務所とする。)も、本規定に従い登録する。
3	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録(以下、企業登録とする。)は当該道行政経済委員会、自由経済貿易地帯内では市行政経済委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。	3	企業登録は当該道人民委員会又は羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯内の人民委員会(以下、企業登録機関とする。)が行う。
4	企業登録機関に登録された外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない企業、支社及び常駐代表事務所の活動は、共和国領域内で禁止する。	4	企業登録機関に登録された外国人投資企業の合法的な活動は、法的な保護を受ける。 企業登録機関に登録されていない外国人投資企業の経営活動は、禁止する。
5	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。	5	外国人投資企業は、企業登録と関連した共和国の法規範を徹底して守らなければならない。
6	外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所の登録事業に対する統一的な掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。	6	企業登録と関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央貿易機関が行う。
7	本規定は、企業登録機関並びに企業を登録しようとする外国人投資企業、支社及び常駐代表事務所に適用する。		
8	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(支社、常駐代表事務所は支社、常駐代表事務所設置の承認を受けた日から20日)以内に、企業登録を行わなければならない。 外国人投資企業の登録は、共和国の法人資格を備えなければ行ることができない。	7	外国人投資企業は、企業創設の承認を受けた日から30日(常駐代表事務所は設置承認を受けた日から20日)以内に、企業を登録しなければならない。
9	企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認書又は支社若しくは常駐代表事務所設置承認書、企業の定款、投資確認書若しくは投資保証書(支社、常駐代表事務所は、経営活動過程に負った債務について、本社が責任を負うという保証書)、建物入居許可証、印章等を添付しなければならない。	8	外国人投資企業を登録しようとする場合には、企業登録機関に企業登録申請文書を提出しなければならない。 企業登録申請文書には、該当する内容を明らかにし、企業創設承認文書、企業の定款、投資確認文書若しくは投資保証書(外国銀行の支店は、経営活動過程で負った債務について、本社が責任を負うという保証書)、印鑑等を添付しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
10	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、申請書を検討確認し、企業を登録する決定又は否決する決定を下さなければならない。 企業登録を決定した日が、企業登録日となる。	9	企業登録機関は、企業登録申請書を受理した日から10日以内に、検討し、外国人投資企業を登録し、又は否決しなければならない。
11	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、投資家、登録資本、経営活動の内容及び範囲、存続期間、支社の機構定員等の内容を明らかにしなければならない。	10	企業登録は、企業登録簿に行なわなければならない。 企業登録簿には、企業名、所在地、企業の責任者、企業の形態、登録資本、経営活動範囲、存続期間、常駐代表事務所の人員数等の内容を明らかにしなければならない。
12	企業登録機関は、企業を登録した日から7日以内に、企業登録証又は支社若しくは常駐代表事務所登録証を発給しなければならない。 企業登録証及び支社並びに常駐代表事務所登録証には、登録日、登録番号、企業又は支社若しくは常駐代表事務所の名称、支社、常駐代表事務所の人員数、所在地、営業内容、存続期間等を明らかにしなければならない。	11	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から7日以内に、企業登録証を発給しなければならない。 企業登録証には、登録日、登録番号、企業の名称、常駐代表事務所の人員数、所在地、経営活動範囲、存続期間等を明らかにしなければならない。
13	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証の内容は、勝手に修正することができない。	12	企業登録証は、共和国の法人であるということを証明する法的証書である。企業登録証の内容は、勝手に修正することができない。
14	企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知し、企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。	13	企業登録証を紛失した場合には、10日以内に、企業登録機関に通知しなくてはならず、企業登録証を紛失した日から30日以内に捜し出せなかった場合には、再発給を受けなければならない。
15	自由経済貿易地域内の企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について公示しなければならない。	14	企業登録機関は、外国人投資企業を登録した日から20日以内に、企業登録について当該機関に通知しなくてはならない。
16	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合若しくは支社、常駐代表事務所を撤収する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。	15	企業登録内容が変更された場合又は企業を解散する場合には、変更又は取消登録を行わなければならない。
		16	企業登録を行った場合には、定められた手数料を徴収しなければならない。 手数料は、中央財政機関（羅先経済貿易地域では地帯財政機関）が定める。
17	外国人投資企業及び支社並びに常駐代表事務所の登録及び登録内容の遵守状況に対する監督統制事業は、政務院対外経済機関及び企業登録機関が行う。	17	企業登録機関は、企業登録事業と関連して偏りが生じないように監督統制事業を強化しなければならない。
18	本規定に反し、次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、その程度に従い、罰金、不法所得の没収、営業中止、企業登録証の回収等の処罰を科し、違反行為が重大な場合には、行政的及び刑事的責任を負う。 1. 定められた期間内に、企業、支社及び常駐代表事務所を登録せず、又は登録しないで営業活動を行う行為 2. 登録された経営活動の内容及び範囲に反して経営活動を行う行為 3. 企業登録証、支社、常駐代表事務所登録証を偽造する行為 4. 財産及び資金を逃避させる行為又は移転させる行為 5. 債務償還を適宜に行なわない行為 6. 旗、標識、記章を承認なしに使用する行為	18	この規定に違反した場合には、程度により、罰金の適用、不法所得の没収、営業停止、企業登録証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には刑事的責任を負わせる。
19	企業登録を定められた期間内に行なわなかった場合又は無責任に行なった場合には、その程度に従い、行政的及び刑事的責任を負う。		
20	企業登録と関連して意見がある場合には、企業登録機関の上級機関に、申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。	19	企業登録と関連した意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

5. 外国人投資企業労働規定

外国人投資企業労働規定

チュチエ88（1999）年5月8日 内閣決定第40号として承認

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 一般規定		第一章 一般規定	
1	本規定は、外国投資企業と関連した法に従い、外国投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。	1	本規定は、外国人投資企業に必要な労働力を保障し、従業員の労働生活上の権利及び利益を保護するために制定する。
2	外国投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 本規定で規制しない労働と関連した事項は、共和国の当該労働法規に準ずる。	2	外国人投資企業の運営に必要な労働力の斡旋、労働報酬の支払い及び労働生活条件外保障は、本規定に従い行う。 共和国領域内にある外国企業にもこの規定を適用することができる。
3	本規定は、共和国領域内にある外国投資企業に適用する。 外国投資企業には、外国人投資企業（合作企業、合併企業、外国人企業）及び外国企業が含まれる。		
第一章 一般規定		第一章 一般規定	
4	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力をわが国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、政務院対外経済機関と合意しなければならない。	3	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力を共和国の労働力から採用しなければならない。 外国人を管理人員又は特殊な職種の技術者、技能工として採用しようとする場合には、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
5	外国投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しない。	4	外国人投資企業が受け入れた労働力は、自然災害等の不可抗力的な場合を除いて、他の仕事に動員しないようにしなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
6	外国投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。	5	外国人投資企業で働く従業員の労働報酬額は、その労働職種、技術技能水準及び労働生産性に従い定める。 労働報酬には、賃金、加給金、奨励金及び賞金が属する。
7	外国投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次の関心を払わなければならない。	6	外国人投資企業は、従業員が安全で文化衛生的な環境で働くことができるように、労働条件を改善し、従業員の生命と健康を保護増進させることに先次の関心を払わなければならない。
8	外国投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。	7	外国人投資企業は、共和国公民である従業員が社会保険、社会保障による恵沢を受け取るようにしなければならない。
9	外国投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び保険厚生、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方が合意して行う。 外国投資企業は、労働契約文書を企業所在地の労働行政機関に提出しなければならない。	8	外国人投資企業は、従業員の権利及び利益を保護し、従業員を代表する職業同盟と労働契約を締結しなければならない。 労働契約には、従業員が遂行しなければならない任務、生産量及び質の指標、労働時間及び休息、労働報酬及び生活条件の保障、労働保護及び労働条件、労働規律、賞罰、辞職の条項等を規定しなければならない。 労働契約は締結した日から法的効力を有し、契約の修正は双方の合意下にて行わなければならない。 外国人投資企業は、労働契約文書を地帯労働機関に提出しなければならない。
10	本規定の執行に対する監督統制は、労働行政機関が行う。	9	外国人投資企業の労働組織、労働生活に関連した事業の統一的な掌握と指導は、中央労働機関が行う。
第二章 労働力の採用、解雇		第二章 労働力の採用	
11	外国投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。契約書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。	10	外国人投資企業は、企業運営に必要な労働力数を自身で定め、労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、それに従い労働力を受け入れなければならない。労働力採用契約文書には、業種別、技能別労働力数、採用期間、労働力費、労働生活保障条件等を明らかにしなければならない。
12	労働力斡旋機関は、外国投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。	11	労働力斡旋機関は、外国人投資企業に必要な労働力を企業所在地内にある労働力で保障しなければならない。企業所在地で充足させることのできない一部の技能工は、他の地域にある労働力で保障することができる。この場合、他の地域の労働力斡旋機関は、当該技能工を保障しなければならない。
13	わが国の企業所を母体として創設する合作企業所、合併企業所は、必要な労働力をその企業所の従業員の中から先ず受け入れなければならない。	12	共和国の機関、企業所と合作、合併を行う合作企業、合併企業は、必要な労働力を共和国側当事者の従業員を企業の従業員として先ず受け入れなければならない。
14	外国投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。	13	外国人投資企業は、企業所在地の労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れなければならない。 労働力採用契約条件に合わない場合には、労働力斡旋機関が派遣する労働力を受け入れないことができる。
	17条を参照	14	外国人投資企業は、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関との合意なしに、採用期間が終了していない従業員を解雇することができず、従業員が職業病にかかっている、又は仕事に負傷し治療中の場合、女性従業員が結婚した場合、妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合には解雇することができない。
15	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意し、採用期間が終了する前に従業員を解雇することができる。 1. 従業員が職業病もしくは公傷でない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合 2. 企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合 3. 企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布した場合 4. 従業員が企業に莫大な損失を与えたり、労働規律にひどく違反した場合	15	従業員が職業病若しくは公傷ではない病気又は負傷で治療を受けた後にも、すでにしていた仕事又は他の仕事を継続することができない場合及び企業の生産経営又は技術条件の変動で人員が余った場合、企業が破産に直面し、やむを得ず労働力を縮小し、又は解散を宣布する場合、従業員が企業に莫大な損失を与えた、又は労働規律にひどく違反した場合には採用期間が終了する前であっても、職業同盟組織、当該労働力斡旋機関と合意して解雇できる。
16	従業員は、次の各号に掲げる場合に、辞職を申し出ることができる。 1. 個人的な事情でやむを得ず仕事を辞めたり、他の仕事をしなければならない事情が生じた場合 2. 専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合 3. 学校に入学し勉強することになった場合	16	外国人投資企業の従業員は、個人的な事情でやむを得ず仕事を辞め、又は他の仕事をしなければならない事情が生じた場合、専攻が合わず自己の技術技能を十分に発揮することができない場合及び学校に入学し勉強することになった場合、辞職を申し出ることができる。
17	外国投資企業は、次の各号に掲げる場合に、従業員を解雇することができない。 1. 職業病を患い、又は仕事に負傷し、治療を受ける場合 2. 病気で六カ月までの期間、治療を受けている場合 3. 女性従業員が結婚した場合と妊娠、産前産後休暇、授乳期間にある場合		14条を参照
18	外国投資企業は、本規定第15条一、二、三号に従い従業員を解雇し、又は第16条二、三号に従い辞職を承認した従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。	17	外国人投資企業は、従業員を本人の誤りではない事由で解雇する場合、その従業員に、働いた年限に従い補助金を与えなければならない。働いた年限が1年に満たない場合には、最近1カ月分の賃金に該当する補助金を与え、1年以上である場合には、最近3カ月の平均月額賃金と働いた年数に従い計算した補助金を与えなければならない。
19	外国投資企業が従業員を解雇し、又は辞職させようとする場合には、1カ月前に企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。	18	外国人投資企業が従業員を解雇し、又は辞職を承認しようとする場合には、解雇又は辞職1カ月前に当該職業同盟組織と合意した後、企業所在地の労働力斡旋機関に名簿を提出しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
第三章 技能工の養成		第三章 技能工の養成	
20	外国投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。	19	外国人投資企業は、従業員の技術技能水準を高め、共和国労働法規に従い、従業員の技術技能級数を査定しなければならない。
21	外国投資企業は、必要な場合、技能工養成のための養成所又は養成班を組織運営することができる。	20	外国人投資企業は、必要な場合、技能工を養成することができる。
22	自由経済貿易地帯当局は、外国投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。	21	特殊経済地帯内の人民委員会は、外国人投資企業が要求する技術人材を養成するための養成機関を組織運営することができる。 技術人材養成は、従業員在職者養成、学校卒業生の就業前養成の形態で行う。
第四章 労働時間と休息		第四章 労働時間と休息	
23	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。労働の困難な程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短縮することができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。	22	従業員の労働日数は週6日、労働時間は1日8時間とする。外国人投資企業は骨が折れる困難な労働の程度と特殊な条件に従い、労働時間をこれより短くすることができる。 季節的制限を受ける部門では、年間労働時間の範囲で労働時間を異なって定めることができる。
24	外国投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。この場合、月48時間を超過することができない。	23	外国人投資企業は、従業員に時間外労働をさせてはならない。やむを得ない事情で時間外労働をさせようとする場合には、職業同盟組織と合意し、時間外労働をさせることができる。
25	外国投資企業は、共和国法に従い、該当する従業員に祝日と公休日の休息、定期及び補充休暇と産前産後休暇を与えなければならない。 祝日と公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～3日間の特別休暇を与えなければならない。この期間には、往復旅行日数が含まれない。	24	外国人投資企業は、共和国の法規範に従い、該当する従業員に祝日及び公休日の休息、定期及び補充休暇並びに産前産後休暇を与えなければならない。 祝日及び公休日に仕事をさせた場合には、一週間以内に代休を与えなければならない。 外国人投資企業は、毎年、該当する従業員に冠婚葬祭のための1～5日間の特別休暇を与えなければならない。特別休暇期間には、往復旅行日数が含まれない。
第五章 労働報酬		第五章 労働報酬	
26	外国投資企業の従業員の月賃金基準は220ウォン（自由経済貿易地帯では160ウォン）より低くしてはならない。骨の折れる困難な部門の賃金基準は、高く定めなければならない。 外国投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職制別賃金基準、賃金支払形態と方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。	25	外国人投資企業の従業員の月賃金基準は中央労働機関が定める。 中央労働機関は、外国人投資企業の従業員の月賃金基準を従業員が労働過程で消耗した肉体的及び精神的能力を補償し、従業員の生活を保障する原則で定めなければならない。 外国人投資企業は、定めた賃金基準に従い、職種、職制別賃金基準、賃金支払形態及び方法、加給金、奨励金、賞金基準を自身で定める。
27	外国投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度と労働生産率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。	26	外国人投資企業は、生産水準、従業員の技術技能熟練程度及び労働生産率の向上に従い、賃金水準を漸次高めなければならない。
28	外国投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。	27	外国人投資企業は、休暇及び補充休暇期間に該当する労働報酬を、休暇に入る前に従業員に与えなければならない。 休暇期間に該当する労働報酬は、休暇を取る前の3カ月間の労働報酬総額を実稼働日数に従い平均した一日の労働報酬に休暇日数を適用し計算する。
29	外国投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を従業員に与えなければならない。	28	外国人投資企業は、従業員の誤りではなく企業の責任で働けなくなったり、養成期間に働けない従業員に、働けない日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の60%以上に該当する補助金を与えなければならない。
30	外国投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の延長作業、夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%に該当する加給金を与えなければならない。 夜勤には、22時から翌日6時までの間に働いたことが含まれる。	29	外国人投資企業は、公休日に仕事をさせ代休を与えなかった従業員又は労働時間外の昼の延長作業若しくは労働時間内の夜勤をした従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の50%（祝日作業及び労働時間外の夜勤延長作業をした従業員には100%）に該当する加給金を与えなければならない。
31	外国投資企業は、祝日と夜22時から翌日6時までの間に労働時間外の延長作業を行った従業員に、賃金とともに、働いた日又は時間に従い、日当又は時間当たりの賃金額の100%に該当する加給金を与えなければならない。		
32	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。	30	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部で賞金基金を設け、職業同盟組織と協議して生産課題を超過して遂行するうえで模範的な従業員に賞金を与えることができる。
33	外国投資企業は、賃金、加給金、奨励金を与える日を定め、毎月、その日に渡さなければならない。 賞金は、評価期間の翌月に与えなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職、退職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。	31	外国人投資企業は、賃金、加給金、奨励金、賞金を働いた実績に従い、正確に計算して渡さなければならない。 労働報酬を与える日になる前に辞職又は解雇した場合には、その手続が終了した後に、労働報酬を与えなければならない。
第六章 労働保護		第六章 労働保護	
34	外国投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。	32	外国人投資企業は、労働安全施設を整え、それを改善完備し、作業の安全性を保障し、高熱、ガス、ほこりを防ぎ、採光、照明、通風等の産業衛生条件を保障し、従業員が文化衛生的な環境で働けるようにしなければならない。
35	外国投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。	33	外国人投資企業は、従業員に労働安全技術教育を行なった後に、仕事をさせなければならない。 労働安全技術教育期間は、業種と職種に従い1～2週間とする。
36	外国投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国投資企業は、託児所、幼稚園を組織し運営しなければならない。	34	外国人投資企業は、女性従業員のための労働保護衛生施設を十分に整えなければならない。 妊娠6カ月を超える女性には骨の折れる健康に有害な仕事をさせてはならない。 外国人投資企業は、実情に合わせて従業員の子どものための託児所、幼稚園を組織し運営することができる。
37	外国投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に準じて外国投資企業が定める。	35	外国人投資企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を適宜に提供しなければならない。 従業員に提供する労働保護物資の基準は、共和国の当該労働法規に定めた基準よりも低くならないよう外国人投資企業が定める。

旧条	旧条文	新条	新条文
38	外国投資企業は、作業途中に従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。	36	外国人投資企業は、作業途中に従業員が死亡し、又は負傷、中等等の重大な事故が発生した場合には、労働保護監督機関に速やかに通知し、関係機関の事故審議を受けなければならない。
第七章 社会保険、社会保障		第七章 社会保険、社会保障	
39	外国投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養および治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国投資企業に提出しなければならない。 外国投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。	37	外国人投資企業で働く共和国公民である従業員は、病気又は負傷、労働年齢を過ぎて働けない場合、社会保険、社会保障による恵沢を受ける。 社会保険、社会保障による恵沢には、補助金、年金の支払い、静休養及び治療が属する。 補助金と年金を受けようとする従業員は、保健機関が発給する診断書又は補助金と年金を受け取るべき事由を確認する文書を外国人投資企業に提出しなければならない。 外国人投資企業は、社会保険補助金支払請求書を社会保険機関に提出して確認を受けた後、銀行機関から該当する社会保険補助金を受け取り、労働報酬を与える日に当該従業員に渡さなければならない。 静休養所を往來するのに要する旅費と奨励補助金は、当該文書により先ず渡し、後に清算されなければならない。 社会保障による年金、補助金は、外国人投資企業が社会保険機関に申請文書を提出し、手続したところに従い、社会保障年金支払機関から毎月、定められた日に対象者に渡さなければならない。
40	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。	38	社会保険、社会保障による補助金、年金は、共和国の労働法規に従い計算する。
41	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。	39	社会保険および社会保障による恵沢は、社会保険基金により保障される。社会保険基金は、企業及び従業員から受け取る社会保険料で積み立てられる。
42	外国投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。	40	外国人投資企業は、従業員の健康増進のための静養所、休養所を組織し運営することができる。 静養所、休養所の運営費は、社会保険基金から提供する。
43	外国投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関と職業同盟組織の監督を受ける。	41	外国人投資企業は、社会保険料の納付、社会保険基金の支払に対して、企業所在地の社会保険機関及び職業同盟組織の監督を受ける。
44	外国投資企業は、税金を納めて残った利潤の一部に従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上と大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。	42	外国人投資企業は、決算利潤から税金を納めて残った利潤の一部に従業員のための文化厚生基金を設けて使用することができる。 文化厚生基金は、従業員が文化技術水準の向上及び大衆文化体育事業、厚生施設運営等に使用する。 文化厚生基金の使用に対する監督は、職業同盟組織が行う。
第八章 制裁および紛争解決		第八章 制裁および紛争解決	
45	労働行政機関は、外国投資企業が本規定に違反してわが国の労働力を採用又は解雇した場合には、罰金を支払わせる。	43	本規定に違反した場合には、程度により業務中止、罰金の適用等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には、刑事的責任を負う。
		44	外国人投資企業は、本規定の執行と関連して意見のある場合は、申訴及び請願を行うことができる。 申訴及び請願は受理した日から30日以内に処理しなければならない。
46	労働行政機関は、外国投資企業が労働安全施設と産業衛生条件を整えなかった場合に、期間を定めて是正するようにし、それでも是正しない場合には、その状況に従い営業を中止させ、又は罰金を支払わせることができる。		
47	罰金適用が不当であると認定される場合には、罰金賦課通知を受け取った日から15日以内に、罰金を適用した機関の上級機関に戻すことを提起することができる。 罰金を返却することを提起された上級機関は、それを提起された日から10日以内に処理しなければならない。		
48	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が互いに協議して解決する。紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関で該当する手続に従い解決する。	45	本規定の執行と関連した意見の相違は、当事者が協議して解決する。 当事者間で解決できない紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関が解決する。

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (5) (Summary)

Mitsuhiro Mimura
Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised its major foreign investment related laws on February 26, 1999. The last four articles have dealt with brief descriptions of the investment climate and modes of foreign direct investment (FDI), and drawn comparisons

between the systems of FDI in the DPRK and the People's Republic of China (hereafter China).

This article will focus on the following laws and regulations[m1]: Customs Law of the DPRK, Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested

Enterprises, Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises and Labour [o3]Regulations for Foreign-Invested Enterprises.

Enacted in 1983 and revised in 1987, 1990, 1993 and 1999, the Customs Law of the DPRK is intended to ensure order and discipline in foreign trade. The existing law consists of five chapters and 51 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 customs formalities, Chapter 3 customs inspections, Chapter 4 customs duty, Chapter 5 sanctions and petitions. This law is based on the principle that "the state shall apply either zero or low tariffs to materials whose import and export are encouraged and high tariffs to materials whose import and export are discouraged." (Art. 4) In the field of cooperation with other countries and international organizations, Article 6 has a provision that promotes exchange and cooperation with foreign countries and international organizations in the area of customs operations. As for customs inspections, there is an interesting stipulation that "household goods and inherited property can be brought into or taken out of the DPRK without any permission", if they are not controlled articles. (Art. 27) About customs duty, "the standard price [o4]on which customs duty is levied shall be the price of delivery at the border in the case of exported goods and the retail price in the case of those which are not imported or exported." (Art. 32) The tariff is to be set by the cabinet; however, it is not publicized.

The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were newly enacted on Dec. 4, 1999. These administrative regulations were formulated "in order to ensure accurate operational accounting of foreign-invested enterprises and establish a system and order for their financial management." (Art. 1) The term "financial management" in this regulation signifies the creation and efficient utilization of funds required for business operations and the distribution of profits and repayment of investment. Before these regulations were drawn up, the financial management of foreign-invested enterprises was mainly regulated by means of the implementing regulations for the Law on Equity Joint Venture and those for the Law on Contractual Joint Venture. Provisions in the 1999 regulations are duplicated in the implementing regulations, an issue which has yet to be resolved. In Article 30, there is a provision that the capital of an enterprise is protected in the event that an investment protection agreement has been concluded between the governments of the DPRK and the enterprise's country of origin. Japan does not have such agreement with the DPRK.

Established on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 13, 1999, the Regulations on the Naming of Foreign-Invested enterprises regulates the names of joint venture enterprises, whether equity or contractual and wholly foreign-owned

enterprises. The name of a foreign-invested enterprise shall include the following: a) a trade name indicative of either the name of the investor or the name of a place, b) the principal content of its business activities/line of business, c) the business category, and d) the limit of the enterprise's liability. The name should be expressed in the Korean language. The following types of name are prohibited: a) names that may undermine the sound life-style of the state and society, b) names that may overlap or be confused with that of any other enterprise, c) names consisting of numerals, d) names that are apt to deceive or mislead public opinion, e) names that are identical to that of another country or region, f) names that are identical to that of any political or military organization, or international agency, and g) names that are identical to that of any enterprise whose business registration was cancelled less than a year previously. Use of the name "Korea" is no longer prohibited since the revision.

The Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises were enacted on Feb. 14, 1996 and revised on Mar. 21, 1999. These regulations are intended to provide for a regime governing the registration of foreign-invested enterprises. They also stipulate that foreign enterprises must designate a resident representative office in the country.

Enacted on Dec. 30, 1993 and revised on May 5, 1999, the Labour Regulations for Foreign-Invested Enterprises is an important piece of legislation that effectively stipulates the labor laws by which foreign-invested enterprises are governed. These regulations consist of 8 chapters and 45 articles. Chapter 1 regulates the general provisions, Chapter 2 the employment of labor, Chapter 3 technical training, Chapter 4 working hours and holidays, Chapter 5 remuneration, Chapter 6 labour protection, Chapter 7 social insurance and social security, and Chapter 8 penalties and the settlement of disputes. These regulations are applied to foreign-invested enterprises that are registered as a body corporate of the DPRK and may be also applied to foreign enterprises incorporated in the territory of the DPRK. A foreign-invested business must hire workers through the labor exchange office; this is not the case in countries such as China[m6], and this provision should be removed in order to promote investment in the DPRK. A foreign-invested business must conclude a labor contract with the trade union representing its employees (Art. 8) and employees may not be dismissed without the consent of the union. As for remuneration, the central labor organ fixes the standard monthly wage of employees. The standard of labour protection must [o8]be higher than that of domestic enterprises in the DPRK (Art. 35). The regulations also state that a foreign-invested enterprise must contribute to the government's social insurance and social security schemes in order for DPRK nationals employed by it to receive benefits from those schemes

会議・視察報告

図們江輸送回廊調査と 東春フェリー乗船記

ERINA調査研究部研究員 川村和美

はじめに

2003年3月2日～10日まで、国土交通省北陸地方整備局調査の一環として、図們江地域と日本とを結ぶ国際フェリー航路開設の可能性を調べるために、中国吉林省、ロシアハサン地区、韓国を訪問した。北東アジアと海を隔てた日本との効果的な接続は大きな課題の一つであった。2月に開催した北東アジア輸送回廊東京シンポジウムにおいても「日本とのつながりが見えにくい。日本はどう関わっていくのか、取り組んでいくのか」といったコメントがなされていた。今回の調査は、日本との接続の一つの手段として「国際フェリー」を取り上げ、その実現の可能性をインフラ整備状況、一般貿易貨物の有無、今後の経済交流・協力の可能性などの面から検討したものである。

調査のルートは、長春～吉林～敦化～延吉～琿春～ザルピノまでを自動車で移動し、その後ザルピノ～東草を結ぶ東春フェリーに乗船して、東草からソウルまで自動車で移動するといったものであった。こうしたルートに沿って移動することで、長春～ザルピノまでの道路状況、各地での日本との間の貿易・輸送の現状、既に運行されている国際フェリーの実態を確認することができた。

吉林市

長春で経済技術開発区や高技術開発区を訪問した後、吉林市へと移動した。長春～吉林間は高速道路が整備されており、1時間ほどで吉林市に到着する。

吉林市では、軽自動車生産工場と自動車のライトやドアロック、ドアミラーなどの生産工場を見学した。現在は残念ながら日本との取引はないとのことであったが、こうした産業基盤があるということは将来的に日本企業との取引・合併などの可能性は十分にあると考えられる。この工場生産される軽自動車は年間8万台で、今年は12万台の生産を目指している。現在は、郷鎮企業を中心に軽自動車の需要が高まっており、生産が追いつかない状況とのことである。国内販売の他、米国向けの輸出も行っている。また最近ではベトナムからも要望を受けていると言う。なお、過去には朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）へ輸出したこともあった。

敦化市

吉林市での自動車工場見学の後、敦化市へ向かった。吉林市から敦化市までは高速道路はなく、一般道を利用した。走行時間は約3時間半である。山が多いため、想像以上に起伏が激しく、カーブが連続する道が続いた。実際に走行した3月4日の時点では、まだところどころに雪が残っていた。

敦化市は延辺朝鮮族自治州に位置する人口48万人の都市である。敦化市の訪問は私にとっては初めてのことであったが、意外にも日本とのつながりが強く驚いた。この地域で取れる大豆は小粒で納豆用に最適とのことで、日本への輸出も多い。また、日本で需要の高い草炭（ピート）や床材なども輸出されている。しかし、その輸送ルートは敦化市から大連港までは1,042km、ザルピノ港までは331kmと3倍の開きがあるにも関わらず、いずれも大連港を経由しているとのことであった。



敦化市内

今回、敦化市では日本へ木製品(床材など)を輸出している企業を訪問することができた。この企業は輸出金額800万ドルのうち9割が日本向けで、日本から技術士を招いて指導を受けていた。日本向けには毎月30FEUを輸出している。日本の主な工場は釧路にあり、そこへの輸送では大連港を利用しているとのことであった。琿春を通じて日本に輸出できれば近くて便利であると思うが、現状では、ポシェット～秋田航路の運航頻度・運航日が安定しておらず、コストも高いため、利用していないと話していた。そして琿春を通じた日本との間の運航頻度の高い定期輸送ルートの開設を望んでいると強調した。また、輸出の際は、敦化市で通関することが可能であることを紹介してくれた。

同企業の担当者には、敦化から日本へ輸送する場合の大連ルートと琿春ルートを比較してもらおうと、琿春ルートでは船が小さく欠航が心配される上、貨物が少ないことから貨



敦化市の木材加工場

物待ちが発生し、納期の保証ができないのが欠点であると指摘された。ただし、大連ルートにも問題はあつた。それは、敦化から吉林までの道は冬は凍結し、坂道で一度停車するとタイヤが滑って上れないことであるという。そのため、夏場は6割をトラック輸送に依存しているが、冬場は道路の凍結によりトラック輸送の危険性が高まるため、2割まで落とし、鉄道輸送の比率を高めざるを得ないとのことである。鉄道輸送は時間がかかり、効率も悪いが、トラック輸送では危険なのでやむをえないとの判断である。一方、敦化から琿春、ロシア港湾まではそのような問題は無いとのことであつた。

また、敦化市では遺棄化学兵器処理も話題に上つた。中国には旧日本軍が遺棄した化学兵器があるが、この敦化市ハルバ嶺がその最大の埋設地である。日本は、化学兵器禁止条約（95年9月15日日本批准、97年4月25日中国批准）に基づき、中国の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなっている。現在、ハルバ嶺の遺棄化学兵器埋設地点の近傍に処理施設を立地する方向で、廃棄処理の準備が進んでいる（内閣府遺棄化学兵器処理対策室HP <http://www8.cao.go.jp/ikikagaku/>より）。この廃棄処理プロジェクトは長期にわたって実施されるため、それに伴う大量な物資を輸送する必要が出てくる。その際、大連ルートと併せて琿春を経由する使いやすいルート、競争力のあつたルートが確立されることが望ましい。

琿春市

敦化を出発すると約2時間で延吉に到着する。途中に1ヶ所だけ大きなカーブがあつたが、その他は比較的平坦な道路が続いた。延吉から琿春までは、延吉～図們までの高速道路を利用し、約2時間を要した。

琿春では、韓国独資のメリヤス工場を視察した。この会社は年間150FEU（主に肌着2,200万枚）を日本向けに輸出している。輸送ルートは大連経由で東京・横浜・名古屋・

神戸港に揚げるルートである。琿春～大連間は1,305km、琿春～ロシア港湾（ザルピノ）間は70kmであるにもかかわらず大連を利用しているのである。大連まではトラックで輸送しているが、距離が長く、輸送に不安があり、特に冬場の道路凍結は大きな問題であると話してくれた。また、鉄道輸送は時間がかかりすぎるのでできるだけ使わないようにしているとのことであつた。なおこの工場では韓国向け製品も年間150FEUあるが、これは北朝鮮の羅津港から釜山へ輸送しているという。日本の場合は、大規模港湾が太平洋側に位置し、ザルピノ港やポシエツ港を利用するメリットが少ないといったことも考えられるが、この状況の違いは著しい。現在、図們江地域港湾と日本とを結ぶ航路は貨物量が少ないため輸送コストが割高となり、運航頻度が低下し、それによってさらに集荷が困難になるといった悪循環が起きている。それを何とか解消する必要がある。

琿春側からは、航路活性化のプロジェクトとして牧草（羊草）の対日輸出についての提案がなされた。日本には70万トンの牧草需要があるが、それがこの地域で豊富に取れるのである。日本側は牧草を薫蒸してコンテナ詰めし、そのコンテナを開けることなく輸送することを条件としている。なお、ロシア港湾を利用することは認められていない。琿春に薫蒸施設を設立することについては中国中央検疫局の批准を受けており、あとは、日本側が琿春地域で検疫業務を実施するかどうかといった段階であるとの報告を受けた。琿春側は、このプロジェクトをきっかけに、黒龍江省・吉林省全域の貨物をこの航路にひきつけたい考えである。

続いて、琿春市とロシアハサン地区及び北朝鮮羅先市は三地域間に自由経済貿易区を設置することについて協議を行っていることが紹介された。その第一段階として中口間に互市貿易区を設置している。第二段階としては羅先との間に自由経済貿易区を設置することを目指しているとのことである。

中口互市貿易区には中口互市貿易市場ができ、昨年9月の試験営業から2月末までに150日間営業して、7,000万円（約10億円）の売り上げがあつたという。また、貿易区を訪れるロシア人向けの娯楽施設も完成し、レストランやダンスホール、プール、ボウリング場などが入り、ロシア人で賑わっているようである。私たちが訪問した3月7日は翌日が国際婦人デーであつたため、残念ながら市場は閉鎖されており、その盛況な様子を見ることはできなかった。

日本側訪問団からは、中・ロ・朝の三地域に自由経済貿易区を設置するといったアイディアは非常に素晴らしいので、これをさらに発展させて、将来は日本を含めて北東アジア6カ国間の自由貿易区や貿易合作区を作ってはどうか

と提案した。例えば、現在の中口互市貿易市場を拡張し、これに韓国が参加したり、日本が参加したりする形をとることが考えられる。これについては琿春市側の賛同を得ることができた。

中口国境越え

琿春市での訪問を終え、3月7日の午後にはロシアに向けて出発した。

3月8日は国際婦人デーであるため、その日はもちろんその前後もロシア側の税関業務がストップする可能性があるとの連絡が入ったのは、日本を出発する2週間ほど前であった。中国からロシアへ入国できるのか、そして韓国へ向けて出国できるのかすぐには確認できなかった。中国側に問い合わせてもロシア側に問い合わせても直前までわからないとの回答で、不安になった。定期航路のフェリーが運航されているのであれば大丈夫だろうと東春フェリー本社に問い合わせると、3月8日の運航については現在ロシア側と協議中との返事が返ってきた。日本を出発する1週間ほど前に、「恐らく大丈夫だろう」との返事を受けたものの、当日まで何が起こるか分からないといった覚悟だけはしていた。

3月6日に琿春に到着したところですぐに7日の税関業務が通常通り行われることを確認し、国境越えバスのチケットを手配した。

琿春税関での出国手続きを終え、ロシアナンバーの国境越えのバスに乗り込む。バスの中にはケーキや花束が積まれていた。国際婦人デー用のプレゼントのようである。バスには私たち訪問団4名のほかに5名ほどが乗っていた。琿春を出発し、3分ほど走り、ロシア国内に入ったところで国境警備隊員が乗り込み、バスの中で一度パスポートのチェックが行われた。その後、10分ほど走ったところで運転手さんのパスポートチェックと車のチェックが行われた。それから3分ほどでロシア側税関に到着し、入国手続



国境越えバス

きを行った。祝日前のせいか、それほど混雑はしていなかったため、45分ほどで全ての手続きが終了した。しかし、パスポートを見てその番号や名前など必要な情報を丁寧に手書きでノートに書き込んでいくのをじっと見守る時間はとても長く感じられた。

手続きを終えた後は、バスの同乗者の手続きが全て終了するのを待つ。10分後にバスは税関を後にし、15分ほど走ったところで再度パスポートのチェックを受けて、ようやくクラスキノのホテルに到着した。

私たちが宿泊したホテルは、中国企業が投資して作ったホテルであった。ホテルの2階にはカジノがあり、中国人とロシア人で賑わっていたようだ。レストランにはダンスホールがあり、私たちが到着した夕方5時半頃にはすでにダンスが始まり、随分盛り上がっていた。このホテルでは、中国人スタッフも働いていて、中国語も中国元も使うことができた。レストランでは中華料理がふるまわれ、多くのロシア人がダンスを楽しんでいる中で、中華料理を食べるという不思議な体験をすることができた。

東春フェリー

3月8日には、ザルピノ港から国際フェリーに乗って、韓国東草を目指した。ザルピノ港では、かつて冷凍倉庫だった部分を改装して、フェリー用の旅客ターミナルとしている。非常にきれいな施設であったうえ、出国手続きは非常にスムーズで、10分ほどで終了した。

この東春フェリーは夏は週に3便、冬は週に2便運航されている。この日の乗船者数は定員460名のところ約260人で、国籍は韓国人が50%、ロシア人が50%とのことであった。この航路を利用して年間5.5万人が移動していると聞き、その人の流れの多さに驚いた。さらなる乗客の獲得に向けて、この航路をウラジオストクまで延伸する計画があると言う。このフェリーのロシア人乗客の7割は船員で、釜山港での交代のために乗船し、残りの3割は観光客との



ザルピノ港に停泊する東春フェリー

ことであった。半年前までは船員たちはこのフェリーの存在を知らずにおいて、韓国へは飛行機で移動していたが、存在を知ってからはフェリーの安さ（片道120ドル）に惹かれて、利用客が増えていると言う。

一方、韓国人は、担ぎ屋さんが多く、韓国から唐辛子やごまを持って、琿春で販売し、米などの穀物・食料品を購入して戻ってくるのだと言う。1人50kgまでは免税であるため、限界まで目一杯詰め込んだ袋を引きずっている姿にはたくましさを覚えた。



東春フェリーの乗客（東草港にて）

船内では中国元も米ドルも使えることは使えたが、基本的には韓国ウォンでの支払いとなった。夕飯は6,000ウォン（約600円）、朝食は3,500ウォン（約350円）であった。食卓にはキムチや海苔が並び、船内放送は韓国語のみで、すっかり韓国にいる雰囲気包まれた。船内放送については、国際フェリーなのだから、英語でもアナウンスするか、あるいは乗客の半数がロシア人なのだからロシア語放送も行うなどの工夫が必要であると感じた。

ザルビノ港を夕方6時に出港したフェリーは翌日の午前11時（韓国時間）に東草港に到着した。ザルビノ～東草間は310マイル、18時間の航海であった。

まとめ

今回の調査を通じて、長春～ザルビノまでの道路状況を確認することができた。中国国内の道路はいずれも舗装されており、また長春～吉林間、延吉～図們間など高速道路区間があり、整備状況は比較的良好。ただし、吉林～敦化間の山間部分は起伏が激しく、カーブもきつく、冬季のトラック輸送は難しい状況であることが分かった。ロシア側道路はクラスキノ～ザルビノ間が現在工事中であるため状態が悪いが、今年中にアスファルト舗装がなされることとであった。

また、各地で日本との貿易状況などを確認したところ、現在でも大豆、木材、牧草、草炭、繊維製品などが日本向

けに輸出されていることが分かった。しかし、その量はかならずしも多くはなく、さらに輸送ルートは琿春からでもすべて大連経由であることが確認された。各地で琿春からロシア港湾を通じて日本と結ぶ航路開設への期待は感じられたが、いずれの場合も輸送コストの安さ、定時性と運航頻度が絶対条件となる。

今回の調査で驚いたのは、中口互市貿易市場、東春フェリーを利用した人とモノの流れの活性化である。それと比較すると日本との結び付きは非常に弱い。日本との接続を考えた場合、ポシエット～秋田航路など既存の航路の活性化のためにも、新規航路の開設のためにも、経済的つながり、交流の活発化が重要である。人の流れ、モノの動きを生み出すようなプロジェクトを真剣に併せて考えていく必要がある。

韓国港湾視察記

ERINA特別研究員 三橋郁雄

韓国の盧武鉉新大統領は就任挨拶に当り、韓国を北東アジアの経済的中心にすると宣言した。これは仁川、釜山、光陽が北東アジアのビジネス拠点として最も有利な条件を備えているとして、この地域を中心にして物流、産業、金融が結びついた複合ハブを開発するというものである。確かに北東アジアの交通ネットワークは拡大の一途を辿っており、この3地域はその核になりつつある。整備が急速に進む釜山港はコンテナ・ランキングで世界第3位であり、多くの日本、中国の港湾が釜山港経由で世界基幹航路と接続している。2年前に開港した仁川空港は、韓国はもとより日本の各地の地方空港からも欧米に行くトランジット空港として便利がられている。

交通の要衝たる地は古来より文化と産業の栄える土地である。交通を梃子に様々な交流を盛んにし、韓国の生活水準の更なる向上を図るというのは、誠に正解であろう。世界で一番元気なのは東アジアであり、韓国の考えはあながち困難ではない。北東アジアの交通の中心から東アジア、世界の韓国へ大きくはばたいてもらいたいものであるが、その場合最も大事なものは隣国日本の協力姿勢であろう。韓国・日本が交流促進に前向きで中国がこれに同調すれば、韓国のみならず日本も中国も21世紀に飛躍することができる。3国の関係がそうならなければ、どの国も期待できない。3国は運命共同体的な関係にあり、よい循環を創り出すことが重要である。そのきっかけを今韓国は作ろうとしており、日本も惜しまずに協力していきたいものである。については上記交通中心の一端を担う韓国港湾の状況を視察に基づいて述べることにする。2003年3月下旬に北東アジ

ア港湾局長会議傘下の共同研究チームに参加した際の現地見学の内容である。

まず、韓国港湾の全体の大きな取組みを述べる。次に仁川港と釜山港を概略的に見た上で、今後の韓国港湾の核になると期待され、現在急ピッチで建設が進む釜山新港に特に触れる。最後に現在の釜山港の中で最も活動的なターミナルである東釜山コンテナ埠頭（株）（PECT）の状況を述べる。

1. 韓国全体の大きな取組み

韓国は将来の自国の貿易と港湾の大きさをどのように予測しているのだろうか。この指標の一つとして、将来の物流動、なかでも外国貿易コンテナ量を考えることができる。この場合、各国との比較により、将来への取り組み姿勢も明らかとなる。

大略であるが、2010年で日本の外貿コンテナ量は1,800万TEU（日本政府予測、2000年実績1,360万の1.3倍）、中国（香港を含まず）は5,500万TEU（中国政府予測、2000年実績1,800万TEUの3.1倍）、韓国は2011年で3,000万TEU（韓国政府予測、2000年実績880万の3.4倍）である（日中韓共同研究第2年次調査等による）。日本と比べ、中国と韓国の伸び率が非常に大きいことが興味深い。

最近の韓国政府パンフレットによると、2011年3,000万TEUが約4,000万TEUとなっている。これによると、各港湾の将来取扱量予測は（表1）に示す通りである。

（表1）韓国港湾のコンテナ取扱量予測（単位：万TEU）

		2001年	2011年
韓国全体		999	3,967
釜山港	現港	807	600
	釜山新港	0	804
仁川港、平澤港		68	361
光陽港		89	932
その他		35	270

この表から韓国政府の今後の取組み方向が理解できる。重点は釜山現港、釜山新港、光陽港であり、ほぼ同一規模でコンテナ貨物量を取扱う。また、釜山港は能力的に600万TEUと評価されているが、上記しているように既に2001年で800万TEUを越えており、釜山新港の開港が待たれているのがわかる。仁川港、平澤港はソウル都市圏の貨物増加に対応するものであるが、2001年の5-6倍の規模拡大を考えている。

2. 仁川港

仁川港はソウル都市圏を背後圏に持ち、環黄海経済圏ネットワークの一つの大きな柱を形成すると共に、潮位差が9-10mに達し、自然現象の厳しい海域の中の港湾という

特徴がある。2000年の実績は（表2）のとおりであり、総計1億3千万トンに達している。巨大港湾である。（因みに、2000年の日本の1位は千葉港の169百万トン、2位名古屋港の158百万トン、3位は横浜港の117百万トンである。）

（表2）仁川港の貨物

	貨物量（万t）	代表貨物品目
国内貨物	5,200	砂、石油、セメント、鉄鋼
輸出貨物	2,800	自動車、化学品、鉄鋼品、石油
輸入貨物	5,200	石油、飼料、穀物、木材、鋼材、鉱石、スクラップ、石炭

仁川港は輸入を主体とする港湾であるが、自動車なども大量に輸出されている。中古自動車もロシア向けに輸出されている。また、国内海上輸送も盛んであることがわかる。また、仁川港は中国の都市、丹東、天津、大連、煙台、威海、青島、上海と国際フェリーで繋がっており、韓国国際フェリーの拠点となっている。

仁川港は内港、北港、南港から構成されている。中心は内港で、ここには潮位差による不便を解消すべく、内港内部の水深を一定に保つための、閘門が出入口に設置されている。閘門は1万トン級船舶用と5万トン級船舶用の2つがあり、通過船舶数は合わせて2000年実績で国際航路が6,804隻、国内航路が15,671隻である（表3）。かなりの広さ・大きさであるが、中国三峡ダムのケースと比べると半分程度である。なお、これより小規模と言うことであるが類似したものが北朝鮮の南浦港にある。仁川より直線距離で200km北である。

（表3）閘門の諸元（単位：m）

	長さ	水深	幅員
1万トン級船舶用	245	6.4	18.5
5万トン級船舶用	380	8.3	18.5

仁川港の港湾施設の状況は（表4）の通りである。内港は8ターミナルに分かれており、そのうち7ターミナルを民間に貸し出し、港湾運営を任せている。残りの1ターミナルは公共ターミナルとしている。いずれも所有者は国である。

（表4）仁川港の現況

ターミナル名	バース数	取扱品目	オペレーター
1	11	鉄鋼、木材、一般雑貨	公共機関
2	8	同上	Union, Dongbang
3	7	同上	Dongbu Corporation, Global Enterprises, Korea Express
4	5	コンテナ	Hanjin, Korea Express
5		自動車、鋼材製品、バルブ	Sun-Kwang,
6	4	同上	Donghwa
7	4	穀物	TBT, Korea Silo
8	3	スクラップ、塩、砂糖原料	Korea Express, Youngjin, Dongbu Corporation
北港	8	木材、鉄鋼製品、セメント、原油、LPG、ディーゼル	
南港	9	国内貨物	

施設増強計画については、内港は現在以上の施設増設の余地はなく、新規需要には再開発が必要と考えられるが、北

港では、2011年までに18バースの建設計画があり、この場合5万トン級船舶も着岸できることとしている。南港では、4万トン級のコンテナ船バースを3つ用意し、年間45万トンの取扱をする計画であり、既にこの一部を韓国企業サムスンとPSA（シンガポール港務局）が受けることで、2001年8月から工事が開始している。北港及び南港はこのような大型岸壁の建設と利用に当たって大きな潮位差を克服せねばならず、技術的に見て大きな挑戦をしていると言える。

3. 釜山港

釜山港では後述するように釜山新港が建設中であるが、早くも2006年まではバース供用はない。それまでは急増する貨物量に対しては現港で対応することとなる。現港の状況は(表5)の通りであり、コンテナターミナルは6ヶ所ある。

(表5) 釜山港の現況

ターミナル名	開業時期	バース数	取扱能力(万TEU)	オペレーター
Jaseongdae	1978.9	5万トン×4 1万トン×1	120	Hachison Port Holdings (HPH)
U-am	1996.9	2万トン×1 1万5千トン×1	45	U-am Terminal Co.,
Gamman	1998.4	5万トン×4	120	Korea Express, Global Enterprises, HPH, Hanjin
Shingamman	2002.4	5万トン×4 5千トン×1	80	Dongbu-Corporation, Evergreen,他
Shinseondae	1991.6	5万トン×4	120~160	Pusan-East-Container-Terminal (PECT) (このターミナルはFTZ)
Gamcheon Hanjin	1997.11	5万トン×2	34	Hanjin, (このターミナルはFTZ)

釜山港のコンテナ貨物が急増している理由としては多くの要因が考えられるが、競争力が周辺国のハブ型港湾より高く、集貨力が強いことが上げられる。それを端的に示すのが港湾料金の安さである。今回の視察で韓国当局者は(表6)の資料を提示した。神戸港は釜山港の2倍であり、荷主にとっては釜山港が非常に魅力的であることが分かる。加えて、更に競争力を高めるため、トランシップ貨物の埠頭料金を2002年10月から20%割引を行っている。こうした施策の導入により釜山港では近年トランシップ貨物が急増中である。

(表6) 釜山港を基準にした東アジア港湾の港湾料金(1999年、KMI¹による)

釜山港	シンガポール港	高雄港	香港	神戸港
1	1.30	1.61	2.19	2.19

4. 釜山新港

釜山新港建設は1995年から2011年までの計画であり、と

りあえず2006年に3バースの供用開始を目標に急ピッチで工事が進捗している。完成時は北港地区で13バース、南港地区で12バース、西港地区で5バース、合計31バースと言う巨大港湾が出現することとなる。水深は15m~16mを予定しており、東アジア~北米・欧州の基幹航路の寄港確保が狙いであることが分かる。年間取扱量は約8百万TEUを考えており、総投資額は道路、鉄道アクセスを含まず、約9千億円であり、国が4千億円、民間企業が5千億円負担する計画である。

釜山新港の建設理由は次の通りである。

釜山現港の施設不足解消。釜山現港のcongestion costは年間5億ドルと見積もられている。また、釜山市の都市問題は釜山港若しくはその周辺の過密から生起しているケースが多く、この問題の解決にも資する。

Mega Hub Portの建設。韓国政府は21世紀において最高の海運国家を創造したいとしている。

国民経済基盤の強化。国際貿易の拡大を目指すためには前提となるインフラの整備が不可欠である。あわせて港湾競争力を強化し、港湾産業の拡大を図る必要がある。因みに、釜山市における釜山港の役割は(表7)のように表現されている(1999年現在)。全雇用のうちの28%、全従業員収入のうちの21%、全付加価値額の34%が釜山港関連産業によるものである。

(表7) 釜山新港の全工事量

コンテナターミナル	防波堤	浚渫量	護岸長	道路延長	鉄道延長
9.95km	1490m	72百万m ³	20.7km	61.6km	38.8km

建設には民営方式が導入されており、(株)釜山新港が北港地区のターミナルを作り、運営に当ることとなっており、その状況は次の通りである。

- ・会社設立：1997.9.5
- ・実行方式はBTO (Build, Transfer, Operation)：この方式はBOT方式と異なり、国に所有権を渡してから運営権を取得するもので、民間企業に不利な側面があり、韓国当局の中にもBOTにすべきとする意見がある。
- ・建設期間は2001~2008年。(2005年までに3バース、2006年までに更に3バース、2008年までに更に3バース、合計9バース、取扱容量は3百万TEUを想定している。)
- ・全建設費：約20億ドル
- ・出資会社：サムソングループ25%、CSXWT (米国の企業グループCSX World Terminal) 24.5%、現代グループ10.22%、現代建設9.28%、KTCA (韓国コンテナ埠頭

¹ 正式名称：Korea Maritime Institute

公団) 9.0%、その他9.0%

以上のように多くの企業の集合体であること、米国企業が投資していることが特徴である。なお、新港の背後地の産業開発も外資の積極的導入により進めることとしている。

5. PECTターミナルの状況

PECTとはPusan East Container Terminal Co. Ltdの略称である。

1991年から3バースで営業を開始、1997年に4バースめが営業開始、1999年にOOCL及びAPLに対しON DOCK CY (コンテナヤード) サービスを開始、2000年にP & O Nedlloydに対し同じサービスを開始(表8)。

(表8) PECTバースの状況

バース数	岸壁延長	岸壁水深	リーファブラグ数	年間取扱能力
4	1200m	14-15m	634	1,600,000TEU

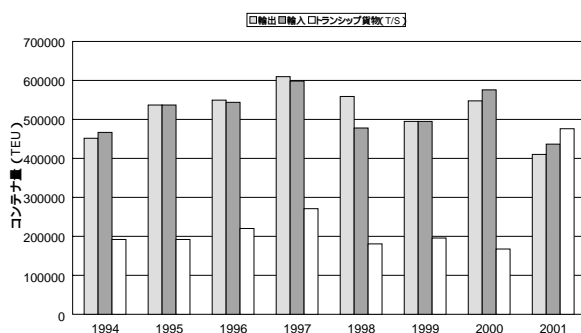
PECTターミナルには次のようなITシステムが整備されている。

Real time online customer information service : 船舶の入出港、船上、及び荷役中の貨物のモニタリング、追跡
PECTOS 2000 : KL-NET²方式によるEDI³及びターミナル活動を支えるシステム

Mlogis System : 船社、荷主、運送機関、ターミナルの間を繋ぐシステム

PECTターミナルにおけるコンテナ貨物の経年変化を下記に示す。輸出、輸入、トランシップ貨物ごとに分けて表示してある(図1)。

(図1) PECTターミナルにおけるコンテナ取扱量経年変化



この図より明確にわかることは、トランシップ貨物が2001年に急増したことである。従来は輸出若しくは輸入の半分にも達していなかったトランシップ貨物は、2001年になると、輸出、輸入のいずれよりも大きくなっている。

以上韓国港湾の概況を見てきたが、非常に大きな新規投資を行っており、北東アジア交通の中心になるための布石を着々と打っているのがわかる。北朝鮮が改革開放路線に向かい、経済成長をはじめると、それを援護する韓国としてはこの程度の港湾投資は十分必要になると考えているのであろう。日本ではこのような楽観論は影を潜めており、北東アジアの交流の停滞は今後とも当分の間継続すると多くの人が考えている。いずれにしろ、韓国の大胆な投資は今後日本の海運にも大きな影響を与えることになるだろう。



仁川港

北東アジアにおける

エネルギー協力に関する専門家会議

(2003年4月8日 - 10日)

ERINA経済交流部 部長代理 佐藤尚

ESCAPとロシア極東地域に電力を供給しているポストックエネルギー社(本拠地:ハバロフスク)共同開催による上記会議が、ウラジオストクにて2003年4月8日より10日まで開催された。会議には北東アジア地域を中心に約70名の参加を見た。今回の会議にはSARSの関係で中国側からの参加は無かった。公式には中国は新指導部になり、行政改革が実施中との説明がESCAPからなされたが、非公式にはこの新ウィルスの感染を危惧してのことと思われる。ウラジオストク空港でも空港関係者がすべてマスクを着用しており、ロシア側もSARSに対してはかなり神経質になっていることが窺われた。会議は市内と空港の間にある州政府の会議場ビルで実施された。韓国からは、イ・ウオン・ギル氏(産業資源部、資源政策局局長)以下16名の参加があった。また北朝鮮からも、シン・ヨン・ソン氏(電気石炭工業省次官)以下総勢4名の参加があった。北東アジアにおけるエネルギー部門の主要プレイヤーである日本

² 韓国における港湾情報システム。

³ 電子データ交換(Electronic Data Interchange)。

と中国政府の参加を欠き、議論は白熱したもの（一部では北朝鮮と韓国の綱引きも見られた）、インパクトは小さくならざるを得なかった。また日本側の参加は民間からであり、興味対象がシベリアの天然ガス開発が中心となり、ロシア側主催である電力供給会社ポストークエネルギー社のそれとはかけ離れた点も見受けられた。2001年10月ハバロフスク開催の事前会議を踏まえ、今回は第1回公式会議となったわけであるが、具体的な成果があったわけではない。ESCAPの立場としては、対話の場を提供することにあり、諸般の理由で日本・中国が参加しなかったが、北朝鮮の参加を引き出したことは一つの成果と言える。

関係各国及び国際機関からの発表があいついだり、それらは3つのカテゴリーに分類される。第1は発言者の自国の電気エネルギー事情に関するもの、第2はある特定のプロジェクトについての技術的側面に関するもの、第3は北東アジア地域における具体的な地域内国際協力について、となっている。会議開催の趣旨等ESCAPのホームページに掲載されている。

(http://www.unescap.org/enrd/energy/energy_policy.asp#northeastasia)

時系列的に、またERINAとして有用と思われる発表について簡潔に紹介する。技術的な内容について筆者は素人であり、十分に触れることができない点はご了承いただきたい。尚、使用言語はロシア語と英語、北朝鮮は一部ハングルでの発表があり、北朝鮮側通訳が英語に逐語的に翻訳していた。

1. 4月8日(火) 9:30 - 10:30

祝辞(4名より)

- ・ユリー・リホイダ氏(沿海州政府エネルギー担当副知事)
- ・ユーリア・ミラノバ氏(ロシアエネルギー省エネルギー・電力関連インフラ整備・電力取引局長)
- ・ビクトール・ミナーコフ氏(ポストークエネルギー社社長)
- ・シェルチュック氏(ロシア極東地域沿海州連邦大統領監察官)

開会挨拶

- ・ラビ・スワニー氏(ESCAP環境・持続的発展部部長)

基調報告

- ・イ・ウオン・ギル氏(韓国産業資源部資源政策局長)

2. 4月8日(火) 11:00 - 12:15

電気エネルギー取引関連地域間共同計画実施例報告

- ・江原功雄氏(IEA非加盟国局アジア太平洋・ラテン・アメリカ課課長)

- ・スラブ・スラボフ氏(国連欧州経済委員会エネルギー部会上級専門官)

内容は欧州内の電力取引に関する報告であり、北東アジアにおいて同様な事業を実施する場合には参考になると思われる。内容を箇条書きにて列記する。

電力取引は欧州内の域内小地域間で既実施、あるいは今後の実施が計画されている。ベルギー=フランス=イタリア、あるいはルーマニア=ブルガリア=ギリシャといった核になる国同士で実施されている。

各国の電力施策、また電力単価が大きく異なるため、早急な欧州内での電力輸出入の完全自由化は現状不可能。欧州内各小地域での実施を当面は推進し、将来的には各小地域を連結し、最終的に電力面での欧州統一を目指す。

各国で電力のピーク時期が異なるため、電力の輸出入は経済的にも、発電効率、環境的にも有益。

輸出入は同量輸入、同量輸出を大前提とし、輸出入代金支払いを回避するようにしている。電力を輸出品とみなし、単価を決めることが極めて困難ゆえの処置である。

1999年欧州内の総発電量の内26%が輸出入取引の対象となった。2003年には35%になる見通し。

第三者の電力産業への参入を促進するための法律の整備も必要。

ベルギーからイタリアへ電力を輸出する場合、フランスの送電関連インフラを利用するが、この3カ国で電力の相互供給、通過国の送電インフラ利用に関する取り決めがなされている。

北東アジアにおける電力の輸出入は欧州以上に必須と思われる。但しゼロサム取引ではなく、代金支払いが伴うようになると思われる。ロシアは潜在的に電気の大供給国になりうるが、中国の産業は急速なテンポで発展しており、深刻な電力不足が危惧される。

3. 4月8日(火) 12:15 - 13:00 14:30 - 16:00

北東アジア地域のエネルギー協力の可能性評価

- ・ラルフ・バーンシャフト氏(ESCAPエネルギー資源課経済事務官)
- ・グウェン・ルオン氏(ESCAP/UNDPコンサルタント)
- ・北朝鮮・モンゴル・韓国・ロシアの関係者各国数名より自国の電力事情説明

北朝鮮の発表は自国の電力不足を率直に認めたものであった。北朝鮮は水力発電と石炭火力が主要電力となっているが、渇水期(山地に樹木が無いため?)にはダムの水

量が不足し、発電に支障をきたす。諸般の理由により90年代初頭に比較し40%あまり発電量が低下している旨発表された。原子力発電は政治的ではなく、必要に迫られてのことと説明された。

アムールエネルギー社からは、アムール州と国境を接した黒龍省への電力輸出に関する技術的な説明が行われた。輸出電力量を増大したいが、中国側国境地帯の2地域のみへの輸出に限定され、黒龍江省全体への輸出は中国中央政府の許可が下りないため現状不可能とのこと。中国側はロシアへの過大な電力依存には消極的である。北東アジア地域の相互信頼関係が確立されない限り、電力取引の増大は難しいと感じられた。

4. 4月9日(水) 9:00 - 10:30

北東アジアにおける電力事業発展及び各国間の電線網相互連結の可能性

- ・レフ・ベリャーエフ氏(ロシア科学アカデミー・イルクーツク電気エネルギーシステム研究所実験主任)
- ・パク・ソン・ヒ氏(北朝鮮電気石炭エネルギー省次長)
- ・ユン・ジェー・ヨン氏(韓国電気技術調査研究所電力システム長)

電力の輸出入に関する技術的側面の説明がなされた。北朝鮮の報告を紹介し、その報告に関する韓国側を交えた質疑応答について報告があった。次に韓国側の北東アジア域内における電力輸出入関連網の紹介、それに対する日本側のコメントが紹介された。

報告は北朝鮮電力石炭省の朴次長より行われたが、中途から、北朝鮮代表団が代わる代わる発表するようになった。

1980年代からの電力開発の状況を説明。その後1990年代に入ってから、KEDOの枠組み、アメリカからの重油の供給・その中断、原発再開への苦渋の決断が、独特の熱情をもって説明された。核兵器開発のために原発を再開したなどと、政治を絡める議論には絶対に応じられないと、強い口調で説明を締めくくった。

これに対し韓国側からは、原発開発の純経済的側面について、質問があった。これに対し北朝鮮は「純経済的」は欺瞞的な表現で、結局は政治に結びつくと抗議しながら、海外からエネルギー資源を調達できない国内事情、国内の水力発電所は渇水期が多く、信頼性にかけること、ウランを自国で調達できるなど、綿々と説明が続いた。韓国側団長イ・ウオン・ギル氏の判断で北朝鮮側の回答に謝意を表し、質疑応答は終わった。

韓国からは北東アジア地域の電力供給設備網の説明があった。この中で、韓国と日本の電力供給についても紹介

があったが、これに対しては、日本側から、現実的でないとして反論がなされた。

日本の電気エネルギー需要は不況、生産設備の海外移転、人口規模の縮小、省エネ技術の進展等により増加せず、海外からの電力輸入の必要性は無い。また、地域独占が行われている日本の電力政策上、市場の混乱を誘発し、地域電力会社は最終的に自己の不利益となる電力輸入には消極的である旨反論があった。商社が関与したとしても、インフラ整備に多大な資金が必要なこと、地域電力会社が自己のインフラを第三者に利用させることの非現実性も追加的に反論材料とされた。

これに対し韓国側は日本と韓国の電力供給網は、北東アジア電力網構築の最後の目標であり、技術的な側面を紹介したままで、その経済的な面でのF/Sを紹介したわけではないと返答があった。

5. 4月9日(水) 16:00 - 17:30

北東アジアにおける電力事業及び電力取引促進のための財政支援メカニズム構築の可能性について(パネルディスカッション)

- ・デルチョ・ピッチェフ氏(英国「ルネッサンス・ファイナンス・インターナショナル」社東欧部部長)
- ・小泉肇氏(株コーエイ総合研究所代表取締役)
- ・ドミトリー・ポリソフ氏(ロシア統一電力エネルギーシステム国際機関協力部部長)

6. 4月10日(木) 9:00 - 12:00

北東アジアのエネルギー分野における技術、財政支援に関する報告会

- ・佐藤尚
- ・スラブ・スラボフ氏
- ・デルチョ・ピッチェフ氏

佐藤は当初発表を予定していなからず、急ごしらえではあったが、以下のような発言をした。(原文は英文：別添を参照)

ERINA設立の経緯、日本海側と太平洋側の経済格差の是正を北東アジア地域との経済関係深化により解決するアイデアを披露。

日本のエネルギー資源の中東依存度を低めるために、シベリアのエネルギー開発することの重要性の説明。

(個人的な意見として)日朝国交回復交渉の頓挫、北朝鮮の原発再始動。これらの問題を解決するために実現性が一番高いロシア極東から北朝鮮への電力輸出に日本が資金的に関与するアイデアを説明。植民地時代の圧制に対する

賠償として北朝鮮はいろいろなプロジェクトを提案するであろうが、エネルギー問題解決が急務と成る。但し国交回復が成ったとしてもすぐに発電施設を北朝鮮国内に建設することは不可能。そこで、極東地域に水力発電所を日本の資金援助で追加建設。これについては既に建設中のブレア発電所という既存案件があり、このブレア発電所がある同名の河川に追加の水力発電所建設も視野に入れることができる。中国の例をみるまでもなく、日本政府の公的な追加資金援助は、遅れているロシア極東への民間投資呼び水になることも期待される。また数年の時差が危惧されるが、今から新水力発電所建設のF/Sを実施すれば、日朝国交回復時に即ロシア側から電力を供給できる状況になっているかもしれない。ロシア極東の電力不足解消、北朝鮮電力不足解消、原子力エネルギーからの離脱を促進できるかもしれない。

7. 4月10日(木) 午後

事務局のESCAPが事前に用意した、コミュニケ採択にかかるが、韓国側は、今回の会議開催費用のかなりの部分を負担したこと、中国、日本が不在であることの利点を生かし、北東アジア地域内での電力或いはより広くエネルギー関連案件でのイニシアチブ取ることを目論み、コミュニケの内容の大幅改定を提案してきた。具体的には2003年11月、この種の第2回会議を韓国で開催すること、その際には北東アジア地域に特化した多国間エネルギー協力に関する研究所を、韓国に設立することが主要議題になることが提案された。

これに対して北朝鮮が反対。またロシア側主催者であるビクトール・ミナーコフ氏(同社長は2002年12月実施のESCAPが資金援助したERINAエネルギー視察団に参加し訪日)もERINAの実名をあげ、ERINAはエネルギー関連の会議、専門家の招聘、視察のアレンジ、国際会議における有益な提案等、北東アジア地域ではつとに成果をあげ、それはエネルギー分野に限ったことではない。なぜ、新たに新研究所を立ち上げるのか疑問が提示された。結局コミュニケの採択は後日関係機関との調整の上策定されることで一応決着。いずれにせよ、この地域におけるERINAのプレゼンスが大きい、と言う点を関係者には理解いただきたい。このコミュニケの最終版は前出のESCAPのホームページ「Statement」を参照いただきたい。また、韓国の主張は同「Statement」の文末にある。

同時期石油公団総裁が極東ロシア訪問中であり、日本側は同総裁一行の対応に忙しく、この会議への日本側の公式参加はなかった。しかし、アメリカは国務省情報調査室の

分析官が参加しており、対応の差を見せた。ERINAは国を代表する機関ではないが、前述のエネルギー関連の研究施設にも、その実績を生かし、深く関与していく必要があると感じた。

発表原稿

Capacity-Building and Effective Information Exchange Between Japan and the Russian Federation

Hisashi Sato

Deputy Manager, External Relations Department, ERINA

I would first of all like to introduce the institution that I represent. ERINA was founded in 1993 and will celebrate its 10th anniversary on October 1st this year. ERINA, whose main sponsor is the government of Niigata Prefecture, is located in the city of Niigata, halfway along the Japan Sea coast of Honshu, Japan's main island. The city has air links with Vladivostok and Khabarovsk. Japan's political, economic and scientific hubs are located on the Pacific coast of the country, leading those on the Japan Sea coast (known as *ura Nihon*, or "the back of Japan") to feel that their region is somewhat discriminated against. In fact, until the collapse of the Soviet Union, *ura Nihon* directly faced one of the fronts of East-West confrontation across the Japan Sea, so such strategic centers were deliberately located as far away from such potential flashpoints as possible. However, despite the fact that relations with our neighbors across the sea thawed considerably, the disparity between the two coasts of Japan was still not eliminated. A number of academics came to be of the opinion that, as we appear to be unable to alter this situation through our own efforts, improving relations with Northeast Asia could assist in narrowing the gap to some extent. With this in mind, the government of Niigata Prefecture took the initiative in founding an economic research institute specializing in the study of Northeast Asia. Financial support for the founding of this institute as a non-profit organization was also forthcoming from 10 of Japan's 47 prefectural governments.

Moving now to the topic referred to in the title, this is far too vast a subject area for me to cover in sufficient detail, but I would like to tell you about ERINA's activities, in order to demonstrate our contribution in this field. Japan imports some 90 % of the fossil fuels it needs from the Middle East, which is, as you know, a politically unstable area. Until recently, Japan considered energy resources to be mere commodities, and the cheaper they were, the better. This attitude led to a high dependence on the Middle East. Now, however, Japan is painfully aware of the necessity for a diverse range of fossil fuel supply sources, and is beginning to look toward energy resources in Siberia. Of course, a number of Japanese experts have been proclaiming the importance of Russian energy resources for some time and we have long been involved in the exploitation of energy resources in Sakhalin, but even now, more than a decade after the collapse of the Soviet Union,

some consumers still claim that they need no "red" gas or oil. Furthermore, the territorial dispute between Japan and Russia has also hindered more profound involvement on the part of the former in the exploitation of the latter's energy resources. Times have changed, however, and we must move away from outmoded ways of thinking.

Realistically speaking, from the perspective of national energy security, it is vital that we develop a greater interest in Russia's natural resources. Siberia has vast potential reserves of natural gas, which is preferable for Japan because of its status as a relatively environmentally friendly fossil fuel. High-level discussions between Japan and Russia regarding energy resources have just begun and we hope that they will give rise to positive results.

It is often said that the equipment and facilities used by Russia's energy industry need to be replaced, as they have become decrepit. In December last year, believing that we could assist in supplying the requested parts or even new factories, ERINA hosted a group of energy experts from Far Eastern Russia and Mongolia. Over the eight days that they were in Japan, they visited a variety of facilities, mainly power stations run on natural gas, nuclear energy or coal, as well as an old hydropower station as well. This enabled them to develop a familiarity with our advanced technology. Japan is interested in Russian energy resources and visits such as this will enable Russia to see the newest technology available in the energy sector. Such exchanges will lead to business and ERINA - being a neutral body - can act as an intermediary, asking the sort of questions of both the private sector and governments that ordinary commercial companies rarely do. Based on this experience, ERINA would be prepared to accept any kind of study group, in any industrial sector, were basic net expenses to be covered.

In conclusion, I have one proposal for promoting peace in Northeast Asia. This meeting has heard explanations of a variety of cross-border electricity transmission networks in Northeast Asia; judging from all these presentations, the most realistic is the proposed project to link the grids of Far

Eastern Russia and the Democratic People's Republic of Korea (DPRK). In September 2002, Prime Minister Koizumi visited Pyongyang for talks about establishing a diplomatic relationship between the two countries. Unfortunately, there has been no further progress, due to a certain issue upon which the two countries are unable to reach a compromise. However, the situation will surely change in the future; indeed, it is vital that it does change. Hopefully, we will not have to wait long for this relationship to be established. If diplomatic relations were established, Japan would provide compensation for its misdeeds during the colonization of the Korean Peninsula. The DPRK will lodge requests for assistance in various areas; the country's energy problems are so great that requests for Japan to undertake large projects in this field will be inevitable. In this context, I personally think that Japan should assist in realizing the transmission of electricity from Russia to the DPRK. In doing so, Russia would benefit from investment on the part of the Japanese government, which will in turn attract investment by the Japanese private sector. In the mid-80s, the Japanese government provided loans to China, which later attracted private sector investment in the country, the effects of which are well known. That tendency is still in place, even today. Rather than big business, there has been an avalanche of small enterprises rushing into the Chinese market. A similar situation is certain to manifest itself in this area as well.

Providing electricity from Russia using financial support provided by the Japanese government is a form of first aid remedy; we will gradually have to construct power stations in the DPRK. There is a proverb "to hit two birds with one stone"; in this case, three birds would be hit with one stone, in the form of Japanese financial support: increasing private sector investment in Far Eastern Russia, solving the problem of energy shortages in the DPRK, and finally, persuading that country to cease its development of nuclear energy facilities.

北東アジア動向分析

北東アジア概況

北東アジア各国（朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を除く）の2002年の主要経済統計が出揃った。以下では各国経済の状況を、GDP、インフレ率、貿易収支の三つの主要指標から概観する。

実質経済成長率（GDP）

中国の成長率は8.0%で前年の7.3%を上回り、域内各国の中で最も安定した高成長を記録している。

ロシアの成長率は4.3%で前年の5.0%は下回ったが、99年から4年連続のプラス成長を達成した。

モンゴルは3.9%で悪天候や主要輸出品価格の低迷といった悪条件の中、前年を上回る成長を記録した。

韓国は通貨危機による98年のマイナス成長以降、急速な回復を見せた。その後2001年は3.1%の成長に止まったが、2002年は6.3%と成長率を上げている。

インフレ率（消費者物価）

中国の物価は 0.7%となっており、世界的に懸念されているデフレの兆候を示している。

一方、ロシアではインフレ傾向が持続しており、2002年においても15.1%と、前年よりは改善したものの高いイン

フレ率を記録している。

モンゴルもインフレ傾向が続いており、2002年には前年の8.0%よりも上昇し、9.8%となっている。

韓国は通貨危機による輸入物価の上昇で、98年には7.5%の物価上昇を記録した。その後は沈静化し、2002年は2.7%となっている。

貿易収支

中国は輸出の急増した97、98の両年に400億ドルを上回る黒字を記録した。その後輸入の増加により黒字幅は減少し、2002年には226億ドルとなったが、2003年は再び増加し304億ドルを記録した。

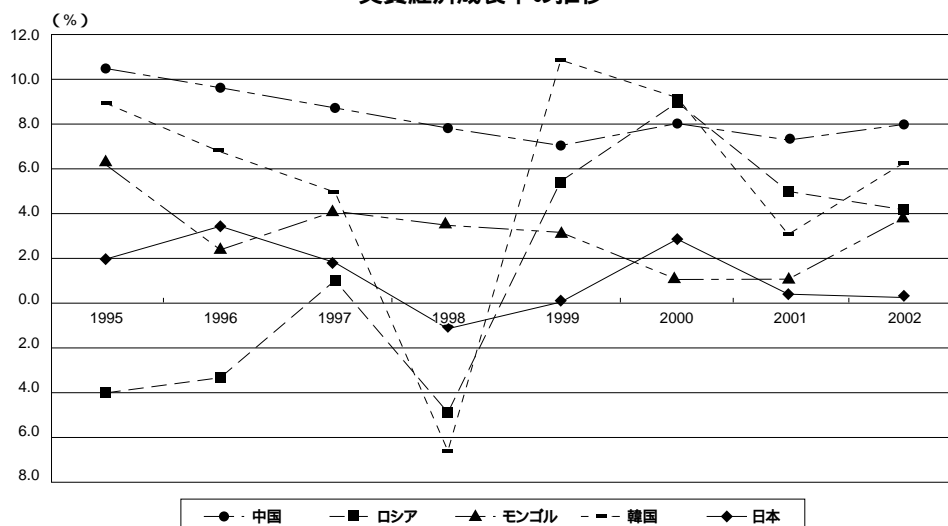
ロシアは99年以降、輸出の拡大と輸入の縮小によって貿易収支の黒字が拡大した。2002年は前年よりは縮小したものの、464億ドルに達している。

モンゴルは1.58億ドルの赤字となった。これで同国の貿易収支は96年から7年連続の赤字となった。

韓国は通貨危機以降、貿易収支の黒字が続いている。2002年は前年を上回り、141.8億ドルの黒字となっている。

（ERINA調査研究部研究主任 中島朋義）

実質経済成長率の推移



インフレ率の推移（消費者物価）

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
中国	17.1	8.3	2.8	0.8	1.4	0.4	0.7	0.7
ロシア	131.3	21.8	11.0	84.4	36.5	20.2	18.6	15.1
モンゴル	53.1	44.6	20.5	6.0	10.0	8.1	8.0	9.8
韓国	4.5	4.9	4.4	7.5	0.8	2.3	4.1	2.7
日本	0.1	0.1	1.8	0.6	0.3	0.7	0.7	0.9

貿易収支

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
中国	16,700	12,220	40,420	43,570	29,230	24,100	22,600	30,400
ロシア	20,310	22,471	17,025	16,869	36,130	60,700	49,429	46,400
モンゴル	58	27	17	158	155	79	116	158
韓国	4,444	14,965	3,179	41,627	28,371	16,872	13,492	14,180
日本	131,790	83,560	101,600	122,390	123,320	116,720	70,210	93,574

中国（東北三省）

2002年の中国経済は、積極財政と通貨安定政策などにより、国内需要が持続的に増加し、政府長期目標（7.0%）を上回る8.0%を記した。こうした中、東北三省は全国を上回る経済成長率を記録した。今号では2002年の東北三省の経済動向を概観する。

6年連続の全国を上回る成長率

2002年の各省の経済成長率は、遼寧省10.2%、吉林省9.5%、黒龍江省10.3%と全国（8.0%）を大きく上回った。これによって東北三省の経済成長率は97年以降6年連続して全国平均を上回る結果となった。第一次、二次、三次産業別成長率で見ても三省ともに全国平均以上であり、中でも食糧生産、社会消費財の小売が順調であったことで、第一次、三次産業の伸びが高かった。

遼寧省経済は前年に引き続き好調で、成長率は95年以来最高記録の10.2%であった。第一次、二次、三次産業の伸び率はそれぞれ8.0%、9.9%、11.1%で、第三次産業が大きく伸びた。また、冶金、石油化学、電子及び通信設備製造、機械工業などの支柱産業を中心に工業生産も好調であった。貿易額は、三省の中でも伸び率は低いが、上半期はマイナス成長であったことを考慮すると、後半の伸びの著しさが窺える。後半の輸出の伸びの背景には機械電気製品、ハイテク製品輸出が好調に推移したことや外資企業の輸出が拡大したことが挙げられる。輸出相手国をみると、米国、ASEAN、ロシアへの輸出がそれぞれ2～3割増と大きく伸びたことが特徴的である。また、香港、韓国、日本などのアジア諸国及び南米向け輸出も増加している。一方、輸入は前年比6.6%増に留まった。直接投資の導入は好調で、25.8%増と全国的にみても高水準であった。

吉林省の経済成長率は9.5%に達し、改革開放以来最高の伸び率を記録した。同省の食糧生産、工業生産、固定資産投資の成長率はいずれも全国平均を大きく上回り、東北三省の中でもトップとなっている。同省の2002年の食糧生産量は2,215万トン（前年比13.4%増）と好調で、工業生産も史上最高の644.4億元（同20.3%増）を記録した。工業生産の中では、外資系企業の伸び率が21.8%と高く、牽引役となった。また更新改造投資の拡大を中心に固定資産投資も18.4%といった高い伸び率を記録した。対外貿易では輸出が前年比21.0%、輸入が11.1%増であった。輸出品目の中では、農産物とりわけトウモロコシの輸出が著しく伸び、輸出量では約600万トン、金額では約6億ドルに達した。

ただし、直接投資の導入については、規模も小さい上、伸び率も5.9%と全国を大きく下回り、三省でも最低の水準であった。外資導入の促進が今後の吉林省経済発展の鍵といえる。

黒龍江省の経済成長率は10.3%に達し、近年、安定的に高成長を続けている。これまでの前半成長し、後半停滞するといった状況を改善し、1年間を通じてほぼ均衡的な発展を実現した。2002年の黒龍江省経済の中では、食糧生産量の大幅増と好調な対外貿易が目立つ。食糧生産では、米の生産量は前年比9.4%と落ち込んだものの、トウモロコシの生産量は30.6%増と拡大した。また、近年ロシア向け輸出が急増している果物も前年比50.5%増と大きく伸びている。対外貿易をみると、同省は、国が実施している輸出奨励策以外にも省独自の輸出奨励策を打ち出し、貿易総額は43.5億ドル（前年比28.5%増）に達した。うち、輸入額は23.6億ドル（33.2%増）、輸出額は19.9億ドル（23.3%増）であった。輸出品目は電気機械などの工業完成品の伸びが著しく、輸出総額の76.5%を占めた。また、相手国をみると、対ロシア貿易が史上最高記録を更新し、29.7%増と大きく伸び、同省貿易総額の53.6%に達した。

2002年の東北三省経済が良好に推移した中で、課題として挙げられるのは、失業問題である。2002年末の都市部登録失業率は、吉林省は全国を下回ったが、遼寧省、黒龍江省では年末の都市部登録失業者数はそれぞれ74.0万人、38.8万人で、失業率は6.7%（筆者計算）、4.9%と全国平均（4%）を大きく上回った。また、レイオフ（一時帰休）状況をみると、遼寧省は2002年には77万人に上り、全国レイオフ労働者（410万人）の2割近くにも達する規模であった。黒龍江省も遼寧省同様、レイオフ労働者が多く全国の1割に達し、深刻な状況に置かれている。こうした状況を改善するためには、第三次産業を発展させて就業機会の拡大を図ることが急務である。

（ERINA調査研究部研究員 李勁、同 川村和美）

中国及び東北三省の国民経済・社会発展に関する統計公報（2002年）

		全 国		遼 寧 省		吉 林 省		黒龍江省	
			伸び率		伸び率		伸び率		伸び率
国内総生産	億元	102,398	8.0%	5,458	10.2%	2,243	9.5%	3,902	10.3%
第一次産業	億元	14,883	2.9%	588	8.0%	456	6.3%	447	8.1%
第二次産業	億元	52,982	9.9%	2,612	9.9%	965	10.5%	2,189	10.7%
第三次産業	億元	34,533	7.3%	2,258	11.1%	822	10.1%	1,266	10.2%
一人当たり国内総生産	元	7,972	N.A.	13,000	9.5%	8,309	N.A.	10,235	10.2%
都市住民収入	元	7,703	13.4%	6,525	12.6%	6,260	17.2%	N.A.	N.A.
農村住民純収入	元	2,476	4.8%	2,751	7.6%	2,361	8.2%	N.A.	N.A.
食糧生産量	万吨	45,711	1.0%	1,510	8.3%	2,215	13.4%	2,941	10.9%
米	万吨	N.A.	N.A.	359	5.3%	N.A.	N.A.	921	9.4%
トウモロコシ	万吨	N.A.	N.A.	889	6.7%	N.A.	N.A.	1,071	30.6%
大豆	万吨	N.A.	N.A.	53	4.7%	N.A.	N.A.	556	12.1%
甜菜	万吨	1,268	16.4%	40	11.5%	N.A.	N.A.	438	32.6%
野菜	万吨	N.A.	N.A.	2,099	14.9%	N.A.	N.A.	1,325	6.0%
果物	万吨	6,809	2.3%	351	3.8%	N.A.	N.A.	32	50.5%
工業総生産（付加価値）	億元	45,935	10.2%	4,905	15.3%	644	18.6%	1,935	11.0%
国有企業	億元	16,638	11.7%	3,075	14.4%	501	15.7%	1,144	12.1%
集団所有制	億元	2,769	8.6%	289	10.5%	N.A.	N.A.	29	8.2%
外資系	億元	8,091	13.3%	1,016	15.7%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
軽工業	億元	12,294	12.1%	986	16.7%	132	13.3%	177	13.7%
重工業	億元	19,188	13.1%	3,919	14.7%	513	20.3%	1,103	11.9%
石炭生産量	億トン	13.80	18.9%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
原油生産量	億トン	1.67	1.8%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
発電量	億kwh	16,540	11.7%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
建設業付加価値額	億元	7,407	8.0%	827	8.7%	179	11.6%	253	8.5%
固定資産投資総額	億元	43,202	16.1%	1,605	13.0%	805	18.4%	1,108	11.5%
交通輸送・郵便電信業付加価値額	億元	5,518	7.7%	N.A.	N.A.	139	7.7%	265	10.0%
貨物輸送量	億トンキロ	49,387	3.8%	1,914	2.8%	616	0.2%	976	0.1%
鉄道	億トンキロ	15,477	6.2%	971	0.0%	409	1.1%	748	0.2%
道路	億トンキロ	6,704	5.9%	222	2.7%	93	8.1%	168	0.9%
水路	億トンキロ	26,481	1.9%	661	8.7%	0.3	14.8%	16	7.4%
航路	億トンキロ	52	17.9%	1.4	26.4%	N.A.	N.A.	0.3	- 2.5%
旅客輸送量	億人キロ	13,966	6.2%	586	4.1%	232	5.4%	400	1.0%
鉄道	億人キロ	4,969	4.2%	340	4.2%	133	4.5%	163	0.1%
道路	億人キロ	7,643	6.0%	174	4.0%	84	5.9%	222	1.3%
水運	億人キロ	85	5.6%	8.6	2.1%	0.1	23.7%	0.1	23.0%
空運	億人キロ	1,269	16.2%	63	4.3%	N.A.	N.A.	15	10.5%
港湾貨物取扱量	万吨	27	11.6%	16,565	11.6%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
外貿	万吨	8	17.0%	5,691	20.20%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
社会消費財小売総額	億元	40,911	8.8%	2,258	11.0%	1,008	10.9%	1,320	10.1%
消費者物価上昇率		-	0.8%	-	1.1%	-	0.5%	-	0.7%
都市		-	1.0%	-	1.1%	-	0.8%	-	0.7%
農村		-	0.4%	-	1.3%	-	0.3%	-	0.5%
食品		-	0.6%	-	2.6%	-	1.2%	-	0.6%
交通・通信		-	1.9%	-	1.2%	-	3.6%	-	0.5%
娯楽教育文化用品		-	0.6%	-	2.6%	-	0.8%	-	0.6%
住居費		-	0.6%	-	0.5%	-	3.4%	-	1.7%
サービス料金		-	0.1%	-	N.A.	-	2.8%	-	0.6%
輸出入総額（税関統計）	億ドル	6,208	21.8%	217.4	9.8%	37.1	15.6%	43.5	28.5%
輸出額	億ドル	3,256	22.3%	123.7	12.4%	17.7	21.0%	19.9	23.3%
輸入額	億ドル	2,952	21.2%	93.7	6.6%	19.4	11.1%	23.6	33.2%
外資払込額	億ドル	N.A.	N.A.	42.6	18.7%	5.5	5.7%	12.4	7.4%
うち直接投資	億ドル	828	19.6%	39.2	25.8%	3.2	5.9%	9.5	9.8%
金融機関の預金残高	億元	183,388	18.1%	7,600	17.7%	3,032	15.6%	4,237	13.2%
金融機関の貸付残高	億元	139,803	15.4%	6,247	11.2%	3,207	6.7%	3,624	7.7%
人口	万人	128,453	-	4,203	-	2,699	-	3,813	-
自然増加率	‰	6.45	-	1.34	-	3.19	-	2.54	-
都市部登記失業率	%	4.0	-	-	-	3.6	-	4.9	-

出所：中国及び東北三省の統計公報、国家統計局資料

注1：伸び率は対前年比。

注2：工業総生産額（付加価値額）は国有企業及び年間販売収入500万円以上の非国有企業の合計のみ。

注3：遼寧省の工業総生産額はすべて生産額ベース（付加価値ベースではない。網掛け部分）。

ロシア（極東）

2002年のロシア極東経済

2002年、ロシアの鉱工業生産は3.7%増えたが、極東では0.9%の減少を記録した。しかし、州別で見ると、チュコト自治管区（20.5%）、ユダヤ自治州（11.0%）など伸びが目立つ地方もあった。2001年に減少（15%）したのは沿海地方だけだったが、2002年には、カムチャッカ州（16%）及びサハリン州（12.5%）の2地域で鉱工業生産が減少した。

極東の小売売上高の伸び率はロシア全体より高く、サハ共和国、サハリン州及びチュコト自治管区はさらにその倍以上の成長率だった。消費者物価上昇率は、約33%となったチュコト自治管区以外は、ロシア全体とほぼ同じであった。失業者数は15%減り、特にユダヤ自治州、ハバロフスク地方及びマガダン州で30%以上の減少となり、全国と比較して著しく改善した。

2002年のハバロフスク地方及び沿海地方の社会・経済状況

極東ロシアの経済、政治、文化的な中心の座を競っているハバロフスク地方と沿海地方を比較してみたい。まず、ハバロフスク地方では2001年に鉱工業生産が12%増加したのに対して2002年は6%増と成長率が低下した一方、沿海地方の鉱工業は逆に15.2%減から1.2%増加となり、深い落込みに歯止めがかかった。

部門別で見ると、ハバロフスク地方は、燃料、石油精製、石炭採掘、鉄鋼、機械製造など基幹的産業では生産が増加したが、2002年に成長率が下がったり、マイナス成長になったりした部門が多かった。増加から減少に転換したのは、軽工業（2001年1.9%、2002年17.8%）、漁業を含む食料産業（2001年2.6%、2002年6.3%）などである。これに対し沿海地方は2001年に落ち込みのあった多くの産業で大きな増加が記録された。具体的には、化学・石油化学工業が160%（2001年1.9%）、機械製造、金属加工が

15.6%（2001年27%）、建築材工業が12%（2001年7.9%）という好転を示した。固定資本投資は、ハバロフスク地方がその額（178億ルーブル）においても、成長率（19%増）においても、沿海地方（123億ルーブル、9%）を上回っている。

2002年の貿易額は沿海地方では17.9億ドルで、0.6%の増加となった。一方、ハバロフスク地方は16.3億ドルで、27%の減少を記録したが、これは機械製造部門の最大企業の一つであるコムソモリスク・ナ・アムール航空機工場の製品輸出権がモスクワの企業に移り、地方輸出とされなくなったためである。機械以外の輸出は25%増加した。輸出入の品目別構成は両地方でほぼ同じであり、輸出では水産物、木材、鉄鋼及び非鉄金属、輸入では機械・輸送機械、食料品とその原料及び日用品が圧倒的である。貿易収支は、両地方とも黒字であるが、2002年には輸出減と輸入増のため、その額が急減した。ハバロフスク地方では2001年の22.1億ドルから9.6億ドルとなり、沿海地方でも黒字額は僅か0.3億ドル（2001年は6.9億ドル）にまで減少した。

ハバロフスク地方と沿海地方の人口は2002年に、ともに0.7%減少し、それぞれ147.6万人と210.9万人となった。極東で最も人口が多い沿海地方は、小売売上高でも1位であり、2002年にこれは14.3%増加し、423億ルーブルに達した。ハバロフスク地方は小売規模が330億ルーブル（11.5%増）であるが、生活水準は高い。例えば、同地方の一人当たり平均現金所得は4,330ルーブル/月であり、沿海地方の3,074ルーブル/月を上回っている。

過去数年間、ハバロフスク地方の経済は比較的安定して成長してきたが、沿海地方経済は不安定であった。今後は、安定成長を維持、確保するためにも、基幹産業の安定的操業に向けて官民の協力を強化すること、輸出外貨や家計収入の増加を見越した食料品などの域内消費型産業を育成・強化すること、投資環境の整備及び公共投資における政府の役割を増やすなどの政策が不可欠であると思われる。

（ERINA調査研究部研究員 ドミトリー・セルガチョフ）

	鉱工業生産 (2002年) [前年比]	小売売上高 (2002年) [前年比]	消費者物価 (2002年) [前年12月比]	失業者数 (2002年) [前年比]	参考：地域総鉱工業生産 (2002年) [対全国比(対全地域比) %]
サハ共和国	1.7	22.8	12.1	9.0	1.24 (28.78)
沿海地方	1.2	14.3	13.6	1.2	0.71 (16.58)
ハバロフスク地方	6.0	11.5	17.6	32.1	1.09 (25.17)
アムール州	0.2	3.8	12.4	8.0	0.23 (5.26)
カムチャッカ州	16.0	2.0	14.1	22.6	0.29 (6.78)
マガダン州	6.9	7.2	12.3	30.0	0.23 (5.39)
サハリン州	12.5	18.3	17.6	23.9	0.44 (10.29)
ユダヤ自治州	11.0	18.0	19.9	34.1	0.03 (0.60)
チュコト自治管区	20.5	19.3	32.7	1.3	0.05 (1.16)
極東	0.9	13.4	15.2	15.1	4.31 (100.00)
ロシア連邦	3.7	9.1	15.1	10.9	100.00

（出所）ロシア国家統計委員会「ロシア連邦管区の社会経済状況」四半期報、4号、2002年。

モンゴル

経済成長と貿易・財政赤字

2002年から2003年にかけての冬がそれ以前の冬ほど厳しいものではなかったため、貿易赤字・財政赤字は続いているものの、モンゴル経済は引き続き上昇傾向にある。2002年のGDPは2,313億トグリクに達し、対前年比3.9%増であった。鉱工業生産の増加傾向は2003年第1四半期も続き、対前年同期比3.1%増となった。このうち、製造業部門は7.7%増加したが、鉱業部門、エネルギー部門は0.5%、1.2%の増加に留まった。

2002年の消費者物価上昇率は1991年以来最低の1.6%を記録したが、その後3月までに3.1%上昇した。雇用調整庁に登録された失業者数は3月末現在で35,700人で、前年同期より11.8%少ない。

これに対し、貿易収支と財政収支は悪化が続いている。2002年の貿易赤字は約1.7億ドル（対前年比45.3%増）であったが、2003年は3月までで3,770万ドルに達している（前年同期は10万ドルの黒字）。輸出が12.4%増加しているものの、輸入が45.3%も増加したためである。モンゴル国内では機械工業が発達のため、鉱工業、建設、通信及び輸送など各分野での生産増に伴って投資が増加すると、これら投資財の輸入が増えることになる。他方、主要輸出品目であるカシミアや銅の国際市況が低迷を続ける中で、輸出総額の伸びは輸入に比べると抑えられている。

2003年第1四半期の国家財政赤字は、対前年比47.7%増の197億トグリクとなった。これは、主に、道路維持、地質調査、植林等自然保護事業及び国家備蓄増強といった、

公共部門への投資的経費の増加によるものである。

比較的穏やかであるとはいえ、今年も厳しい冬であり、2002年夏の干ばつと併せた複合被害が及んだ範囲は、国土の70%となった。2002年の農業総生産額は対前年比10.5%減（2001年は同18.5%減）であった。2003年3月までの死亡成畜数は62万4千頭で、前年同期の180万頭に比べれば状況は良い。

土地私有化の開始

昨年、国会を通過した「モンゴル国民へ土地の配分に関する法律」によれば、国による国民に対する土地の配分は、2003年5月1日に開始されることになっていたが、当日、実際に土地の権利書を最初の受取人に手渡すセレモニーが行われた。国民の所有の対象となる土地は124.63haで、全国土（156.4万km²）の0.9%に当たる面積である。土地は、世帯及び経済活動の必要に応じて配分される。

国民に対する配分プロセスは4段階に分けて実施される予定である。第1段階では、国民は2年間の期間中に1回、無料で土地の配分を受ける。家族用の土地の面積は、立地によって異なり、首都では最大7a、県都（アイマクの中心都市）では最大35a、集落（ソム中心）や村では最大50aである。第2段階では、法的身分や書類に関わる誤り等から第1段階で土地の配分を受けられなかった家族に対して、無料で1回土地の配分が行われる。第3段階では、現に耕作に従事している者に対して、自営耕作あるいは共同耕作を拡大する目的で土地を購入する権利が優先的に与えられる。第4段階では、耕作用の土地が入札により販売される。（ERINA調査研究部客員研究員 エンクパヤル・シャグダル）

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	03年1月	03年1-3月
GDP成長率（対前年比：％）	4.0	3.5	3.2	1.1	1.1	3.9		
鉱工業生産額（前年同期比：％）	4.4	3.2	1.3	2.4	11.8	3.8	1.9	3.1
消費者物価上昇率（対前年末比：％）	20.5	6.0	10.0	8.1	11.2	1.6	1.2	3.0
国内鉄道貨物輸送（百万トンキロ）	2554.2	2815.3	3491.7	4282.5	5287.9	6461.3	548.5	1680.4
失業者（千人）	63.7	49.8	39.8	38.6	40.3	30.9	32.0	35.7
対ドル為替レート（トグリク、期末）	813.2	902.0	1072.4	1097.0	1102.0	1125.0	1132.0	1140.0
貿易収支（百万USドル）	16.8	158.1	154.5	78.7	116.2	166.8	2.4	37.7
輸出（百万USドル）	451.5	345.2	454.2	535.8	521.5	524.0	51.2	129.2
輸入（百万USドル）	468.3	503.3	512.8	614.5	637.7	690.8	48.8	166.9
国家財政収支（十億トグリク）	65.1	102.1	98.2	69.7	45.5	70.0	4.1	19.5
成畜死亡数（100万頭）	0.6	0.7	0.8	3.5	4.7	2.9	0.1	0.6

（注）失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2003年は期末値。貨物輸送、財政収支は年初からの累積値。

1999年以降の貿易額は、非通貨資金取引額を含む。

（出所）モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑2001」、「モンゴル統計月報」各月号ほか

韓国

マクロ経済動向と展望

3月に公表された2002年の実質経済成長率は6.3%で、前年の3.1%から大きな回復を見せた。年間の失業率も前年の3.7%から3.1%に低下した。また、インフレ率も消費者物価で、前年の4.1%から2.7%に低下した。マクロ経済指標で見る限り、2002年の韓国経済はバランスの取れた好況であったといえよう。

但し、足元の景気は既に下降局面に入ったと見られる。今年の第1四半期の製造業生産指数は前年同期比伸び率が2.4%と、前期の同10.3%から大きく低下している。一方、原油価格の上昇で輸入は急増しており、通関ベースでは1～3月は3ヵ月連続で貿易収支が赤字となった。またインフレ率も上昇しており、3月は生産者物価で前年同月比5.8%、消費者物価で同4.5%となっている。

中央銀行である韓国銀行と政府系シンクタンクである韓国開発研究院(KDI)は、いずれも4月に2003年の経済予測を発表した。これらはいずれもほぼ同様の現状判断を示しており、韓国経済の減速を予測している。今年の経済成長率は韓国銀行4.1%、KDI 4.2%で、それぞれ12月時点の5.7%、5.3%から大きく下方修正している。いずれも設備投資、消費といった内需の停滞を予測しており、機械設備投資の伸び率は韓国銀行3.3%、KDI 3.4%、民間最終消費の伸び率は韓国銀行2.3%、KDI 2.1%と低くなっている。また消費者物価上昇率は韓国銀行3.9%、KDI 3.8%としており、いずれも今年より上昇すると見込んでいる。失業率はKDIのみが予測しているが、3.4%と今年の水準を上回るとしている。

内需の動向については両機関共通に、年前半の大幅な落

ち込みと後半におけるある程度の回復というシナリオを見込んでいる。その上で両機関とも、北朝鮮の核開発問題の深刻化など、韓国を巡る国際環境の悪化によっては、後半の内需の回復が実現せず、年全体の成長率がさらに低下する危険性を指摘している。したがって場合によっては、今年の成長率は3%台に落ち込むことも想定される。ダウンサイドリスクを抱えた政策運営が強いられよう。

SKグループ問題

前号で報じた韓国第4位の財閥、SKグループを巡るスキャンダルは混乱を深めている。2月にオーナー家の2代目でグループのナンバー2である崔泰源SK(株)会長が、傘下のホテル株式の評価を巡る背任容疑で逮捕されたのにつづき、傘下の石油流通会社SKグローバルの粉飾決算と債務超過が明らかとなった。同社は債権金融機関の管理下で再建がはかられることとなった。

こうした中、4月にはモナコのヘッジファンドといわれるソプリンが、SK(株)に対し敵対的M&Aを行った。SKグループは混乱の中で有効な防衛策を打てず、ソプリンは発行株式の14.99%²を取得し筆頭株主となった。SK(株)の傘下には、携帯電話の最大手SKテレコムなど多くの優良企業がある。しかしSK(株)の株価は低く、時価総額は約1兆3000億ウォンに留まっている。一方で、その保有する株式は、SKテレコム(発行株式の20.85%)だけでも3兆ウォンに達しており、ソプリンのM&Aはこうしたいびつな所有と株価の構造を衝いたものである。現時点ではソプリンの最終的な目的がSKグループの経営権にあるかどうかは不明だが、通貨危機後も温存された不透明な韓国財閥のオーナー支配構造に冷水が浴びせられた事件といえる。

(ERINA調査研究部研究主任 中島朋義)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	02年4-6月	7-9月	10-12月	03年1-3月	2003年1月	2月	3月
国内総生産(%)	6.7	10.9	9.3	3.1	6.3	1.3	1.0	2.0	-	-	-	-
最終消費支出(%)	9.8	9.4	6.7	4.2	6.2	1.3	0.5	0.7	-	-	-	-
固定資本形成(%)	21.2	3.7	11.4	1.8	4.8	1.1	2.5	6.5	-	-	-	-
製造業生産指数(%)	6.6	25.0	17.1	0.9	7.3	7.5	5.7	10.3	2.4	3.1	10.2	4.3
失業率(%)	6.8	6.3	4.1	3.7	3.1	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.1
貿易収支(百万USドル)	41,627	28,371	16,872	13,492	14,180	4,396	2,988	3,865	-	859	588	-
輸出(百万USドル)	132,313	143,686	172,268	150,439	162,471	40,252	41,255	45,308	43,324	14,317	13,435	15,572
輸入(百万USドル)	93,282	119,752	160,481	141,098	152,126	37,192	38,884	42,262	44,164	14,419	13,810	15,934
為替レート(ウォン/USドル)	1,399	1,190	1,131	1,291	1,251	1,270	1,197	1,221	1,201	1,179	1,191	1,232
生産者物価(%)	12.2	2.1	2.0	1.9	1.6	1.2	1.6	3.9	5.3	5.1	5.2	5.8
消費者物価(%)	7.5	0.8	2.3	4.1	2.7	2.7	2.5	3.3	4.1	3.8	3.9	4.5
株価指数(1980.1.4=100)	406	807	734	573	757	840	723	674	591	631	592	551

(注)失業率は水準、製造業生産指数、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、その他のパーセンテージ表示系列は前期比伸び率

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、失業率は季節調整値

生産者物価は1995年基準、消費者物価は2000年基準

貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース

(出所)韓国銀行、国家統計庁他

¹ SKグループの持ち株会社。

² 外国人の持ち株比率が15%を超えると電気通信事業法では外国人企業とされ、SK(株)の所有するSKテレコム株式の議決権が制限される。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

最高人民会議第10期第6回会議

最高人民会議第10期第6回会議が3月26日、平壤の万寿台議事堂で開催された。会議では、2002年の国家予算執行の決算と2003年の国家予算に対して、最高人民会議休会中に最高人民会議常任委員会が採択した一部の法を承認することについて、が討議された。

(1) 2002年の決算と2003年の国家予算

2002年の決算では、国家予算収入が予算の0.5%増、国家予算支出が予算の0.2%減、2003年の予算については、収入が昨年比13.6%増、支出が同14.4%増であると発表されたが、金額は公表されなかった¹。

2002年の経済については、工業総生産額は2001年に比べ112%に成長し、国家予算支出総額の22.7%が人民経済分野に投資され、14.9%が国防費に投入された。また、2002年7月の経済改善措置については、「全般的商品価格と生活費を改正し独立採算制を正しく実施されるようにしたのをはじめ、変化した環境と条件に合わせて経済管理を改善し、人民生活を高めるための新しい措置を実施することで、我々式の社会主義制度の優越性を全面的に発揮できる広い道が開くことになりました」と肯定的に評価をしている。また、優先的に資金を投入した部門は、電力工業、石炭工業、金属工業、鉄道運輸工業部門であった。

2003年の経済の見通しとしては、国家予算収入を前年比13.6%増で計画しているにもかかわらず、国家企業利益金収入は同5%増、共同団体利益は3.3%増、社会保険料収入は6.7%増、土地使用料収入は3.7%に増にとどまっている。このため、「余裕貨幣資金を効果的に動員利用するために、朝鮮戦争時期以来はじめて人民生活公債(債券)を発行することが提案され、5月1日から発売が開始されている。支出については、国防工業を優先的に発展させながら軽工業と農業を同時に発展させる原則に基づいて、国家予算総額の15.4%を国防費に投入している。また、燃料、動力問題を決定的に解決するために電力工業部門では前年比12.8%、石炭工業部門においては同30%以上、農業部門では、21.3%、軽工業部門では12.4%投資を増やす計画になっている。

(2) 新しく承認された法律

今回の最高人民会議では、「軍事服務法」「機構法」「都

市計画法」「河川法」「会計法」が承認された。このうち、河川法については、政府機関紙『民主朝鮮』2003.1.26及び28号に法規解説が掲載されているが、その他に関しては2003年5月7日現在、条文、解説等は公表されていない。

北京三者協議

2003年4月23日～25日、北京で北朝鮮の核問題に関連して、米国、北朝鮮、中国の高官協議が行われた。この会談では、北朝鮮が米国による体制保障と引き替えに核兵器、ミサイル開発を放棄するとの提案をしたと報道された²。北朝鮮側も「我々は久々に行われた今回の朝米会談で、朝鮮半島での戦争を防ぎ、堅固な平和と安全を成し遂げようとする立場から出発して、朝鮮半島の核問題の当事者である朝米双方の憂慮を同時に解消できる新鮮で大胆な解決方途を提示した」と言明している³。北朝鮮の核開発に関する立場は、「米国は世界最初の核保有国であり、世界最大の大量殺傷武器の保有国だ」⁴と、弱小国が核開発をしても、大国には脅威にはならないという考えであり、先のイラク戦争でのイラクの敗北から、軍事力を背景にしなければ先制攻撃を受けるという考えが強い。そのため、まず米国がアクションを起こすことを要求している。しかし、対米関係の改善は、北朝鮮にとっての政治的、軍事的、経済的な悲願であることに変わりはない。

第10回南北閣僚級会談

第10回南北閣僚級会談が2003年4月27日から29日まで平壤で開かれた。韓国側が核兵器の開発問題を議題に提示したことから、一時は会談が物別れになる可能性も指摘されたが、コミュニケの採択に時間がかかったものの、南北共同宣言の基本精神と履行の再確認、核問題に対する平和的解決への協力、南北共同宣言の発表3周年記念の6.15民族統一大祝典と8月に大邱で開かれるユニバーシアードへの協力、双方間で履行中であるか、予定されている事業を積極的に推進、南と北は離散家族問題の解決推進、次回の南北閣僚級会談の開催日程(7/9～7/12)が合意された。今回のコミュニケは、新しく合意された項目はそれほど多くはなく、既存の事業推進が主になっていることが特徴である。

(ERINA調査研究部研究員 三村光弘)

¹ 2002年7月に賃金と価格体系を大幅に変更したため、貨幣価値に大きな変動が見られるはずであるが、今回の最高人民会議の発表では、金額が公表されなかった。どのような手法で予算支出の伸びを算出しているのかは不明である。

² たとえば、<http://www.asahi.com/special/nuclear/TKY200304280310.html> など。

³ 『労働新聞』2003年5月5日付、<http://www.kcna.co.jp/beijinghoidam/b-05-05.html> を参照。

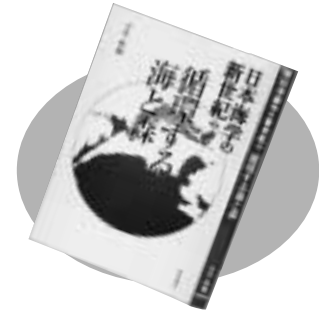
⁴ 「朝鮮半島の非核化運命は全面的に米国の政策にかかっている」- 北朝鮮外務省の代弁人談話 -、<http://www.kcna.co.jp/beijinghoidam/b-04-30.html>。

BOOK REVIEW

「日本海学の世紀3 循環する海と森」

編者：小泉格（北海道大学名誉教授）

発行：角川書店



本書は、日本海を中心にして、環日本海地域の人間や自然のかかわりあい、「循環」や「共生」といった視点から探る『日本海学の世紀』シリーズの第3弾である。過去のシリーズ1、2では、日本海学の紹介やその意義、そして主に日本海をめぐる比較文化論や文化交流の歴史が取り上げられてきたが、それに続くシリーズ3の本書では、海を基点とした循環体系という視点からの、海や森をはじめとする自然と人のかかわりがテーマとなっている。

『日本海学』とはいささか聞き慣れない言葉かも知れないが、本書では「環日本海地域全体を、日本海を共有する一つのまとまりのある圏域としてとらえ、日本海に視座をおいて、過去、現在、未来にわたる環日本海地域の人間と自然とのかかわり、地域間の人間と人間とのかかわりを、総合学として学際的に研究しようとするものである」と定義づけている。富山県の提唱によって始まったこの日本海学の研究は、伊東俊太郎氏（東京大学名誉教授）を代表とする人文、社会、自然系の各分野の研究者によって、そのフレームワークが練られてきた。これは、これまで総合的な研究が行われてこなかった環日本海地域を、あらためてトータルに捉え直そうという非常に意欲的な取り組みであり、同時に同地域の研究に新たな視座を提供するものとなっている。本書はいわば、その研究の成果を世に問うとともに、日本海学の確立と普及を図るための書とも言える。

本書の前半部には、2002年9月東京都で開催された日本海シンポジウム「環日本海文明～森の文明パラダイム～」が収録されており、毛利衛氏（日本未来科学館館長）の基調講演の宇宙から見た地球の様子の話は楽しい。しかし、地球の生命は海面下10km、地上30kmの範囲でしか息できず、その大切な水と空気をはじめとする地球環境を人間が変えつつある、とのスペースシャトルからの映像を通しての指摘は、私たちの息を可能ならしめている環境の危うさを改めて実感させてくれる。

後半部は、「循環」をテーマとした研究者の論文やエッセイそしてインタビューなどが収められているが、親鸞・日蓮が体験した環日本海原風景、日本海における森と海との循環を通じた豊かな関係、環日本海構想の歴史的変遷や地方自治体の国際協力、日本海を基点とした大気・水・生命の循環体系の概説など、その領域は多岐にわたっていて実に幅が広い。本書は、日本海を共有する環日本海地域を、一つのまとまりある循環・共生体系として捉え、我々が日本海に抱いている固定的なイメージを解き放ち、新たな広

がりをもった世界を提供している。このように本書が扱う領域は広いが、このシリーズはどこから読み始めても良いいわば雑誌のスタイルをとっている。従って、読者は自ら関心のある分野から読み進めて、日本海学を読み解き、その理解を深めることをお勧めしたい。

本シリーズの今後の展開には大いに期待が持てるが、日本海学研究的な広い領域をどう総合化し統合していくのか、それがこれからの大きな課題であろう。その点に関して本書では、日本海学が浮き彫りにしつつある課題として、地球温暖化、海洋研究、環日本海の文化、の3点を例として挙げながら、環日本海のかかえる問題を総合的に捉えることにより、豊かな森と水に恵まれた環日本海から21世紀の新たなパラダイムを創出することを目指す、として今後の方向性を提示している。

それに関連して言えば、日本海底層に酸素を供給している表面海水の沈み込み活動が、地球温暖化に代表される地球環境の急激な変化によって不活発になっており、ある意味で実験海域ともみなすことが出来るミニ海洋としての日本海に行く末が、全海洋に行く末を先取りするものと考えられる、との蒲生俊敬氏の指摘がある。また、21世紀の気候変化をより正しく予測することは、これからの海洋研究の緊急の課題であり、世界の海洋大循環のミニチュア版として日本海の変化を、地質・生物・化学など広い分野から見つめてみることは極めて重要である、と張勳氏は指摘している。いずれもこれからの日本海学研究に方向性を与えるものとして大変興味深い。

この日本海学の考え方は、5ヶ国36自治体をメンバーとする北東アジア自治体連合の分科会においても紹介され支援の方向での合意も受けているという。しかし、環日本海圏を重層的にとらえ日本海学の内実により一層のふくらみを持たせるためには、日本海岸の他の地域への広がりとともに、何よりも環日本海圏の各国、各地域の研究者の参加、各国関係機関との連携や共同研究などが大切であり、また必要ではなからうか。そのためには、小泉格氏が指摘しているように、環日本海地域における地域間協力には、政治と経済が環日本海地域の時空を自然的文化的に共有しているという共通概念が不可欠といえる。

（ERINA調査研究部 特別研究員 会田洋）

北東アジア関連ホームページ紹介第8回

このシリーズでは、今まで7回にわたり様々な北東アジア関連のホームページを紹介してきました。今号では、バックナンバーとして国別にその一覧を掲載しました。読者の皆様が、情報収集を行う際にお役に立てるものばかりだと思います。是非、一度アクセスしてみてください。

中国情報サイト
中国経済情報網【中/英】 (http://www.cei.gov.cn) 国家情報センターが運営しており、経済情報を中心としている。
中国企業網【日】 (http://1cen.com/) 中国全土（本土・香港）の約2300社に及ぶ全上場企業のデータバンク。
中国情報局（searchina）【日】 (http://searchina.ne.jp/) 中国のニュース、株式、為替、天気情報、中国関連イベントなど多種多様な情報にアクセスできる。
中国網（チャイナネット）【日/中/英/口、他】 (http://www.china.org.cn/) 中国の政治、経済、文化に関する情報が満載のサイト。各種新聞などの報道記事が日本語で読める。
新浪網【中/英】 (http://www.sina.com) 世界中の中国人から情報が提供されている。
在中国日本公館ホームページ「日本之窗」【日/中】 (http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/01top.htm) 駐中国日本大使館・領事館のサイト。日本人向けの中国情報、中国人向けの日本情報を発信している。
人民網People日文版【日/英/中/他】 (http://j.peopledaily.com.cn/) 中国の全国紙「人民日報」の記事が、ほぼリアルタイムで日本語で読める。
中国旅行情報庫【日】 (http://www.chinatravel.nu) 中国旅行に関する情報が一通り載っている。中国へ旅行に行くときは参考になる。
中国鉄道で旅に出よう！【日】 (http://hccweb5.bai.ne.jp/iroshiya/tielu.html) 中国を鉄道で旅するための情報を提供しているサイト。時刻表、乗り継ぎなどを調べることが可能。
黒龍江情報港【中/英】 (http://www.hl.cninfo.net/) 黒龍江省に関する様々な情報を提供している。

韓国情報サイト
Center for Economic Information KDI【朝】 (http://epic.kdi.re.kr/) 韓国開発研究院（KDI）が海外向けに、韓国経済の現況をPRしている。
韓国統計庁【朝/英】 (http://www.nso.go.kr/eng/) 韓国統計庁のサイト。韓国経済に関する生のデータが得られる。
三星経済研究所【英/朝】 (http://www.koreaeconomy.org/) 経済分析に関しては定評のある三星経済研究所の英語ページ。
韓国鉄道【日/朝/英/中】 (http://www.korail.go.kr/) 韓国国鉄のサイト。路線図や鉄道案内、列車の空席照会がオンラインで行える。
チンゲー【日】 (http://www.chingu.friend.ne.jp) 日本語とハングルを自動翻訳し、言葉がわからなくても日韓相互におしゃべり（チャット）できる。

北朝鮮情報サイト
朝鮮通信社【朝/英】 (http://www.kcna.co.jp/) 北朝鮮の公式の通信社のサイト。ニュースや北朝鮮を研究する上で必要な基本的文献を掲載している。
FBDA (for the DPRK)【英】 (http://www.fbda.net/) 北朝鮮向けのビジネスをサポートする「Korea Business Consultants」のサイト。
中央日報【日/朝/英/中】 (http://japanese.joins.com/northkorea/) 韓国の「中央日報」の日本語サービスの中にある北朝鮮情報のページ。ニュースを日本語で読める。
朝鮮日報 北朝鮮レポート【日】 (http://japanese.chosun.com/) 韓国の主要日刊紙の一つである「朝鮮日報」の日本語ホームページにある北朝鮮情報のコーナー。
在日本朝鮮人総聯合会【日/朝】 (http://www.chongryon.com/) 朝鮮総連のサイト。朝鮮総連の歴史、組織紹介のほか、地方組織や傘下団体の一覧とリンク集がある。
ロシア情報サイト
ロシア連邦経済発展貿易省【ロ】 (http://www.economy.gov.ru/) 相当な情報量を誇り、同省関連の法案やプレスリリースなどがサイトからダウンロードできる。
Japan Sea Network - JSN Online【日】 (http://www.jsn.co.jp) ロシア極東の経済情報などを伝える「ジャパン・シー・ネットワーク社」のサイト。
北海道庁国際課ロシア室【日】 (http://www.pref.hokkaido.jp/soumu/sm-tksai/russia/index.html) ロシアとの貿易取引やロシアへの投資に役立つ幅広い情報と地元TVニュースの要旨を毎日掲載。
北海道大学スラブ研究センター【日/英】 (http://src-home.slav.hokudai.ac.jp/index.html) 旧ソ連・東欧地域の総合的な研究成果や進行中の研究プロジェクトなどを紹介している。
インターファクス社【英/ロ】 (http://www.interfax.ru/?lang=EN) ロシアの通信社で国際的認知度も高い「インターファクス社」のサイト。
Yandex【英/ロ】 (http://www.yandex.ru/) ロシアにおける検索エンジンの草分けのサイト。ニュース、商品、画像などの検索が可能。
VICS (Vostochny International Container Services) 社【英/ロ】 (http://www.vics.ru/scripts/index.dll?) シベリア鉄道の東側のゲートウェイ港であるポストーチヌイ港のコンテナターミナル運営会社のサイト。
ハバロフスク地方行政府【英/ロ】 (http://www.adm.khv.ru/invest2.nsf/folders/home) 地域の概要紹介のほか、民間投資プロジェクト、輸出希望品紹介など企業情報の比率が高い。
モンゴル情報サイト
モンゴル国政府のホームページ【蒙/英】 (http://www.pmis.gov.mn/) モンゴル国政府のサイト。モンゴルについて幅広く、有益な情報を提供している。
モンゴルHP探偵団【日】 (http://www.geocities.co.jp/SilkRoad-Forest/2659/) 機能的に整理された豊富なリンクにより、モンゴルに関するあらゆる情報にアクセスできる。
モンゴル情報局【日】 (http://www.netlaputa.ne.jp/SHAGAA/) モンゴル情報局は、モンゴル情報誌「しゃがぁ」のオフィシャルサイト。
モンゴルショップ「ザハ」【日】 (http://www1.odn.ne.jp/zaha/index.html) 民族衣装、モンゴル語学習教材、書籍、乳製品などモンゴルのものなら何でも買うことができる。

ERINA 新オフィスのご紹介

この3月、ERINAオフィスが朱鷺メッセ・万代島ビルに移転してから2ヶ月経ちました。そこで読者の皆さんに、新オフィスの様子について写真を用いて簡単にご紹介いたします。



オフィスの様子

ERINAはオフィスとして12階のフロア全てを借り切り、広々とした調査研究・経済交流活動等に快適な空間を創り出しています。



オフィスからの風景

眼下には悠々と流れる信濃川、新潟のシンボル「万代橋」、都心部のビル群があり、調和のとれた「水の都新潟」の美しい景色を眺めることができます。晴れの日には日本一美しい夕日が日本海に沈んでいきます。

会議室からの風景

信濃川の河口に位置する新潟西港と日本海を一望できます。新潟西港は、佐渡への玄関口であると同時に国内外のフェリー航路、旅客航路を有し、毎日美しい船が入港、出港しています。



朱鷺メッセ全景

朱鷺メッセは、世界的建築家横文彦氏のデザインで「信濃川に浮かぶ船」をイメージされており、日本海側唯一の高層ビル「万代島ビル」(31階建・140.5m)、国際展示場、国際会議場等から成る複合施設です。ERINAのオフィスは12階に入居しています。



会議室

ERINA専用の会議室を備えており、毎日会議や打合せで有効に利用されています。



研究所だより

役員等の異動

< 新任 >

- 理事 篠田昭 (新潟市長)
 理事 瀬戸雄三 (社)日韓経済協会会長)
 理事 星野元 (株)新潟日報社代表取締役社長)
 理事 八島俊章 (社)東北経済連合会会長)
 理事 吉本高志 (東北大学総長)
 理事 渡辺修 (日本貿易振興会理事長)
 監事 関根洋祐 (新潟県出納長)
 評議員 荒木幹夫 (日本政策投資銀行理事)
 評議員 加藤健一 (新潟市助役)
 評議員 佐藤博之 (株)商船三井専務取締役兼専務執行役員)

以上 平成15年4月1日付け
 任期満了に伴う改選により新たに就任された方のみ掲載
 しました。

職員の異動

< 転入 >

- 調査研究部兼経済交流部 研究員 尾暮克文
 (新潟市から)
 平成15年4月1日付け

< 転出 >

- 調査研究部 研究員 滝沢数義
 (新潟市へ)
 調査研究部 客員研究員 李燦雨
 (笹川平和財団へ)
 調査研究部 客員研究員 劉家磊
 (黒龍江省社会科学院へ)
 平成15年3月31日付け

セミナーの開催

地域セミナー

平成15年3月13日(木) 新潟商工会議所7F大ホール

「新潟県企業国際ビジネス・ワークショップ」

平成15年度第1回賛助会セミナー

平成15年5月9日(金) 万代島ビル6F会議室

テーマ:「北東アジアにおける北朝鮮の政治行動」

講師:防衛庁防衛研究所 主任研究官 武貞秀士氏

編集後記

SARSが中国を中心に猛威を振っている。WHOは5月22日、全世界の感染者数が8,000人を突破したと発表した。中国では感染が農村部に広がっている。ロシアでも5月19日に中国と国境を接するアムール州で初めてのSARS感染者が発生した。周辺各国の感染防止の水際対策も本格化している。ロシアは中国への航空券の販売と予約を一部停止し、北朝鮮で

は入国者全員を一定期間隔離する措置をとっている。日本でも、中国や台湾からの宿泊客を断るホテルが目立っている。このような状況では北東アジアの経済交流はできない。多くの国際的なスポーツイベントや国際会議などの開催が見送られるという異例の事態になった。ERINAなどが主催している北東アジア経済会議も無期延期になった。また経済面でも悪影響が出ている。中国の地元紙は今年の中国の貿易収支は20億～30億米ドルの赤字になる恐れがあると報じた。対中貿易が黒字である日本にとっても中国との貿易が縮小すれば、経済成長の直接的なマイナス要因となる。また5月20日、従業員のSARS感染のため北京にある松下電器産業の工場が閉鎖された。中国との国際分業体制を拡大させる日本メーカーのリスクの大きさが浮かび上がった。SARSの問題が長引けば、生産拠点の他国への移動や分散も考えることとなる。北東アジアの調査研究活動の中で、SARSによる影響について改めて考えてみたい。(K)

ERINAのオフィスが朱鷺メッセ・万代島ビルに入居してから2ヶ月が経ちました。紹介するためにページを設けましたが、ご覧いただけましたでしょうか。朱鷺メッセは5月にオープンしてから「水の都新潟」の新しい観光スポットとなり、毎日大勢の人が訪れています。また、国際交流や経済活性化の拠点としての役割も期待された施設であります。ERINAはその一翼を担っておりますので、経済発展に貢献するためこのランドマークから北東アジアに向け様々な情報を発信し続けていきます。(O)

発行人 金森久雄
 編集長 辻久子
 編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村俊彦
 久住正人 尾暮克文
 発行 財団法人 環日本海経済研究所◎
 The Economic Research Institute for
 Northeast Asia (ERINA)
 〒950-0078 新潟市万代島5番1号
 万代島ビル12階
 Bandaijima Bldg. 12F
 5-1 Bandaijima, Niigata City
 951-0078, JAPAN
 tel 025-290-5545 (代表)
 fax 025-249-7550
 E-mail webmaster@erina.or.jp
 ホームページ(URL)
<http://www.erina.or.jp/>

発行日 2003年6月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載